

日本における  
図書館目録法の標準化と  
目録理論の発展に関する研究

志保田務著

学芸図書株式会社

日本における図書館目録法の標準化と  
目録理論の発展に関する研究

志 保 田 務

学芸図書株式会社

**A Study of the Standardization of Cataloging and  
Cataloging Rules, and  
Development of Theories for Cataloging in Japan**

**SHIHOTA, Tsutomu**

## は し が き

本論文を著すにあたり、全面的にご指導を賜った植松貞夫博士（筑波大学附属図書館長）にお礼を申し上げます。先生には、この研究に至る経緯を記すこと、及び先行研究についての書誌を自身の論文に先だって挙げること、図書館における開架制の採用と目録の関係の位置づけをすることなど、具体的なご指示を頂戴しました。筑波大学・石井啓豊先生には論文構成法、目録技術論につき、同・山本順一先生にはアドミニストレーションの考察・表現法と論文構成について深甚のご教導を頂きました。また、石塚栄二、岩猿敏生、岩下康夫、上田修一、海野敏、大城善盛、影浦峽、河井弘志、川崎良孝、北克一、阪田蓉子、志村尚夫、洪川雅俊、高鷲忠美、谷口祥一、常盤繁、戸田眞一、高野彰、谷口敏夫、永田治樹、根本彰、平井祥雲、古川肇、丸山昭二郎、緑川信之、薬袋秀樹先生には御高著から大きな刺激を受けました。共同研究、共著などのご縁が深い、出沢茂、井上祐子、上田格、小野泰昭、坂本博、芝勝徳、杉本節子、田窪直規、谷本達哉、藤間真、遠山潤、中林隆明、中村恵信、西岡清統、西田文男、野口恒雄、平井尊士、前川和子、三浦整、水田登、向畑久仁、山野美讚子、吉田憲一、吉田暁史氏に深く感謝いたします。末筆ながら、故人となられた天野敬太郎、鮎沢修、岩淵康郎、小野泰博、木原通夫、黒木努、後藤純郎、服部金太郎、原田勝、間宮不二雄、森耕一、山田常雄、横井時重、吉田政幸先生の学恩に深甚の感謝を捧げます。また、ここにお名前を記し得ていない多くの方々、ことにデータ収集、校正、出力をお助け戴いた知友、学生諸子の恩寵に深謝申し上げます。

なお本書は桃山学院大学総合研究所の出版助成を得て出版します。便宜を与えられ、お手続きの労をとられた各位にお礼申し上げます。

2005年4月

志保田務

## 抄録

目録は、館種を問わずすべての図書館において、所蔵する資料の管理のための装置としてはもとより、利用者の資料利用と検索を助けるツールとして、その確固たるレーズンデートルを有する。この目録の編成，作成には目録法，目録規則が必要である。目録は目録規則として標準化されることによって，図書館サービス，特にその書誌サービス上に他館との連携を生み出し，ひいては，広く文献世界における書誌コントロールを有効に現出する。本論文は近代日本における目録に関して，目録法，目録規則の標準化を史的に掌握し，目録理論の進展について考究した。

近代日本の目録規則には，日本伝統の書誌記録法と，近代世界を支配する西洋流の目録基準との相克があった。その第一は，1930年前後の基本記入論争である。第二は，1950年代半ばから1970年代にかけて論議された結果，西洋目録規則の大勢である基本記入方式を退けて「日本目録規則」に非基本記入方式が導入されたことである。第三は，1980年代以降「日本目録規則」が目録記述の単位として書誌単位を採用したことである。以上の第一から第三を総括して1940年代から1980年代までの「日本目録規則」の各版に二種のパターンが交互に採用されていることを発見した。これについて本論文第一部においては史的に，第二部においては重要事項の個別検討と，この事項間の関係付けによって論及する。これは目録法研究及び目録理論研究において未踏の領域であり，本稿は独自性に立つ分析と確信して結論に至る。

ここで，当研究の対象とする目録の種類について確認しておく。目録には，主題目録と記述目録の両領域がある。世界の目録史上，主題目録の一つである分類目録が主流であり，日本の書誌の伝統，および近代初期の目録においても分類系の書誌記録法が大勢を占めていた。しかし開架システムが進行するなか，近代図書館では音順の目録，記述目録が中心となった。西洋では著者目録に中心が移り，日本においては書名目録が中心となった。その後の時代には，主題目録もその目録手法に論理化が見られ，辞書体目録における件名目録を代表として，その充実を見せるが，史的検討を基本とする本研究においては，近代図

図書館の確立期に主流となった書名目録，著者目録を構成要素とする記述目録（法）のそれに集中する。

「まえがき」では研究の意義，研究にかかる経緯等について記し，本研究の独自性を確認する。

「1 この研究の意義目的」においては，下記の三点を“意義”として記している。第一に，標準目録規則の成立が近代図書館の確立，進展に大きな役割を果たし，それが書誌コントロールに関し顕著に機能したことの把握を意義とする。第二に，標準目録規則成立の要件を明示して，国レベルの目録規則を検討し，標準性の要件を如何に充足したかについて分析したことを意義として挙げる。第三に，国内の近代目録に関する主要な論争について検討し，これらが標準目録規則の進展・方向転換にもたらした影響，効果を指摘したことを意義とする。上記“意義”のうち第三で採り上げた非基本記入方式は世界の目録規則史上特筆すべきものであり，他の国，特にアルファベット以外の文字を用いる国においても適用されるに足るものであることを指摘した。

「2 本研究にかかる経緯」においては，筆者がこの研究に至った経緯を記す。筆者の，年数だけは永い目録規則研究行動とその経過を記し，その研究の積み重ねが，ささやかながらこの分野の研究史の一端を担ったのではないかとの自負を示した。

「3 先行研究書誌」においては，前記“研究の意義”を明白にする目的で，先行研究についてその概要を整理し，先人の研究を渉猟する。それら先学が時代的限界から記すにいたらなかったことなど，この分野においてなお研究の余地が残されていることを確認した。本論文はそうした余地の部分埋めようとするものである。なお，そこにおいては，当論者自らの過去の関係論述を併せ示し，それらに比して当論文がいかなる知見を加えたかを示す。

「序説」においては，図書館サービスの進歩と目録の機能，書誌コントロールと「目録」，標準目録規則成立のための条件について論を展開する。

「1 目録法目録規則研究の目的」は、目録及びそのための基軸である目録規則の標準化が、近代的図書館サービス展開のために不可欠であったことを明らかにした。また目録規則策定の実際においては、国内事情（国字問題など）への顧慮と国際標準の尊重という相克があり、図書館サービスの発展にそれがどのようにかかわったかを問う。また日本の目録規則が20世紀末に到達した非基本記入方式、書誌単位という目録様式がアルファベット以外の文字を常用する国の目録、目録規則に影響をもちうるか否かを問う。

「2 図書館サービスの進歩と目録の機能」においては、各論の展開に先立って図書館と目録の関係について述べる。また、近代図書館における目録法、目録規則の標準化の意義等について記す。なお、この項における用語および論及の基盤（たとえば“目録規則の標準化”など）は、現代日本の標準目録規則である『日本目録規則1987年版 改訂2版』（日本図書館協会 2001年）における記述（下記）と基軸を同じくしている。すなわち特定の目録の編成には目録規則が必要であるが、それぞれ図書館の目録が別個の目録規則に従っているかぎり、利用者がこれらを共通に利用することは困難である。この点を解決するためには共通の目録規則を設定することが望ましく、一館の枠を越えた標準化が要請される。特に総合目録の編纂が提唱されて以来、この傾向は強くなった。（同書 p.2, 序説 2）標準化の必要性）。なお『日本目録規則1987年版』（1987年）及び『日本目録規則1987年版改訂版』（1994年）においても、全く同じ規定がある。本稿においても、上記と同様の認識で論述する。

「3 書誌コントロールと「目録」：技術としての目録の機能」においては、“目録規則”という視点から近代図書館の書誌コントロールについて考察している。目録規則標準化の達成度をメジャーとして、図書館目録規則の到達段階を計るものである。

「4 目録メディアの進化と目録規則の進展」においては、近代目録規則の成立時以後の、目録の形態的種別（冊子目録、カード目録、機械可読目録など）と機能的種別（主題目録、記述目録など）について確認し、近代日本の図書館目録規則検討のための準備とする。

「5 標準目録規則成立のための条件」においては、「序説」のまとめとして、標準目録規則の成立条件を探る。ここで得る“条件”は、本文第一部において扱う近代わが国における諸目録規則について、その標準化達成に関する判断枠となる。本文全体の末章、結論において日本における目録規則標準化の達成と成果を確認する。

〔本文〕は、当論文の中心としての「第一部」、「第二部」、「結論」から成る。

〔第一部 日本における標準目録規則の沿革〕においては

〔1 標準目録規則成立の前提〕

標準目録規則策定の歴史を追う。19世紀後半、西洋の図書館界において標準目録規則策定への歩みが始動し、世界の多くの国で全国的統一目録規則がまとまり、さらに国際的な目録原則、書誌基準へと結集して行った。日本においては19世紀末に日本文庫協会（のち、日本図書館協会）の設立総会で、目録規則の立案が発議され、その一年の内に策定を終えた。このときをもって日本の標準目録規則策定史が始まると見なすか否かについては議論のあるところである。本論者においてもその検討を行い、否定的立場をとる。

〔2 標準目録規則の策定〕

前記・日本文庫協会策定の日録規則のほか、日本図書館協会が策定した全目録規則の規則概要を捉え、各規則成立前後の状況、関係の日録規則を巡る議論を把握したうえ本論者の論評を記す。論述の対象としているのは以下の各目録規則である。

日本の伝統的な書誌においては、分類目録的な記録スタイルが採られた。そうした書誌においては各記入の冒頭に書名が記された。近代初期わが国図書館は冊子目録を採用し、上記の伝統的な書誌記録法に従い分類目録を編成した。当時日本の図書館の大半は、各分類内を書名によって音順に排列（例えばイロハ順）した。やがて、日本の図書館界は純粋な音順目録の方が利用者にとって便利であることに気づき、書名目録が主流となる。そうなった要因は分類目録

の下で、各記入の冒頭に書名が記されていたことにあると考える。他方洋書に関しては、主として米国図書館協会簡略目録規則にならった著者基本記入方式の目録法が採られた。

〔2—1「和漢図書目録編纂規則」日本文庫協会編 1893年〕

これは書名基本記入方式を採用し、和漢書に関する日本最初の標準目録規則とみなされている。しかし上記の点について論者は疑問を呈する。それはこの目録規則が制定された1893年から約7年後に、『図書館管理法』（第2版 1900年）の附録として初めて一般に公表されたことによる。

〔2—2<和漢図書目録編纂概則>日本図書館協会編 1910年〕

上記1893年の目録規則は1910年に改訂された。同様に和漢書用の目録規則であるが、旧版に比して整った規則と見ることができる。また『図書館雑誌』8号に発表されており、その点での標準性は明らかであると言えよう。

〔2—3「和漢図書目録法」日本図書館協会編 1932年〕

昭和期に入りわが国図書館界では、“和洋統一”目録規則の“制定”を求める動きが激しくなった。1932年日本図書館協会目録委員会は新しい目録規則を策定し、『図書館雑誌』26(4)に発表した。同規則は、書名基本記入と、著者基本記入を平行規定している。目録規則がこうした内容で改訂されたことは、著者基本記入論に立つ論陣の側に不評をかい、わが国図書館界にいわゆる主記入論争（基本記入論争）が起こった。著者基本記入論の立場からは、この規則は正式に策定されたものと認められず、その結果、「和漢図書目録法」は「案」または「委員会案」という語を付して呼称された。そこにこの規則が標準目録規則たり得るかとの疑問が存在する。

〔2—4『日本目録規則1942年版』青年図書館員連盟編 間宮商店 1943年刊〕

1927年に結成された青年図書館員連盟は、和洋書に適用できる著者基本記入方式の目録規則の策定を画した。したがって、同連盟の会員の多くは書名基本記入併記で策定された前記「和漢図書目録法」を厳しく批判し、主記入論争のリーダー的団体となった。1943年同連盟は『日本目録規則1942年版』を発行した。和書、洋書いずれにも適用される“統一目録規則”である。これは一民間

団体の策定，発行した目録規則であり，その点において標準目録規則としての位置付けは弱かった。だが，次項に見るように，第二次世界大戦後わが国の標準目録規則の基盤に取り入れられるものとなった。

〔2—5『日本目録規則1952年版』日本図書館協会編 1953年刊〕

日本図書館協会の手になる最初の『日本目録規則』（NCR）である。この規則の策定は，米国 SCAP の図書館使節 R. B. Downs の勧告（ダウズ報告）に基づき青年図書館員連盟の『日本目録規則1942年版』にならって策定された。主として和漢書に適用されるものとなったが，洋書に対しては R. B. Downs の推奨によって米国図書館協会著者書名目録規則と米国議会図書館記述目録規則を適用することになった。

結果“和洋書統一目録規則”の原則は採用されなかった。日本図書館協会は〔目録法策定〕実行委員会（岡田温委員長ほか六名）を設置し1948年8月その最初の会合を開いた。この実行委員会のはち「目録委員会」と改称し「目録委員会報告」を『図書館雑誌』1951年1月号（第一回報告），9月号（第二回報告）に発表した。その内容は委任した20数名の諮問委員に諮り決定された。これはそれ以前のわが国の目録規則に比して公開性を強めたものと言える。ただし青年図書館員連盟の『日本目録規則』を「日本目録法」と称するなど，短期間での策定による不十分さも残した。

〔2—6『日本目録規則1965年版』日本図書館協会編 1965年刊〕

この目録規則は International Federation of Library Associations（国際図書館連盟：IFLA）の International Conference on Cataloging Principles（国際目録原則会議：ICCP）が1961年パリにおける会合において議決した国際目録原則に立脚している。日本図書館協会目録委員会は1961年春，1963年春の二回にわたる目録法研究者全国会議を持ち，目録専門家による討議を行った。これによってこの目録規則の公開性は証明されると言えよう。これらの結果を含んで「日本目録規則1963年版原案」，「日本目録規則1964年版（案）」を発表した。そして1965年5月25日『日本目録規則1965年版』として確定，発行した。国際性を重視し，重厚な規定で構成された和洋の資料双方に適用される標準目録規則で

あり、国際的な原則に沿った基本記入方式である。これらによってこの目録規則の標準化は成っていると認められる。しかしこの目録規則に対しては簡易目録法を志向していた公共図書館その他から複雑で実用に難渋するとの批判、不満が呈された。このことが次世代の「日本目録規則」の方向を定める転換、転機をもたらしたとすることができる。

『日本目録規則1952年版』の時代から基本記入方式に対する疑問が多く、図書館員によって示され、1960年前後から記述独立方式と後に称される非基本記入方式の目録法を支持する主張が強くなされた。非基本記入方式は、横井時重、遠藤英三などによってその主張が始まるのであるが、森耕一は1955年、論文「標目と記述の分離」によって理論化した。その方式のちに記述独立方式と称された。日本図書館協会目録委員会は、こうした非基本記入方式を軸として採用し、その方式を“標目未記載ユニット・カード方式”さらには“記述ユニット・カード方式”と称した。

「2—7『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会編 1977年刊」

図書館協会目録委員会は『日本目録規則』の新しい版を1977年12月に刊行した。この規則は、International Standard Bibliographic Description (ISBD: 国際標準書誌記述)の書誌要素、記述順序を導入し、準備期には“日本標準書誌記述”として立案された。この延長線上に“標目未記載ユニット・カード方式”として全国会議で検討されたが、最終的には“記述ユニット・カード方式”と命名された。同目録規則は一目録記入(カード)に一物理単位の記録対象資料を記述することを規定し、明治期以降に刊行された和図書を対象とした。

これらの点は同目録規則の限界性と見ることができる。この規則の名称には“予備版”との断りが付いているが、Japan/MARCや日本全国書誌における目録記入作成コードにも使用された。またその策定に関して日本図書館協会による「整理技術全国会議」が八年間に亘って六回開かれ、その議事録は『図書館雑誌』に発表された。以上の諸点は、同目録規則の標準目録規則たることを表していると考えられる。しかし公開議論に参加した国内の団体名や目録委員以外の個人名、参考とした目録法などは同目録規則内の目録委員会報告に記されてい

ない。他の「日本目録規則」諸版と異なる点である。前述“限界性”以外の同規則にある特徴、特に非基本記入方式は以後の「日本目録規則」諸版上に継承されている。

〔2-8『日本目録規則1987年版』日本図書館協会編 1987年刊〕

1987年、日本図書館協会目録委員会は「予備版」と称していた旧版を改訂し標準目録規則として『日本目録規則1987年版』を出版した。図書および図書以外の資料への適用を意図し、同時に機械可読目録にも適合するよう図ったものである。目録規則の方式名は“記述ユニット方式”と変更された。しかし非基本記入方式を継続した。また、一書誌的記録として記録する記録対象の単位を「書誌単位」と定めた。以上のポイントは旧版を改善したものと考えられる。さらに International Standard Bibliographic Description（国際標準書誌記述：ISBD）との合致が内容全体にわたって実現されており、“ISBD 区切り記号法”が、言語や資料の種類を問わず全資料に適用されるものとなった。これらの特徴点は以後二つの改訂版にも維持されている。しかし第I部（記述）に三つの空白の章（第8、第10、第11）を残した。

〔2-9『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会編 1994年刊〕

この版は、旧版における三つの空白（準備中）の章（静止画像、第三次工芸品・実物、非刊行物<文書・手稿を含む>）について規定した。ただし、いくつかの章の名称、章の順序が変更された。これらは、ISBD や『英米目録規則第2版』（AACR2）の改訂方向に合わせたと見られる。

〔2-10『日本目録規則1987年版改訂2版』日本図書館協会編 2001年刊〕

日本図書館協会目録委員会は、2001年、NCR 第9章の「コンピュータファイル」を「電子資料」に変更した。ISBD（ER）に合わせた改訂である。これは非パッケージ型の電子資料をも扱おうとするものである。

〔3 日本の標準目録規則に対する総合的検討〕

日本における以上10の目録規則は、次のように区分できると考える。

①書名基本記入方式の目録規則

2-1「和漢図書目録編纂規則」（1893年）：その討議、記録、公表において

不十分さがあり、規則名自体も安定していない。標準目録規則の要件を些か欠いたと見る。

2-2 「和漢図書目録編纂概則」(1910年) : 諸手続きの面において充足度があり、わが国最初の標準目録規則と考えられる。

2-3 「和漢図書目録法」(1932年) : “著者書目”をも規定したが、それは第二の基準であり書名基本記入方式の目録規則と見る。“目録規則”としての成立そのものに疑問が投ぜられ多々「案」の文字を付して論じられる。

### ②著者基本記入方式の目録規則

2-4 『日本目録規則1942年版』(1943年) : 私的団体が策定し戦中期で実用も進まなかったが、2-5 『日本目録規則1952年版』(1953年)の母型になったことで標準目録規則の実質を具有するものと見る。

2-5 『日本目録規則1952年版』(1953年) : 日本図書館協会が編纂した最初の著者基本記入の「日本目録規則」である。

2-6 『日本目録規則1965年版』(1965年) : 正面から国際化を実現した日本最初の標準目録規則である。

### ③非基本記入方式の目録規則

2-7 『日本目録規則新版予備版』(1977年) : この規則によれば物理単位で記録を作成される。“予備版”との名称であるが日本全国書誌, Japan/MARC がこれに従っており標準目録規則の実質を得たと見る。

2-8 『日本目録規則1987年版』

2-9 『日本目録規則1987年版改訂版』1994年 書誌単位での記録を行う。

2-10 『日本目録規則1987年版改訂2版』2001年

#### 「第二部 目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に」

この“第二部”においては、目録規則の標準化過程で主張された種々の目録規則を巡る議論のうちから、“主記入論争(基本記入論争)”, “「日本目録規則」諸版に見る2パターン”, “記述独立方式と森耕一”, “書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義”を取り上げた。特にそれらの議論における主たる

論者、背景などについて検討し、それらの議論が新たな標準目録規則の策定を促したことに考察する。

### 「1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版」

別名“基本記入論争”ともいわれる論争について考究する。これは和漢図書目録法〔案〕(前記2—3 日本図書館協会〔委員会案〕1932年)が、書名書目と著者書目の両者を規定した中間的な目録規則であったことから発した論争である。伝統的な書名主記入論者と西洋流の著者主記入論者との対立によって生じた日本における最も激しい目録論争の一つであった。これらの議論について検討、論述した。この論争の結果、著者基本記入方式が導入され『日本目録規則1942年版』が成立したことを述べた。この後「日本目録規則」の五つの版に二つの異なるパターンが交互に採用された。国内事情重視か国際的標準化重視かによって、目録規則は約10年ごとに入れ替わっている。そこに見る日本図書館界における目録観、目録策定意識の動きについて考察し、標準目録策定におけるデモクラティックな合意の必要性を把握した。なお上記の主記入論争で著者主記入論側が一方的に“勝利”を宣言したことが後、1970年代に議論の逆転を呼んだことを発見した。またこの章では、“日本目録規則”諸版に見る2パターン”を把握した。

### 「2 記述独立方式と森耕一」

“記述独立方式”と、同方式の理論化に関して中心的存在であった森耕一の目録論について追究した。この目録方式は、現行の目録規則にも採用されている“記述ユニット方式”の基となったと見る。先述の“主記入論争”後、主流であった著者基本記入論が後退するという事態が起こったことを確認した。

### 「3 書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」

『日本目録規則1987年版』に採り入れられた書誌単位を中心に、書誌レベル及び書誌階層に関する国内における議論の蓄積の意義に論及した。なかんずく「3—6目録における相対性」では、この目録法が、本章「書誌記録の単位・レベルの議論」につながるものとして把握し、“相対目録法”の概念を定義する。これは、アクセス・ポイントに相対する目録記述を構成・表示しようとする。

る目録法であることを指摘した。これによって“相対目録法”概念が、元来「記述独立方式」の根幹を形成する非基本記入方式の原理に対して与えられたものであることを確認する。

#### 「4 電子化時代の目録法理論：瞥見」

書誌記録に使用されるメディアの変化と目録規則の発展の相関について目録規則の研究を通じて考察する。

#### 「結論」

全体の「結論」であるこの“部”では本論文の締めくくりとして次のことを記す。

「1 目録法，目録論の現在と未来」では，目録規則，目録理論の将来を論じた。

「2 将来の目録・目録規則：目録研究の方向性の確認」においては，本稿が追究の主対象とした日本の目録規則，目録理論の特異性を把握したことを確認するとともに，現代における目録論，特に“衰退論”に対する検討を行い，目録の将来性について考究した。また結語では，目録規則標準化の歴史と日本における各種目録論を把握，分析したこと，進展は緩慢であったが特異な到達点を得た日本の標準目録規則が，国際性，将来性を有し得ることの確認。

#### 「3 まとめ」

「3-1 本論文における発見」については，下記を記した。

「序説」関係では次の点を発見としている。

- ①近代黎明期日本の代表的図書館の活動展開には標準的な目録の具備が肝要で，目録編成上に標準目録規則の策定は図書館界で最大のテーマの一つであったこと。
- ②日本文庫協会設立（1892年）の最大目的は目録規則策定にあったこと。
- ③標準目録規則の要件を明示したこと。

「第一部 日本における標準目録規則の沿革」関係では下記を発見とする。

「1 標準目録規則成立の前提」では、序説の③で確認した“標準目録規則の要件”を近代日本における国レベルの各目録規則に当てはめ、その要件が如何に充足されたかについて検討、把握したこと。

「2 標準目録規則の策定」では、“和漢図書目録編纂規則”が名称的に不安定であることを指摘した。“和漢図書目録法”に関してはそれが目録規則としても不成立であることを指摘した。『日本目録規則新版予備版』に関してはその名称には「予備版」とあるが、それが“新方向”を示すための表現であり、同規則が全国的、標準的に使用されるべく策定された目録規則であることを把握した。

「3 日本の標準目録規則に対する総合的検討」では、日本における計10の目録規則が3種に区分されることを指摘した。

- ① 書名基本記入方式の目録規則（2—1， 2—2， 2—3）
- ② 著者基本記入方式の目録規則（2—4， 2—5， 2—6）
- ③ 非基本記入方式の目録規則（2—7以下）。さらに下記に2分されること。

物理単位で記録する方式（2—7），書誌単位で記録する方式（2—8， 2—9， 2—10）

「第二部 目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に」関係における発見としては下記がある。

「1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版」において、標準目録策定における論議、合意の必要性を把握した。また同“論争”のしこりが1970年代における非基本記入方式の採用、いわば逆転を呼んだことを発見した。また「日本目録規則」諸版のあいだに二つのパターンが存在することを指摘した。

「2 記述独立方式と森耕一」では、『日本目録規則新版予備版』（1977年）が採用した非基本記入方式に基盤的理論を供した「記述独立方式」と同方式の命名者・森耕一が、自身相対目録法の発見者と称することに対して、疑義を投じた。なお非基本記入方式は、相対目録法とし

て今後の目録規則において重要な概念であることを示した。以上が第二部における発見である。

「3 書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」は、『日本目録規則1987年版』が採用した当該概念を綿密に総括したもので、それらの論及は“発見”という次元とは別のところにおいて評価されるべきものと考ええる。

「結論」では下記のことをあらわした。

- 1 目録法，目録論の現在と未来：目録衰退論とその超克
- 2 将来の目録・目録規則：目録研究の方向性の確認
- 3 まとめの3—1は“発見”に関する記録そのものである。

「3—2 結語」では次のことを記した。

日本の近代図書館における標準目録規則について、まずその成立に関して条件を設けその充足如何を軸に考察した。そこにおいては日本文庫協会の設立が大きな要素であったが、のち名称変更した日本図書館協会においても、伝統、支配勢力等への癒着が強く、和書に関する目録規則の国際化は進まなかった。この流れのなか1930年代に青年図書館員連盟を中心に、“主記入論争”が起こった。しかしそのステージにおける“著者主記入論”主張者側の拙速な“勝利宣言”は、のちに主記入（基本記入）そのものの後退原因（日本における）を導いたと思考される。1960年代後半から1970年代にかけて新設が相次いだ日本の公共図書館界においては、目録の作成、維持など整理業務にかかる労力の軽減が求められた。その線に沿って、和書を対象に非基本記入の目録方式『日本目録規則新版予備版』（1977年）が策定された。この非基本記入方式に『日本目録規則1987年版』は、書誌単位概念を加えた。21世紀に入ってもその形のもとで改訂を行っている。非基本記入方式、書誌単位概念に通底する目録法上の概念は、多様化する電子資源の目録記録法上に活かされるものと評価する。基本記入に基づいて作成した書誌レコードよりも非基本記入方式のほうが効率がよいと思考する。非基本記入方式の目録規則はアルファベット以外の文字を常用する国の目録、目録規則に影響をもつと考える。「日本目録規則」は和書中心

（簡易，国内事情重視）と洋書にも対応（重厚，国際化重視）という二つの型を交互に現出した。これは目録（規則）議論へ一般図書館（人）が参加したことと関係がある。機械可読目録の普及で『日本目録規則1987年版』以降こうした現象は停止したと見る。目録規則上2パターンが交互に変わるという過去の現象は，旺盛な目録論議の存在によってもたらされたものとする。こうした開かれた議論，いわばデモクラシーは，標準目録規則成立のための最終的な要件であり，今後の目録規則改訂においても不可欠なものと結論する。

#### 付・近代図書館における標準目録規則年表

最後に近代日本の標準目録規則を中心とした年表を付した。これは，簡略ではあるが，本論文の記事に関する静的な補記とする目的を有する。

## 目 次

## はしがき

抄録 (和文) .....	3
---------------	---

## ま え が き

1 この研究の意義, 目的 .....	21
2 本研究にかかる経緯 .....	23
3 先行研究書誌 .....	31

## 序説

1 目録法, 目録規則研究の目的 .....	41
2 図書館サービスの進歩と目録の機能 .....	43
3 書誌コントロールと「目録」: 技術としての目録の機能 .....	45
4 目録メディアの進化と目録規則の進展 .....	48
5 標準目録規則成立のための条件 .....	50

## 第一部 日本における標準目録規則の沿革

1 標準目録規則成立の前提 .....	55
1-1 伝統的な書誌記録法の存在 .....	55
1-2 国際的な目録規則モデル .....	56
1-3 国立図書館, 指導的図書館と, その冊子目録の編纂, 刊行 .....	57
1-4 標準目録規則策定のための機関 .....	59
2 標準目録規則の策定 .....	64
2-1 「和漢図書目録編纂規則」日本文庫協会編 (1893年) .....	64
2-1-1 目録規則の策定過程と規則内容 .....	64
2-1-2 評価 .....	68

2-2	「和漢図書目録編纂概則」日本図書館協会編（1910年）	72
2-2-1	目録規則の策定過程と規則内容	72
2-2-2	評価	74
2-3	「和漢図書目録法」日本図書館協会編（1932年）	77
2-3-1	目録規則の策定過程と規則内容	77
2-3-2	評価	79
2-4	『日本目録規則1942年版』青年図書館員連盟編 問宮商店 1943年刊	85
2-4-1	目録規則の策定過程と規則内容	85
2-4-2	評価	88
2-5	『日本目録規則1952年版』日本図書館協会編 1953年刊	93
2-5-1	目録規則の策定過程と規則内容	93
2-5-2	評価	94
2-6	『日本目録規則1965年版』日本図書館協会編 1965年刊	96
2-6-1	目録規則の策定過程と規則内容	96
2-6-2	評価	97
2-7	『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会編 1977年刊	100
2-7-1	目録規則の策定過程と規則内容	100
2-7-2	評価	102
2-8	『日本目録規則1987年版』日本図書館協会編 1987年刊	105
2-8-1	目録規則の策定過程と規則内容	105
2-8-2	評価	107
2-9	『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会編 1994年刊	110
2-9-1	目録規則の策定過程と規則内容	110
2-9-2	評価	112
2-10	『日本目録規則1987年版改訂2版』日本図書館協会編 2001年刊	

.....	116
2—10—1 目録規則の策定過程と規則内容 .....	116
2—10—2 評価 .....	119
3 日本の標準目録規則に対する総合的検討 .....	121

## 第二部 目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に

1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版 .....	127
1—1 目録規則策定における協議の重要性 .....	127
1—2 主記入論争（基本記入論争） .....	128
1—3 「日本目録規則」諸版に見る2パターン .....	130
2 記述独立方式と森耕一 .....	132
2—1 森耕一と目録（法）研究 .....	132
2—2 記述独立方式の理論化と実践 .....	133
2—3 森耕一のグループによる非基本記入方式の目録規則策定 .....	135
2—4 非基本記入方式における森耕一の立場 .....	137
2—5 記述独立方式の“発見”と周辺事情 .....	138
2—6 「日本目録規則」への非基本記入方式導入と森耕一 .....	140
3 書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義 .....	142
3—1 「書誌レベル」：その概念 .....	142
3—1—1 「書誌レベル」概念の成立 .....	142
3—1—2 目録規則に「書誌レベル」を組み込む .....	143
3—1—3 書誌単位，書誌レベル，書誌階層：概念の定義 .....	143
3—2 「書誌単位」概念の揺籃期 .....	144
3—2—1 書誌レベルに関する文献目録の考察 .....	145
3—2—2 1960年前後の「書誌的単位」 .....	145
3—2—3 1970年代の書誌記録観 .....	149
3—2—4 1980年代，書誌階層論議はじまる .....	149
3—3 図書館資料は物的な単位で扱われる .....	153
3—3—1 物理単位を軸とした目録規則：（『日本目録規則新版予備版』）	

.....	153
3-3-2 物理単位を軸とした目録規則への批判	154
3-3-3 物理単位の記録は不要か 必要な場合の処理方法	156
3-3-4 物理単位を書誌レベルの記録のもとに記録する	157
3-4 記録のレベル	160
3-4-1 記録対象：その規定	160
3-4-2 書誌単位に基づいて記録する	162
3-5 書誌単位をめぐる諸種の単位：特に著作単位について	165
3-6 目録における相対性	171
3-6-1 記述独立方式論者における「相対性」	171
3-6-2 著作，書誌記述に見る相対性	171
3-6-3 1980年代の書誌単位論を振り返って	172
3-7 新世紀へ，20世紀末から	174
4 電子化時代の目録法理論：瞥見	179

## 結論

1 目録法，目録論の現在と未来	187
1-1 目録は衰退するか：図書館員による目録作成の減少の現実	187
1-2 目録規則の衰退論とその超克	188
1-3 目録研究の衰退論とそれに対する反論	189
2 将来の目録・目録規則：目録研究の方向性の確認	191
3 まとめ	195
3-1 本論文における発見について	195
3-2 結語	198

<初出記録>	203
<英文抄録>	206
附・近代図書館における標準目録規則年表	221

# まえがき

## 1 この研究の意義, 目的

本論文の意義は、序説において、標準目録規則の成立が近代図書館の確立、進展に大きな役割を果たし、それが書誌コントロールに関して顕著に機能したことを把握した点にある。次いで第一部において、標準目録規則成立の要件を明示して、国レベルの目録規則を検討し、標準性の要件を如何に充足したかを分析したことである。さらに第二部において、国内の近代目録に関する論争から主要なものを厳選し（1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版, 2 記述独立方式—非基本記入方式, 3 書誌記録の単位・レベル論）、これらが標準目録規則の進展・方向転換にもたらした影響、効果を指摘したことを挙げる。第二部における“効果”のうち「2」と「3」は世界の目録規則史上特筆すべきものであり、他の国、特にアルファベット以外の文字を用いる国においても適用されるに足るものであることを論証する。同時に、これらの効果は今後の目録規則においても重要性を失うことなく長期にわたって維持されることを主張し、これをもって意義のまとめとする。

まず、日本近代図書館の目録規則について史的に把握し分析する。次いでこれらに関する論説を検討する。わが国図書館界においては図書館目録（以下、「目録」と略）あるいは目録規則に関する議論が種々戦わされた。論議の核は、和漢書に対して西洋流の著者主記入方式を採用するか、日本流の書名主記入方式を採用するかにあった。初期には日本における書誌の記述法の伝統に従って書名主記入方式が採用された。その後、論争が多発し、20世紀半ばには、日本図書館協会は著者基本記入方式を採用した。しかし日本の国字（用字）事情に変わりはなく、標目は漢字中心に記載され、排列は漢字ではなく“かな”を基盤に行われるという二階建て馬車（ダブルデッカー）の形をとっていた。そうした形に疑問を呈する図書館員、図書館学研究者が現れ、非基本記入方式を主張した。幾多の論議を経て1977年12月に日本図書館協会はこの非基本記入方式を

採用し、以降「日本目録規則」はこの方式を継続している。これは Japan/MARC にも採用された。本論文はこうした相対的な形で記録する目録方式が、今後の電子資源の目録記録法においても基本的な概念として活かされるべきことを主張する。また、この論議がアルファベット以外の文字を常用する国の目録、目録規則に影響を及ぼすことを主張する。以下各部の意義について詳述する。

序説 においては、図書館活動上「目録」が不可欠の要素であること、さらに図書館ネットワーク形成のためには参加図書館群における目録記入の標準化が不可欠であり、目録記入の標準化には共通の目録規則の策定が肝要なことを把握確認する。第二次世界大戦前日本の図書館に総合目録が不備であったのはこれらの欠如によるものであり、現コンピュータ時代においても共通の目録規則の存在がネットワークの基盤条件であることを指摘する。次にわが国において策定された目録規則に、標準目録規則の成立条件をいかに充足し得たかを検証する。この視座には、図書館協会の会員（個人を含む）、一般図書館（員）の賛同を最終的要件とするところがある。これは目録規則研究史上に新観点を加えようとするものである。

[本体] 第一部に関する意義は、近代日本において全国レベルで策定された目録規則についてその規定内容を確認し、それぞれに対して策定過程および策定後の評価を把握し、先に設定した標準目録規則に関する条件の充足について本論文著者による意見として表したことである。また、公共図書館活動が活発化する時期以降の標準目録規則策定の意味と、それ以前の時期における目録規則の標準化の意味を分けて問う。こうした研究展開は、日本の目録研究史上において採られた研究手法に幾分の観点を付加するものと考えられる。なおこの日本の標準目録規則を列記した本稿第一部は、現代日本の目録規則が採用している非基本記入方式について日本近代の目録規則が曲折を経て到達した高い水準の目録法であることを評価して締めくくり、その方式の中心要素が今後の目録規則へ継承されることを論述する。

[本体] 第二部に関する意義としては、第一部で掌握した目録規則について論議された目録論のうちから、顕著な数項目を採り上げて論評したこと、これ

らの問題を検討の対象に採りあげることそのことが、過去の目録論研究においては脆弱な分野であるゆえ本研究の意義となっており、またこの検討手法は独自性を有するものであると考える。そこにまた意義を主張する。具体的には、まず伝統の書誌記録法対西洋流目録基準の論争が激化して1930年代には“主記入論争”が起こり、その論戦が論理的に決着しないまま1943年（青年図書館員連盟『日本目録規則1952年版』）ないしは1953年（日本図書館協会『日本目録規則1942年版』）には著者基本記入方式が日本の標準目録規則の軸となったことを把握する。1970年代には非基本記入方式の採用があり、現行の書誌単位が目録規則内の基軸に入れられた事実を確認する。上記二件の事象（著者基本記入方式の採用と非基本方式の採用）は対立関係にあるものである。しかし目録論争の活性化によってもたらされたものであること、それは以前の目録様式を逆転して成立せしめられたものであること、この二点において共通する。これらの点は重要な問題であると認識する。また「日本目録規則」はその最初の版（1942年）から1987年までの五つの版が、国際化の重視（重厚な規則）と、国内事情への顧慮（簡略な規則）という対照的なパターンを交互に採用した点を掘り起こす。そしてこのことに目録規則策定に関して現場の図書館（員）の意見や社会的条件が投影された事を評価する。

結論においては、本論文の締めくくりとして、目録規則標準化の歴史と日本における目録論を把握・分析したこと、進展は緩慢であったが特異な到達点を得た日本の標準目録規則、特に非基本記入方式、書誌単位理論が目録規則内に結実したことを中心に、その国際性、将来性について確認する。結語ではその前提として、目録論の現在と未来論をおき、現代における目録論、特に“衰退論”に対する検討を行いその超克を図る。

## 2 本研究にかかる経緯

筆者がこの研究に至った経緯を記すことで、ささやかながらこの分野の史的経緯の一端を示すことができると考える。

論文を所載した雑誌などの巻、号は簡略に表示した。巻と号を有する場合、例えば「第2巻第3号」を2（3）という形とした。表示法は以下一切の記述において同様とする。

以下、本論文の記述全般において、原則として新字体を使用するものとした。ただし、旧字体で記されている目録規則の条項そのものを転写する場合は、旧字体を用いた。

## 2—1 目録規則との邂逅

図書館目録及び目録規則について初めて学んだのは1965年の秋で、『日本目録規則1965年版』（1965年5月25日発行）が教授された最初の年度であった。この講義を天野敬太郎氏から受けた。同氏は『日本目録規則1965年版』策定のための“委員長推薦”の目録委員であり、*International Conference on Cataloging Principles* (ICCP) 国際目録原則：ICCP1961：パリ原則）策定のための予備会議（ロンドン：1958）の日本代表であった。また「日本目録規則」の初版、1942年版を策定した青年図書館員連盟の中心人物であり、同連盟の後身、日本図書館研究会の理事長（1950—1951）をも勤めた人物である。

当時、図書館関係の著作で魅力を感じたのは『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会1963：略称『中小レポート』）である。同書は図書館サービスに関して幾多の斬新な提案を行っていた。その記事のなかに「図書館のあらゆる作業の中で、最も多くの無用な時間と労力を注いできたのは、目録作業であった」とする一節がある（同書 p.142）。この言は私に目録学修上の一つの衝撃であり、キーワードとなった。同年12月、大阪府立大学附属図書館に籍をおくこととなった。

## 2—2 『日本目録規則1965年版』による目録作業への従事、実務上の困惑

1966年春、洋書目録担当となる。当時、日本の大学図書館では印刷カードの利用は進んでおらず一般的に自館で目録記入を作成していた。同大学図書館は、『日本目録規則1965年版』を、洋書用の標準目録規則としても使用することと

なった。Anglo-American Cataloging Rules, 1967 が未だドラフトの状況にあった時期である。『日本目録規則1965年版』による基本標目選定は和洋いずれの資料の場合にも困難であった。特に「会議録」（同版40条）の標目選定は難行した。この頃同じ係の司書、藤沢徳男氏の紹介で日本図書館研究会整理技術研究グループの月例会に参加した。同氏は後に『図書館界』の編集長となっている。

### 2—3 『国際目録原則会議（ICCP）覚書』輪読会への参加

1966年6月末、同研究グループは、IFLA, International Federation of Library Associations, *Statement of principles : adopted at the International Conference on Cataloging Principles (ICCP) Paris, October, 1961, annotated edition with commentary and examples by Eva Verona, London, IFLA Committee on Cataloguing*, 1971, 119 p.（国際目録原則会議の縮約版決定版）の輪読を行っていたが、私はEva Veronaの論文“Literary unit versus bibliographical unit”, *Libri*, 9(2), 1959 p. 79–104（森耕一訳「文献単位と書誌単位」『JLA Information Service, New Series 1(3/4) : 1961, p. 125–141』）と、Texaグループ訳、文責：森耕一「目録原則国際会議の決議に対する意見：特に国内目録法との関係において」（『図書館界』15（4）：1963）を既に読んでいたので、共感を覚えていた。輪読会の中心にあった森耕一氏は「目録の機能についての検討」, 「目録原則に関する検討（1）」（ともに『図書館界』19（2）：1967）など自身の論著を用いて、輪読をリードしていた。

ICCPの第1条では、その原則を採用する主体が大図書館であることを規定し、中小図書館については規定の適用レベルが緩和されている。輪読会はこれをポイントに、日本図書館研究会（日図研）研究大会において「国際目録原則の研究」として同グループの先輩メンバー、前畑典弘氏が発表した。（『図書館界』19（6）：1968）

## 2—4 目録法合理化指向の潮流のなかで

『日本目録規則1965年版』は「国際会議の決議を詳細に検討し（中略）その結果それまでの「日本目録規則」[1952年版]の改訂方針を変更し、標目関係の部分で国際協定の線にそって全面的に書き改めた」としている。重厚な目録規則となっていたが、その目録規則の編集・発行元である日本図書館協会は、他方『中小レポート』（前出，p.142-144）が主張する“目録の簡素化”の線に沿って『整理技術テキスト』（整理技術委員会，もり・きよし責任編集 1964年）を刊行していた。『日本目録規則1965年版』は大図書館を対象とする規則であった。規模の大きくない一大学図書館で重厚な著者基本記入方式に立つ『日本目録規則1965年版』を用いることを命じられ、それに苦しんでいた私の意識は、上記の『整理技術テキスト』に見たような簡易な目録規則へと傾いていった。

1967年初め、整理技術研究グループは“目録思想史”の研究班を作った（『日本図書館研究会の50年』：1996；II「整理技術研究グループ」志保田務 p.71）。その実質は、非基本記入方式である記述独立方式を評価するための活動であった。

## 2—5 「記述独立方式」の目録規則グループ案の検討会と、実務での実行

この目録思想史研究グループへの参加が、目録法研究へ進む端緒となった。“記述独立方式”は同グループの森耕一、石塚栄二両氏が、横井時重氏の先例などをヒントに考案したものであった（森耕一「標目と記述の分離—目録作業の合理化のために—」『図書館界』7（6）：1955など、文献多数）。これは杉原丈夫氏（福井大学）によって“相対目録理論”（「日本目録規則への質問—標目をめぐって—」『図書館雑誌』49（9）：1955）と定義されている。

1968年春、大阪府立女子大学附属図書館に異動した。同館では1967年に着任していた藤沢徳男氏を中心に記述独立方式を採用していた。記述独立方式の正式採用は、大学図書館としてはこれが最初と考える。当時、同館の事務用基本目録が書名目録であり、記述独立方式の原案者とも言える横井時重氏（参照：

横井時重「簡易目録法試案」『日本図書館研究会会報』10号：1949.8, 横井時重「目録法再入門」『図書館界』24(3)：1972)が、大阪府立の大学組織内(工業短期大学図書館)に専任講師として在職中であったことが間接的に影響したものと見られる。藤沢徳男氏の後任となった私は記述独立方式に拠る目録作成業務を行った。

## 2—6 非基本記入方式の目録規則案，整理技術研究グループ案の検討会に参加

1969年日本図書館協会『整理技術テキスト』が改訂された。副書名「簡素化の手引き」の下に目録簡素化を加速する同書と『日本目録規則1965年版』との間に妥協の必要があったようである。

1970年6月日本図書館協会整理技術委員会が「第一回整理技術全国会議」(於：明治大学)を開催。この会議で日本図書館協会目録委員会は「標目未記載ユニットカード[方式]」と称する記述を独立させる方式を提案した。また1971年，国際図書館連盟(IFLA)が国際標準書誌記述単行書用(ISBD(M))勧告案を策定，発表した。前者は，記述だけ(基本標目抜き)でユニット・カード(の原稿)を完成させる我が国最初の非基本記入方式の標準目録規則案であった。後者ISBDは記述のみの規定で，書誌記録が記述だけで一応定着するイメージがあり，非基本記入方式と通底する面があった。上記会議では，同委員会案に対する多数の賛成発言があった(石山洋氏による報告『整理技術通信』13 日本図書館協会：1970)。

1970年9月26日，整理技術研究グループは，記述独立方式による目録規則「図書館目録規則」(グループ案)の策定作業に入った。同年以降，私は日本図書館研究会の研究大会に策定中間案の発表者として臨み，1974年にはこれを一つにまとめて誌上に発表した(『図書館界』26(4)：1974.11, p.109-107)。またこの前後の時期，日本図書館協会が年間一，二度開催した「整理技術全国会議」に前記の目録規則(グループ案)に拠る提案者として出席を要請され，いくつかの提案を行った。私の主張の核は，基本記入方式の否定にあった。1975年の

同会議（第五回）では日本図書館協会が「日本目録規則新版草案」を提案したが、これに対する意見として“国際基準と国内基準の合一と棲み分け，全国基準と中小図書館用の別法採用等”を主張した。1977年12月『日本図書館目録規則新版予備版（日本目録規則新版予備版）』が刊行された。

## 2-7 『日本目録規則新版予備版』（1977年）の研修

1977年4月，大阪府立大学附属図書館へ再異動し，研修関係の責任担当者となった。講師に，石塚栄二，森耕一，山田常雄（岐阜大学・当時），横井時重氏などを迎え，新時代の目録の理解に的をおいた研修会を企画・実施した。また日本図書館協会目録委員会の石山洋委員（当時）を招聘し，早期時点において『日本目録規則新版予備版』（1977年）の説明会を持った。同年度，同館はコンピュータ目録（パンチカードシステム）を採用・移行し，その主管者となったが，翌1978年4月，桃山学院大学社会学部助教授に任用され，大阪府職員を辞した。

当時，日本の目録界の課題は，『日本目録規則新版予備版』と機械編纂化によって利用法が容易化した国立国会図書館（NDL）印刷カードであった。また民間カード，“整理委託”が現れた。これらに関する次の小論を書いた。

「業者カードの現実とそれが提起しているもの」『図書館界』30（1）；

1978.5, p. 6-9p.

「印刷カード事業における国立国会図書館の役割」（我が国における印刷カード事業の史的考察）『図書館界』30（6）；1979, p.233-239

## 2-8 標準目録規則における非基本記入方式の定着へ

「日本目録規則」への非基本記入方式導入は，私の考え方の根幹にフィットするものであったので『日本目録規則新版予備版』についての評価を著した。しかし，この規則のなかには批判すべき一点があった。物理単位の記録法を採用したことである。これに関して以下の論文を発表した。

「書誌記述に関する研究序説：日本目録規則・新版予備版を中心に」『桃

山学院大学人文科学研究』15 (2) : 1979.10, p.133-141

「日本目録規則新版予備版の規則構造に関する研究稿」『図書館界』

33 (3) 1981. 9, p.119-124

また、IFLA (第52回東京) General Conference ; 書誌調整部会目録分科会 (1986) において「非基本記入方式の目録規則：日本目録規則新版の歴史的考察」を高鷲忠美、大城善盛氏と共同発表し、この原稿は米国の専門誌 *Cataloging and Classification Quarterly* 9 (4) ; 1989, p.67-77に掲載された。

1980年代後半には“日本目録規則の本版化”を巡る激しい論戦に加わった。

「日本目録規則本版第2次案批判」(共著)『図書館界』38 (2) ; 1986.7, p.82-92

「日本目録規則本版第3次案批判」(共著)『図書館界』39 (3) ; 1987.9, p.96-99

1989年には、日本図書館学会(当時)の『図書館目録の現状と将来(論集・図書館情報学の歩み;第7集)』に「図書館目録をめぐる国内の動向：目録の機能、目録規則等についての考察」を記した。

「日本目録規則本版」(のち、正式には『日本目録規則1987年版』と称した)における問題点の一つは、『日本目録規則新版予備版』が世界で最初に採用した非基本記入の目録方式を維持できるか、国際的に絶対的多数派である基本記入方式へ回帰するか、という問題である。「記述独立方式」に立つ私は上記の二論文で、非基本記入方式の維持を主張した。今一つの問題点は、『日本目録規則新版予備版』が採った物理単位を維持するか否かということである。「記述独立方式」は物理単位の目録法であるが、私は物理単位を否定し、「日本目録規則本版案」が採用を予定している書誌単位を支持した。

「日本目録規則本版案における書誌階層及び書誌単位規定に対する一考察」  
『整理技術研究』23 ; 1986.12, p.45-53

## 2—9 『日本目録規則1987年版』の評価と“書誌単位”論の推進

「日本目録規則本版」の特徴は書誌階層(書誌単位及び書誌レベル)規定に

ある。これは学術情報センターの目録システム NACSIS-CAT と基軸を同じくするもので、UNESCO Reference Manual に含まれており、永田治樹日本図書館協会目録委員（当時）が国内に紹介していた。『日本目録規則1987年版』成立の当時、書誌階層規定の理解促進のための論文を記した。

「書誌階層関係概念の理解のカテゴリーを求めて」『整理技術研究』24；  
1987.10, p.49-57

## 2—10 『日本目録規則1987年版改訂版』（1994）の評価と“書誌単位”議論の集約

1990年代初頭、書誌単位に関する目録界の理解はまだ不十分であった。その状況下、書誌階層に関する内外の論説を、下記の論文にまとめた。

「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」『TP&D フォーラム シリーズ』I；1992.6, p.4-27

この改訂版については、成立前（の注文）とその後に対する意見を共著で記した。

「『日本目録規則1987年版』以降：新原則に関する管見<改訂版>（1994）を含んで」『TP&D フォーラム シリーズ』V；1996.7（北克一氏と共著），p.49-63

「<日本目録規則1987年版改訂版>への意見と提案：書誌階層構造をはじめとして」『整理技術研究』40；1998.7, p.1-10（古川肇氏と共著）

「続<日本目録規則1987年版改訂版>への意見と提案（上）」『整理技術研究』41；1999.7, p.13-28（古川肇氏と共著）

「続<日本目録規則1987年版改訂版>への意見と提案（下）」『整理技術研究』42；2000.2, p.19-26（古川肇氏と共著）

「<日本目録規則1987年版改訂版>における区切り記号に関する一検討」『整理技術研究』42；2000.2, p.13-18（北克一氏と共著）

## 2-11 目録理論史研究へ

私の目録研究における出発点は、図書館活動と目録法のすり合わせ、具体的には目録の簡素化を主張する『中小レポート』と重厚な規定を持つ『日本目録規則1965年版』への同時的接触、その狭間における記述独立方式との出会いにあった。記述独立方式は『日本目録規則新版予備版』（1977年）以降の軸である非基本記入方式の根幹であり、簡易目録法という以上に相対的目録法という性格を持っている。

私が目録法の相対性に関する研究に着手したのは1980年代半ばである。森耕一氏による上記の「相対目録理論」のまとめを学んだことが動機となった。

「日本目録規則（NCR）における相対機能の研究」『桃山学院大学人文科学研究』25（2）、1990.1、p.125-143

「目録における相対性：コンピュータ目録において」第39回・日本図書館学会研究大会発表1991.10（共同発表）

「相対性の＜発見＞に関する一検討」第41回・日本図書館学会研究大会発表 1993.10

「目録における＜相対性＞の考察稿」『資料組織化研究』44；2001.7（共著）、p.11-22

「機械可読目録（マルチメディア）時代における相対性の研究」第49回・日本図書館情報学会研究大会発表 2001.10（共同発表）

その後、書誌単位論に進み、下記の例に示すように目録規則史、目録（論）を簡単にまとめようとする方向に立った。

「図書館と目録、その関係：この一世紀」『21世紀の図書館と図書館員』日本図書館情報学会研究委員会編（論集・図書館情報学研究の歩み；第29集）日外アソシエーツ、2001.1；p.113-141

## 3 先行研究書誌

日本における図書館目録規則の標準化について総括的に論述した先行研究を

年代順に挙げ、概要を記す。なお、記録した文献は、原則として二以上の日本の目録規則を対象としたものに限定した。また、司書講習科目（「資料目録法」, 「資料組織概説」）に対応した教科書、辞典、ハンドブックの類を対象から除外した。

1962.8 加藤宗厚「Cataloguing and classification of books in Japan」『Ranganathan Festschrifts, vol.1 : Library Science Today』1962.8 <関係部分> “2 Japan Library Association and cataloguing…”, [42 Study of cataloguing”, “6 Cataloguing of Post War Period], 「61 Change of Cataloguing System”.

#### 概要

日本文庫協会の設立時（1892年）から目録編纂規則の策定が重要事であった点および以後の改訂（『日本目録規則1952年版』迄）については日本図書館協会を主軸に概説。戦前の日本においては、大半の図書館が閉架システムをとっており、その出納のために、図書館目録はタイトル基本記入方式に拠る分類目録とタイトル目録を備えていたとしている。その「61」と称する章（上述）に下記の記事がある。

“Most Japanese libraries had been using manual charging system for circulation in the Pre-war Period. So naturally it was common that shelving was fixed arrangement and two kinds of catalogs were furnished for the public. The one was classified catalog according to title main entry and the other was title catalog.”日本の目録規則に関して外国人に向けた概略の解説である。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

時間軸において『日本目録規則1952年版』までを扱うにとどまる。

1962.10 高橋泰四郎「基本記入から見た目録規則の発展」『図書館研究シリーズ』no.7 p.55-91

#### 概要

西洋目録法の紹介と手厚い解説である。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

日本の目録規則の発展についての総括はない（念のために掲示した文献）。

- 1965.7 小林花子 「明治初期上野図書館における目録編纂史稿（上）」  
『書誌学』復刊新1号 p.79-93

概要

「目録の編纂を中心として図書の取扱いについてその変遷をたどる」。

「和漢書籍目録凡例十三條」（東京書籍館 1875年決定）を全転載。  
貴重な内部資料の公開。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

純粹の目録規則史ではない。確認のため示した。

- 1969.3 服部金太郎 「目録法の100年」（特集 図書館の百年）『現代の図書館』7（1），p.26-32

概要

『日本目録規則1965年版』の時期までの日本の目録規則についての論考。「標準目録規則の制定への努力」の把握、分析に力をおいている点で筆者の目的と一致し、先行するものである。明治、大正期のそれに関して厚く、目録規則史的価値が認められる。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

『日本目録規則1965年版』の時期までが対象期間である。

- 1969.7 加藤宗厚「目録とその背景」『私立大学図書館司書研修会報告書』9, 私立大学協会（加藤宗厚『喜寿記念論文集』日本図書館協会 1971.11, p.402-424 所載）

概要

「和漢図書目録法」（1932年）から『日本目録規則1965年版』までを扱う。“和漢書籍目録法案”（和漢図書目録法）、「書名主記入」

論（南論造1933年）、「記述独立方式」（『日本目録規則新版予備版』1977年が実質上倣った目録方式）を批判している。『整理技術テキスト（1963年，1969年）』（日本図書館協会）を強く批判している。本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

「和漢図書目録法」（1932年）より前の目録規則についての言及が希薄である。『日本目録規則1965年版』の時期までが対象期間。講演であり、論文としてのまとまりには欠ける。

1969.8 黒木努「目録規則における和洋統一についての史的研究」『図書館学会年報』15（2），p.97-101

概要

「和漢図書目録編纂規則」から『日本目録規則1965年版』までを扱っている。日本の目録規則における和洋統一問題を追及。主記入論争にも言及。また、日本図書館協会における目録規則に関する公的記録の保存の不備をも指摘している。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

広範に目録規則問題を扱ったものではなく和洋統一問題に集中している。

『日本目録規則1965年版』の時期までを対象期間としている。

1974.11 後藤純郎『分類と目録』（図書館の仕事；8）日本図書館協会

概要

「和漢図書目録編纂規則」から『日本目録規則1965年版』までを扱っている。目録規則史，目録論いずれに関しても重厚な研究書である。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

『日本目録規則1965年版』の時期までを対象期間としている。

1978.12 志村尚夫『目録学序説：原理と事例からのアプローチ』学芸図書

概要

「第Ⅱ部 目録法の歴史<第6章 わが国の目録の変遷>」p.116-135。「和漢図書編纂規則」,「和漢図書目録法」案をまとめて論評。特に後者に詳しい。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

論述対象が主として『日本目録規則1965年版』までであるが、同版と『日本目録規則新版予備版』の対照表を有している。

1980.10 志村尚夫『概説目録法：目録原則からコンピュータ目録まで』  
ぎょうせい

概要

「第4章 目録および目録法の歴史<7 明治・大正期の目録><8 昭和期の目録> p.74-79」で「和漢図書編纂規則」(1893年)から、「和漢図書目録法案」(1932年)までまとめ、「主記入論争」について多く書きこんでいる。なお、「日本目録規則」に関して、『日本目録規則新版予備版』までについて短く解説している。巻末に「目録・分類・機械可読目録の歴史的経緯」の年表(1981年まで)を有する。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

1980年代以降については扱われていない。

1985.10 鮎沢修『分類と目録』(図書館員選書;20) 日本図書館協会  
概要

後藤純郎(前掲)の継承書で、『日本目録規則1965年版』以降(『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年)まで)を扱う。

本論文執筆の時点から見て、言及されていない部分

継承した前掲書(後藤純郎著)に比して目録規則の史的扱いにおいて重厚さに欠けるきらいがある。

以上は先人たちによる先行研究であるが、この領域における私個人の関係業績は下記のとおりである。

1987.10 志保田務「図書館目録をめぐる国内の動向：目録の機能、目録

規則についての考察』『図書館目録の現状と将来』（論集・図書館学研究の歩み；7集）日本図書館学会，p.33-54

本論文執筆の時点から見ての限界

『日本目録規則1987年版』までを対象に，目録簡略化の可能性について，目録サービスを対象軸においた検討にとどまる。

1990.1 志保田務「日本の目録規則（NCR）における相対機能の研究」『人文科学研究』25（2），桃山学院大学，p.125-144

本論文執筆の時点から見ての限界

『日本目録規則新版予備版』から『日本目録規則1987年版』を対象に目録規則の相対機能を考えたもので，これ以外への言及は少ない。

1992.6 志保田務「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」『TP&D フォーラム シリーズ』1，p.4-27

本論文執筆の時点から見ての限界

『日本目録規則1987年版』以降に存在する書誌単位規定を軸に，歴代目録規則における書誌レベル概念を検討した。これ以外への言及は少ない。

2001.1 志保田務「図書館と目録，その関係：この一世紀」『21世紀の図書館と図書館員』（論集・図書館情報学の歩み・日本図書館情報学会研究委員会編；20集）日本アソシエーツ，p.113-141

本論文執筆の時点から見ての限界

『日本目録規則1942年版』から『日本目録規則1987年版改訂版』（1994）までを扱う。特に「日本目録規則」諸版（1987年版まで）における，「和洋共通適用（重厚）の規則」対「和漢書中心適用（簡略）の規則」の2パターンが交互に採用された事実を指摘したが，この時代までを対象とするに止まる。

2002.3 志保田務「Cataloging Rules in Japan and Anglo-American Cataloguing Rules : in the Past Century and Present」『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』第3 p.3-26

本論文執筆の時点から見ての限界

『日本目録規則1942年版』から『日本目録規則1987年版改訂版』(1994)までをまとめた。(英文)概略史である。対象時期的限界がある。

- 2002.7 志保田務「日本における書誌基準実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』54 (2), p.116-121

本論文執筆の時点から見ての限界

日本の標準目録規則の決定システムについて、トップダウン、ボトムアップの両ポイントから検討している。観点を特定したものにとどまる。

- 2002.9 志保田務「<記述独立方式>と森耕一：非基本記入方式の成立」『図書館文化史研究』no.19 p.133-148

本論文執筆の時点から見ての限界

「和漢図書目録編纂規則」(1893年)から『日本目録規則新版予備版』(1977年)について分析しているが、重点が『日本目録規則新版予備版』におかれている。

- 2003.2 志保田務「目録規則標準化年表：日本図書館界を主対象に」『資料組織化研究』47 p.29-36

本論文執筆の時点から見ての限界

日本の目録規則関係の年表。内外の館界事情を付す。年表にとどまる。

- 2004.1 志保田務「近代初期における図書館目録規則の標準化過程に関する一考察」『国際文化論集』桃山学院大学総合研究所, no.29, p.215-236

本論文執筆の時点から見ての限界

「和漢書目録編纂規則」(1893年), 「和漢書目録編纂概則」(1910年), 「和漢図書目録法」(1932年)を中心対象とするにとどまる。

これら先行研究に学びつつ、自身の業績の活用を土台として本論文を論述した。

序 說

## 1 目録法、目録規則研究の目的

M. R. Grose と M. B. Line は「目録規則の歴史はまだ書かれたことがない」<sup>1)</sup>と記している。また Paul S. Dunkin は目録作業関係文献目録中で次のように述べている<sup>2)</sup>。

目録作業に関しては満足すべき通史がない。以下に掲げた文献は、通史の断面を扱っている [にとどまる]。

M. R. Grose ら及び Paul S. Dunkin の発言は1960年代後期のものであるが、それ以後においてもこうした事情にはさしたる変化はないと考えられる。目録や目録規則については、幾多のテキストが言及している。目録規則を包含する目録法についての比較、歴史も展開されている。目録法と目録規則の関係は、『図書館ハンドブック 第5版』の定義に従う。下記に確認する。

[目録法は] 目録の書誌的記録を作成するために行なわれる諸々の作業。[限定すると] 記述目録法 (descriptive cataloging) にあたるところを内容とし、目録理論と目録原則 (規則) に関すること<sup>3)</sup>。

目録の現実是多岐に亘り、目録法、目録規則の幅は広くその歴史は深い。したがって全時代的なスパンでそれらを追及することは至難であり、日本においてはそうした研究は見ることができない。ただしドイツに限って言えば、河井弘志の精緻、綿密なまとめが得られている<sup>4)</sup>。さらに、目録、目録法、目録規則の機能をダイナミック、つまり書誌コントロール面から掌握することは今日的な潮流であるが、史的に遡りこれを論じた例は一層少ない。そうした例として、英米の目録、目録法、目録規則を対象に追究した洪川雅俊の労作が挙げられる<sup>5)</sup>。日本の目録規則を対象にこれを追究した例を知らない。本研究は、近代日本の図書館界における標準目録規則に限定し、これについて時系列的に追跡することをこの研究の初動点とする。次にそれら目録規則の特徴を分析、総合して、それらが日本の図書館活動 (の歴史) 上に作動した事実を把握する。その考察においては書誌コントロールの現実を注視する。

標準目録規則を分析しようとするとき、19世紀後期において、Charles

Ammi Cutter がすでに論じ終えている“目録の目的”，“定義” 2 を自覚せざるを得ない。しかし本論文が叙述する“目録の機能”は，Cutter の“目録の目的”が“著作”を主対象とした目録におけるコロケーション機能とは異なり，“資料提供”という図書館活動に直結した目録の機能，書誌コントロール機能を問うものである<sup>6)</sup>。こうした目録を実現した標準目録規則の策定，発展にかかわった内的エネルギーと外的手続きを確認し，図書館社会における主導権争い等について，目録世界から論及する。そして，日本の図書館世界における書誌的小宇宙の形成，書誌コントロールに言及しようとする。

私は標準目録規則の要件は次のところにあると考える。

(1) 目録規則の標準性確立には，一定の満たすべき要件，手続きの必要がある。これは多くの国の図書館界に共通するものである。すなわち，図書館界における専門職集団（連盟，協議会，研究会）が存在すること，それらの集団によって標準規則ドラフトの素案が検討されること，それらの集団が上記ドラフトを承認し，それらの機関紙・テキスト（基本書・教科書）などへの掲載による公告があることである。この条件を整えたものが標準目録規則たりうるとする本論文の立場から，日本の図書館界における標準目録規則策定の実態及び沿革を確かめ，それらの策定に関係した目録規則を巡る議論，勢力関係を把握し，それらの時代における図書館サービス観を読み解くための基礎を設定する。これが，本文第一部における論点である。

(2) 20世紀の中盤から後半にかけて，基本記入論（争），記述独立方式や相對目録論，書誌単位論などと称される目録論争が激化した。これらの議論には，国際的目録基準への配慮に対して日本的図書館事情，日本語事情という対立点が顕在した。歴代の「日本目録規則」はこの“対立点”のいずれをも容れようとした努力の跡を残しているが，結果としていずれか一方にポイントをおいた策定がなされた。それら「国際標準重視」，「国内事情重視」という相容れない二つのポイントは，「日本目録規則」の「版」が異なるごとに交互に採用された二つのパターンである。これは，図書館サービスに関する関心と，目録機能に関係した技術面の相克であった。

注)

- 1) Grose, M. R. & Line, M. B. "On the construction and care of white elephant : some fundamental questions concerning the catalogue" *Library Association Record*, 70 (1), January 1968, p. 2.
- 2) Dunkin, Paul S. "Cataloging U.S.A." American Library Association, c 1969, p. 11.
- 3) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編『図書館ハンドブック』第5版 日本図書館協会, 1990, p. 230
- 4) 河井弘志『ドイツ図書館学の遺産』京都大学図書館情報学出版会 2001, 375p. 同書は, "目録"をタイトル中に含む著作ではないが, ドイツ目録法について, わが国では並ぶものがないほど綿密, 詳細に跡付けている。
- 5) 洪川雅俊『目録の歴史』(図書館・情報学シリーズ; 9) 勁草書房 1985, 212p
- 6) Wilson, Patrick "The second objective" (part I: The objectives of the catalog and the means to reach them), *The conceptual foundations of descriptive cataloging*, edited by Elaine Svenonius, San Diego, Academic Press, 1989, p. 2.  
Wilson, Patrick "Interpreting the second objective of the catalog", *Library Quarterly*, 59 (4), 1989, p. 339-353.

## 2 図書館サービスの進歩と目録の機能

近代図書館の最大の特徴は, 洋の東西を問わず所蔵資料を利用者の直接利用に供するという公開性の実現にあると考える。図書館が公開機能を十分發揮するためには, 所蔵資料に関する情報を利用者に伝達するメディアが不可欠である。“目録”こそ, この伝達“メディア”であるといえよう。

“閉架制”の時代, 利用者は図書館の蔵書から必要な資料を入手するために, 出納カウンター係員に“請求手続”をとることが必要であり, 目録の具備

は図書館の必須要件であったといえよう。

近代図書館の発展期に入ると、図書館サービス観も進展して書架の開放が進行し、日本においては1960年前後から利用請求、蔵書出納の情報源であった目録の機能はさほど重視されることがなくなった。目録に求められる機能は、本質的には書庫出納請求のためのツールではなく、多元検索、すなわち共著者やタイトル等、多様な書誌的側面からの検索に備えるものであり、求める資料の所蔵と、書架上の排列位置を確認することにある。

目録記入を作成し目録を編成するには、その基準、マニュアルが必要である。目録規則は、この基準、マニュアルである。近代初期においては、各図書館でその蔵書を記録し、目録記入を作成するために、各機関独自の手法が用いられた。

その時期には、写本や木版刷りの書籍の発行、収集が未だ多く、図書館目録法は、近代以前の書誌類が採っていた記録法、あるいは書誌学的手法の影響を受けていたと考えられる。当時の図書館では、同一テキストを土台とする各資料について、その異本との差異を目録上に示すことが重要であったようである。

しかし活版印刷が盛んになり収集対象資料が刊本中心となる時代には、図書館間の収集資料に共通性が生まれ、その記録（目録）における記録表現に関する重点は、同一テキストを「同一」と単純・迅速に同定することに置かれるようになった。蔵書それぞれの書誌的特徴を、必要最小限に表わす方向で図書館目録が作られ、作成基準・目録規則が求められたと考える。その原理は英国やドイツの近代目録法、特に Antonio Panizzi の Ninety-one rules(91か条規則)に発し、C. A. Cutter “Rules for a dictionary catalogue” 「辞書体目録規則」(1876年)によってほぼ完成されていた<sup>1)</sup>。

図書館が国内に増加し始めると図書館協会結成など図書館社会の組織化が進んだ。図書館協会組織ができるとそこには標準的な目録規則の策定が進行した。このことは英米を代表に、日本においても見られたことである。この“目録規則標準化”の進行には、一般の書誌類や学術機関、学会における書誌記録の標準化を遥かに凌駕する速度があると考察する。

目録規則領域では20世紀早々に国際化が進行した（英米合同目録規則等）。1960年代には国際目録原則会議（ICCP）による世界的原則の成立を受けて、世界各地でそれに基づく目録規則が策定された。そして「図書館目録規則」から図書館以外の世界にも適用される「書誌基準」という枠組みに進展し（ISBDs）、さらにマルチメディアに対応して各種メディアの規則、基準の策定が進んだ。現在ではメタデータというレベルでデータ交換のための基準（ダブリン・コア等）検討の機運が高まっている。このような革新は、機器（コンピュータ系統）の開発、資料・情報のマルチメディア化等、技術面の発達を基盤としているが、一方に、政策面、組織面の強化があることを見逃さない。集中目録（コピー・カタログング）、共同目録により資料・情報の標準的な組織化、利用（共用）が図られ、これらを助けるための書誌ユーティリティ（OCLC, NACSIS等）が誕生した。資源共有、世界書誌調整、書誌コントロールといった理念の定着によると言えよう。

注)

- 1) Cutter, Charles A. "Rules for a dictionary catalogue" 4 th ed. Washington, D.C., GPO, 1876, p.5.

### 3 書誌コントロールと「目録」：技術としての目録の機能

近代図書館が世界に成立して以来百数十年が経つなか、図書館サービスはさまざまな形で進展した。現在、図書館が提供する情報も、電子化などによって驚異的な発展を遂げた。

P. Butler は1930年代初期、次のように記している<sup>1)</sup>。

図書館員は自分たちだけの一つの技術プロセスを用いている。それは書誌という特殊な方法である。読書する何代にもわたる世代を通して、どの図書をもある基本的な性格を簡略に記述する方法が発達してきた。それが持つ技術的なとりきめが有用なること、もはや問題にもならないくらいだ。図書館学自体が、書誌（目録）と、それに関係する技術をベースに成立し、

基礎付けられていた。これは今日へと繋がっている。

図書館利用者の目的は情報の獲得にあり、それは目録によって資料の所蔵、配架位置等を知ることで達せられる。間接的図書館サービスとしての資料の管理も目録によって実現する。この機能の向上を目指して、図書館目録は一般の書誌に類を見ないまでに技術として整備され、標準化を遂げ、20世紀初期には図書館学の核となっていた。

渋川雅俊は図書館員の目録を中心とした技術について、次のように述べている<sup>2)</sup>。

① メッセージを求める人々について知る技術：ユーザーズスタディ

② 資料について知る技術：ビブリオグラフィ

③ メッセージ源を構築する技術：ビブリオグラフィック・コントロール  
根本彰は上記のうち「ビブリオグラフィック・コントロール」という概念は1949年、M. E. Egan と J. H. Shera によって確定されたという<sup>3)</sup>。ただしこれより早く1948年に、米国議会図書館（L. C.）館員 P. Vanderbilt が “bibliographic control” との語を用いている<sup>4)</sup>。

ビブリオグラフィック・コントロールとは、記録情報の総体から、特定の仕事に関係する部分を効率性と経済性をもって取り出すことができる仕組みのことである。

渋川雅俊は、A. Bookstein 等を引用して次のようにまとめた<sup>5)</sup>。

ビブリオグラフィック・コントロールとは世界中に存在しているあらゆる文献を利用する目的で、それらを管理するために、その組織化を計る手段・方法である。

また「ビブリオグラフィック・コントロールが、今日、図書館員が取り組むべき中心的課題であることは、疑う余地はないであろう」という<sup>6)</sup>。

さらに渋川雅俊は、E. Svenonius と T. Besterman から引いて主張する<sup>7) 8)</sup>。

目録法はビブリオグラフィック・コントロール技術、コントロール技法で、それが、今日のライブラリアンシップにおける中心課題となっている。その結果「各時代の目録法を調べると、それは図書館経営法の中核を成して

いることが分かる」とする。V. L. Pungitore はこのように言う<sup>9)</sup>。

19世紀の最後の四半世紀の間に公共図書館員達は増大するコレクションの書誌コントロールを達成しようとしたり、標準的方法を開発しようとしたりしており、彼らの関心の多くは技術的問題に集まっていた。しかし20世紀初期のうちに目録法など技術的問題は解決されてしまった。

しかし、近代図書館が営々と練り上げた目録技術、目録法は、直接サービスを重視する側からの目録批判や、目録の機械可読化、ネットを通じての集中、分担化の進展をもとに種々、方向転換を示した。

図書館人は、「目録」それ自体や図書館目録特有の書誌技術を超えて、直接サービスや図書館経営、書誌コントロールや世界書誌調整等の問題に関心をおくようになった。この状況は、「目録規則」に関しても当てはまる<sup>10)</sup>。

20世紀はメディアが多分化した世紀である。図書館が「図書」を中心の資料としていることは今も変わらないが、「図書」以外の資料・メディアを附属物のように扱ってはならないとするのが常識である。図書館間における資料・情報の交換は社会の諸分野を超えて国際的に重要な使命となった。国際図書館連盟 (IFLA) は「書誌コントロール」, 「世界書誌調整」<sup>11)</sup>に精力的に取り組んだ。書誌調整 (bibliographic control) について L. M. Chan は下記のように定義している<sup>12)</sup>。

記録情報を組織化し、編成し、それによって容易に検索しうるようにする作業を指している。

注)

- 1) Butler, Pierce *An introduction to library science*, Chicago, University of Chicago Press, 1933, p. 117.
- 2) 渋川雅俊『目録の歴史』(図書館・情報学シリーズ; 9) 勁草書房, 1985, p. 24
- 3) Egan, M. E. & Shera, J. H. "Prolegomena to bibliographic control" *Journal of Cataloging and Classification*, 5 (2), 1949, p. 17-19.
- 4) 根本彰『文献世界の構造：書誌コントロール論序説』勁草書房, 1998,

- p. 150
- 5) 洪川雅俊 op. cit., p. 26
  - 6) Bookstein, A. [et al.] “Prospects for change in bibliographic control” *Proceedings of the Thirty-eight Annual Conference of the Graduate Library School, November 8–9, 1975*, Chicago, University of Chicago Press, 1977, p. 1.
  - 7) Svenonius, E. “Directions for research in indexing, classification, and cataloging” *Library Resources and Technical Services*, 25 (1), January/March 1981, p. 88.
  - 8) Besterman, T. *The beginning of systematic bibliography* Oxford, Oxford University Press, 1935, p. 81.
  - 9) Pungitore, Verna L. *Public librarianship : an issues-oriented approach* (Contribution in librarian and information science ; no. 63), New York, Greenwood Press, 1989, p. 218.
  - 10) 志保田務 「集中・分担目録時代の整理業務の位相」『図書館界』47 (3), 1995, p112–121
  - 11) 根本彰 op. cit., p. 37–39
  - 12) Chan, Lois Mai *Cataloging and classification : an introduction*, New York, McGraw-Hill, 1981, p. 12.

#### 4 目録メディアの進化と目録規則の進展

目録の物理的形態は、近代図書館出発時には大方が冊子目録であったが、19世紀末には先進国においてカード目録が中心となった。

カード目録は、目録の編成、目録の検索に合理性と利便性をもたらしたが、作成、排列に費やす労力と時間は図書館員にとって重い負担であった。20世紀に入ると「カード目録」に対する「機械化」のチャレンジがおこった。印刷機、複写機を活用した印刷カード活用の時代を迎え、目録記入作成の労は軽減

された。しかし、カード目録では、排列、維持・管理の労は軽減されない。カード目録の世話の困難さは残った。これを M. R. Grose と M. B. Line は「無用の長物の…世話」と表現した<sup>1)</sup>。これは目録の維持・管理、特に目録カードを収める目録ケースの占める膨大な空間を視野においた批判であり、その問題点に迫った論考である。

こうしたなか「機械化」は、マイクロ化などを経て、最終的には「機械可読目録」(MARC)、コンピュータ目録となる。時代は「機械化から電子化へ」(『現代の図書館』33(4):1995.12の特集名)と進んだ。

米国議会図書館(LC)では1960年代前半から機械可読目録(MARC I)の実験をスタンフォード大学等の協力を得て行っていたが、1969年から一般頒布を開始した。これがMARC IIであるが、1973年MARC II formatがISO規格となり、各国は基本的にこれに倣って自国のMARCを設計した。LC/MARCは1983年他国のMARCと同様に国名を表すUS/MARCと名称を変更した。ただ各国間のMARCには微妙な違いがあり、調整のためIFLA(UBC Office)は1977年UNIMARCを策定した。しかしこれは、抄録・索引の世界フォーマット、UNISIST Reference Manualと仕様が異なるため、双方の世界で共通に利用するものとしてUNESCOはCommon Communication Format(CCF)を策定し、1984年に刊行した。これは書誌レベルを基準にしており目録技術上魅力あるものであった。そして図書館という垣根を越え書誌記述の国際基準、ISBDs、メタデータ(ダブリン・コア)などに至る。目録規則もこの方向にあるであろう。

英国のE. J. Hunterは1985年にコンピュータ目録の概説書“Computerized cataloguing”を出した。これを和訳した青木利行は『インテリジェント図書館：消え行くカード』と訳題をつけた<sup>2)</sup>。またE. J. Hunterより八年以前の(1978年)、F. W. Lancasterは情報検索を軸に“Toward to paperless information”を出した。訳者、植村俊亮は『紙なし情報システム』と訳している(1984年)<sup>3)</sup>。両訳者とも、そのタイトル(関連情報)を通じて、カード目録の衰退、電子化時代の到来を日本(人)に告げようとしたのであろう。

日本においては1960年代から機械化目録への取り組みがなされ、1981年Japan/

MARC が正式稼動，一般頒布に入った。またそのCD-ROM 版であるJ/BISC 頒布が1988年始まった。なお民間MARC(NIPPAN, TRC, OPL 等)が並行している。

『日本目録規則』は1980年代以降，国際化，機械可読目録，マルチメディア化に照準をおいた策定に進んでいる。

注)

- 1) Grose, M. R. & Line, M. B., "On the construction and care of white elephants: some fundamental questions concerning the catalogue", *Library Association Record*, 7(1), Jan. 1968, p. 2.
- 2) Hunter, Eric J. 『インテリジェント図書館：消えゆくカード目録』青木利行訳，雄松堂出版，1988，236p. (原書名：Computerized cataloging, 1988年刊)
- 3) Lancaster, F. W. 『紙なし情報システム』植村俊亮訳，共立出版，1984，205p. (原書名：Toward paperless information systems, 1978年刊)

## 5 標準目録規則成立のための条件

機械可読化などを土台とする現代の図書館にとって，かつてのようなマニュアル系の目録作業を行う必要は減少したといえる。この時点に立って目録規則の歴史を追う理由を述べておかなければならない。それは，どのような時代にあっても，情報資料をコントロールするために目録が不可欠であり，その目録の編成・維持の根底のシステムにあたる目録規則が必要だからである。目録は図書館サービスの土台を形成し，書誌コントロールの基礎となる。換言すれば，目録は図書館サービスの進展を下支えするが，逆に目録が不備であった時代には，目録の不備，ひいては目録規則，統一的な目録規則の不在が図書館サービスの発展を妨げていたとする見解がある。次のような言である<sup>1)</sup>。

[図書館の] 利用率に至っては未だ英米の図書館に遠く及ばないのは遺憾の至りである。其の原因は二，三にして止まらないであろうが，目録法の統一のないことも確かに原因の一つをなして居るであろうと信じる。

一国で、何らかの標準（図書館）目録規則といえるものが成立するには、一定の前提基盤が必要であるといえる<sup>2)</sup>。そのことは、英米の関係事情に照らすと明らかである。たとえば英国の場合、British Museum（1753年設立）図書館の存在、そのBM Cataloguing Rules（1839年）の策定、それ（Rules for the Compilation of the Catalogue of Printed Books in the British Museum）の刊行（1841年）、Library Assiation（LA）の設立（1876年）があつてのち、全国規模の標準目録規則が成立し（1881年）、更に、英米目録規則、Cataloguing Rules : Author and Title Entriesに至る（なお、米国版は、Catalog Rules : Author and Title Entries）。米国の場合もこれと似た歴史を刻んでいる。これらが、標準目録規則の成立に関して共通的な条件となったものと考察できる。ただし近代図書館の設立において後発であつたわが国にあつては、上記英米のような先進諸国の目録規則や、国際的な目録規則が標準目録規則策定上顧慮すべき対象として加わっている。ここに日本に視点をおいて標準目録が策定されるための条件となった項目を挙げる。

第一は、前提的な一定レベルの環境、換言すれば実質的な模範（モデル）にあたる存在があることである。これは、下記の項目にわたるものと考ええる。

- (1) その国に伝統的な書誌記録法の存在すること
- (2) 国際的な目録規則モデルが存在し、それを参照できること
- (3) 近代的な意味での国立図書館または、リーダー的図書館が存在すること
- (4) 上記、(3)の図書館における一館目録規則（内規を含む）があり、刊行されていること

以上の項目は(1)から(4)に向かつて進み、(4)（指導的図書館の目録規則）が新設図書館の目録作成の基準、目録規則として使用されたと考えられる。

第二は、標準目録規則策定に進むための基地的存在があることである。その主要な論点は下記三点である。

- (1) 国の図書館協会などによる目録規則の策定行動
  - 1) 図書館協会の設立

- 2) 同協会目録委員会による目録規則案の策定（標準目録規則の内的成立）
  - 3) 同目録規則案に対する会員等の議論の場の設定
  - 4) 同協会の目録規則としての正式決定（理事会決定）
- (2) 同協会機関誌などへの目録規則の公表
  - (3) 一般図書館（群）におけるその目録規則の受容，実用化

以上であるが、この条件を日本の目録規則にあてはめ考察する。そこで“本論”に入るが、第一部で日本の標準目録規則について歴史的順序に従って論述し、第二部では、私が重視する目録規則関係の問題それぞれについて論及する。

注)

- 1) 田中敬「目録法統一の希望」（第21回日本図書館協会協議会提案要綱）『図書館雑誌』21(11), 1927.11, p.317
- 2) 志保田務「日本における標準目録規則実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』54(2), 2002.3, p.116-121

## 第一部 日本における標準目録規則の沿革

この第一部は、日本における標準目録規則の沿革について史的に考察するものである。

## 1 標準目録規則成立の前提

ここでは、日本における標準目録規則の生成、発展について、「序説5 標準目録規則成立のための条件」に記したところに照らして検討する。

### 1-1 伝統的な書誌記録法の存在

日本江戸時代までの書誌大部分は分類系であった<sup>1)</sup>。和書を扱う書誌としては「本朝書籍目録」(1277-1279年)を始祖とする分類系の書誌があり、目録レベルでは分類目録である。ただし分類記号のもとに体系化された今日的な分類目録とは当然異なる。目録は、粗分類の項目名のもとに<sup>2)</sup>、記入を各一つの行に収める。それぞれの記入は書名を冒頭に最小限、巻数、冊数などを記す。その記録に著者や注を付す形が多くなっている。記録形態的には冊子目録である。同一項目中の記入の排列順序が、書名の“いろは順”であったと説明されることがあるが、“いろは順”でない例も少なくない。

この書誌記録法の伝統が、日本最初の近代図書館とされる書籍館<sup>しよじやくかん</sup>(1872年)に引き継がれた。書籍館は寄贈、移籍によって初期の蔵書構成をしたが、それら図書の前所蔵館の目録は、上述の記録様式を採っていた。

“前所蔵館”と寄贈、移籍図書の分野は下記のとおりである。(「文部省博物館開設布達」より)

昌平坂学問所から、漢籍類

和学講談所から、国典籍類

医学館から、医学書

開成所から、洋書

上記の館では、前記のように各記入を粗分類のもとに書名から記す形をとっており、この方式が、書籍館における和漢書の目録記入においても用いられた。

目録の種別としては分類目録にあたる。書籍館における目録は、分類目録をもって出発するが、書名による音順排列の目録への関心は有していた。分類目録における分類項目の見出しをはずすと、元の分類単位の範囲ながら記入が書名順に排列された目録となる。それらを一貫して排列すると書名目録となる。基本記入論の次元では“書名基本記入”方式の源流がここにあるとして、“書名基本記入の伝統”またはその系列とされるが、後に述べるように、日本本来の目録は分類目録であったことに留意しておきたい。

## 1—2 国際的な目録規則モデル

黎明期の近代日本図書館界は図書館経営上、英米（特に米国）のそれをモデルとした。

田中敬が言った<sup>3)</sup>“現代の図書館は其の範を欧米の図書館に取ったもので、わが国古来の文庫の継続ではない”との理解は重要と考える。

多くの欧米からの帰朝者、たとえば田中不二麿、田中稲城、和田万吉等の報告、佐野友三郎の翻訳などが、西洋の図書館に学ぶための役目を果たした。彼らの持ち帰った資料は、この時期の目録に重要な影響を与えた。参考とし得た目録規則として、Antonio Panizzi が策定した「British Museum Cataloguing Rules」(大英博物館目録規則；1839年)がある。また Library Association (英国図書館協会)が1881年に、American Library Association (米国図書館協会)が1883年にそれぞれの目録規則を策定している。黎明期の近代日本図書館界はこれらに学ぶことができたものと考えられる。しかし第二次世界大戦後に日本の図書館界を指導した Philip O. Keeney は次のように言っている<sup>4)</sup>。

戦前における日本の図書館は“西欧の体験”を何一つ学ぼうとせず、それを無視し全く顧みないままに来た、それは驚くべきことである。

Keeney の弁をそのままに受けとめることは妥当でないが、目録規則に関しては、十分学習、摂取したとは言えない面があったことは事実である。否、むしろ和漢書の目録記入の作成、その編成に関しては、西洋目録規則の採用、適用を拒絶しようとした面があった。図書館における実態を考察すると、田中敬

が言うように<sup>5)</sup>、当時、蔵書、収書の大半を占めていたのは和漢書であり、これに直接西洋目録規則を適用して書誌記録を作成することには種々の抵抗心理が働き、洋書と和漢書とが引離されて別々に整理されていたことによると考えられる。当時の図書館界の情勢は次のように整理できるであろう。

- (1) 従来の“文庫”の記録法への執着があった
- (2) 和漢書と洋書のあいだに造本上の違いがあった
- (3) 西洋目録規則、西洋の言語習慣に対応できなかった
  - ① 記述の文法的なものが摂取しにくいこと
  - ② 縦書きの伝統と、横書きの西洋の伝統

なお、黎明期から幾分か年月が進むなか、カード目録、辞書体目録法が米国の目録手法として日本に入ってくるが、これに対しては冊子目録、分類目録の伝統の壁が立ちちはだかる。これらのうち“分類目録”が、その後わが国で戦わされる目録規則を巡る議論の底に隠然と潜む要素となったことに留意しておきたい。

### 1—3 国立図書館、指導的図書館と、その冊子目録の編纂、刊行

#### (1) 国立図書館等の存在

日本において近代的な“国立図書館”の機能を有する図書館がいつ成立したかについては議論のあるところである。

まず①、「書籍館（1872年）」を始祖とする立場がある<sup>6)</sup>。

これは、明治新政府が、「文部省番外達」によって公示したことに従うもので「国立」の図書館の始まりであり、これをもって「国立図書館」と判断する、岡田温ほかの立場である。上記のことは事実であり、この図書館を国立図書館の始祖とすることは、その意味において誤りではない。しかし多くの日本図書館史の文献は、この書籍館の蔵書が1875年2月、文部省関係から失われたこと（内務省浅草文庫へ）を理由に、同館を国立図書館の初めとはしないとす立場をとっている。

次に②、「東京書籍館（1876年）」を始祖とする立場がある。

これは、1875年4月、新しい蔵書をもって開館した東京書籍館を挙げるものである。主張者は、その主たる理由を、その蔵書が帝国図書館（ひいては国立国会図書館）にも引き継がれていることに求める<sup>7)</sup>。

最後に③、「帝国図書館（1897年官制公布）」を国立図書館の最初とする立場がある<sup>8)</sup>。

これは、「帝国」という、軍国主義時代を象徴する名称であるが全国規模を表す名称であり、蔵書、建物も以前に比べて堂々としている。さらには館長、司書の地位が法令（明治30年勅令114号）で定められた図書館であるからである。

「国立図書館がいつ成立したか」を問う場合、「国立図書館とは何か」を定義しておく必要がある。「国立図書館」の要件は、時代その他、評価の規準をどこにおくかで変わるであろう。ここに一つの規準を借りて検討する。

UNESCOの「アジア・太平洋地域の国立図書館発展に関するセミナー」（マニラ 1964）の定義である<sup>9)</sup>。

- 1) 図書館界でリーダーシップをとる
- 2) 国内の全出版物に関して永久保存する
- 3) 出版物以外の資料も収集する
- 4) 書誌サービスを提供する
- 5) 協力活動のセンターとなる
- 6) 政府機関にもサービスを提供する

上記の③、帝国図書館がこうした条件を充足していることは明らかである。また明治初めに寄贈、移管図書をかき集めて蔵書となし、一年足らずで所属替えし、二年を経ずして名称を変えてしまう「書籍館」に国立図書館機能を認めることは難しい。問題は、②東京書籍館で『新・図書館学ハンドブック』<sup>10)</sup>はこれを最初の国立図書館と見る立場を採っている。

東京書籍館は、三年足らずで閉館するが、国立図書館機能を有していたと考える。理由は、館長補永井久一郎を専門官として館界にリーダーシップを発揮したこと、内務省にその事務が移管された納本制度のなかで一冊を同館に収め

させるよう交渉してそれを実現したこと、それらの書籍を後継図書館の蔵書としたこと、所蔵目録を発行し書誌サービスを提供したことである。私は“目録の公刊と実質目録規則の存在”をメルクマールとし、これを最初（1876年）に実行した東京書籍館をもって日本で最初に国立図書館として機能した図書館と見る。

(2) 代表的な図書館の目録の発行、この館における目録規則（内規）の存在

東京書籍館は、1876年に同館「和漢書籍目録凡例十三条案」（内規）を策定した。その内容と適用細則は、小林花子によって詳細に報告されている<sup>11)</sup>。これは同年刊の冊子型分類目録『東京書籍館書目内国新刊和漢書之部』編成のための目録規則となった。同規則は内規ながら“目録規則”の形をとっており、ここに標準目録規則策定の第一歩が印されたと考える。なお上記目録冊子は近辺の図書館に配布された。同館は1880年、東京図書館と改称、1883年『東京図書館和漢書分類目録』を発行した。さらに1897年、帝国図書館と改称する。

なおこの時期、東京大学（帝国大学または東京帝国大学）では次の目録を発行している。同図書館はわが国大学図書館中の“代表的な図書館”であり、その図書館目録の発行は、大学図書館の標準目録規則策定上の礎石と考える<sup>12)</sup>。

1880年『東京大学法学部・理学部・文学部図書館和漢図書目録』

1891年『帝国大学図書館和漢書目録（仮字別）』

1893年『帝国大学図書館和漢書分類目録』

1900年『東京帝国大学附属図書館和漢書書名目録増加第一』（明治21-31年）

#### 1—4 標準目録規則策定のための機関

標準目録規則成立のための次なる前提条件は、図書館協会の設立と考える<sup>13)</sup>。

日本文庫協会が1892年に設立された。発案者は、関直、大城戸宗重（内閣記録局）で、発起人はこの二名に田中稻城、西村竹間（東京図書館）を加えた四名である。関ら二名は、文部省の意を受けて帝国図書館との連携で、公立図書館の支配を図ったものと見られる。この発起人四名が発足時の幹事となり、集団経営体制をとった。

日本文庫協会の発足は、米国、英国の図書館協会に次いで世界第三番目である。しかし同協会の設立は官主導型であった。日本近代黎明期の図書館界が、福沢諭吉の示唆、優れた文部省関係者、田中不二麿、目賀田種太郎、市川清流などの尽力で発足したものの、その実際の所管体制、経営は官僚的であった<sup>14)</sup>。

日本文庫協会設立の1893年、第一〔回〕例会で田中稲城は「和漢書目録編纂規則取調の要」を力説した。同例会は目録法検討のための委員会設置を決定した。同年6月の幹事協議会は「和漢図書目録規則取調事項」を決議し、目録規則の編纂を正式事項とした。ただし洋書に関しては西洋流の、著者を冒頭に置く、アルファベット順排列の目録法（米国図書館協会目録規則〔初版〕1883年）を採用することとした。

同協会が会長制をとるのは1900年からである。それ以後から1945年以前の日本文庫協会、日本図書館協会における勢力地図を現すために、所属別に会長を一覧する。なお、日本文庫協会は1908年に日本図書館協会と改称される。本論文では、日本文庫協会、日本図書館協会の両者をあわせた場合「JLA」と表現する。東京図書館については、その変更組織である帝国図書館（1897年）にまとめた。

表1 JLA 会長の出身分布図

時代別／館種別	帝国図書館	大学関係 (東大) (私大)		公共図書館
日本文庫協会時代	田中稲城	和田万吉	市島謙吉	
日本図書館協会 〔明治期〕	西村竹間			渡辺又次郎
同〔大正期〕	太田為三郎	和田万吉 姉崎正治	田中一貞	坪田善四郎 今沢慈海 今井貫一
同〔昭和前期〕	松本喜一	高柳賢三	林未葵夫	

「日本文庫協会規則」第一条には「図書ニ関スル事項ヲ研究シ」とある。この“研究”の最初の成果が、同協会設立翌年（1893年）の「和漢図書目録編纂規則」の策定であった。

1919年、日本図書館協会は「府県立図書館部」を設置した（「図書館協定会

則」1919年改正，第7條)。これはJLA最初の部である。同部がこの時期に設置された理由は，公共図書館からのJLA入会が急増したためと考えられる。しかし，部はこれ一つで，多数の参加者を擁する大学図書館に関する部は設置されなかった。部が府県立図書館部に限られた原因は，JLAが国（文部省）の指導によって国立図書館（帝国図書館）を頂点とする支配構造下に公共図書館を置こうとしたことにあったと見られる。この体制のもとに，1933年図書館令が改訂され「中央図書館制」が敷かれた。日本図書館協会は，国の帝国主義と同調するかのごとく，反動的傾向を強めて行く。こうして全国図書館大会は1922年（第17回）以降第二次世界大戦敗戦（1945年）までの間「文部大臣諮問事項」の協議を行った。1924年（第18回）における公共図書館対象の諮問事項は「国民思想善導に關し，図書館の採るべき最良方策如何」であった。この1924年，帝国大学図書館協議会，全国専門高等学校図書館協議会が発足した。その後幾つかの図書館協議会が設立された。1927年の官立医科大学図書館協議会，1930年の東京私立大学図書館協議会などである。このうち東京私立大学図書館協議会は1938年私立大学図書館協議会に改組した。

これら協議会は日本文庫協会の発足から，30～40年後の1920～1930年代に成立している。日本図書館協会内に“大学図書館部”などといった大学図書館関係の部が設置されなかったことを主な理由としたと見られる。帝国大学図書館協議会のはち1943年に，同協議会独自の目録規則「和漢書目録規則 第一編」を策定する<sup>15)</sup>。

注)

1) 西村捨也「図書目録と補助索引の関係について」『図書館学とその周辺 天野敬太郎先生古稀記念論文集』1971.6, p.180.ただし著者主記入例があることが下記の文献で紹介されている。

古川肇「森銑三『近代名家著述目録と同後篇』について：江戸時代における著者別書目の系譜」『資料組織化研究』44, 2001.7, p.31-33

2) 『国史大辞典』第12巻，吉川弘文館，1991, p.838.これによると「本朝書籍目録」は，神事，帝紀，公事，政要，氏族，地理，類聚，字類，詩

家，雜抄，和歌，和漢，管弦，医書，陰陽，人々伝，官位，雜々，雜抄，  
仮名の20門に分類。

- 3) 田中敬「目録法統一の希望」(第22回日本全国図書館協会協議会提案要綱)『図書館雑誌』 21 (11), 1927.11, p.317
- 4) Keeney, Philip O. "Japanese libraries are war-damaged : public libraries suffered most serious losses of collections but university and private collections were almost untouched", *Library Journal*, May 1, 1948, American Library Association, 1948.1, p. 681-684.  
Keeney, Philip O. "Meet with the Japanese librarians", *Library Journal*, May 15, 1948, American Library Association, 1948. 5, p. 768-772.  
この邦訳は下記に拠った。  
小倉親雄「アメリカ人の見た日本の図書館」『図書館界』2 (1) : 1950.3, p. 23
- 5) 田中敬 op.cit.
- 6) 岡田温『図書館：その本質，歴史，思潮』丸善，1980.3, p.218
- 7) 国立国会図書館『国立国会図書館三十年史』[本編] 国立国会図書館，1979, p. 15
- 8) 国立国会図書館監修『国立国会図書館百科』出版ニュース社，1989, p. 8-9
- 9) 鈴木平八郎『国立図書館：近代的機能の展開』丸善，1984, p. 9-10
- 10) 岩猿敏生 [ほか] 共編『新・図書館学ハンドブック』雄山閣，1984, p. 23
- 11) 小林花子「明治初期上野図書館における目録編纂史稿 (上)」『書誌学』復刊新1号，日本書誌学会，1965.7, p. 79-93

和漢書籍目録凡例十三條

- 【一】 一凡ソ皇國ノ文字體裁ニ法ルノ書ハ，内外人ノ著述ヲ論セス，總テ和書トス，漢土ニ法ルノ書ハ，漢書トスルモノハ，洋書ノ，各其國語ニ從テ類ヲ分

ツニ效フナリ

- 【二】 一文字體裁，漢書ニ法ルト雖トモ，皇國人著述スル書ハ，一切和書トス，漢土人著述スル書ト雖トモ，播州湊川楠公碑銘ノ類ハ和書トス
- 【三】 一漢書ヲ注解スルニ，和文ヲ似テスル經傳餘師ニ類ハ，内外人ノ著述ヲ論セス，原文ヲ主トスルガ故ニ，漢書ノ類ニ入ル，和書ヲ注解スル書モ亦コレニ效フ
- 【四】 一和漢兩文ヲ聚メテ一部ノ書ヲ成ス和漢朗詠集ノ類ハ，皇國ノ用ニ供スルヲ主トスルカ故ニ，和書ノ類ニ入ル，他ハ，コレニ效フ
- 【五】 一文字體裁漢土ニ法ルト雖トモ，事實ハ，和漢洋ヲ併記スル和漢年契ノ類，皇國ノ用ニ供スルヲ主トスルハ，和書ノ類ニ入ル，他ハ，都テ此例ニアラズ
- 【六】 一和漢兩書，各部類ヲ分ツテ六門トシ，六門中，人名部類ヲ分ツテヲ數目トスル左表ノ如キハ，四庫全書總目等ノ書ト甚タ同シカラスト雖トモ，是皆，西州各國書籍院類目部分ノ法ニ效フナリ
- 【七】 一書名ノ下ニ卷數ヲ記シ，古ヘヨリ卷冊失亡シ，缺卷ト確定スルハ（今缺何卷）トシテ，書冊ノ亡不亡ヲ示シ，失亡ノ確定セサルハ（何卷缺）ト記シテ，後日ノ考定ヲ待ツ
- 【八】 一書名記載ノ順級ハ四庫全書總目・羣書一覽等に據ルト，雖トモ，或ハ然ル能ハサルモノハ，事實ノ先後，又ハ，著述者ノ新古ヲ似テ列叙ス
- 【九】 合卷・分卷ニ關セス，書名ノ最下エ何十何本ト記スルハ，書冊ノ現數ヲ知り易カラシカ爲ナリ
- 【十】 一書名ノ下ニ撰者ノ姓名，并ニ書中ノ大意ヲ記スルハ，專ヲ黃小ノ爲ニ計ルユヘ，信長記・豊臣秀吉譜ノ類ハ，別ニ書意ヲ記セス
- 【十一】 一皇國ニ限り，撰者ノ姓名及ヒ書中ノ大意ヲ記スルニ，左右大臣以上ノ位官アルモノハ（某公）ト記ス，朝廷尊爵ノ意ニ從フナリ
- 【十二】 一書中ノ大意ヲ記スルニ，統ヲ朝廷ニ係ル歴史徵ノ類ハ，（某帝某年號）ヲ記シ，統ヲ，人臣ニ係ルニ日本外史及ヒ玉璽・玉海ノ類ハ，年號ヲノミ記ス
- 【一三】 一著述者ノ姓名全ク傳ハラサルモノハ，（撰人不知）ト記シ，未タ詳クナラサルモノハ，暫ク疑ヲ闕テ記セス，他日ノ考定ヲ待ツ

12) 高野彰「東京大学法理文学部図書館史」(3)『図書館界』28(4), 1976.11, p.163-171

- 高野彰「帝国大学図書館史」(2)『図書館界』29(4), 1977.11, p.165-168
- 13) 志保田務「日本における標準目録規則実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』54(2), 2002.3, p.116-121
- 14) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版会, 1968, p.132-134
- 草野正名『図書館の歴史』3訂, 学芸図書, 1970, p.275
- 15) 志保田務, 北克一「戦前期における大学等の総合目録／目録規則策定に関する史的考察」『日本図書館情報学会(発表)』2003.10

## 2 標準目録規則の策定

日本図書館界各期の標準目録規則について考察する。

### 2-1 「和漢図書目録編纂規則」日本文庫協会編(1893年)

#### 2-1-1 目録規則の策定過程と規則内容

##### 1) 策定過程

「日本文庫協会規則」第一条には次のようにある<sup>1)</sup>。

本会ハ主トシテ図書館ニ従事シ又ハ図書館ニ関係アル者ヲ以テ組織シ図書館及ビ図書ニ関スル事項ヲ研究シ総テ本邦ニ於ケル図書館事業ノ進歩発達ヲ図ルコトヲ目的トス

これに関係することとして同協会発足時、目録規則の編纂が提案され、早速、太田為三郎(帝国図書館)にその発案の労を託して策定に踏みだした。協会規則が成った創立年1892年の6月中旬、太田為三郎は幹事協議会に「和漢図書目録編纂規則取調事項」を提案して協議会の決議を得た。同月下旬、第二例会で、上記「取調事項」を例会出席の会員の検討に委ねた。ここで出された意見を受けて同年9月、第三例会で「和漢図書目録編纂規則」案が出され、原則十箇条を決定した。同年12月上旬、第四例会で「和漢図書目録編纂規則」の未決条項の内容を定めた。

## 2) 規則内容

日本文庫協会は1893年第二例会（6月）において太田為三郎委員の提案のもとに“目録編纂規則例解”を審議した。その上でこの“例解”の本文部分を「和漢書目録編纂規則」とし、印刷物を参会者に「頒布」した。これが日本最初の標準目録規則の“成立”と解されている。

「和漢図書目録編纂規則」の内容は次の通りである。ただし成立時点とされる日本文庫協会1893年第二例会で「頒布」された記録物については未見であり、公刊された文部省編『図書館管理法』（金港堂書籍，1900）上の記事による<sup>2)</sup>。

凡ソ和漢圖書目録ヲ編纂スルニハ左ノ法ニ従フベシ

### 第一 書名

イ 書名ハ表紙或ハ其裏面又ハ巻首ニ記セル表題ノ中最モ詳細ナルモノヲ取り決シテ之ヲ改剛變更スベカラズ但シ讚語其他不必要ナルモノハ此限ニアラズ然レドモ古書又ハ珍書ハ成ルベク精密ニ記入スベシ

ロ 叢書ハ其下ニ細目ヲ列記シ更ニ之ヲ各々分出スベシ

ハ 一書ニシテ兩名アルモノハ副名ヨリ本名ニ参照ヲ付スベシ

ニ 書名ニ二様以上ノ讀方アルモノハ各々其讀方ヨリ取ルカ或ハ一方ヨリ他ニ参照ヲ付スベシ

ホ 書名ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナルモノハ之ヲ添載シ括弧〔〕内ニ記入スベシ

### 第二 著者名

イ 著者姓名ノ分明ナル者ハ其姓名ヲ取ルベシ

ロ 著者ノ姓或ハ名ノ分明ナラザルモノハ其分明ナルモノヲ取ルベシ

ハ 著者ノ本名分明ナラザルトキハ變名ヲ取ルベシ

ニ 叢書ハ其編輯者ノ姓名ヲ取り其收ムル所ノ書ハ各々其著者姓名ヲ取り之ヲ各所ニ分出スベシ

ホ 国，市，町，村，協會其他團體ノ編輯ニ係ルモノハ各々其團體名ヲ取り特ニ著者ノ記名アルモノハ其著者ヲモ取ルカ若クハ著者ヨリ参照ヲ付スベシ

へ 定時刊行物或ハ無名氏ノ著者ハ其書名ノ首字ヨリ記スベシ但シ必要ナラザル冠稱，號數等ハ之ヲ省クベシ

ト 翻譯書及ビ註釋書ハ原著者并ニ翻譯者，註釋者ヲ取り原著者不分明ノ翻譯書及ビ本文ナキ註釋者ハ翻譯者，註釋者ノミヲ取ルベシ

チ 二人以上ノ合著ニ係ルモノハ最初ニ署名セル者ヲ取り其他ノ者ヨリ一々参照ヲ付スベシ

リ 訴訟ノ報告，判決ハ民事ハ最初署名ノ原告ヲ取り刑事ハ被告ヲ取り船舶ニ関スルモノハ其船名ヲ取ルベシ

ヌ 結婚シタル婦人其他姓名ヲ變換シタル人ハ最後ノ名ヲ取ルベシ

ル 本名ヨリモ變名ヲ以テ廣ク著ハレタル者ハ變名ヲ以テ本名ニ代用シ而シテ本名ヨリ變名ニ参照ヲ付スベシ但シ疑ハシキ場合ニハ本名ヲ用キルベシ

ヲ 協会ハ其会名ノ首字ヲ取り（冠稱ヲ除ク）尚同協会ガ世ニ知ラルル名稱殊ニ其所在地ノ名稱（若シ此名稱ヲ以テ知ラルルトキハ）ヨリ参照ヲ付スベシ

### 第三 出版諸件

一書名又ハ著者名ノ後ニ左ノ諸件ヲ其順序ニ記入スベシ但シ括弧内ニスルモノハ編者ノ随意タルベシ

イ 出版ノ度数    ロ 冊数    ハ 出版地    ニ 出版年月    ホ （出版人）    ヘ （地圖肖像若クハ本文中ニ含セラレザル圖畫ノ数）    ト （製本ノ種類）    チ 圖書ノ大小

### 第四 備考及ビ目次

イ 備考或ハ書冊ノ目次ハ唯書名ノミニテハ其書ニ記セル事項ヲ解シ難キ場合ニ之ヲ掲グベシ

ロ 凡テ圖書ヲ搜索スルニ便ナル参照ハ常ニ之ヲ付スベシ

### 第五 排列

イ 書名，著者名其他ノ排列ニハ凡テいろは順或ハ五十音順ヲ用キルベシ。（以下，略）

ロ 同著者ノ著述ハ左ノ順序ニ排列スベシ（以下，略）

## 3) この目録規則の名称について

この規則の名称は樋口竜太郎の記録では「和漢書目録編纂規則」である<sup>3)</sup>。しかし前記1900年刊の『図書館管理法』附録上では、「和漢図書目録編纂規則」である。こうしたことのゆえか同一著者による著作の間で、この規則の呼称が分かれるという例がある<sup>4)</sup>。

表2 『図書館ハンドブック』に見る「和漢書…」と「和漢図書…」の不一致

版・出版年	本文中表現	年表内表現	索引上表現
① [初版] 1952年	和漢図書・・	(年表不在)	(索引不在)
② 改訂版 1960年	和漢図書	和漢書	(索引不在)
③ 増訂版 1964年	和漢図書	和漢書	和漢書
④ 第4版 1977年	和漢図書	和漢書	和漢書
⑤ 第5版 1990年	和漢図書	和漢書	和漢図書

日本図書館協会刊『図書館ハンドブック』は、初版（1952年発行）以来現在の第五版（1990年発行）に至るまで、日本文庫協会1893年策定のこの目録規則に関するタイトル表現において、「和漢図書目録編纂規則」と「和漢書目録編纂規則」の不一致を起こしている。ついでながら⑤（『図書館ハンドブック 第5版』）は、この目録規則の次世代に相当する「和漢図書目録編纂概則」（1910年）に関する索引項目を有していない。

図書館学関係のほかの辞典、ハンドブック類における、当該目録規則の名称表現を確認しておく。

表3

図書館問題研究会『図書館用語辞典』（1982年）	和漢書目録編纂規則
日本図書館協会『図書館用語集』（1988, 1997年改訂）	和漢図書目録編纂規則
図書館情報学ハンドブック編集委員会『図書館情報学ハンドブック』丸善（1988年, 1999年第2版）	和漢図書目録編纂規則
日本図書館学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』丸善（1997年）	和漢図書目録編纂規則
日本図書館学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第2版, 丸善（2002年）	和漢図書目録編纂規則

なお、岩猿敏生 [ほか] 編著『新・図書館学ハンドブック』（雄山閣 1974年）はこの目録規則に関する記事を有していない。

このように、日本最初の標準目録規則にあたる目録規則の名称は何故不一致なのであろうか。1892年日本文庫協会創立式当日の第一回例会で、会員の海軍

中央文庫菅野退輔が「本会記事発行」を提案した。しかし同年12月の第四例会において「当分之を施行せざることに決す。蓋し時期未だ至らざるが為なり」とされたため、正式記録が欠けていることが原初的な理由となっているのではないかと考える<sup>5)</sup>。現実には、日本図書館協会『図書館ハンドブック』(改訂版1960)の年表が樋口龍太郎(注1)に倣って「和漢書目録編纂規則」との表現を採ったところに、この不一致の端緒があるようにかがえる。

本論文では、同規則の正式発表と見られる1900年刊の『図書館管理法』における表示に従って、「和漢図書目録編纂規則」と称する。

## 2—1—2 評価

### 1) 論評

この規則は、書名に関する規定を筆頭の章においており、これによって書名基本記入方式の目録規則とされている。「著者」については「書名」の次の項目に規定されており、このため記述の上で「著者」を「書名」の後に記すよう指示していると理解されてきた。しかしこの規則の「著者」についての条項の内には、「無名氏の図書(無著者名図書)」や、「定時刊行物(逐次刊行)」に関して「其ノ書名ノ首字ヨリ記スベシ」との規定を有している。この部分を見ると著者基本記入方式の規定である。したがってこの規則が書名基本記入を指示しているとは、断定できないと考えられる。

次に、記述の情報源であるが、そこに標題紙(タイトルページ)に関する規定がない。このことは、この時代における和漢書製本の概容を反映しているものと解される。また、第三「出版諸件」の中に「出版の度数」という版にあたる事項、「大きさ」といった「形態事項」を含んでいる。そうしたなか、「(出版人)」と出版者を括弧に入れて規定表示し、任意記録事項としている。このことは現代的には奇異であるが、当時多数を占めたであろう写本の扱いにおいては、出版者が重い意味を持たない場合が多いという事由があったことが考えられる。

この規則は、後の時代、1930年代に議論の的となる両基本記入方式併記の「和漢図書目録法」(案)と同じ次元の目録ではなかったか。あるいは、基本記入

を特定したものではなく、書名記入と著者記入について定めたもので、その両者を併せ備えることがあるとしたものではなかろうか。強いていえば後の時代の記述独立方式<sup>6)</sup>、記述ユニット（カード）方式のように<sup>7)</sup>、必要に応じて書名標目、著者標目のいずれかを記録する方式の先駆であり得たという可能性も全くないわけではないと考える。同目録規則の目録方式は明確さを欠くものであった。これについて、田中敬は次のように批判している<sup>8)</sup>。

同規則は記入事項の順位を確定せず、実際家の自由選択に委してある所から、各館思ひ思ひの順位をさだめることになり、遂に我が国の図書目録をして不統一極まるものたらしめたのは頗る遺憾とする所である。

なおこの引用文献の、当該記事に先行する一文で田中敬は同規則を「和漢図書編纂概則」と記し、当時通用の規則の名称をあてる誤りを冒している。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

他方、上記の第四例会とほぼ同じ1892年12月10日付で、日本文庫協会幹事西村竹間は『図書館管理法』（金港堂書籍）を上梓した<sup>9)</sup>。同書は同協会幹事田中稲城（東京図書館長）の序文を掲げた、わが国最初の図書館概論テキストである。目録の記入例には、右から左へ書かれた横書きのカード目録例を掲載し、目録記入の排列法として「いろは順」を指示している。

これと「和漢図書目録編纂規則」が内容的に一致するところが少ない。日本文庫協会幹事であった西村竹間が同規則の策定内容について把握不十分であったか、太田為三郎案に不賛成であったか、そのいずれかであろう。西村の『図書館管理法』には次の一文が見られる。

編纂法ニ就テハ学者ノ所説未タ一定セズト雖モ字書體目録ヲ以テ至便ト為スモノ多キガ如シ（同書 p. 14）

これを見ると、日本文庫協会内において目録規則に関する議論は、太田為三郎案を成案とするには、公開された目録規則を巡る議論が十分であったとは考えられない。その「成立」のポイントが、「第二例会の参会者への印刷物の頒布」におかれたことは、公開性に欠ける。しかも、この規則が、公刊という形で公の場に姿を現したのは、1900年7月発行の文部省編纂（田中稲城執筆）『図

『書館管理法』（金港堂書籍）が附録としてこの規則を掲載、発行した時である。「成立時点」から7年が経過しており、公開の迅速性に欠けるものであった。

同規則は、日本最初の図書館協会、日本文庫協会の創立総会において、発起人代表格（のち初代会長）田中稲城東京図書館長（のち帝国図書館長）の提案でその策定が始まったものである。このことは、図書館の協会（日本文庫協会）と標準目録規則の策定がほぼ同一価値として捉えられているかのようである。1890年代という時期に図書館の協会を作り、標準目録規則を策定したことに關しては、次の件の急迫があったことがその原因と見る。

- ① 帝国図書館設立の見通しが出ていた
- ② 大学図書館においては、洋書目録について英米の目録規則に倣った方法で目録記入を作成していたが、洋装和書の受入が増加しはじめ、和漢書に関しても、西洋流の目録規則適用の機運が起り始めていた。
- ③ 公共の書籍館、図書館が相次いで設置されつつあった

このうち①について。田中稲城は東京帝国大学教授で図書館管理の立場にいた時代、米国留学で得た成果の一つとして辞書体目録の導入に努めた経験を持つ。新組織である帝国図書館の目録に西洋目録法を適用するための拠点を、日本文庫協会の目録規則に求めようとしたと考えられる<sup>10)</sup>。

次に②について。日本文庫協会への大学図書館関係からの参加者が多かった。ただし大学間では必ずしも一致した方法によっていたわけではなく、相互の検討が必要となっていた。

更に③について注目する必要がある。すなわち新設される図書館への目録作成法の指針が必要視されていたのは確かなことであろう。

このように見たとき、日本文庫協会の設立と、それと期を同じくして発案された標準目録規則の策定は、現代の視点から言えば日本の図書館界における書誌コントロールの原初的な開始を図ったものと判断できよう。

日本図書館界の歴史上最初にJLAが編んだ目録規則として、一定の意義を有するであろう<sup>11)</sup>。しかし討議の不足、その公刊にあたるものが例会における印

刷物の配布に止まることなど、その標準性には疑問がある。そうしたことから、この規則に“太田為三郎案”との断りを付して表されることがある<sup>12)</sup>。しかし、形の弱いものながら、この規則は日本における標準目録規則の最初と見てよいであろう。

注)

- 1) 樋口龍太郎稿『日本図書館協会五十年史』日本図書館協会, 1989, p.6
- 2) 文部省編『図書館管理法』金港堂書籍, 1900.7, p.127-131
- 3) 樋口龍太郎 op.cit., p.5-6
- 4) 志村尚夫『目録学序説』(学芸図書 1978, p.120)は「和漢図書編纂規則」とし、志村尚夫『概説標準目録法』(ぎょうせい 1981, p.74)は「和漢書編纂規則」としている。
- 5) 和田万吉「日本図書館協会沿革」『図書館雑誌』30号, 1917.4, 附録 p.4
- 6) 日本図書館研究会整理技術研究グループ「図書館目録規則案」『図書館界』26(4), 1974.11, p.109-117
- 7) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会, 1977, p.5
- 8) 田中敬「目録法統一の希望」(第21回日本図書館協会協議会提案要綱)『図書館雑誌21(11), 1927.11, p.317
- 9) JLAによる『図書館管理法』という図書は、日本近代図書館の黎明期に三点出されている。第1のもの(1892年)は「西村〔竹間〕『図書館管理法』」と呼ばれる。第2のもの(1900年)について、石井敦はこれに「図書館管理法初版」と呼び(石井敦「1910年の転機:小松原文相の「訓令」をめぐって」『図書館学会年報』1, 1954.11, p.7), 石井知子は「稻城初版」とする(石井知子「三つの『図書館管理法』とその背景」『図書館学会年報』3(2), 1956.11, p.24)。このようにして第三の『図書館管理法』(1912年)、改訂版と区別されている。
- 10) 高野彰「帝国大学図書館史(2)」『図書館界』29(4), 1997.11, p.166-167

- 11) 田中敬 op.cit.
- 12) 『図書館ハンドブック第5版』日本図書館協会, 1990, p. 513, 「年表」  
 <1893年>の項。なお同書の, 第4版(1977年), 増補版(1964年)にお  
 いても同様である。

## 2—2 「和漢図書目録編纂概則」日本図書館協会編(1910年)

### 2—2—1 目録規則の策定過程と規則内容

#### 1) 策定過程

1908年3月下旬 日本文庫協会は日本図書館協会と改称した<sup>1)</sup>。その翌1909年4月中旬「和漢書目録編纂規則修正委員会」を設け, 同日の第一回委員会で, その委員長に渡辺又次郎日比谷図書館主事を選出した。そして, 坂本四方太ほか一名の提案による修正案が出され, 採択した。同年12月の総会では, 渡辺委員長が, 和漢書目録規則編纂規定修正案を提案, 決議を求めた。しかし, 議長・市島謙吉会長は, “全国委員会に配布の上意見を徴し評議会において最後決定をまつ” ことを提議し, 討議の場を收拾した。

#### 2) 規則内容

この規則では, 記述事項(特にその記載順序)に西洋目録規則のそれを導入する努力を示している。しかし, 冊子体目録を基盤とする書名基本記入方式を継承していた。なお, 時代はこの頃, かつての分類ごとに集め書名順に排列するという旧弊を脱し, 全分野を一括して音順に排列する(書名目録)方向へ動いていた。条項を見る。

#### 和漢図書目録編纂概則<sup>2)</sup>

##### 第一 書名

- 一 書名ハ主トシテ卷頭ニ記セルモノヲ取り撰ニ改削変更スベカラズ
- 二 卷頭ニ書名ナキモノハ題簽, 見返又ハ扉等ニ記セル書名ノ中最モ適當ト認ムルモノヲ取ルベシ
- 三 題簽, 見返又ハ扉等ニ記セル書名ガ卷頭ノ書名ト異ナルモノ並ニ一書ニシテ異名アルモノハ之ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ
- 四 書名ヲ欠クモノハ新ニ適當ノ名ヲ付シソノ不備ナルモノハ之ヲ補正スベシ

- 五 叢書ハ叢書名ヲ取ルノ外ソノ細目ヲ列記シ必要ニ応ジ更ニ之ヲ個々ノ書名ニテ分出スベシ
- 六 合綴書及独立ノ書名ヲ有スル付録ハ個々ノ書名ニテ分出スベシ
- 七 逐次刊行物ノ書名ニシテ順序数ヲ有スルモノハ之ヲ除キタルモノヲ以テ書名トスベシ

## 第二 著者名

- 一 著者名ハ本名ヲ取ルヲ原則トシ若シ該著者ニ雅号ソノ他ノ別名ヲ書スルコトアルトキハ之ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ但文学芸術ニ関スルモノニ於テハ著者ノ最モ広く知ラレタル名ヲ以テ本名ニ代用シ必要ニ応ジ更ニ本名ヨリ参照ヲ付スベシ
- 二 著者本名ノ一部分明ナラザルモノハソノ分明ナル部分ヲ取り本名全ク分明ナラザルモノハ別名ヲ取ルベシ
- 三 叢書ハソノ編者名ヲ取りソノ取ムル所ノ書ハ各ソノ著者名ヲ取ルベシ
- 四 府、県、市、モノハソノ著者名ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ町、村、協会ソノ団体ノ編輯ニ係ルモノハソノ団体名ヲ取り特ニ著者ノ記名アル
- 五 翻訳書、校訂書又ハ註釈書ハ原著者並ニ翻訳者、校訂者又ハ註釈者ヲ合セ取り必要ニ応ジ各之ヲ分出スベシ但本文ナキ註釈書ハ原著者ヲ省略スベシ
- 六 二人ノ合著ニ係ルモノハ二人ヲ取り三人以上ノ合著ハ最先ノ一人ヲ取りテ某等ト記シ必要ニ応ジ各著者名ヲ分出スベシ
- 七 著者ノ外國人ナル場合ハ著者名ト共ニソノ國籍ヲモ掲グベシ

## 第三 出版及書写ニ関スル諸件

書名及著者名ノ後ニ左ノ諸件ヲ記スベシ但括弧内ニ記セルモノハ編纂者ノ随意タルベシ

- 一 刊本写本ノ區別
- 二 出版地
- 三 出版年紀
- 四 版式又ハ書写ノ種類
- 五 出版度数
- 六 卷数及冊数
- 七 圖書ノ大サ
- 八 製本ノ種類
- 九 (出版人)
- 十 (地圖及肖像若クハ本文中ニ包含セラレザル圖書ノ数)

## 第四 目次備考及雜件

- 一 目次ハ唯ソノ書名ノミニテハソノ書ニ記セル事項ヲ解シ難キ場合に之ヲ掲グベシ
- 二 総テ圖書ノ搜索ニ便ナル参照及圖書ノ性質ヲ明瞭ナラシムル備考ハ必ズ之ヲ付スベシ
- 三 略語、符号及書式ハ別ニ定ムル所ニ従フベシ

## 第五 排列

- 一 書名ソノ他ノ排列ハ総テ五十音順ニ従フベシ
- 二 書名又ハ著者名ニ二様以上ノ読方アルモノハ最モ適当ト認ムルモノニヨリテ之ヲ排列シ必要ニ応ジ他ノ読方ヨリ参照ヲ付スベシ
- 三 冠称ヲ有スル書名、冠称ノ必要ナル場合ヲ除キ総テ本称ニヨリテ排列スベシ但冠称ノ取捨一定シ難キモノハ必要ニ応ジ一方ヨリ参照ヲ付スベシ
- 四 同一書ニシテ刊本ト写本トアルトキハ刊本ヲ先キニスベシ
- 五 同一書ニシテ共ニ刊本ナルトキハ刊本ノ古キモノヲ先キニスベシ

形式面では条項構造において旧規則（和漢図書編纂規則）と同じで、章は第一から第五の五つである。ただし「節」にあたる第二段階の項目の見出し記号を、旧規則における「イ、ロ、ハ」から、和数字に変更した。また排列に関しては「総テ五十音順」とし、「イロハ順」を廃止した。

## 2—2—2 評価

### 1) 論評

まず、この規則における実質内容の変更について論評する。

「第一 書名」の内容を見ると、情報源に関して第一に「巻頭」をあげている。これは「表紙」を情報源の第一に挙げた旧規則「和漢図書目録編纂規則」（1893年）よりいくらか「著作」のタイトルに忠実であろうとする様子がうかがえる。また、後位の情報源ながらタイトルページに相当する「扉」を加えた。これは、西洋目録規則に倣い、洋風の出版物が多くなった時代状況を映すものと言える。この「書名」の章に「逐次刊行物」を規定している。旧規則で「定時刊行物」と表し、「第二 著者」の章に記されていたものである。旧規則において、「定時刊行物」を「著者」の章で規定したことは、著者基本記入方式を容れたとの解釈が成り立ちうると前節で述べたが、改訂規則「概則」はこうした矛盾を解消し、純粋に書名基本記入の目録規則とした。この「逐次刊行物」の規定はその証左の一つと見ることができると考える。

この規則は、志村尚夫の言うとおりに「明治26年の編纂規則よりは熟慮され、かつかなり訂正したものであるが、（中略）基本的な変更はなく、あくまでもその延長線上にあり、また、改訂版規則でもあった<sup>3)</sup>。だが、上記のように

基本記入論から見ると微妙に変化した内実が見られる。したがって、延長的な形での「改訂」だけではない面があることにも留意したい。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

1910年2月、日本図書館協会評議会が開かれ、「和漢書目録編纂規則」の修正について協議し多少の修正の上ほぼ原案どおり可決、修正規則が正式に成立した。ただし「和漢図書編纂概則」と名称上は旧版の概略の規則という体をなした。同年の『図書館雑誌』第8号に発表され、これによって同規則は“公刊”という目録規則としての条件を満たした。また、市島会長の裁断によって全国委員会にはかられ、評議会において修正、決議を得るという正当なプロセスが採られたことは、標準目録規則としての前進を見たものと評価できよう。

この規則は1912年発行、文部省著（田中稲城執筆）『図書館管理法』[改訂版]（金港堂書籍）の附録とされ、図書館学学習者のマニュアルとなった。ただし、同改訂版は、この目録規則のタイトルを「和漢図書目録編纂規則」と、旧規則の名称をもって表現するという誤りを冒している。しかし、これは転記の誤植であろう。本論文では、最初の公表、『図書館雑誌』8号（1910年4月）における表示に従って、この目録規則のタイトルを「和漢図書目録編纂概則」と把握する。このように同規則を「和漢図書目録編纂概則」と表現する立場は、ほとんど全ての関係テキスト、ハンドブック、用語辞典において共通、安定しており、旧版の場合にあるような混乱はない。

この時期（1910年前後）に、標準目録規則の策定（改訂）が進められた理由を考えておきたい。日本文庫協会は、1907年4月『図書館雑誌』を創刊し、翌1908年3月、日本図書館協会と改称し、図書館専門職集団としての地歩を固めた。一方文部省は増加する通俗図書館における資料収集の指針、収集内容の把握を図って、全国各図書館の集書計画の指針とすべき『図書館書籍標準目録』を編纂することとした。この文部省の意をうけて日本図書館協会は、1910年7月“図書館書籍蒐集の標準目録編纂”の委員会を編成した。委員には、渡邊又次郎日比谷図書館主事、今井貫一大阪府立、湯浅吉郎京都府立、佐野友三郎山口県立各図書館長が加わっていた。1911年10月、文部省の名で『図書館書籍標準

目録』が刊行された。「和漢図書編纂概則」はこの書籍目録の標準記載法としての役割を担う面があった。文部大臣・小松原英太郎の“小松原訓令”（1910年2月）がこの時期の図書館界をとり仕切っていた<sup>4)</sup>。「和漢図書目録編纂規則」を掲載しその公表の役を担った1912年発行の文部省著（田中稲城執筆）『図書館管理法』[改訂版]（金港堂書籍）も、全体的な意図としては、小松原訓令にある方針を普及しようとしたものと考察される<sup>5)6)7)</sup>。

「和漢書目録編纂概則」（1910年）の策定は、一種の書誌コントロールを目的としたものとする。それが“小松原訓令”などの徹底を目指した、当時の図書館ネットワークを支えたものとして批判される面があるかも知れないが、目録規則としての標準性を求めた点で、書誌コントロールの一環を形成したと評価することができよう。

注)

- 1) 樋口龍太郎稿『日本図書館協会五十年史』日本図書館協会、1989、p.17-25
- 2) 『図書館雑誌』日本図書館協会、1910.3、p.55-598
- 3) 志村尚夫『目録学序説：原理と事例からのアプローチ』学芸図書、1978、p.124
- 4) 石井敦「1910年の転機：小松原文相の「訓令」をめぐる」『図書館学会年報』1、1954.11、p.7-22
- 5) 文部大臣小松原英太郎「図書館設立ニ関スル注意事項 明治43年2月3日」『図書館雑誌』8、1910.3、p.32-34.目録に関しては次のような記述がある。

四 （前略）閲覧用目録トシテ件名目録、洋書著者目録、同分類、和漢書名目録、同分類等ニシテ（中略）一般ニ牌子式ニ依リ帳簿記入式ニ依ラサルヲ便トス

- 6) 文部省編『図書館管理法』金港堂書籍、1919、132p
- 7) 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、p.43-

## 2—3 「和漢図書目録法」日本図書館協会編（1932年）

### 2—3—1 目録規則の策定過程と規則内容

#### 1) 策定過程

「和漢図書目録編纂概則」は日本図書館協会による1910年の策定以降、形式上“標準目録規則”として図書館実務書に掲載され<sup>1)</sup>、文部省図書館員養成所（1921年開所）において講義され、実習のマニュアルとなっていた。この目録規則の土台にある書名基本記入方式護持の方針は、1893年の「和漢図書目録編纂規則」におけるその方針に比して、より明白であった。しかし時代は、ドイツ語圏の目録規則「プロシャ図書館アルファベット順目録規則」（1899年、1908年第2版）、英米合同目録規則（1908年）が成立するなど、目録規則の国際的標準化に進み始めていた。この時勢に抗するかのよう、記録対象を和漢書に限定した書名基本記入方式に立つこの目録規則に対して、留学帰りの図書館人、大学図書館関係者達は、不満を隠さなくなった。大学図書館を中心に、洋書には米国図書館協会の目録規則（1883年）や、これを大いに参酌した「東京帝国大学附属図書館洋書著者書名目録編纂概則」（1893年）が用いられていた。

1927年の第21回全国図書館協会協議会で田中敬（東北帝大）は目録法の“統一の要望”を提案した。この意見は同年11月『図書館雑誌』に掲載された<sup>2)</sup>。田中敬は、みずからの主張の主旨が、1918年の自著『図書館教育』（同文館、p. 340-343）で記されていること、すでに1913年に今井貫一（大阪府立図書館長）によって全国図書館大会で提示されていることを述べている<sup>3)</sup>。田中敬がこの演説をおこなった時期、今井貫一は日本図書館協会（初代）理事長であった（1928年5月まで）。

また1924年5月に発足した帝国大学附属図書館協議会は、第三回協議会（1926年）で同協議会として統一目録規則の策定を決議し、担当委員に田中敬（東北大学）と植松安（東京大学）を選出した。同協議会は、これより約16年後の1942年に著者基本記入方式に依る「和漢書目録規則第一編」を策定するのである。帝国大学附属図書館協議会発足と同じ1924年11月に組織した全国専門高等学校図書館協議会は、1926年10月『目録編纂法』を問宮商店から発行した。中

島猶治郎、鞠谷安太郎に編著を“委嘱”したものと同書“例言”付記(p.2)は記している<sup>4)</sup>。さらには間宮商店主、間宮不二雄を書記長として1927年12月に結成された青年図書館員連盟は、1929年12月に目録法制定委員会を設け独自に目録規則策定を開始した。これが後の『日本目録規則1942年版』に繋がる。

こうした刺激もあって、日本図書館協会は1930年11月、和漢書目録法調査委員会を発足させた。理事長は林未葵夫であった。この委員会委員長には、1917年全国図書館大会で目録法統一の必要性を主張した今井貫一が就任した。委員長推薦によって主査(事務局長)には長田富作(大阪府立図書館)、委員に、柿沼介、阪谷俊作、田中敬、林繁三、山鹿誠之助、山田珠樹が選出された。日本図書館協会和漢書目録法調査委員会(今井委員会)は、わずか一年余の検討期間をもって委員会案を作成し、1932年4月『図書館雑誌』に「和漢図書目録法」として「案」の文字無しで提示、発表した<sup>5)</sup>。

## 2) 規則内容

この目録規則「和漢図書目録法」(『図書館雑誌』26(4), 1932.4., p.75-84)の項目は次の通りである。(洋数字は章の順次)

第一 通則	1- 4	第六 カード記入法	126-151
第二 書名	5- 34	第七 排列	152-163
第三 著者名	35- 68	第八 雑件	164-169
第四 出版事項	69-104	附録一 仮名遣	
第五 対照事項	104-125	附録二 ローマ字綴方	

著者主記入方式と書名主記入方式を併記した、いわば“両論併記”の目録規則であった。すなわち、総則において、書名書目(書名記入)、著者書目(著者記入)の名称を挙げている。

総則(第一)に続いて、第二 書名、第三 著者名、第四 出版事項、第五 対照事項と記述に関する規定が組まれている。このうち、対照事項が出版事項とは別の節に規定されたことは、旧規則「和漢図書目録編纂概則」における

関係規定と比較して、西洋的な目録規則条項スタイルをより多く採り入れたと見ることができる。

## 2—3—2 評価

### 1) 論評

この規則の特徴は書名基本記入、著者基本記入の双方を認めたことである。

今井貫一目録法調査委員長はなぜこのような結果を短年月のうちに打ち出したのであろうか。それは今井貫一本来の見識と相反するものではなかったかを考察しておく必要を覚える。田中敬は、先に見たように、今井貫一が目録法の統一を、約20年以前から主張していたように記していた。しかし田中敬が頼りとした今井貫一の発言は実際においては下記のようなものであった。少し長いが引用しておきたい。

私が劃一にしたいと思ひます事項の第一は書目編纂法であります。此の書目編纂規則は其和漢書の分が先年〔引用者注：1910年〕圖書館協會で研究決定されて居る、それで先づ和漢書の方はあの規則に依りまして、日本の何れの圖書館も和漢書の目録を作ると云ふことになりましたならば差支えないと思ひます。あれは圖書館の専門家が多年の経験と研究の結果できたものでありまして、完全なものでありますから、あの規則をそのまま適用することに致したい。そうすれば和漢書目の方の作り方がまず劃一さるるわけであります。それから洋書の方は圖書館協會で未だ定められて居りませぬが是も将来必ずさだめらるることと思ひます。それでは是は目下の所では米國に行はれて居る規則でも、英吉利の規則でも、或は獨逸の規則でも、其の何れかを假に用いてやらなければならぬと思ひますが、是は私の希望としまして、其の劃一を熱望致しまするので、矢張圖書館協會にて和漢目録編纂と同様に少しも早く洋書も編纂規則と云うものを研究決定して戴き、そして一般圖書館界に便宜を與へて貰ひたいと存じます。

これを見ると、今井貫一は和漢書目録法を洋書目録法と画一にせよとは言っていない。しかも和漢書に関しては、日本図書館協会「和漢図書目録編纂概則」が“完全”と言っている。彼が“画一”を主張しているのは、日本における洋書目録法であって、また“画一”とは図書館協会が定めるということだ

あったのである。

したがって今井貫一が図書館協会に拠って策定した和漢書に関する目録規則が、「和漢図書目録編纂概則」における書名主記入方式を（も）規定したことは、彼自身十分に自己評価できるものであったであろう。ただ委員会総体としては、著者主記入論があったので、それを容れ書名主記入方式、著者主記入方式の両論併記としたと考えられる。和洋の目録規則を画一化し、“著者主記入方式に統一する”という今井貫一に対する田中敬の期待は外れた。上記の委員会は委員会設置の時点で「和漢書目録法」調査委員会であった。この委員会が洋書目録法を扱うことは委員会の設置目的に合致しないものとも言えた。しかし、委員中には、上述の通り大学図書館勢力から田中敬、山鹿誠之助、山田珠樹といった有力者が入っていた。注目すべきは、田中敬である。田中敬は帝国大学附属図書館協議会の目録策定に取り組むメンバーの中心的存在であり、その周辺には日本図書館協会の目録規則に対する激しい反対意見があった。そうした委員会構成でありながら、洋書目録法と規を一にした著者基本記入方式の目録規則が何故策定されなかったのかを考究したい。田中敬は先に挙げた『図書館教育』では和洋書を同一の目録規則で処理すべきこと、統一は英米の目録規則に準じるべきことを主張した。主要部を引用する<sup>6)</sup>。

我が國の圖書館員が可なりに骨を折って居るにも拘らず事業の成績が十分に譽らず其の労作に對する相當の承認を得ることの能はないのは種々の原因もあらうけれども目録編纂法の不備が確かに其の原因の一を為して居ると思ふ。従来一般に行はれてきた方法に依ると先づ和漢書と洋書とに區別して取扱を別にする。

1918年のこの著作では、目録法の整備、和洋の統一が図書館業務進展の鍵であるかの如き表現をしている。しかし、1927年の時期には少しトーンが変化する。

洋書と和漢書とが引離されて別々に整理され目録せられて居るのは事情已むを得

ざるに出でたこととして姑く我慢しなければならぬとしても、茲に私どもの看過すべからざるものは、洋書の目録を作るに當り、蔵書の量に於て優位を占めて居る和漢書の方へ引附けて無理にも様式を一にしようとする所から洋書の目録としては頗る珍妙なものが現はれるやうになったことで是れは實に慨嘆すべきことであると思ふ。

これを見ると、田中敬は和漢書目録法が洋書に適用されることを懸念している。それが洋書目録作業に流用されることを防ぎ得ない場合を見越して、和漢書目録法の規定を洋書目録作業に耐え得るものとするよう主張するに至ったものと解される。したがって、1930年代初頭の日本図書館協会目録委員会が、“和漢書目録法調査委員会”であること、つまり和漢書に限定した目録規則を策定する委員会であることは許容範囲であったろう。結果的に田中敬は、主担した帝国大学附属図書館協議会の目録規則が「和漢書目録規則」として1940年代に策定が完了する時までこれに関わることになるのである。1930年代の日本図書館協会目録調査委員会にあって田中敬が認め得る最低条件は、和漢書目録規則において著者基本記入方式が導入されることであったと考えられる。その規則は結果として、書名基本記入方式、著者基本記入方式の“両論併記”の形を採るが、少なくとも“著者基本記入方式”が併記されたことで、田中敬はかろうじて面目を保ったであろう。田中敬はその著書『和漢書目録法』において、この規則の内容に反対意見を示しているが、一方で、その自著の附録として同規則の条項を掲載している。

この目録法に対しては、1929年以来独自に新しい目録規則の策定を行っていた青年図書館員連盟の会員に反対論が多かった。加藤宗厚<sup>7)</sup>が目立つ存在であった。「和漢図書目録法」が目録記入方式の一つとして規定している書名基本記入方式を擁護する意見も、数としては少ないがきっちりと出されている<sup>8)</sup>。この論争については、第二部の「第1」の章で論及する。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

この規則は『図書館雑誌』に発表したという点において標準目録規則としての条件の一つはクリアーしたと言えるが、他の点に関しては、標準目録規則成

立のための要件を十分満たしたとは言い難いものであった。それは以下のことによる。

- 1) 一般会員、館員に開かれた議論の場に十分付されなかった<sup>9)</sup>。
- 2) 委員長（今井貫一）の強引さによってか、拙速のきらいがあった<sup>10)</sup>。
- 3) 『図書館雑誌』での発表で「案」の文字を付さず、「和漢図書目録法」という“本版”の形で公表された。

この規則策定には強引さがあり、反対論も多かったため、日本図書館協会「和漢図書目録法」（1932年）は日本図書館協会「目録委員会案」と表現されることが多い<sup>11)</sup>。また「案」との文字を付して「和漢図書目録法案」とする表現が採られることがある<sup>12)</sup>。「和漢図書目録法」を標準目録規則として扱う立場も多少はある<sup>13)</sup>。

この規則制定における拙速さ、強引さも問題とされなければならない<sup>14)</sup>。問題は同規則を公表した1932年当時、文部省の一方的人事で帝国図書館長となっていた、元は図書館に無縁の松本喜一が、日本図書館協会理事長に就いていたことであろう。松本喜一の図書館界運営施策は、時の国家権力と癒着したものである<sup>15)</sup>。時間と機会を設けて検討に付すことなく1932年4月「和漢図書目録法」を成則として誌上に公表し、同年7月に「和漢図書目録法調査に関する報告」を出すという手順が前後する行為を冒した<sup>16)</sup>。同時期、1933年7月、松本喜一を頂点とする日本図書館協会は、“中央図書館制”という中央集権制を盛り込んだ改正図書館令の公布に邁進した。日本図書館協会はこの目録規則によって何らかの意味の書誌コントロールを行おうとしたのであろうか。その意図は上記の“中央図書館制”と二重写しに見えてくる。

「和漢図書目録法」は、その公表の1932年から『日本目録規則1952年版』刊行の1953年初頭までの期間、形式上では、日本の標準目録規則であったと言うべきであろう。しかし実質的には、幾多の論者がこの規則をして「和漢図書目録法案」、「和漢図書目録法委員会案」と称するように“案”段階の規則に留まる。この規則に対し、第二部で記すように激しい論争が起こった（主記入論争）。そうしたことからか、この規則（案）を正式に採り入れたテキストは一部<sup>17)</sup>を

除き存在しない。この規則案より少し後、青年図書館員連盟『日本目録規則1942年版』<sup>18)</sup>、帝国大学附属図書館協議会「和漢書目録規則 第一編」<sup>19)</sup>が策定されたため、「和漢図書目録法」の標準目録規則としての性格は一層脆弱なものとなった。明確な形でその使用を表明したのは私立大学図書館協議会であるが、同協議会は後に『日本目録規則1942年版』の使用に切り替えている<sup>20)</sup>。

『日本目録規則1942年版』序は、それ以前を振り返って“直チニ取ルニ足ル「目録規則」ハ、一モナカッタ”としている（同 p.5）。

注)

- 1) 日本図書館協会編『図書館小識』日本図書館協会，1915，p.120-125
- 2) 田中敬「目録法統一の希望」『図書館雑誌』21（11），1927，p.338-343
- 3) 今井貫一「図書館管理様式の画一及様式の研究」『図書館雑誌』第19号，1913，p.81-84
- 4) 中島猶治郎，鞠谷安太郎『目録編纂法』間宮商店，1926.10，p.2
- 5) 1932年4月『図書館雑誌』26（4）p.75-112に「和漢図書目録法」として発表した。なお，同誌第28年2号（1934年2月，p.54）に「和漢図書目録法最終修正案」が載せられた。この修正部分は「案」の文字を付しているが，「和漢図書目録法」本体への修正手入れがなされることはなかった。ただし目録委員の一人である田中敬はその著書『和漢書目録法』（1939年3月，日本図書館協会刊）にこの修正を織り込んだ「和漢図書目録法」を附録として掲載している。
- 6) 田中敬 op.cit.
- 7) 加藤宗厚「著者主記入論」『図書館雑誌』26（9），1932.9，p.103-112
- 8) 南諭造「和漢書目録法における書名記入と著者名主記入：両者の得失に対する私見」『図書館雑誌』27（5），1933.5，p.100-103
- 9) この規則の策定までに全国集会の開催などがなく，一般図書館員に開かれた議論がなされなかった。
- 10) 竹林熊彦「今井委員会案の目録法を斜に視る」『図書館雑誌』26(10)，1932.10，p.256-261

- 11) 竹林熊彦 op.cit.
- 12) 後藤純郎『分類と目録』（図書館の仕事；8）日本図書館協会，1974.  
11, p.196
- 13) 田中敬『和漢書目録法』日本図書館協会，1939, p.1  
田中敬の同書「凡例」には次のように記されている。

本書は著者独自の思想を記述せるもので、日本図書館協会制定和漢図書目録法とはその叙述の順序等に於て必ずしも常に一致せるものではないが、併しながら二三特殊の事項を除く外は、大体に於て共通するところが多い（後略）。

田中敬は、二、三の特殊の事項だけが自説によるに過ぎないとしているが、この“二、三の事項”には、著者基本記入方式の採用が含まれており、その点から言えば彼における目録法に関する思考は「和漢図書目録法」の主旨と「大体に於て共通する」と言うことはむずかしいのではなからうか。

なお、同書の巻末付録として、12ページにわたって日本図書館協会制定「和漢図書目録法」の全条項を、1934年における一部修正を入れて掲載している。

- 14) 竹林熊彦 op.cit.
- 15) 日本図書館協会『近代日本図書館の歩み 本編』日本図書館協会，  
1993, p.301
- 16) 今井貫一「和漢図書目録法調査に関する報告」『図書館雑誌』26 (7),  
1932, p.217-222
- 17) 田中敬, op.cit., 12)
- 18) 青年図書館員連盟目録法制定委員会『日本目録規則＝略称“N. C. R.”  
昭和17年 (1942)』間宮商店，1943, 123p.
- 19) 帝国大学附属図書館協議会制定「和漢書目録規則第1編」『図書館雑誌』  
37 (2), 1943.2, p.84-91
- 20) 日本図書館協会, op.cit., p.47-65

2—4 『日本目録規則1942年版』青年図書館員連盟編 間宮商店 1943年刊

2—4—1 目録規則の策定過程と規則内容

1) 策定過程

1922年、間宮不二雄は図書館関係の用品商・出版社、間宮商店を大阪市内に開店した。同商店はその発足初期に小冊子『図書館研究叢書』を発刊した。その一冊に鞠谷安太郎（神戸高等商業学校）、中島猶治郎（関西学院）共編著『目録編成法』（1926年）がある。同書は全国専門高等学校図書館協議会の委嘱の下に編まれたとの付記を有している<sup>1)</sup>。間宮不二雄は、大阪府立図書館長・今井貫一が日本図書館協会理事長をした期間（1926年11月—1928年5月）、今井貫一に請われて同協会機関誌『図書館雑誌』の編集、出版を担当した。間宮不二雄の手腕で同誌は面目を一新した<sup>2)</sup>。

1927年、間宮不二雄は、青年図書館員連盟を結成した。同連盟は1928年1月図書館学雑誌『<sup>トショカン</sup>園研究』を創刊した。連盟は結成当時から、図書整理用の三大ツールを作成することを目指し、目録規則に関しても和洋共用規則の策定を見定めていた。

1929年12月、同連盟は「目録法制定委員会」を設けた。第一次の実行委員会（会期1932年9月まで）は鞠谷安太郎（前出）を主査とし、委員に加藤宗厚（帝国図書館）、田中鉄三（九大図書館）などを擁した。1932年9月加藤宗厚は「著者主記入論」を発表し、日本図書館協会が同年7月に公表していた「和漢図書目録法」を強く批判した<sup>3)</sup>。田中鉄三は1928年、第五次帝国大学附属図書館協議会で「統一目録法及び標準分類法の編成を本協議会において着手しては如何」と議題を提出し、同協議会が1943年に正式発表する「和漢書目録規則」<sup>4)</sup>策定の端緒を作った。

同目録法制定実行委員会は、1936年5月『園研究』第9巻（p.259-308）に「日本図書館目録法案」を発表した。同案は更に一年をかけて識者の批判を仰いで修正を重ね、同研究会理事会の採択を得て、1939年7月「日本目録規則案」として『園研究』第12巻3号に発表された。1940年8月に五日間にわたってこの規則についての講習会を開き受講者の意見を容れた。1942年4月成稿を得て

翌1943年3月単行書『日本目録規則』[1942年版] (Nippon Catalog Rules 1942) として公刊した。第一次実行委員会の設置から、13年余を要した。日本図書館協会「和漢図書目録法」[案] (1932年) が二年足らずの検討で策定されたことに比較して非常に慎重でかつ、丁寧な内容であったと評価することができる。

## 2) 規則内容

『日本目録規則』[1942年版] (原版) の章タイトルは下記のとおりである。

凡例，總則，本記入，標目，標題，出版事項，對照事項，註記事項，副記入，参照，文字，記號，附録

以下に，原文によってやや仔細に示す。

### 凡例

- I 本規則ヲ図書館目録記入規則トシテ和漢洋書ニ共用スルモノトス
- II 本規則ワカハド目録ニ就キテ規定セルモノノ書冊目録ニモ準用シウルモノトス
- III 本規則ワ著者オ標目トシテ本記入オナスラ原則トスルモ，図書ノ特殊性ニ応ジテ書名オ標目トシ又ワ特殊ナル標目オ立ツルコトアルベシ
- IV 用語，V 参照，VI 範例

### 總則

1. 記入ノ種類 図書目録ノ記入ワ本記入及ビ副記入ノ2種トス
2. 副記入又ハ参照

### 本記入

3. 記載事項及ビソノ順序 本記入ノ記載事項及ビソノ順序次ノ如シ。
  - a. 標目
  - b. 標題
  - c. 出版事項
  - d. 對照事項
  - e. 註記事項：叢書名，一般注記，内容細目

### 標目

4. 標目ノ種類 標目ワ著者，書名及ビ特殊ノ3種トス
  5. 著者標目ノ種類
  6. 一般単行本ノ標目
  7. 共著者
- 8-29 談話，講演，講義，會見記，座談會記，談話，講演，講義等（以下29ま

で、著作の種類)

**著者標目ノ記載法。**

個人 30-55 団体 56- 68

69. 地名ノ記載 - 75. 逐次刊行ノ人名録、職員録、年鑑ノ類

76. 書名標目記載法

**特殊標目ヲ立ツルモノ (77-83)**

**標題 (84-121)**

書名、著者名、出版事項、對照事項、註記事項

副記入 (122-123)、参照 (124)、文字記号 (125-138)、附録、用語定義、略語表、カード記入例

『日本目録規則』[1942年版]の物理的体裁は、B4判で索引をも備えた123ページ仕立ての版が原版である(間宮商店)。ただし、規則本体のみで45ページ版(京都出版)、これにカード事例を加えて54ページとした私家版など、三種類の印刷物を確認している。他にこれらに類似して多少異なるページ立ての印刷形態のものがあるかもしれない。第二次世界大戦という状況下に出版事情、印刷事情も劣悪であった。

特徴は下記の通りである。

- 1) 和漢・洋、すべての資料に適用される目録規則である。
- 2) 著者基本記入方式の目録規則である。

このことを、同時期までの他の国内目録規則と比較する。

まず、規則が対象とする資料の別を軸に比較検討する。

日本図書館協会がこの時期までに策定した目録規則(1893, 1910, 1932年)はすべて“和漢図書”に関する規定である。和洋の資料を対象にした点でこれと同方向の規則として前記の鞠谷安太郎・中島猶治郎共編著『目録編成法』(1926年)がある。ただ、鞠谷・中島の編著した目録規則は、分類目録を主体としており、和漢書に書名目録、洋書に著者目録を指示した<sup>5)</sup>。なお、鞠谷らの目録規則が1926年段階で和漢書に書名基本記入を指示したことが、日本図書館協会「和漢書目録法」(1932年)が、書名基本記入を許容するに至った理由

の一つとなったと考えられる。鞠谷らの規則に関しては、田中敬による厳しい批判がある<sup>6)</sup>。鞠谷らの規則とは異なり青年図書館員連盟『日本目録規則』[1942年版]は和洋両資料に適用する目録規則である。

次に、目録の記入方式を軸に比較検討する。

日本図書館協会が明治期に策定した目録規則（1893年、1910年）はすべて書名基本記入方式の目録規則である。大正期にはその改正は行われず、昭和期に入り1932年「和漢図書目録法」が策定された。これは書名基本記入方式と著者基本記入方式の両方式を規定したものである。当時は著者主記入論が盛んになっていた。著者基本記入を採った目録規則としては、和漢書に限定した帝国大学附属図書館協議会「和漢書目録規則」、和洋の資料全体に通じる青年図書館員連盟『日本目録規則』[1942年版]があった。

## 2—4—2 評価

### 1) 論評

「日本目録規則」の最初の版『日本目録規則』[1942年版](Nippon Catalog Rules : NCR 1942)は、日本伝統の書名基本記入方式（を主張する人々）との間に論争を重ねたうえ、西洋流の著者基本記入方式で、和洋書に共通の目録規則として第二次世界大戦中という「非常時」に策定された。物資が乏しく、紙不足で、出版に対する規制、特に洋書への取締りが厳しかったこの時代に、なぜこうした目録規則が策定、出版されたのであろうか。逼塞した図書館経営のもとの、精一杯の図書館専門職としての営為であったと見ることができるであろう。

この目録規則を策定した青年図書館員連盟は、1944年7月に解散する。私的団体である青年図書館員連盟が1943年3月に発行した同日録規則は、一年余の寿命であったかに見えた。1939年、全国私立大学図書館協議会は、和漢書に関する目録規則として、日本図書館協会「和漢図書目録法[案]」を採用すると決定した。しかし反対意見が続出し、1943年には青年図書館員連盟の『日本目録規則』[1942年版]が和漢・洋書に最適目録規則であると決議した<sup>7)</sup>。これによって日本の私立大学多数を代表とする図書館群が、1950年代半ばごろまでの

約十年間、この『日本目録規則1942年版』に準拠して目録作成をしたと見ることが出来る。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

この規則は青年図書館員連盟という一民間研究団体の策定したものであるが、日本における最初の標準目録規則に近いもので、以後の日本図書館協会編刊の「日本目録規則」のモデルとなったと考えられる。もっともこれが後に日本図書館協会が編纂発行する「日本目録規則」(Nippon Cataloging Rules : NCR)の最初の版であるとする一般的判断に関しては、疑問なしとしない。なぜならば『日本目録規則』[1942年版]は、その日本語タイトルは以後の版も同じく「日本目録規則」であるが、英文タイトルは“Nippon Catalog Rules”であったものが以後の版では“Nippon Cataloging Rules”とされ異なっている。また「1942年版」においてはその編者が“青年図書館員連盟”であり、「1952年版」以後の諸版の編者が“日本図書館協会目録委員会”と異なっているため、「1942年版」は、「1952年版」以後の『日本目録規則』とは異なる系の著作と明確に扱うのが正当と考える。

## 3) 『日本目録規則』[1942年版]のその後：「ダウンス報告書」との関係

### 3-1) ダウンス勧告

ここで留意しておかなければならないものがある。第二次大戦後米国占領軍の指示によって日本に招聘された米国イリノイ大学図書館長ロバート・B・ダウンス (Robert B. Downs) が1948年春に提出した「ダウンス報告書」である。同報告は11項目の勧告を行った。『国立国会図書館三十年史』によれば、この「ダウンス報告書」中に、目録規則について次の提言がある<sup>8)</sup>。

洋書には米国議会図書館記述目録規則および米国図書館協会著者書名記入目録規則を、和漢書には日本目録規則改訂版を採用すること。

この「ダウンス報告書」において和漢書に適用すべきとされた「日本目録規則」は、青年図書館員連盟による『日本目録規則』[1942年版]であった。

最初に、「ダウンス報告書」における「目録法」関係項目を列挙し、確認する。英語、日本語共に、先の「ダウンス報告書」を出典とする。ただし、旧漢

字等は新字体とした。また、「B1」以下の項番は、発表者が付し、必要に応じその「勧告」内容を略転記した。

B. CATALOGING (目録法)

B1. Author versus Title Entries (著者名主記入か、書名主記入か)

採り得る限り著者名を主記入とし、書名は無記名著作品の場合に限る。

B2. Romania versus Japanese Characters (ローマ字か、日本字か)

和漢書の図書館目録にローマ字を用いることは、(中略)促進されるべきである。

B3. Type of Catalog (目録の形式)

国立国会図書館には、洋書については辞書体目録制をとることが勧告される。和漢書については、(中略)著者、書名、件名を唯一つのファイルに結合し得るかどうかわかるであろう。(中略)日本の図書館に非常に普及しておる分類目録の観念を廃棄することが強く勧告される。

B4. Cataloging Rules (目録規則)

欧文図書にはLCから印刷カードを入手できる関係上LCの規定<sup>9)</sup>を基準として、これに従うのがよいと思う。ALA規定<sup>10)</sup>もLCの補助として、また必要であろう。和漢書に関しては、上述の二書は用途が極限されているので、青年図書館員連盟が十年以上の日子を費やして決定した、日本目録法(1943)がまず十分な用具として役立つと思う。この書は和漢書、洋書双方の目録法を包括しようとしているが、洋書に対しては不十分で、これによるわけにはいかない。

B5. Subject Headings (件名標目)

B6. Printed Cards (印刷カード)

B7. Centralized Cataloging (統一目録法)

このように「ダウンス報告書」においては、和漢書について青年図書館員連盟編纂『日本目録規則』[1942年版](間宮商店, 1943)の採用が勧告されている<sup>11)</sup>。

3-2) 「ダウンス報告書」における『日本目録規則』[1942年版]の評価点

「ダウンス報告書」では、「B. 目録法 著者名主記入か、書名主記入か」において、著者名主記入を適切としている。その事由を三点掲げている。

a. 東洋においては、高木八尺教授の所謂「個人の概念」<sup>12)</sup>を認識するのに欠けておったので、(中略)日本の民主化の具現は、個性の尊重に基づくべきであることを考えるとき、(中略)その意識覚醒に努むべきである。

b. 西洋諸国では、著者名主記入がすべての図書館で採用されている。もし、東洋と西洋との間に、図書館目録カードとか、その他の書誌学的データを交換するというようなことになれば、主記入が統一されていることは、どうしても必要である。

c. なるべく単純にするという点からいっても、著者主記入のほうが書名主記入よりもはるかに簡単である。

この内、項番「a.」は時代の空気であろう。項番「b.」は、国際的書誌交換と目録標準化として把握できる。項番「c.」は、具体的な事由が示されていない。さらに、「ダウンス報告書」では、「B. 目録法 目録規則」の項において、次のように勧告を行っている。

和漢書に関しては、(中略)日本目録法(1943)がまず充分な用具として役立つことと思う。(中略)この目録法が適当であると考えてことに異存はない。日本古来の規定のごとく書名に依らず、著者名に依った点が、非常な長所となっている。

ここに「ダウンス報告書」が『日本目録規則』[1942年版]を和漢書の標準目録規則とすべきとした根拠があると考える。

4) 『日本目録規則』[1942年版]の国立国会図書館における受容

『国立国会図書館三十年史』<sup>13)</sup>は、「勧告」の受容について以下のように記す。

このダウンス報告もあって、当館では和漢書には「日本目録規則」(NCR) [1942年版] (青年図書館員連盟編) 及び和漢書目録規則 (帝国大学附属図書館協議会編) を、洋書には米国図書館協会 (ALA) 著者書名目録規則

1949年版及び米国議会図書館（LC）記述目録規則をそれぞれ併用することによって、目録作業を開始した。

国立国会図書館では和漢書目録規則（帝国大学附属図書館協議会編）を“併用”するに至ったが、「ダウンス報告書」が和漢書目録規則に関して『日本目録規則』[1942年版]の採用のみを勧告したことと、この断には相違がありその事情の詳細は不明である<sup>14)</sup>。

同館はまた「この勧告を強制としてよりはむしろ国立図書館の機能充実の指針として受け入れ、意欲的にその実施をはかった」と記している<sup>15)</sup>。「ダウンス報告書」の勧告内容を歓迎すると共に、日本の館界に広報しようとした状況が見てとれる。

注)

- 1) 中島猶治郎，鞠谷安太郎共編『目録編成法』間宮商店，1926, 28p
- 2) 鈴木賢祐「園事業界の志士間宮不二雄氏のこと」『図書館雑誌』22(5), 1928.5, p.115-116
- 3) 加藤宗厚「著者主記入論」『図書館雑誌』26 (9), 1932.9, p.302-311
- 4) 帝国大学附属図書館協議会制定「和漢書目録規則 第1編」『図書館雑誌』37 (2), 1943.2, p.84-91
- 5) 中島猶治郎，鞠谷安太郎，op.cit., p.3
- 6) 田中敬「中島猶治郎，鞠谷安太郎氏共編『目録編成法』を批評す」『図書館雑誌』21 (3), 1927.3, p.93-99, 同 (4), 1927.4, p.119-126
- 7) 阪田蓉子「私立大学図書館協会の成立と戦前の私立大学図書館」『大学図書館研究』22, 1983.5, p.117-133
- 8) 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史資料編』国立国会図書館，1979, p.342, p.416
- 9) Library of Congress (LC) *Rules for Descriptive Cataloging*, Washington, D.C., Library of Congress, 1949-1952, 2 vols.
- 10) American Library Association *ALA Cataloging rules for author and title entries*, Chicago, American Library Association, 1949, 265 p.

- 11) “The Nippon Catalog Rules (1943), worked out over a period of about ten years by the League of Young Librarians’ Committee of the Cataloging Rules.”
- 12) 高木八尺 (Takagi Yasaka)。米国史, 米国政治史等著作多数
- 13) 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史本編』国立国会図書館, 1979, p.215-216. なお国立国会図書館編『国立国会図書館五十年史』国立国会図書館, 1999, p.501-502には, 同三十年史に記されたことが簡略に記録されている。
- 14) 志保田務, 北克一, 杉本節子「ダウズ勸告における<目録法>関係事項と, その受容・展開に関する一考察」『資料組織化研究』47, 2003.2, p.25-28
- 15) 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史本編』国立国会図書館, 1979, p.215

## 2—5 『日本目録規則1952年版』日本図書館協会編 1953年刊

### 2—5—1 目録規則の策定過程と規則内容

#### 1) 策定過程

この目録規則は, ダウズ勸告を取り入れて策定された目録規則である。

『日本目録規則』[1942年版]を基本とした国立国会図書館の和漢図書に対する目録作業態勢は, 短期間で終了した。先述の『国立国会図書館三十年史』は, 次のように述べている<sup>1)</sup>。

わが国の従来の目録法には不備な点が多かったため, 昭和24年日本図書館協会内に目録委員会が設置され, (中略)昭和27年, その成果が『日本目録規則1952年版』として結実し, 翌28年刊行されたので, 当館はさっそく同年4月1日からこれを適用することとした。

上述の線に従って1949年8月19日, 日本図書館協会目録委員会が実行のための検討を開始した。委員長は, 国立国会図書館の岡田温である。ダウズ報告が指示したように, 日本伝統の分類目録の優先を退け, 著者基本記入とした。

これは、ダウズが指示した青年図書館員連盟『日本目録規則』[1942年版]の主旨を容れたものである。ただし、ダウズは青年図書館員連盟の規則にある種の不満を示し、洋書には適用できないとしていた。日本図書館協会目録委員会はこの“不満”の把握を試みたが、明白には捉え得なかったようである。そこでこの新しい規則についても、和洋資料に両用するものとせず、和漢書中心に適用すべきものと規定した。

## 2) 規則内容

『日本目録規則1952年版』（日本図書館協会編刊，1953.1）は、B5判，78ページ仕立てである。

その章立ては次のとおりである。

### 第1章 総則

### 第2章 標目 I 標目の選び方 II 標目の形式

### 第3章 図書の記述 I 標題 II 出版事項 III 対照事項 IV 注記事項

### 第4章 副出記入，第5章 分出記入，第6章 参照

主として和漢書に対する目録規則としての性格を持つこの目録規則は、明治以降の和漢書、洋書に対して二本立て目録規則の傾向を強めることとなった。しかし一方、和漢書に関する限りは一本化された。『日本目録規則1952年版』はこのような主旨で策定されたが、国立国会図書館の印刷カード（1950年頒布開始）の記録基準、目録法として和漢書中心に適用されるものとした<sup>2)</sup>。

## 2—5—2 評価

### 1) 論評

この規則は、図書の記述について明確に章（第3章）を定め、目録作業を容易に展開できるよう図った。しかし記録の単位について規定しておらず、英米流の著作単位によるか否かを明白にしていない。情報源については「その図書」とするにとどまり、英米の目録規則に見られるような標題紙中心主義を採用し

ていない。このことは日本の出版物に占める奥付の重要性に配慮したものかも知れない。しかしこの不明さは、立ち消え状態に終わった「和漢図書目録法」[案](1932年)が“標題紙”を第一に規定したことにも遅れをとっている<sup>3)</sup>。この項で対象としている『日本目録規則1952年版』は、その出版年を“1952”と標題紙に記しているが、奥付においては“1953年”と記している。こうした点から見ても、目録規則としての完成度は決して高くはなかったと言えよう。しかし国際的な著者主記入の原則に基づく協会公認の標準目録規則が制定されたことは、以後の非基本記入方式化との関係は別として、大きなことであった。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

和書に関する目録作業は、この時期に設立された公共図書館、学制改革で実現した学校図書館などにおいて、新目録規則に統一して実行できるようになり、技術面に関する限り我が国図書館界にとって大きな前進となった。この規則の編者、日本図書館協会目録規則委員会はその下に、高橋泰四郎を委員長とする解説委員会を設け、『日本目録規則解説』を発行した。丁寧な解説書で、この新しい目録規則に従って目録作業をする図書館員たちに大きな助けとなった<sup>4)</sup>。この解説書は体裁的にはB4判で『日本目録規則1952年版』と同型であるが、ページ数は本体のそれを超えており、解説委員達の熱意のほどがうかがえる。

こうした図書館一般への開放度も高くこの目録規則は標準目録規則としての要件を十分に満たしている。また国立国会図書館印刷カードの目録記入とその記入の利用に関して一種の書誌コントロールが成立する可能性が生まれた。

注)

- 1) 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史本編』国立国会図書館，1979，p.215-216
- 2) 『日本目録規則1952年版』日本図書館協会，1953，p.4
- 3) 服部金太郎「目録法の100年略史」『現代の図書館』7(1)，1969.3，p.31
- 4) 『日本目録規則解説』日本図書館協会，1954，274p

## 2—6 『日本目録規則1965年版』 日本図書館協会編 1965年刊

## 2—6—1 目録規則の策定過程と規則内容

## 1) 策定過程

『日本目録規則1952年版』は新しい時代の目録作業に資するところがあったが、国際的見地からすれば、和漢書に集中したその規定は、早晚改訂すべきものであった。世界的な潮流は、英米目録規則とドイツ目録法の調整という、国際レベルの統一へ向かっていた。

1959年、International Conference on Cataloging Principles (ICCP：国際目録原則会議)の予備会議がロンドンで開かれた。また、1961年にその本会議がパリで開かれた。この本会議で定められた目録原則を「パリ原則」と呼ぶ。目録の国際的統一が討議され進展した時期である。

## 2) 規則内容

わが国でも日本図書館協会が中心になって標目に関してはパリ原則に基づき、「日本目録規則」が改訂される運びとなった。国際的統一という線が強く引かれた。

この改訂によって、和漢書用から和漢洋共通目録規則を制定するということとなった。そして『日本目録規則1965年版』が編纂された。ここに国内最初の、和漢書に限らず洋書にも適用される標準目録規則が成立した。その章構造、項目の概要は下記の通りである。(全247p)

## 序説

1目録の目的 2目録の種類 3著者書名目録 4著者書名目録の機能 5目録規則 6この規則の沿革 7日本目録規則1965年版

第1章 総則 第2章 1個人の著作 第3章 個人著者名の形式 第4章 1団体の著作 第5章 団体著作名の形式 第6章 多数著者の著作 第7章 逐次刊行物 第8章 無著者名の著作 第9章 既存の1著作に関係のある著作 第10章 種類の形式の著作 第11章 図書の記載事項 第12章 書名、著者、版等の表示 第13章 出版事項 第14章 対照事項 第15章 注記事項 第16章 補助記入のトレーシング 第17章 逐次刊行物の記載事項 第18章 地図の記載事項 第19章 楽譜

## の記載事項 第20章 記入の排列 附録

この目録規則は、まず「第1章 総則」の「1」に「目録の目的」を掲げた。これまでの日本にはない目録規則としてのオーソドックスな性格がある。同章「2 目録の構成」では、「著者書名目録の作り方について規定する」。そして「個々の図書に対して必ず一つ基本記入を作らなければならない。」とする。その「3 標目」では「基本記入の標目は、著者名か、伝統的に慣用されている書名を持つ著作（無著者名古典等）の書名かのいずれか」とする。このように、著者名を標目とする著者基本記入を原則におく、確固たる著者基本記入方式の目録規則であり、米国流の辞書体目録をベースとするものである。和漢・洋すべての資料に適用され、全国の図書館に共通利用できる標準目録で、国際水準に達したものであった<sup>2)</sup>。標目に関する規定は、旧版と比して手厚いものとなっている。「5」に“標目の読みの形”を設けたことは新鮮である。そこではローマ字、かなのいずれかによる表記を行い、それらの文字の排列順にしたがって排列することとした。

第12章～第15章の四つの章は「書名」から「注記」の“記述”関係の規定にあてられた。ここにも策定上の丁寧さが見られる。この第12章では、記述の原則の対象が“完全本”に置かれ、著作単位の日録規則となった。さらに、記述のための第一の情報源を標題紙とし、西洋の日録方式に合致した形がとられた（同第90条）。

## 2—6—2 評価

## 1) 論評

この目録規則の立案・策定の時期、日本の図書館界は『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会 1963年）に触発され、公共図書館は直接サービスを活動の中心において大躍進を果たそうとしていた。同書は、目録に関して次のように記している<sup>3)</sup>。

図書館のあらゆる作業の中で、最も無用な時間と労力を注いできたのは目録作業であった。ことに中小図書館にあっても大図書館と同様の記述や

目録の種類を要求するような風潮が強かったのであるが、すでに根本的に考え直すべき時期がきていると考える。

『中小都市における公共図書館の運営』（略称、「中小レポート」）のこの意見は、“目録”という存在に対してきわめて厳しいものであった。この部分の執筆を担当したと見られる小井沢正雄は次のように書き記している<sup>4)</sup>。

サービスを効果的に進めるうえで、本当に役立っているかどうかを検討してみる。すると、全く役立っていない、サービスにさっぱり貢献していない作業が案外沢山みつかると。(中略) 図書館のあらゆる作業のなかで、最も多くの時間と労力を注いできたのが、目録作業である。(後略)

こうした意見は『日本目録規則1965年版』に対する強烈な批判でもあったが、これらよりも、さらに具体的に同日録規則に打撃を加えたのは、森耕一などによる、標目と記述の分離論、つまり“記述独立方式”である<sup>5)</sup>。また、森耕一などの理論を具体的に盛り込んだ、日本図書館協会『整理技術テキスト』であった<sup>6)</sup>。この『整理技術テキスト』の編者は日本図書館協会整理技術委員会（以下「技術委」）である。整理技術委員会は、これの初版が『日本目録規則1965年版』と“矛盾”する所を開閉すべく設けられたという経緯を持つが、この改訂で、一層記述独立方式へ踏み込むものとなった。『整理技術テキスト』がその対象とした中小公共図書館では、“書名目録を基本的な目録とする”という「JLA プロジェクト報告」（『市立図書館の運営』1964）に符合させたのであろう。技術委はこの立場から、記述独立方式の標目の形を許容するよう『日本目録規則1965年版』の編者・担当委員会である目録委員会（「目録委」と略す）に申し込み、標目の記載法（表記）において、仮名またはローマ字だけで記すことを許す別法の導入を実現した。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

『日本目録規則1965年版』が策定される時期まで、日本の図書館目録界のリーダーシップは国際的な書誌コントロールに注目する人たちにあった。そして国際基準に反しない和洋共用の目録規則が策定された。それは標準性が高く、その意味で標準目録規則として十分の条件を備えていた。しかし一方で

は、直接サービスに傾倒する現場の図書館員の時代性があった。この間に距離がおかれた。つまり国際標準への準拠が少しばかり急ぎ足に進められ、日本の図書館の現実がおきざりにされたとの感を与える改訂であったと言える。

こうしたなか、1969年に日本図書館協会目録委員会は『追加規則および修正・増補事項』を出版した。1972年、同委員会は、この規則の修正増補を打ち切ることにした。1970年代初期から成立に入った International Standard Bibliographic Description (ISBD：国際標準書誌記述)がこの処置に一つの契機を与えた。

なお『日本目録規則1965年版』の実例集が岩淵泰郎によって作成された<sup>7)</sup>。  
注)

- 1) 服部金太郎「目録法の100年略史」『現代の図書館』7 (1), 1969.3, p.32
- 2) 後藤純郎『分類と目録』(図書館の仕事;8)日本図書館協会, 1974, p.208-209
- 3) 『中小都市における公共図書館の運営：中小公共図書館運営基準委員会報告』日本図書館協会, 1963, p.142
- 4) 小井沢正雄「『中小レポート』と整理技術の合理化」『図書館雑誌』59 (9), 1965.9, p.393-395
- 5) 森耕一「標目と記述の分離：目録作業合理化のために」『図書館界』7 (6), 1955.12, p.195-201
- 6) 日本図書館協会編『整理技術テキスト』日本図書館協会, 1964, p.31-38

日本図書館協会整理技術委員会編『整理技術テキスト：簡素化のてびき』[改訂版]日本図書館協会, 1969, p.35-64+

- 7) 岩淵泰郎『日本目録規則1965年版実例集』沓掛伊佐吉協力, 日本図書館協会, 1971, 179p

## 2—7 『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会編 1977年刊

## 2—7—1 目録規則の策定過程と規則内容

## 1) 策定過程

1970年6月、日本図書館協会整理技術委員会は、「整理技術全国会議」（第一回）を開催した。参加者は図書館協会事務局員を除いて147名であった。この会議に提議の役を担った日本図書館協会の新・目録委員会は「標目未記載ユニット・カード」と称して、記述を独立させる方式を提案した。続いて1971年、第二回全国会議では、「日本目録規則」の全面的改訂に踏み切ることを宣言した。そして第四回（1973年）、第五回（1975年）、第六回（1977年3月）と全国会議が重ねられた。同日録委員会は、「日本目録規則」に非基本記入方式の目録原理を導入し、1977年12月『日本目録規則新版予備版』を策定発表した。非基本記入方式の導入は、前章（『日本目録規則 1965年版』）末で述べたその当時盛んであった公共図書館運動や、図書館の合理化策などに関連した動きである。

## 2) 規則内容

同規則の体裁は、A5判、104ページの簡素なものである。規定項目を見る。

目録委員会報告 序説 1 総則 2 図書の記述 3 標目 4 排列 5 逐次刊行物  
6 その他の資料 [準備中] 7 付則 付録 索引

「目録委員会報告」ではこの目録規則の策定が始まった1970年以降の目録委員会の活動内容について記している。

つづく「序説」では“目録規則”“全国的標準化の必要性”“日本目録規則制定の経緯”“著者基本記入方式”“記述ユニット・カード方式”等の見出しの下に、この目録規則が採る方針について記している。なお目録の系統的な種別は個別目録をベースにおいた。これら前置きのあとに本規定が置かれる。

「1 総則」においては、まず「1.1 目的」が記され、「この規則は（中略）目録の作り方について全国的に標準化をはかることを目的とする」ものと規定し、その標準目録規則志向を明示した。対象となる資料の種類は「日本語で書

かれた(中略)明治以降に刊行された図書」である(同1.2)。ここに、前版『日本目録規則1965年版』が和洋全資料を対象としたのとは異なり、前々版『日本目録規則1952年版』と同様、和書専門の目録規則となった。

つづいて「2 図書の記述」では、同規則が“図書中心”であることが表されている。“記述”が“標目”より先に規定されたことは、目録記入の記録行動上“記述”が先の順位に記されることを表している。「2.1.2 記述の範囲」では「ある図書を他の図書から識別する第1の要素は書名である」と“書名”を識別の最大の要素とした。また「2.1.2.1 記述の対象」では「図書は、原則として1冊ずつ記述する」とした。物理単位による記述原則を明記したものであり、この目録規則が物理単位の規則であることを宣言している。このような方法を採用した理由の一つは、国立国会図書館『日本全国書誌』の記録法と一致させようとしたことにあるであろう。同書誌は、次々に出版される「多巻もの」(同2.1.2.1)を、速報するために各巻別個に記録する必要があった。実務が単純に実行できるよう図ったと思われる点が多い目録規則である。この規則の原理は、西洋の目録理論からは全く遠い非基本記入方式というところがあり、しかも日本古来の“書名基本記入方式”とも異なる目録方式である<sup>1)</sup>。著者基本記入方式でないばかりか、書名基本記入方式でもなく、基本記入方式そのものを別法とした。これは非基本記入方式が導入された世界最初の標準目録規則と考えられる。この『日本目録規則新版予備版』は和書中心の非基本記入方式の目録規則である。「日本目録規則」は、これ以後この非基本記入の目録方式を採り続ける。ただしこの『日本目録規則新版予備版』は、物理単位を記録の単位に採用しており、ユニット・カード制を前提にしている。この点、書誌単位を採用している後の「日本目録規則」の諸版と異なる。

このあと「3 標目」、「4 排列」、「5 逐次刊行物」について規定されており、「6 その他の資料」は〔準備中〕とされ空白の章となっている。その予定項目は、「映像資料、録音資料等」である。ここにこの規則がその〔準備中〕のものを含めて、図書を中心とする狭い資料を対象とするものであることが分かる。ついで「7 付則」があり「7.1 片かな表記法」、「7.2 区切り記号

法」がある。後者においては「ISBD（国際標準書誌記述）の区切り記号法は用いない」と明記している。このあと「7.3 単一記入制目録のための標目選定表」では“単一記入”に限って適用するものとして「著者書名目録」のための“基本記入標目”を定めている。これは“基本記入方式”を別法としたことを明白に示している。最後に「付録」として「1 用語解説」,「2 目録カード記入例」を示している。この「目録カード記入例」には標目を冠していない“記述ユニット・カード”と、それぞれの標目が加わった「書名目録」,「著者目録」,「件名目録」,「分類目録」の記入が示されている。

## 2-7-2 評価

### 1) 論評

こうした目録規則がなぜ、日本の図書館目録規則の世界に入ってきたのか。その経緯を考察する<sup>2)</sup>。

このように、著者基本記入制の『日本目録規則1965年版』から十年を経ずして、日本図書館協会が大きく方向転換し、記述独立方式へ進んだ理由は何であるのか、このことを確かめておきたい。

第一には、前章に記したごとく、国内に鋭い対立があったにも拘らず『日本目録規則1965年版』をパリ会議の結論に密着させて策定した旧目録委員会の強引さに批判が集まり、日本図書館協会自身が反省期に入ったと見られるところにある。

第二には、記述独立方式の合理性が認識されたことがある。これには森耕一等の不断の追及と啓蒙が與って大きな力であった。また金光図書館、東京都立中央図書館等の実践があった。更に日本図書館研究会はその傘下の整理技術研究グループを通してこの方式の基本的な研究を続け、さらに同研究会の出版委員会は落合重信の埋もれた著作（1942年著、発行）『書名主記入論』を復刻し（1970年）<sup>3)</sup>、これが基本記入方式批判の一端を担った。

第三には、公共図書館が『日本目録規則1965年版』では実務の遂行が困難であり、次々と記述独立方式を採用したという厳然たる事実が、調査等で明らかになったことである。

第四には、日本図書館協会の新目録委員の変更が挙げられる。小田泰正委員長（後に田辺広と交代）は Japan/MARC 開発の室長であったが、その開発を推進する中で、外国文献の紹介等を通じて基本記入における標目の無用さについて論及した<sup>4)</sup>。また、旧委員会以来のメンバーである石山洋委員は、従来彼が守り続けてきた“主記入絶対支持”の立場を修正し、主記入の“滅亡を予測”する迄に至った<sup>5)</sup>。酷似の立場は丸山昭二郎委員にもある。氏は洋書目録法その他で、伝統の規則による解説等を著す一方、単一記入の目録の場合を除き主記入を捨てさせるという、記述独立方式と同趣の思考を示す<sup>6)</sup>。更には後の委員長・宮坂逸郎<sup>7)</sup>等の著述と実践を見逃せない。

第五には、複写機の普及に始まる機械化という時代的情況を、日本図書館協会目録委員会が積極的に受けとめようとしたことを挙げなければならない。

最後には、International Standard Bibliographic Description (ISBD, 国際標準書誌記述) の誕生である。これは記述部分に関する基準であり、記述部分を独自に策定したため、結果的に標目分離の方式と同様の目録方式となったものである。日本図書館協会目録委員(会)はその訳出、経緯の解説を迅速に行った<sup>8)</sup>。著者主記入の立場からは、加藤宗厚、高橋泰四郎<sup>9)</sup>らの論文が著されたが、新しい時代の流れを押しとどめるには至らなかった。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

『日本目録規則新版予備版』は「予備版」という形ではあるが、全く新しい方向で改訂された日本の標準目録規則である。議論が広く公開され、「案」の段階での議論と素案の公表例が多かった<sup>10)</sup>。この点は同規則の標準性を表す一ポイントとなっており、同日録規則「序説」は“全国標準化の必要性”を明記している<sup>11)</sup>。また「1 総則 1.1 目録目的」においては「この規則は(中略)目録の作り方について全国的に標準化をはかることを目的とする」と、目的、特に標準目録規則志向を明示した。

この目録規則の策定行動は日本の公共図書館運動と連動して“目録簡素化志向”に直結した国内事情重視の規則である。1981年に頒布を開始した Japan/MARC との目録様式一致の基本線が存在する。全国書誌の機械編纂がこの規則

策定の動機の一つである。しかし同版<目録>委員会報告は、このJapan/MARCと基軸をあわせようとしたこと、「記述独立方式」の原理を取り入れたことなどの「隠れた事実」には触れておらず、国際目録原則（ICCP, 1961年）、国際標準書誌記述（ISBDs, 1971年—）との関係を書き留めている。規則条項と条項の排列順を後者、ISBDsに倣っていることは事実である。しかしこの目録規則内容とICCPとの関係は、基本記入方式を別法としたことによって、むしろ脆弱なものとなっていると見られる。

同日録規則の成立後、図書館協会目録委員会は1978年5月「第7回整理技術全国会議」を開催して「新版予備版制定の経緯」を説明し、「新版予備版と'65年版の主要な相違点」を解説した<sup>12)</sup>。また1978年7月には「日本目録規則新版予備版説明会」を開いた<sup>13)</sup>。このようにその公開性を軸とする標準目録規則としての達成度は優れて高いものがある。なお、1983年8月『日本目録規則新版予備版 追録及び修正』を発行して『日本目録規則新版予備版』（1977年12月）において「準備中」としていた「その他の資料」（映像資料、録音資料）について規定した<sup>14)</sup>。

注)

- 1) 光斎重治「NCR新版・印刷カード・書籍コード」『図書館界』28(5), 1977.1, p.194
- 2) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会, 1977, p.i-iv (目録委員会報告)
- 3) 落合重信『書名主記入論』日本図書館研究会, 1970, 65p.
- 4) 小田泰正「目録の機能と目録規則」『学校図書館』252号, 1971, p.9-13
- 5) 石山洋「主記入論の運命：シー・ディー・ガルの所説をめぐって」『図書館学とその周辺』, 天野敬太郎先生古希記念論文集刊行委員会, 1971, p.158-165
- 6) 丸山昭二郎『目録法と書誌情報』（日本図書館学講座；3）雄山閣, 1975, p.25
- 7) 宮坂逸郎「標目未記載ユニットカードと記述独立方式：記入作成におけ

- る館界の新動向」『学校図書館』251号, 1971, p.20-25
- 8) 日本図書館協会目録委員会「ISBD (M), 国際標準書誌記述, 標準第1版と予備版の主要な相違点について」『現代の図書館』12 (4), 1974.3, p.133-140
  - 9) 高橋泰四郎「記述独立方式と著者主記入」『図書館学とその周辺』, 天野敬太郎先生古希記念論文集刊行委員会, 1971, p.166-179
  - 10) 日本図書館協会整理技術委員会は1970年6月を第一回とする「整理技術全国会議」を、『日本目録規則新版予備版』の刊行(1977年12月)までに六回開き, その議事録を発行している。
  - 11) 日本図書館協会編『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会, 1977, p.1, p.7
  - 12) 日本図書館協会目録委員会編『第7回整理技術全国会議議事録 一日本目録規則新版予備版 解説一付 日本目録規則新版予備版説明会質疑応答記録』日本図書館協会, 1980.11, 28p
  - 13) 日本図書館協会編, op.cit., p.13-21
  - 14) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則新版予備版 追録及び修正』日本図書館協会, 1983.8, 63p

## 2-8 『日本目録規則1987年版』日本図書館協会編 1987年刊

### 2-8-1 目録規則の策定過程と規則内容

#### 1) 策定過程

日本図書館協会は1983年8月, 丸山昭二郎委員長のもとに第19期の目録委員会を発足させた。この委員会の課題は「日本目録規則新版」の本版化であった。同委員会は『図書館雑誌』77 (12) に「日本目録規則新版予備版の本版化について」との一文を掲げ, その活動方針を示した。

- ① 『日本目録規則新版予備版』において決定した事項は原則として手直し程度にとどめ変更を加えないが, ISBD, MARC 等に関連して, 若干の補正・追加を加えることがある。

② 規則全体の構成および用語の統一につき、再検討を加える。

上記のうち ISBD 関連では、ISBD (G), (M), (NBM), (S) の制定 5 年後の再検討草案を、“本版”にあたる『日本目録規則1987年版』に反映した。ISBD (CF) についても同様である。

1984年3月日本図書館協会（整理技術委員会）は「第九回整理技術全国会議」を開いた。参加者は当局側を除いて65名であった。同協会目録委員会は、次の点を中心において原案を提案した。

① 『日本目録規則新版予備版』の序説に対する MARC, 目録記入の精粗, 書誌階層, 規則構成等の項目を追加・修正する

② 総則とタイトルに関する事項までの記述総則の改定を提示する

志保田務, 柏田雅明, 岩淵泰郎が提言者として招待された。会議の内容と前記の原案（「討議用資料」）は『第9回整理技術全国会議議事録』に記録されている<sup>1)</sup>。実質的には“書誌階層”を中心においた策定であった。

1985年3月2日, 上記の討議結果をもちこんだ修正草案が「第10回整理技術全国会議」において提示された。この草案は, その次の草案（1985年10月）が「日本目録規則本版第二次案」と称されるところに照らして「日本目録規則本版第一次案」と位置付けることができよう。会議の参加者は当局側を除いて50名, 会議における提言者は高鷲忠美, 野口恒雄, 吉田憲一であった<sup>2)</sup>。

この「日本目録規則本版第2次案」は“書誌階層”規定を調整し, まとまりのよいものであった<sup>3)</sup>。これに更なる検討を加えた「日本目録規則本版第3次案」を1986年6月に刊行し, 日本図書館協会目録委員会は本版の策定に向けて十分の準備をした<sup>4)</sup>。

## 2) 規則内容

『日本目録規則1987年版』（日本図書館協会編刊, 1987, B5判, 324p）の規則は次の通りである。

序説

第0章 総則

- 第Ⅰ部 記述 第1章 記述総則 第2章 図書 第3章 点字資料 第4章 地図資料  
第5章 楽譜 第6章 録音資料 第7章 映像資料 第8章 静止画像 [準備中]  
第9章 機械可読データファイル 第10章 三次元工芸品、実物 [準備中] 第11  
章 非刊行物(文書、稿等を含む) [準備中] 第12章 複製・原本代替資料 第  
13章 マイクロ資料 第14章 逐次刊行物
- 第Ⅱ部 標目 第21章 標目総則 第22章 タイトル標目 第23章 著者標目 第  
24章 件名標目 第25章 分類標目 第26章 統一タイトル 付則1 片かな表記  
法 2 単一記入制目録のための標目選定表
- 第Ⅲ部 排列 第31章 排列総則 第32章 タイトル目録 第33章 著者目録 第  
34章 件名目録 第35章 分類目録
- 付録 1 句読法・記号法 2 略語表 3 国名標目表 4 無著者名古典・聖典統  
一標目表 5 カード記入例 6 用語解説 索引序説

## 2—8—2 評価

### 1) 論評

1987年、日本図書館協会目録委員会は「予備版」と称していた旧版を改訂し標準目録規則として『日本目録規則1987年版』を出版した。図書および図書以外の資料への適用を意図し、同時に機械可読目録にも適合するよう図ったものである。目録規則の方式名は“記述ユニット方式”と変更された。しかし非基本記入方式を継続し、また、一書誌的記録として記録する記録対象の単位を「書誌単位」と定めた。以上のポイントは旧版を改善したものと考えられる。さらに International Standard Bibliographic Description (国際標準書誌記述: ISBD) との合致が内容全体にわたって実現されており、“ISBD 区切り記号法”を使用、言語や資料の種類を問わず全資料に適用されるものとなった。これらの特徴点は以後二つの改訂版にも維持されている。しかし三つの空白の章を残した。

「日本目録規則本版」の特徴は書誌階層(書誌単位及び書誌レベル)規定にある。この原理は UNESCO 内 UNISIST<sup>5)</sup> の Reference Manual<sup>6)</sup> に含まれていたものを参考にしており、日本図書館協会目録委員(当時)の永田治樹委員<sup>7)</sup> が国内に紹介していた。UNISIST は上記 Reference Manual などを扱うためのフォーマット Common Communication Format (CCF) を策定しており<sup>8)</sup>、機

械可読目録関係で『日本目録規則1987年版』もこれを視野においたものと言える<sup>9)</sup>。私は『日本目録規則1987年版』の成立当時、一般にこの書誌階層規定の理解が得られていないことに対してその理解を促進するための論文を記した<sup>10)</sup>。

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

この規則においては、旧版『日本目録規則新版予備版』（1977年）が導入した非基本記入方式を継続し、個別目録ベースの目録規則であるが、下記の点で重要な相違を示している。

- ① 和洋の資料に適用される。
- ② あらゆる資料媒体メディアを扱おうとしている。ただし、[記述における] 三つの章が[準備中]とされた。
- ③ 記述においては、「書誌単位論」を採り入れた。基礎書誌単位が軸となるが、非逐次刊行資料に関しては単行書誌単位が、逐次刊行資料に関しては逐次刊行書誌単位が軸となる。
- ④ ISBD 区切り記号法を採用する。
- ⑤ 記述に三レベルの精粗を用意している。
- ⑥ 機械可読データベースに適応するよう意図している。

ここにおいて、より広い標準性としてこの目録規則と機械可読目録、特に同じ時期に発足した書誌ユーティリティ、学術情報システム（NACSIS-CAT：文部省学術情報センター：2003年現在、国立情報学研究所）の目録システムとの関係が問われるであろう。文部省学術情報センターはNACSIS-CATの目録システム利用マニュアルとして『目録情報の基準』を1986年3月に刊行している<sup>11)</sup>。しかしこれが『日本目録規則1987年版』に対して直接の影響を与えたという事実は記録されていない。また両者が連携して策定されたという事実は把握できない。逆に、学術情報システム側が日本の標準目録規則である『日本目録規則1987年版』に準拠することは当然で、そのことは『目録情報の基準第2版』（目録システム利用マニュアル・データベース編 改訂版）が明記している<sup>12)</sup>。

日本図書館協会目録委員会は、「本版の課題と特徴」を日本図書館界一般に

対して発表した。この目録規則について、策定の経過、内容解説、将来の見通しについて記したものである。この記事において注目すべきことは「標準化と柔軟性」という項目のもとに示された下記の記述である<sup>13)</sup>。

本版はより標準的なものとなった。(中略)しかし、個別図書館の目録が必ずしも標準的である必要はない。(中略)本版では記述の精粗に段階が設けられたり、詳しさについての任意規定あるいは別法が設定されている。標準化を深める中で柔軟性を確保する立場である。

この記事には、目録規則の改訂(『日本目録規則新版予備版』から『日本目録規則1987年版』に)上における旧版(『日本目録規則新版予備版』)使用者への配慮を見ることができる。「日本目録規則」の版の改訂でこうした配慮は払われなかったわけではないが、その実質は別法の設置程度に止まっている<sup>14)</sup>。

注)

- 1) 『第9回整理技術全国会議議事録 1984・3・29』日本図書館協会, 1984.11, 15p
- 2) 『第10回整理技術全国会議議事録 1985・3・25』日本図書館協会, 1985.8, 19p
- 3) 日本図書館協会目録委員会『日本目録規則本版第二次案』日本図書館協会, 1985.10, 102p
- 4) 日本図書館協会目録委員会『日本目録規則本版第3次案』日本図書館協会, 1986.6, 150p
- 5) 原田勝『未来の図書館』松籟社, 1987, p.59, p.68
- 6) Reference manual for machine-readable bibliographic descriptions, compiled and edited by Dierickx and A. Hopkinson, Paris, UNESCO, 1974.
- 7) 永田治樹「書誌単位と書誌レヴェル: 目録作業のための覚え書」『図書館学会年報』25 (2), 1980.6, p.1-9
- 8) Common communication format (General information programm and UNISIST), Paris, UNESCO, 1984.
- 9) 丸山昭二郎『新・目録法と書誌情報』雄山閣, 1987, p.156-157

- 10) 志保田務「書誌階層関係概念の理解のカテゴリーを求めて」『整理技術研究』24；1987.10, p.49-57
- 11) 学術情報センター『目録情報の基準』学術情報センター, 1986.12, 104p. (目録システム利用マニュアル・データベース編)
- 12) 学術情報センター『目録情報の基準第2版』電気・電子情報学術振興財団；紀伊國屋書店（発売）, 1992, 103p. (目録システム利用マニュアル・データベース編)
- 13) 永田治樹, 堀井郁子「日本目録規則（NCR）1987年版の課題と特徴」『図書館雑誌』82（1）, 1988.1, p.38-41
- 14) 『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会, 1977, p.72の「7.3 単一記入制目録のための標目選定表」

## 2—9 『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会編 1994年刊

### 2—9—1 目録規則の策定過程と規則内容

#### 1) 策定過程

日本図書館協会は1989年9月, 第22期目録委員会（野村文保委員長）を発足させた。新委員会は旧規則において [準備中] であった三つの章を完成させようとした。しかしこれに伴って規則全般の整合性を図るために各章の条項を全面的に再検討する必要があった。そこで同委員会は次のことを方針においた<sup>1)</sup>。

- ① 実務のツールとして一層使いやすい規則にする
- ② 各章の規則の構成, 条項の配置, 条文の表現, 用語等の整合を図る
- ③ 規則の内容上の変更は最小限にとどめる

同委員会野村文保委員長が上記についてより踏み込んで語っている。

- ① 『日本目録規則新版予備版』にNCR上では起源を有するところの記述ユニット方式を継承すること
- ② オンライン総合目録を想定しMARCを考慮していくこと
- ③ 図書館所蔵のあらゆる資料を規則の対象としていくこと

このような方針のもとに改訂作業が進められたが, その検討結果を踏まえて

「第1章 記述総則」の改訂原案素案を1992年6月に作成し、全国各地の図書館に意見と提言を求めた。それとともに『図書館雑誌』に“改訂の方針、記述の部の構成、「第1章 記述総則」の主な改正点を提示した<sup>2)3)</sup>。これに基づいて同月名古屋で開催された「[第1回] 書誌調整を考える全国集会」で改訂点を説明した。さらに“「第2章 図書」,「第Ⅱ部 標目」の主な改正点を提示した<sup>4)</sup>。主な改訂点は、目録の記録媒体を問わない規定部分と、カード目録に限定する規定部分を区別するという方針に立つものであった。

1993年8月には大阪で開かれた「第2回書誌調整を考える全国集会」において次のポイントを中心に説明した<sup>5)</sup>。

- ① 目録委員会の現状
- ② 改訂の内容
- ③ 今後の委員会の目標

この経過の下に『日本目録規則1987年版改訂版』は1994年4月刊行された。

## 2) 規則内容

この版は1994年に刊行されたが、名称を『日本目録規則1987年版改訂版』とし、元来の“改訂版”とは異なって「1987年版」に密着したものであることをそのタイトルの上に示した。判型もB5を引き継ぎ規則の章、項目名の変更箇所も極少にとどまった。当版の総ページ数は369pである。概観する。

### 序説

#### 第0章 総則

第Ⅰ部 記述 第1章 記述総則 第2章 図書 第3章 書写資料 第4章 地図資料 第5章 楽譜 第6章 録音資料 第7章 映像資料 第8章 静止画像 第9章 コンピュータファイル 第10章 博物資料 第11章 点字資料 第12章 マイクロ資料 第13章 逐次刊行物 記述付則 1 記述の記載様式 記述付則 2 記述の記載例

第Ⅱ部 標目 第21章 標目総則 第22章 タイトル標目 第23章 著者標目 第24章 件名標目 第25章 分類標目 第26章 統一タイトル 付則1 片かな表記法 2 単一記入制目録のための標目選定表

第Ⅲ部 排列 第31章 排列総則 第32章 タイトル目録 第33章 著者目録 第34章 件名目録 第35章 分類目録  
 付録 1 句読法・記号法 2 略語表 3 国名標目表 4 無著者名古典・聖典統一標目表 5 カード記入例 6 用語解説 索引

全体を通して見られる特徴は「書誌階層」規定の組み替えである。関係規定のうち、説明的部分、規定的部分および例示的部分が「第0章 総則」, 「第1章 記述総則」および新設の「記述付則」へと分散された。

## 2—9—2 評価

### 1) 論評

旧規則『日本目録規則1987年版』(1987)で[準備中]とされ、未策定であった若干の章の規定を定め、章の名称は静止画資料、コンピュータファイル、博物資料、複製・原本代替資料等に変更した。また「記述総則1.9書誌階層」を「総則」の章に移し、逐次刊行物に関する書誌階層規定を改造した。

『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年)の成立環境として、図書館資料の多媒体・複合媒体化がある。二つには、目録記入の作成システムの変化がある。機械可読目録(MARC)、オンライン目録(OPAC)の普及、書誌ユーティリティの定着がそれである。この『日本目録規則1987年版改訂版』における記述の章が13と、その数が多いことはこれらへの現実の対処であろう。

この『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年)のあと、同改訂第2版(2001年)が発行されている。いずれも、マルチメディア化対応の目録規則とするものである。今後の目録規則においては、メタデータ処理が課題であるが、こうした時代の目録規則は、目録規則の範囲での検討に止まらず、書誌基準としてマルチメディア(業態)と連携するものとなるであろう。図書館世界の主体性がどのような形で生かされるかは今後にかかる<sup>6)</sup>。

「書写資料」は、[準備中]の時点において予定していた「非刊行物」から名称を変更したものである。理由は、非刊行物全般に関する一般的規程を定めるに至らなかったからという(1994R p.v)。章番号は、予定の「第11章」から

繰り上がり「第3章」に移ってきた。なお AACR 2R はこれに「3 地図資料」に続く第4章を与えており、これに倣ったわけでもないようである。

第10章「博物資料」は、[準備中]に予定していた「三次元工芸品、実物」から名称を変更した。「博物資料」という名称は資料名として安定の得られていないものであると考える。

第11章「点字資料」は章の順位が元の「第3章」から下り第11章へ移動した。「点字資料」は資料の素材の面からは大方が「図書」に包含されることになった。AACR 2R などでは別建ての章を持っていないことを勧告して、記述の規定の後部に移したものとする。

第11章「点字資料」は五ページ強で、その大半の部分を「第2章 図書」の規定の準用に頼る簡略なものであるが、別建てとしたことに意義があるであろう。このように「点字資料」は「図書」の領域にあるが、記録の表現・理解の技術面に立脚して規定された。同様のものに「地図資料」、「楽譜」がある。

旧版にあった「第12章 複製・原本代替資料」は削除された。理由は「具体的資料の裏付けを欠く一般的規程」だから「独立の章立てとはせず<第1章記述総則>の中で規定することにした」ことによる。複製という問題は全章を通じて頻繁に生じ、かつ各担体でそれぞれ特有の点があるからであろう。

書誌階層規定は各章に分散し、1.9等の規定を空白化した。ただ関係条項を消去し、前後の条項(例;1.8と1.10)と直接して表示したのは丁寧な処置と言えない。

この目録規則が旧版『日本目録規則1987年版』のそれと異なるところは概略下記の通りである<sup>7)</sup>。

表 4

1987 年版改訂版 (1994 年刊)		1987 年版 (1987 年刊)
第 0 章 総則	←	第 0 章 総則
0.8 書誌階層構造		0.8 任意規定、別法、目録担当者の判断
0.9 物理単位		書誌階層
0.10 任意規定、別法、目録担当者の判断		
第 1 章 記述総則	←	第 1 章 記述総則
[1.9 削除]		1.9 書誌階層
[1.11 削除]		1.11 記述の記載様式
第 2 章 図書	←	第 1 章 図書
[2.9 削除]		2.9 書誌階層
[2.10 削除]		2.10 物理単位
[2.11 削除]		2.11 記述の記載様式
第 3 章 書写資料	←	第 11 章 非刊行物 [準備中]
第 4 章 地図資料	←	第 4 章 地図資料
[4.9 削除]		4.9 書誌階層
第 5 章 楽譜	←	第 5 章 楽譜
[5.9 削除]		5.9 書誌階層
第 6 章 録音資料	←	第 6 章 録音資料
[6.9 削除]		6.9 書誌階層
[6.10 削除]		6.10 物理単位
[6.11 削除]		6.11 記述の記載様式
第 7 章 楽譜	←	第 7 章 楽譜
[7.9 削除]		7.9 書誌階層
第 8 章 静止画像	←	第 8 章 静止画像 [準備中]
第 9 章 コンピュータファイル	←	第 9 章 機械可読データファイル
第 10 章 博物資料	←	第 10 章 第 3 次工芸品 実物 [準備中]
第 11 章 点字資料	←	第 3 章 点字資料
[11.9 削除]		3.9 書誌階層
[削除]	←	第 12 章 複製・原本代替資料
第 12 章 マイクロ資料	←	第 13 章 マイクロ資料
[12.9 削除]		12.9 書誌階層
[12.10 削除]		12.10 物理単位
第 13 章 逐次刊行物	←	第 14 章 逐次刊行物
[13.9 削除]		13.9 書誌階層
[13.11 削除]		13.11 記述の記載様式
記述付則 1 記述の記載様式 [新設]		
記述付則 2 記述の記載例 [新設]		

## 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

「第1章 記述総則」の改訂原案の素案を1992年6月に作成し、全国各地の図書館に意見と提言を求めるとともに『図書館雑誌』に“改訂の方針”ほか改訂の主要点を提示した。また「書誌調整を考える全国集会」という機会を通してであるが、説明や討論の機会を複数回設けた。こうした点を通して、本改訂版は標準目録としての適正度を有するといえよう。

しかしより広い意味での標準性が求められるところを残している。たとえば、「21.3 MARCレコードにおける標目の記録」などにおいては、MARCレコード化情報、書誌的事項の定義、最小のデータ単位、データ単位間の関係の規定を整理し、機械可読化の領域で共通に利用できる規則とする必要があるであろう<sup>8)</sup>。こうしたことについての早い時期の立論に、原田勝の論文がある<sup>9)</sup>。

注)

- 1) 日本図書館協会目録委員会『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会, 1994, p.i-vi
- 2) JLA 図書館雑誌編集委員会「分類委員会, 目録委員会, 用語委員会」『図書館雑誌』84 (3), 1990.3, p.164-165
- 3) JLA 目録委員会「『日本目録規則1987年版』の改訂について」『図書館雑誌』86 (11), 1992.11, p.806-807
- 4) JLA 目録委員会「『日本目録規則1987年版』の改訂について (続)」『図書館雑誌』86 (12), 1992.12, p.926-927
- 5) 日本図書館協会目録委員会『日本目録規則1987年版改訂版』日本図書館協会, 1994, p.v
- 6) 志保田務, 北克一「<日本目録規則1987年版>以降: 新原則に対する管見: 「改訂版」(1994)を含んで」『TP&D フォーラム シリーズ』V, 1996.7, p.49-63
- 7) 志保田務, 北克一「『日本目録規則1987年版』改訂の動向と問題点」『図書館界』45 (5), 1994.1, p.426-436
- 8) *ibid*, p.433

- 9) 原田勝「書誌情報システムの標準化」『図書館学会年報』  
35 (3), 1989.8, p.107-115

2—10 『日本目録規則1987年版改訂2版』日本図書館協会編 2001年刊

2—10—1 目録規則の策定過程と規則内容

1) 策定過程

日本図書館協会は『日本目録規則1987年版改訂版』を1994年4月に刊行後、第25期の目録委員会（永田治樹委員長）を発足させた。この委員会に前期の委員会から付託された事案は次のことであったという<sup>1)</sup>。

- a) 新しい目録規則のあり方の検討
- b) NCR 87 R [日本目録規則1987年版改訂版] の維持管理とその「コンササイズ版」の検討

また情報技術の急速な進展にもとづいたメディアの多様化が見られる時代のなか、図書館が情報の多様化に注目し、それらの情報に対応した目録規則を策定するための検討がなされた。そこにおいては下記の方向性が見定められた。

第一は、目録規則の理論を分析検討する

第二は、図書館における目録の作成・利用の実際を把握する

以上を踏まえ目録規則（の策定）を考えて行こうとするものであった。

第一の件（目録規則の理論面）に関しては次のことがあった。

International Federation of Library Associations and Institution (IFLA：国際図書館連盟) の Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records (書誌レコードの機能要件に関する研究グループ) は、実体、関係モデルによる分析手法を用いて目録機能要件の再検討を実施した<sup>2)</sup>。これはメディア多様化の時代において、全国書誌作成機関による書誌レコードデータに経済性を与えようとするものである。これは、この期の日本図書館協会目録委員会が模索している「コンササイズ版」(前記「b」)に、その目的において通じるものがあるであろう。メタデータ、ダブリン・コア関係の事案も同様のことである<sup>3)</sup>。

第二の件（目録の実態把握）に関しては次のことがあった。

日本図書館協会は過去に四回の『図書の整理に関する調査』を編集刊行している（1964, 1972, 1981, 1989の各年）。これを引き継いで同協会目録委員会は1997年3月から7月にかけて調査を実施した。調査内容に目録利用やデータベース形成に関する質問を加え、公共図書館、大学図書館を主対象とし、更に民間MARCを作成する三社（図書館流通センター：TRC、ニッパン、大阪屋：OPL）に対しても行われた。結果は『目録の利用と作成に関する調査報告書』として1998年3月発行<sup>4)</sup>。調査によって日本の図書館界の状況は、前回の調査に比して大きく異なることが明確となった。

それは、①目録作成については、公共図書館における民間MARC、大学図書館における書誌ユーティリティ（NACSISほか）への依存が定着していること。②目録利用においては、オンライン目録を中心に機械可読目録が多数を占める状態に至っていること。③図書館員における“目録リテラシー”が低下している状況が把握できたことであるという。

同目録委員会は上記③の点を重視して、前記の“コンサイス版”作成計画「b」に代えて“Web-OPACの理論や技法についての手引き”を急ぎ刊行することが必要な事態であると判断した<sup>5)</sup>。

さらに“現状”として大きな問題は、図書館資料のマルチメディア化とそれに対応した目録規則の策定である。『日本目録規則1987年版改訂版』（1994年）までの日本の目録規則は、コンピュータファイルに関する目録規定（第9章）ではパッケージ型のみを対象としていた。この規則内容を、同目録委員会は折りしも検討が進められていたISBD（CF）、AACR2Rの改訂案に沿って非パッケージ型の情報にも適応し得るよう改訂する方向で案作成の作業を進めた。そしてこの案を『図書館雑誌』1998年5月号に発表した<sup>6)</sup>。さらにISBD（CF）がISBD（ER）と改訂・改称されたのを受けて、上記『日本目録規則1987年版改訂版』の第9章を「コンピュータファイル」と改称することとし、その内容案の骨子を『図書館雑誌』1999年11月号に発表した<sup>7)</sup>。またこの関係の検討会を同年11月20日開催し、改訂部分の全体案を発表し討議に付した。この会はメ

データとサブジェクト・ゲートウェイについても論及するものであった。提言者には、児玉史子（国立国会図書館）、村上泰子（梅花女子大学）、杉本重雄（図書館情報大学）、栃谷泰文（東京大学附属図書館）が招かれ、委員会側の発表者とともに提議を行った。検討の記録が発行されたが、同書は“記録”に止まらず上記の“Web-OPACの理論や技法についての手引き”にあたる記事を盛っている<sup>8)</sup>。この会議における提言などを踏まえて『日本目録規則1987年版改訂版』の第9章を中心に改訂し、2002年8月『日本目録規則1987年版改訂2版』として発行した<sup>9)</sup>。

## 2) 規則内容

まず『日本目録規則1987年版』関係の三つ版に関して略々対比しておく。

表5

『日本目録規則1987年版改訂2版』(2001年)	『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年)	『日本目録規則1987年版』
第1章 記述総則	同	同
第2章 図書	同	同
第3章 書写資料	同	11章 非刊行物[準備中]
第4章 地図資料	同	同
第5章 楽譜	同	同
第6章 録音資料	同	同
第7章 映像資料	同	同
第8章 静止画資料	同	同 [準備中]
第9章 電子資料	コンピュータ・データファイル	機械可読データファイル、電子資料
第10章 博物資料	同	三次元工芸品、実物[準備中]
第11章 点字資料	同	3章 点字資料
第12章 マイクロ資料	同	13章 マイクロ資料
第13章 逐次刊行物	同	14章 逐次刊行物

前節の節末に記したようにこの版における改訂は、第9章をめぐるそれに限定されたものといえることができる。ページ数は397で、旧版の369ページに比して28ページの増加である。ただしそのうちの24ページは第9章の改訂によって

増加したものであり、あとの4ページは、用語解説と索引における第9章関係の用語の増加によって生じたものである。ただし、第2章“図書”および第3章“書写資料”についてはその特徴を考慮して、現代資料と異なる扱いが必要な部分について言及している。また巻頭部分に置かれた「目録委員会報告」は、17ページで、旧版のそれに比べると5ページ以上の増加となっている。なお、上記の第2章“図書”および第3章“書写資料”に関しての本文改訂案については、『図書館雑誌』2003年9月号に掲載され「多くの方のご意見をいただきたい」としている<sup>10)</sup>。

## 2—10—2 評価

### 1) 論評

図書館外におけるマルチメディアの記録法との融合を図るメタデータ関係への対応が強まり、目録基準の実態は激動している。

この規則では第9章を「電子資料」とした。これは、新しく策定されたISBD (ER) にならって非パッケージ型のコンピュータ資料を扱い、情報化の時代に対処するものとなっている<sup>11)</sup>。

改訂に先立って日本図書館協会目録委員会は『図書館雑誌』や会合を用いて意見を聴取し『電子資料の組織化：日本目録規則 (NCR) 1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』を編集し、同協会から出版した。そこではメタデータに繋がるダブリン・コア、国際標準書誌記述 (ISBDs), Anglo-American Cataloguing Rules 2nd Edition の改訂も扱っている。また、2003年9月には、JLA目録委員会の名で「<日本目録規則1987年版改訂2版>第2章および第3章の和古書・漢籍関係条項の改訂について」を『図書館雑誌』に掲載し<sup>12)</sup>、“電子図書館”時代を迎える中で、古書への顧慮を示した。「日本目録規則」は“著作単位”の時代から、“物理単位”の時代を経て、“書誌単位”の時代にあるが、この時代もやがては次の世代に移るとの見通しが示されている<sup>13)</sup>。

### 2) 標準目録規則としての要件充足についての検討

改訂に先立って日本図書館協会目録委員会は『図書館雑誌』や会合を用いて意見を聴取し、『電子資料の組織化：日本目録規則 (NCR) 1987年版改訂版第

9章改訂とメタデータ』を編集し、同協会から出版した<sup>14)</sup>。これは公開の原則、公示の原則を充足していると言えよう。

我が国の標準目録規則における今ひとつの論点は、国際的標準化を重視するか、国内事情を重視するかということである。こうしたことについて、次の第二部「目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に」のなかで論じる。

図書館の目録においては、精度の高い検索機能が求められる。目録規則は、この目的達成に向かってそれぞれの時代において策定・改訂されてきた。

注)

- 1) 日本図書館協会目録委員会『日本目録規則1987年版改訂2版』日本図書館協会，2001，p.iii
- 2) Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records “The functional requirements for bibliographic records, final report”, Frankfurt am Main, IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions) Universal Bibliographic Control and International MARC Programme, Deutsche Bibliothek, 1997, 136 p.
- 3) メタデータ（ダブリン・コアなど）と目録規則，MARCの関係については下記の文献等に解説がある。

日本図書館協会目録委員会『電子資料の組織化：日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』日本図書館協会，2000，p.43-44

- 4) 日本図書館協会目録委員会『目録の利用と作成に関する調査 報告書』日本図書館協会，1998，104p
- 5) Op.cit., 1), p. iv-v
- 6) JLA 目録委員会「<日本目録規則1987年版改訂版>第9章コンピュータファイルの改訂について（案）」『図書館雑誌』92(5)，1998.5，p.389-391
- 7) JLA 目録委員会「<日本目録規則1987年版改訂版>第9章の改訂について」『図書館雑誌』92 (5)，1999.11，p.936-937
- 8) 日本図書館協会目録委員会編『電子資料の組織化：日本目録規則1987年版改訂版第9章とメタデータ』日本図書館協会，2000.5，p.94

- 9) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則1987年版改訂版第9章 電子資料：旧第9章コンピュータファイル改訂版』日本図書館協会，2000.8, p.37
- 10) JLA 目録委員会「<日本目録規則1987年版改訂版>第2章および第3章の和古書・漢籍関連条項の改訂について」『図書館雑誌』97(9)，2003.9, p.674-675
- 11) Op.cit., 5)
- 12) Op.cit., 10)
- 13) 永田治樹『学術情報論』丸善，1997, p.119-120
- 14) Op.cit., 6), 7), 8)

### 3 日本の標準目録規則に対する総合的検討

日本における以上10の目録規則は，次のように区分できると考える。

①下記(1)，(2)，(3)は書名基本記入方式の目録規則である。また，冊子目録を基盤とした目録規則である。

(1)「和漢図書目録編纂規則」(1893年)

その策定における討議，記録，公表に関して不十分さが見られる。また「和漢図書目録編纂規則」というその規則名自体も「和漢書目録編纂規則」とする記録があり，安定していない。こうしたことからこの目録規則は，標準目録規則としての要件を些か欠いていると見る。

(2)「和漢図書目録編纂概則」(1910年)

諸手続きの面で充足度があり，わが国最初の標準目録規則と考えられる。

(3)「和漢図書目録法」(1932年)

“著者書目”をも規定しており，「書名基本記入方式」と「著者基本記入方式」の中間にあるようにも見られるが，“著者書目”は第

二の基準であって別法の位置にあり、旧則(2)「和漢図書目録編纂概則」どおりの書名基本記入方式の規則と見られる。この目録規則を巡って“主記入論争”が勃発し、“目録規則”としての成立そのものに疑問が投ぜられ「案」または「委員会案」の文字を付して多々論じられるものとなった。

②下記(4), (5), (6)は著者基本記入方式の目録規則である。なお、これら三種の目録規則及び(7)は、カード目録を基盤とした目録規則である。

(4)『日本目録規則1942年版』(1943年)

青年図書館員連盟という図書館協会以外の団体が策定したもので、その策定が第二次世界大戦中であつたので実用は進まなかつた。しかし米国図書館使節団の勧告で下記(5)、『日本目録規則1952年版』(1953年)の母型になったことで標準目録規則の要件を有するものとなったと見る。日本の図書館界における西洋流(国際的)の目録規則の導入は、米国の示唆で実現したとすることができる。

(5)『日本目録規則1952年版』(1953年)

日本図書館協会が策定した最初の著者基本記入方式の目録規則である。和書中心という限定面を有した。

(6)『日本目録規則1965年版』(1965年)

国際目録原則(ICCP)を導入し正面から国際化を実現した日本最初の標準目録規則である。

以上のうち(4)(1942年版)、(5)(1952年版)、(6)(1965年版)の特徴は下記のように比較、対照できる。

- (4) 国際的標準化重視(和洋書に適用) 標目規定に重厚性を盛る。
- (5) 国内事情を優先(和書に適用) 記述規定独自の章。簡略性もあり。
- (6) 国際的標準化重視(和洋書に適用) 標目規定に重厚性を盛る。

③下記(7), (8), (9), (10)は非基本記入方式の目録規則である。

うち、(7)は物理単位で記録する方式である。

(7)『日本目録規則新版予備版』(1977年)

この規則は“予備版”との名称部分を持つが日本全国書誌、Japan/MARCがこれに従っており標準目録規則の実質を得たと見ることができる。この規則によれば物理単位で記録を作成するものとされる。国内事情を優先、記述規定が詳細であるが、記録上は簡略性に富むという特徴がある。

うち、(8)、(9)、(10)は書誌単位で記録する方式である。これら三種の目録規則は、機械可読目録をも対象とした目録規則である。それらは国際的標準化を重視し、記述規定が詳細で、いずれも記録範囲に関して精粗準の三水準を規定している。

(8)『日本目録規則1987年版』(1987年)

国際標準書誌記述 (ISBDs) に則って重厚な規則。

(9)『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年)

同上の改訂版。多メディア対応が進む。

(10)『日本目録規則1987年版改訂2版』(2001年)

同上の改訂版。電子メディア対応が進む。

以上が日本における標準目録規則についてのまとめである。ただし上述のごとく(1)及び(3)は標準目録規則としての要件を相当に欠くものと言わざるを得ない。また、(4)は青年図書館員連盟という図書館協会以外の団体が策定したもので、標準目録規則とは言いがたいが、実質的に標準目録規則の要件を満たすものと解すべきことは前述のとおりである。また(7)は“予備版”との名称のものではあるが、標準目録規則の実を得たものと見ることができる。(4)、(7)の両目録規則は、一般図書館(員)の検討が激しく交わされそこにおける議論の中心部が採り入れられるという、標準目録規則としての一方の重要な点を大いに満たした。(8)『日本目録規則1987年版』及びその改訂版(9)、(10)は、豊かな国際性を含め多くの点で標準目録規則というに足る。ただし今後改訂を重ねるに当たり、一般図書館(員)による討議を疎かにしないことが肝要であろう。

## 第二部 目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に

## 1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版

### 1-1 目録規則策定における協議の重要性

近代図書館の初期に求められた目録法の標準化は、図書館世界の構築を目指すものであった。このことは、日本の明治期においても言えることであり、日本文庫協会結成の一大目標は、標準目録規則（「和漢図書目録編纂規則」, 「和漢図書目録編纂概則」）の策定にあった。目録規則の策定はおのずと日本図書館協会の強大なリーダーシップの下でなされた。しかし、図書館活動、図書館研究、目録研究が進むと、標準目録規則の策定に対して、現場の図書館員、目録研究者(団体)の多くが意見を投げ、その策定に参加する意志を表明する<sup>1) 2)</sup>。しかし策定者側（日本図書館協会）に外部意見聴取の意図が強くない場合、収拾が難しくなる。1930年代の日本の図書館界における「和漢図書目録法」[案]をめぐる論争（主記入論争）は、その典型である。

第二次世界大戦後の日本図書館界には、ダウズ報告（前出）という絶対命令があった。それは青年図書館員連盟編『日本目録規則』[1942年版]を標準目録規則として導入することを指示した。『日本目録規則』[1942年版]（1943年刊）は、それまでの日本図書館協会の目録規則の路線と異なり、英米目録規則に倣って著者基本記入方式に徹した目録規則である。元は青年図書館員連盟という一民間団体による規則であり、標準目録規則としては規制力が弱い。逆に言えば、非権力型で策定されたものであった。ダウズ報告によってこれの採用が指示され『日本目録規則1952年版』の母型となり、以後の日本図書館協会による「日本目録規則」諸版に対して、その最初の版という地位を有するものとなっている。

1970年代には、図書館運動等によって目録規則の基軸が変更されるということがあった。『日本目録規則新版予備版』（1977年）である。公共図書館の発展を契機としたものである<sup>3)</sup>。実質の策定者は急速に進展した中小図書館群といえる。

今日における目録および目録規則の標準化は、書誌情報提供の共同枠の形成、合意という形で捉えうるが、そこにおいて国際目録原則や情報技術の進展を土台とした検討会議がなされる。通常それらの場合は図書館界一般に対して開放される。

こうした開かれた協議は標準目録規則策定において不可欠のものであり、日本においても『日本目録規則新版予備版』の策定以降、日本図書館協会目録委員会においてその線が維持、継続されている。こうした、協議を欠いたために生じたものとして、1930年代初期にあった“主記入論争”（次項に述べる）を挙げ得る。

注)

- 1) 志保田務「図書館行政と整理政策、その結果を受容した整理ツール」(『日本図書館文化史研究会ニューズレター』57号、1996年8月15日、p.2).
- 2) 志保田務“図書館政策・図書館運動が目録・目録規則に及ぼす影響に関する一考察：戦後を中心に”『図書館学会年報』42(2)、1996、p.133.
- 3) 日本図書館研究会整理技術グループ“目録法の進歩”『図書館界』28(2/3)、1976、p.130-131

## 1-2 主記入論争（基本記入論争）

日本図書館協会が1932年に出した「和漢図書目録法」に対しては、著者主記入方式を主張する側から激しい反対論が起こった。いわゆる“主記入論争”である<sup>1)</sup>。青年図書館員連盟は、洋書目録法との統一（著者主記入）を求めた。この主張は日本図書館協会側のそれを圧倒した。

青年図書館員連盟などの勃興は進歩的傾向として評価したい。一方、日本図書館協会という権力は“伝統”の束縛から脱出できず、他方新興勢力の主張を退けることもできなかった。日本図書館協会は統合力、研究機能を欠いていた。

書名基本記入論側が“四面楚歌”という状況にあった<sup>2)</sup>。青年図書館員連盟は「主記入論は終焉した」とまで書いた。彼等の主張する、著者基本記入の勝利を宣言するものであった<sup>3)</sup>。ただこうした性急な断定は後日に問題を残した。

落合重信は次のように記した。要約して引用する<sup>4)</sup>。従来標目といえ一記入について一つと考えていた。これは誤りである。標目は多元的である。また著者主記入論の論拠をさらに考察して、著者を主題目録第二次排列基準とする論が強主張されているが<sup>5)</sup>、一つの主題のもとで同一著者のものが一カ所に集められることに意味はない。「文献単位の集中」(collocation)は著者主記入によって可能であるが、著者名による文献集中の機能が発揮されるのは著者目録においてであり、主題目録である分類目録、件名目録においては“著者”によって文献単位の集中を図ることには無理がある。分類が究極にまで達しないものを著者によって集中させることは分類目録の分類意識を二元化することになる、と落合重信はいう。また著者主記入方式はいずれの著者を基本記入の著者を選ぶかを、“図書館員の独断”に任せているものだという。ここにいうところの“図書館員の独断”とは“図書館目録規則における独断”と読み替えることができるであろう。落合重信は著者主記入方式そのものをも批判している。結論として彼は言う。著者主記入論によって論じられるのは、目録記入規則であって、編成法まで及んでいない。目録法は元来一つの有機体であって、全体としてどういった記入が必要かを考えるべきであると指摘するものである。本論文執筆者は大部分において落合重信の説に賛成する。

落合重信は日本(日本語文献)における著者基本記入方式を批判し、書名基本記入方式の継続を主張したが、国際的潮流また第二次世界大戦後の米国による支配の下で、書名基本記入方式は“終焉シタ”かに見えた<sup>6)</sup>。しかし、記述独立方式論の興隆と、その「日本目録規則」新版予備版(1977年)以降における「記述ユニット(カード)方式」の採用で、落合重信の理論は再評価された。

注)

- 1) 加藤宗厚「著者主記入論」『図書館雑誌』26(9), 1932.9, p.302-311
- 2) 南論造「和漢書目録法における書名主記入と著者名主記入一両者得失に対する私見一」『図書館雑誌』27(5), 1933.5, p.103
- 3) 「主記入論ヲ終結シタ」『圖研究』V-3, 1932.10, p.436-437
- 4) 落合重信『書名主記入論』日本図書館協会, 1942, 62p

5) 加藤宗厚 op.cit.

6) 南諭造 op.cit.

## 1-3 「日本目録規則」諸版に見る2パターン

日本の目録教育は分裂しており、図書館学校では辞書体目録など重厚な目録システムが教授され、他方、図書館界に対する整理業務関係の指導では目録の簡素化を求めると言う状況にあった。「日本目録規則」には激しい変遷があった。

「日本目録規則」(下記表6 a-e, fはeの改訂版)には、交互に採用される二つのパターンが見られる。中心とする対象資料を軸に見ると次のように整理できる。

1942年版	1952年版	1965年版	新版予備版(1977)	1987年版
洋・和資料	和資料	洋・和資料	和資料	洋・和資料

これらを総合すると、国内事情重視、国際的標準化重視が交互に現れている。その時代時代の図書館政策の影響を強く受けたと見ることができる。

表6

	a. 『日本目録規則』 (1942年版)	b. 『日本目録規則』 (1952年版)	c. 『日本目録規則』 (1965年版)
編集	青年図書館員連盟	日本図書館協会	日本図書館協会
記入方式	基本記入方式	基本記入方式	基本記入方式
目録の型	辞書体目録(複合型目録)	辞書体目録(複合型目録)	辞書体目録(複合型目録)
対象メディア	図書(中心)	図書	図書、逐次刊行物
対象資料	洋資料、和資料	和資料(中心)	洋資料、和資料
記入レベルの原則	完全記入	完全記入	完全記入
条項の程度		簡略	重厚
倣った目録基準	英米目録規則1908年版	ALA 著者書名目録規則 第2版 LC記述目録規則 1949	パリ原則(1CCP)

	d. 『日本目録規則新版予備版』(1977年版)	e. 『日本目録規則』(1987年版)	f. 『日本目録規則1987年版改訂版』
編集	日本図書館協会	日本図書館協会	日本図書館協会
記入方式	非基本記入方式： 記述ユニットカード方式	非基本記入方式： 記述ユニット方式	記述ユニット方式
目録の型	個別目録	個別目録	個別目録
対象メディア	図書、逐次刊行物、その他の資料：映像資料 録音資料 [準備中]	図書、点字資料、地図資料、楽譜、録音資料、映像資料、静止画像[準備中]、機械可読データファイル、三次元工芸品、実物[準備中]、非刊行物（文書、手稿、等を含む）	あらゆる資料メディアを扱う
対象資料	和資料(中心)	洋資料、和資料	
記入レベルの原則	物理単位	書誌単位	書誌単位(基礎書誌単位基軸)の記述
条項の程度	簡略	重厚	

1942年版 国際的標準化重視 標目規定に重厚性を盛る。

1952年版 国内事情を優先 記述規定を独自の章に。簡略性もあり。

1965年版 国際的標準化重視 標目規定に重厚性を盛る。

新版予備版 [1977年版] 国内事情を優先 記述規定が詳細。簡略性あり。

1987年版 国際的標準化重視 記述規定が詳細。簡略性（“第三水準”  
がそれにあたる）をも有する。

交互に採用される二つのパターンは、国内事情の重視と、国際標準化志向のもたらしたものである。

『日本目録規則1987年版』は、1994年にその改訂版を、2001年に改訂2版をと版を重ねているが、その主旨は『日本目録規則1987年版』のそれを引き継いでいる。日本の図書館目録規則は国際化を果たして安定期に入り、情報技術の進歩とともに時代に即して進展するものと考えられる。

## 2 記述独立方式と森耕一

「日本目録規則」は、『日本目録規則新版予備版』（1977年）で非基本記入方式を採用した。国の目録規則として非基本記入方式が導入された世界最初の例である。従来の目録規則を巡る議論は、著者基本記入か書名基本記入かという次元のもので、基本記入をめぐる論争であったから、その枠外の方式・非基本記入方式は、旧来からの論者にとっては埒外のものであった。したがって、非基本記入方式を書名基本記入の方式と誤解するものもいた。

この方式は「日本目録規則」のその後の版、『日本目録規則1987年版』、『日本目録規則1987年版改訂版』（1994年）、『日本目録規則1987年版改訂2版』（2001年）において継続して用いられている。この目録方式のモデルは実質、記述独立方式だったと考えられる。この目録方式とそれと関係する目録規則を巡る議論、目録規則について、森耕一を中心に検討する。

### 2-1 森耕一と目録（法）研究

森耕一の図書館学研究は初め分類研究であった。だが“分類”同様“主題”領域にある『基本件名標目表』（初版 1956.2:BSH）の編集に携わることとなり、件名目録へ、そして辞書体目録に関心を寄せた。辞書体目録において件名が基本標目となる場合がある基本記入方式について批判的研究に入った。

「標目とそのローマ字表記」（『図書館界』6（4）：1954.8, p.140-141）は目録に関する森耕一の最初の論文である。これは和書におけるローマ字表記（読みづけ）採用を批判する一方、ローマ字だけによる標目の可能性を考察するもので、後の記述独立方式論議の端緒となる。同様傾向の論文が「辞書体目録における記入排列に関する二三の問題」である（『図書館界』7（2）：1955.4, p.57-60, 66）。これらによって森耕一は「標目は排列のためのもの」とする自身の考え方を揺るぎないものとした。目録排列法の研究（1961年7月『目録編成規則』；日本図書館研究会編刊に結実）から出たものと言えよ

う。さらに「日本. 法令という標目」（『図書館界』7（4）：1955.8, p.137-139）によって、『日本目録規則1952年版』における基本標目、「日本. 法令」（たとえば、『六法全書』の標目はこれにあたる）という形が検索の常識の外にあると論じた。これらを通じて、基本記入方式への批判を強めて行く。もっとも、和書目録で漢字の標目を記載せずローマ字だけを表示するという手法は、武田虎之助（「目録法のイロハ」『図書館雑誌』27（5）1933.5, p.95-100）などによって既に1930年代に提案されていた（天野敬太郎「目録カードとその書式」（『図書館界』2（1）：1950.3, p.33-42）。

このように見た場合、標目としてローマ字（またはカナ）だけを記す方法は、森耕一あるいは記述独立方式論者における固有の特徴でないと考える。

## 2-2 記述独立方式の理論化と実践

1955年2月、森耕一は「高木春木氏に申し上げる」（『学校図書館』51号：1955.2, p.26-31）を発表した。これは森耕一が研究の主対象を記述目録法に移した最初の論文であり、同論文においては西洋流の著者基本記入方式、日本伝統の書名基本記入方式いずれにも疑問を呈している。そこには非基本記入方式議論の萌芽を見ることができる。

「日本目録規則解説に対する意見」（『図書館雑誌』49（7）：1955.7, p.212-215）は、基本記入方式を護持しようとする「日本目録規則」に対する明白な疑義を表明する論文であった。内容は基本記入方式批判である。この論文に対して杉原丈夫が賛意を示し次のように言った（杉原丈夫「日本目録規則への質問：標目をめぐって」『図書館雑誌』49（9）：1955.9, p.326-329）。

著者、書名、主題の三種のカードは目録記入上対等であり（中略）どれも絶対的な基本カードであるということはない。言いかえれば、すべてが「相対的に基本カードである」。

杉原の論文は森耕一の理論を力づけた。

目録記入に関して「相対性原理」とする杉原丈夫の論理を、森耕一は「“標目”と“記述”の分離」と表現した（「標目と記述の分離：目録作業合理化の

ために』『図書館界』7 (6) : 1955.12, p.195-201)。また1957年6月、森耕一たちは「記述独立方式」の名称を使用した(森耕一、朴木貞子「基本記入とはなにか」『図書館界』8 (6) : 1957.6, p.145)。

森耕一のよき協力者であった藤田善一は、森耕一の理論の実践と調査をした(藤田善一「目録作業の簡略化と能率化— <標目と記述の分離>に基づくユニット・カード制について—」『図書館界』8 (5) : 1957.4, p.119-129)。

1961年9月、森耕一は大阪市立中央図書館整理課長に就任した。その年の11月から同館で記述独立方式を実践した(石塚栄二「標目未記載ユニット・カード採用事例」『整理技術通信』13 : 1970.5 <第1回整理技術全国会議>)。石塚栄二は森耕一の下でこの目録方式の実務をこなした。

1966—1967年、日本図書館研究会・整理技術研究グループは国際目録原則会議 (ICCP, 1961) のレポートの輪読会を月一回のペースで開いた。この国際目録原則は『日本目録規則1965年版』が、著者基本記入方式護持のための、拠点としたものである。森耕一は相手の論拠を徹底研究し、その弱点を突いた。

森耕一はこの輪読会を通して S. R. Ranganathan の目録観、つまり目録規則には International, National, Regional の三段階があるとの思考を確認し賛意を示す。つまり、ICCP が文献单位的な標準を定めようとも、一国の目録規則、ましてや中小公共図書館の目録規則は、物理単位の記録を是認するものでよいとする。このことは下記の文献に詳しい。

整理技術研究グループ (前畑典弘) 「国際目録原則の研究」『図書館界』

19 (6) : 1968.3, p.233-237

上記 ICPP のレポートに見る S. R. Ranganathan 及び E. Verona の論 (Verona, E. 「文献単位と書誌単位」森耕一訳『Information Service N.S.』1 (3/4), 1960.10, p.125-141) は、森耕一が日本の中小公共図書館における目録の記録方式として記述独立方式を推進するエネルギーとなった。

日本図書館協会は、1963年3月『中小都市における公共図書館の運営』を編集、出版した。森耕一はこの本を高く評価した(「書評『中小都市における公共図書館の運営：中小公共図書館運営基準委員会報告』」『図書館界』15 (3) ;

1963；10，p.99)。同書は直接サービスに重点をおき「最も無用な労力を割いているのは目録作業である」と断じていた。しかし整理に関する新しい手立てを十分に示してはいなかった。

これを補うため日本図書館協会は同整理技術委員会に『整理技術テキスト』（日本図書館協会1964.5）の編纂を指示した。森耕一は藤田善一とともにその執筆を依頼され、カナだけの標目の実例を例示した。整理技術委員長で編集責任者の、もり・きよし（森清）は同書「あとがき」に、“これはJLA目録委員長の了解を得た”と記している。しかし日本図書館協会目録委員会から反発が出る。それは『日本目録規則1952年版』が採り、来るべき版（当初の計画では“1964年版”）が採ろうとするものとは異なる標目形であったためである。

日本図書館協会はこれと『日本目録規則1965年版』の調整に迫られた。解決策が整理技術委員会に要請された。そこで同委員会は『整理技術テキスト：簡素化の手引き』（日本図書館協会1969年6月）を出した。この版（改訂版）において森耕一と石塚栄二は、明確に記述独立方式を導入した。それは、増加し始めていた公立図書館に、簡略であっても検索を保障する目録の具備をとの熱意からなされたものであろう。

ここに至り日本図書館協会目録委員会は、旧版の『整理技術テキスト』が挙げたヨミの形を標目とする別法（修正）を出した。下記に見る。

『日本目録規則1965年版追加規則および修正・増補事項 1969』日本図書館協会 1970.9，p.33 「例外」例：その表示（下記）

ミヤサ<sup>°</sup>ワ、ケンシ<sup>°</sup>

風の又三郎

この方法は、前述どおり戦前から著者基本記入論者（武田虎之助など）等が採用していた形であり、最小限の妥協としてこれを導入したと見られる。

### 2-3 森耕一のグループによる非基本記入方式の目録規則策定

1967年初め、整理技術研究グループ（前出）は“目録思想史”の研究に入った（『日本図書館研究会の50年』；II「整理技術研究グループ」志保田務，日

本図書館研究会, 1996, p.71)。実質的には、著者基本記入方式を批判し、記述独立方式を評価する営為であった。加藤宗厚の「著者主記入論」や落合重信の「書名主記入論」などが検討された。こうした研究を推進した森耕一の意図は、記述独立方式による目録規則の策定にあったことが後に判明する。

1970年6月、日本図書館協会は第一回整理技術全国会議を招集し「標目未記載ユニット・カード方式」という名称の目録方式を「日本目録規則」に導入するべく提案した。この呼称は基本記入方式を主張する人たちにも受け入れ易いニュアンスを有していた(石山洋「“第一回整理技術全国会議”の概要」『図書館雑誌』64(9):1970.9, p.446—447)。しかし、実質は記述独立方式である。日本図書館協会は非基本記入方式を「日本目録規則」の軸とする方向に転じた。

1974年12月、日本図書館研究会整理技術研究グループ(森耕一が発起人)は、記述独立方式の「図書館目録規則案」(『図書館界』26(4):1974.12, p.109—117)を発表した。これは日本図書館協会による非基本記入方式の目録規則策定に資するものとなったと考える。

1977年12月日本図書館協会目録委員会は『日本目録規則新版予備版』を策定した。この“予備版”という呼称部分を捉えて「案」に過ぎないとする見解もないわけではなかったと考えられる。こうした「案」として想起されるのは、「和漢図書目録規則案」(1932年)である。しかし後者が日本図書館協会で決されず正式に成立したとは言えないのに対して『日本目録規則新版予備版』は、日本図書館協会の整理技術全国会議において六度に及ぶ審議がなされ、同協会の理事会に報告、了承されている。『日本目録規則新版予備版』そのものにおいて「他日、本版の完成を期する予定である」としており、その後『日本目録規則1987年版』が本版として出されたという経緯がある。しかし予備版の段階ですでに「本版」たる性質を有していたと言えるであろう。

ここに、目録規則策定において国際標準や行政組織から来るトップダウンの方式ではなく、研究者、中小図書館など、権力とは距離を置くところから導きだされたボトムアップの目録方式の採用が成った。1987年版及びその後二つの改訂版においても非基本記入方式が継承された。ただ『日本目録規則新版予備

版』において「記述ユニット・カード方式」であった目録方式の名称は1987年版以後「記述ユニット方式」となっている。この改称理由は明らかにされていない。また、いずれの版の「日本目録規則」においても、その方式の元となった「記述独立方式」や森耕一への言及はない。森耕一は「日本目録規則」がその文中に、森耕一が考案した目録方式（記述独立方式）を実質採用したことを示していないことを不服とし、「日本目録規則」との関係跡付けて欲しい旨を北克一等に述べている（『目録と分類の理論』日本図書館研究会、1992、p.284）。当論文の筆者も森耕一と同様に考える。ただし『日本目録規則新版予備版』が森耕一や記述独立方式について触れなかった理由は、著者主記入論者に対する気遣いではなかったかと考える。

#### 2-4 非基本記入方式における森耕一の立場

記述独立方式の理論、技法に関して先行するものがあるか。一般にこうした面の対象例とされるのは、下記の二論である。

- ①横井時重「簡易目録法試案」（『日本図書館研究会会報』10：1948.8, p.5）
- ②遠藤英三「目録についての疑問：井の中の蛙の夢」（『学校図書館』11：1951.9, p.38-39）

ちなみに、森耕一は横井時重に次のような謝辞を呈している。

数年前に横井氏の業績があったことを挙げなければならない。氏の経験は、さらに数年あるいはそれ以上遡るのではいかと思うが・・・、その経験が、従来の基本記入の標目を追放しても一向にさしつかえない（というより、多くの利点がある）という保証を与え、私の考え方に対して、一つの自信ともなり、裏づけともなった。（「標目と記述の分離：目録作業合理化のために」『図書館界』7（6）：1955.12, p.195-201）

両者の論は、著者基本標目を記さない方式の実践、提案という点で記述独立方式に通底するものがあり、年月的には先駆をなすものであった。

ただ横井、遠藤らの主張は、書名主記入（方式）との相違が不明であり、その点で森耕一やその共同研究者の主張と相違する。森耕一等の主張は、書名基

本記入方式（及び著者基本記入方式）とは概念的に決別し、両者を止揚（Aufheben）した形で論理構成したと言えるであろう。

## 2—5 記述独立方式の“発見”と周辺事情

これら横井や遠藤との関係とは別に、森耕一と研究仲間の業績の棲み分けについて考える必要がある。下記は、研究仲間の研究として森耕一が「標目と記述の分離—目録作業の合理化のために—」（『図書館界』7（6）：1955.12, p.195-201）で言及している二論文である。

井上裕雄「基本記入の標目(1)」(前出)『図書館界』7(5)：1955.10,  
p.149-157

石塚栄二「〈著者主記入論覚書〉に対する疑問」『図書館雑誌』49(11)：  
1955.11, p.392-395

井上裕雄の論文及び石塚栄二の論文は、森耕一の上記論文よりも一、二か月前に出され、同稿で森耕一が引用したものである。これらと森耕一（の当該論文）の関係をどのように見るか。森耕一は上記論文末に、その目録方式（後「記述独立方式」）の論理をまとめ得た要因を次のように記している（「標目と記述の分離：目録作業合理化のために」『図書館界』7（6）：1955.12, p.201）。

どちらかといえば一つの共同研究の成果である。ほかの研究者からもこれと前後して、それぞれの立場から発表されつつあり、今後も発表されるであろう。

結論的にはこれら三人が個々に研究し、互いの刺激の上に各人が論文をまとめたと見るのが妥当であろう。ただし、森耕一を記述独立方式における中心的存在としたい。森耕一は上記の論文で次のように記しているからである。

石塚氏とたびたび話し合ったこと。話し合うたびに氏の賛意を得[た]。森耕一のプライオリティは下記のように整理できるであろう。

- 1 上記の論文「標目と記述の分離」は、この目録方式を著者基本記入は無論、書名基本記入とも完全に異なることを最初に鮮明に示した。
- 2 「記述独立方式」関係の論著の質量が抜きん出ている。

3 関係事項で指導力，リーダーシップを確かに発揮した。

- (1) ICCP 輪読会をリードした。
- (2) 整理技術研究グループ『図書館目録規則案』の策定をリードした。
- (3) JLA『整理技術テキスト』で記述独立方式を二度使用した。
- (4) 基本記入論を激しく批判した。
- (5) “相対目録理論”を発見したと主張した（これに対しては後に批判）。

森耕一は1970—71年にかけて、目録の「相対主義」，「相対性」に関する論文を発表した。これらは彼の“整理業務修了論文”（総まとめ）であり（このころすでに、森耕一の興味は公立図書館，英米図書館史，図書館行政等の分野に移動していた）同時に、「日本目録規則新版」への非基本記入方式採用を確実化しようとする，俊敏な行動だったと考える。

森耕一「目録法における相対主義」『私立大学図書館担当者研修会報告書 昭和43年度』，1968，p. 151-175

森耕一「目録記入の相対性：その発見に至るまで」『図書館学』15，1970，p. 3-5

森耕一「目録法における相対主義：無著者名図書（著作）を中心に」『仙田正雄教授古稀記念図書館資料論集』1970，p. 70-93

森耕一の「標目と記述の分離—目録作業の合理化のために—」（『図書館界』7（6）：1955. 12，p. 195-201）は記述独立方式を定立させた記念碑的論文であるが，森耕一はこの1955年当時に目録の相対性を「発見」したとする発表を行っている（「目録記入の相対性—その発見に至るまで—」（『図書館学』15：1970. 2 前出））。

記述独立方式の理論構築が森耕一（及び直接の研究仲間）によることは明白であるが，「相対性」の命名者は杉原丈夫である。森耕一は主張する非基本記入の目録方式に「記述独立方式」と名付けた（「基本記入とはなにか」『図書館界』8（6）：1957. 6，p. 145-152）が，こうした目録方式を「相対性目録法」と称したのは丸山悦三郎である（「基本記入の概念」『図書館界』10（1）：

1958.4, p.1-9)。“相対性を発見”という森耕一の表現は、自己評価にやや過大なものがあると考ええる。また、記述独立方式の原型は横井時重（「簡易目録法試案」前出）や遠藤英三（「目録についての疑問：井の中の蛙の夢」前出）にあったし、記述独立方式自体も森耕一自身が言ったように石塚栄二、井上裕雄などとの「共同研究の成果である」。

## 2—6 「日本目録規則」への非基本記入方式導入と森耕一

『日本目録規則新版予備版』（1977年）について、光斎重治は「革命」と言う（「NCR 新版の理念と目録の編成」『大学図書館研究』14；1979.4, p.56）。

目録規則の基本的な理念が変わったからである。つまり基本記入概念の否定であり、具体的には著者基本記入の否定である。

著者基本記入について、S. P. Dunkin は次のように述べる<sup>1)</sup>。（『目録規則の成立と展開』高鷲忠美 [ほか] 訳 早川図書 1978, p.81による）

基本記入は、冊子目録が主流であった初期には、利用者にとって意味があったかもしれないが、（中略）今日での意味は基本記入を他の記入以上に完全にすることによって、費用を節約することを決めた目録の場合だけである。

前畑典弘は言う（「図書館目録の機能と有効性—利用・検索の面から」『東京大学図書館情報学セミナー 2；1972年度後期』東京大学, [1973.3], p.125-129）。

著者主記入にあまり論理的な根拠はない。著者性がいろんな面で放棄されてきている。

E. Verona の指摘に「文献単位」「書誌単位」というものがある。森耕一は、この「文献単位」を「著作単位」と把握し、「書誌単位」を「図書単位」と把握した（E. Verona「文献単位と書誌単位」森耕一訳『Information Service N.S.』1 (3/4), 1960.10, p.125-141)。このうち著作単位、文献単位への批判は、前畑典弘（上述）が指摘する著者性への疑問に基づく基本記入の否定という意味で、記述独立方式の理論と共通するところがある。しかしこの「書誌単位」

を「図書単位」と把握した結果、『日本目録規則新版予備版』が「物理単位」となる誘因を作ったと考えられる<sup>2)</sup>。物理単位で記述対象を把握することは、目録理論上で問題があり、以後の版で、「書誌単位」と変更になる。ただし非基本記入方式は維持されている。この「記述ユニット方式」は評価すべきものと当論者は考える。この意見は『日本目録規則1987年版』の諸版が記している下記の論述と同じところに根拠をおいている。

標目の種別を問わず多様な検索を可能とする機械可読目録により、一層適した方法である（『日本目録規則1987年版』、『日本目録規則1987年版改訂版』、『日本目録規則1987年版改訂2版』の序説：これら三つの版で同一文）

ただしこれはカード目録を基盤とした規定であり、近未来には根本的な再検討に付されるであろう。最後に、記述独立方式は非基本記入方式の基盤となる一方式として「日本目録規則」史上に明記されることを期待したい。それが実現したとき、森耕一の業績は日本の目録法史上に、その評価を確実なものとする<sup>3)</sup>。

注)

- 1) Dunkin, Paul S. "Cataloging U.S.A." American Library Association, c 1969, p. 11.
- 2) Verona, E. 「文献単位と書誌単位」森耕一訳『Information Service N. S.』1 (3/4), 1960.10, p.125-141
- 3) 本章は、主として下記に依拠して記述した。

志保田務「<記述独立方式>と森耕一：非基本記入方式の成立」『図書館文化史研究』no.19,2002.9, p.113-148

### 3 書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義

「書誌単位、書誌レベル」及び「書誌階層」について論述する。非基本記入論に関し私は、国際図書館連盟 (IFLA) 東京大会 (1986年) において共同発表しているが<sup>1)</sup>、その英語稿が“Cataloging & Classification Quarterly” (米国図書館協会刊 1991.3/4) に掲載された<sup>2)</sup>。この論文は、後年、同誌上のイスラエル人による論文に引用されている<sup>3)</sup>。書誌単位関係の議論は、本来国際レベルの議題であるが、それが非基本記入論関係の論議に移行する状況が上記の前置きで瞥見できよう。

#### 3-1 「書誌レベル」：その概念

##### 3-1-1 「書誌レベル」概念の成立

「書誌レベル」と呼ばれる用語の最も古い使用例は、米国議会図書館 (LC) の MARC・FORMAT (1968年1月) に見られる。しかし今日的な意味の書誌レベルにあたる概念は、1970年代に始まるものと考えられる<sup>4)</sup>。

UNISIST. Reference manual for machine でデータ交換用の一種の仕組みとして把握されたものである。概念「書誌レベル」は、同 Manual の classes of documents の章で、逐次刊行物、図書、会議資料、報告書、学位論文、特許資料の六種の下で、次の三つのレベルに分かれる。

分析レベル (analytic level) : 一冊内の一部分が記録される単位となる場合

単行レベル (monographic level) : 一冊が記録の単位となる場合

集合レベル (collection level) : 多冊を集めて記録の単位とする場合

1980年代の改訂では Bibliographic Entity なる用語で概念規定された<sup>5)</sup>。

これが旧 Manual (1974年) と異なる点は、旧版ではその可能性だけが予測され、実際には規定されていなかった逐次刊行レベル (serial level) を正式に規定したことである。こうした書誌的なレベルを規定することの意義は下記の

ところにある。

- ①レベル別にファイル（書誌）を作成する [それらをリンクする]
- ②書誌交換用である
- ③コンピュータ用である

### 3—1—2 目録規則に「書誌レベル」を組み込む

『日本目録規則1987年版』において「書誌レベル」の概念が導入された<sup>6)</sup>。書誌階層、書誌単位という概念も盛り込まれている。この概念に対して当時日本の図書館界は十分の理解を持たなかった<sup>7)</sup>。「日本目録規則」におけるその規定の推移を追う<sup>8) 9)</sup>。

### 3—1—3 書誌単位、書誌レベル、書誌階層：概念の定義

『日本目録規則1987年版』（記述総則 1.9 書誌階層）の定義に則りつつ、一部に私見を加えて定義を記す。

書誌単位：一つの書誌レベルに属する固有のタイトルで括られた単位。基礎（単行、逐次刊行）、集合、構成の各種の書誌単位がある。

書誌階層：一つの書誌的記録を構成する書誌的記録の集合体（書誌単位）間にある階層関係。上位、下位という形で用いる。次項「書誌レベル」とほぼ同じだが、位相の相互関係に主点がある。

書誌レベル：書誌階層にほぼ同じ。相互関係でなく個別の位相に主点がある。単行、集合、構成の三書誌レベルがある。二分考察できる。

- ①一つの書誌的記録の総体がどの階層の記録であることを示す。

例：単行書誌レベルの記録

- ②書誌階層の一つ一つの層。

個々の書誌的事項の属する階層。

例：集合書誌レベルにおけるタイトル個々の書誌単位が属する階層

例：単行レベルの書誌単位

ただし「書誌階層」との用語は規則の性格を述べる見出しとして用いられるにとどまり、規定内の用語にはなっていない。規定内容は次のとおりである。

#### 1 書誌単位（書誌要素の集合）

- 2 書誌レベル（書誌記録の出力レベル）
- 3 書誌構造（書誌記録内の書誌単位の組成順序）

注)

- 1) 高鷲忠美, 志保田務, 大城善盛「非基本記入の目録規則：『日本目録規則新版』の 歴史的背景」IFLA, 東京.1986, 150CAT 3 / 0 P 3 J.『整理技術研究』23, 1986.12, p.54-61
- 2) TAKAWASHI Tadayoshi, SHIHOTA Tsutomu, OSHIRO Zensei. “The non-main entry principle : The historical background of the Nippon Cataloging Rules” *Cataloging & Classification Quarterly*, 9(4), 1989, p. 67-77.
- 3) Shoham, Snunith & Lazinger, Susan S. 'Non-main entry principle and automated catalog. *Cataloging & Classification Quarterly*, 12(3/4), 1991, p. 51-67.
- 4) UNISIST. *Reference manual for machine-readable bibliographic Descriptions*, Paris, UNESCO, 1974.
- 5) UNISIST. *Reference manual for machine-readable bibliographic descriptions*. rev. ed., Paris, UNESCO, 1981.
- 6) 『日本目録規則1987年版』日本図書館協会, 1987, 序説7) 書誌階層
- 7) 志保田務「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」『TP&D フォーラム シリーズ』 I 1992.6, p.7
- 8) 岩下康夫「“著作単位” “書誌単位” と “書誌階層” : 日本目録規則本版案批判試論」『図書館界』38 (3), 1986, p.148-154
- 9) 岩下康夫「日本目録規則 (NCR) 1987年版への書誌単位概念の導入による書誌用語「多巻もの」「セットもの」「シリーズ」の意味の変質について」『図書館界』40 (6), 1989, p.281-288

### 3-2 「書誌単位」概念の揺籃期

先述のように書誌単位に対する不理解・逆風が厳しいなか、丸山昭二郎日本図書館協会目録委員長（当時）は1985年11月の「NCR 本版関西検討会」で

「書誌階層規定は着物の縫い揚げと同じで、背丈が伸びた時の用意」であるとの見性を示した。今日的に見ると評価に値する言である。

### 3-2-1 書誌レベルに関する文献目録の考察

内藤衛亮の書誌レベル関係文献リストに<sup>1)</sup>、記述独立方式の議論が含まれている。しかし記述独立方式においては階層観念は非常に弱い。記述内の書誌要素を集合する書誌単位というものが意識されていない。

### 3-2-2 1960年前後の「書誌的単位」

書誌単位概念は1980年前後に生じたが、コトバとしては先例がある。これは書誌レベルの概念面での前身たる Reference Manual などとは異なり、用語、表現次元での類似にとどまるかも知れない。内藤衛亮によって「書誌レベル的な」思考の下地の如く評価され、記述独立方式の推進者たちが論文に引用し、後進たちも引き継いだ基本記入をめぐる論文がある。したがって書誌レベルの関係論文と認識されて来たものである<sup>2)3)</sup>。

1960年前後に発表された Eva Verona による「書誌的単位」：(Bibliographical Unit) と、「書誌単位」：(Bibliographic Unit) とは表現フレーズとしてはほぼ同じではなかろうか。たとえば Reference Manual で Bibliographical Level, Bibliographical Entity との使い方が一方、Barbara B. Tilet<sup>4)</sup> に Bibliographic relationships とか、Bibliographic structures といった使用方法がある。ただし E. Verona の用いた「書誌的単位」は内容面では現代における「書誌単位」とは全く異なる。

Verona は、著作(Work)という語と図書(book)という語とを、厳密に区別して用いている。ある著作の一つの版またはある翻訳を、それぞれ一つの図書という。そして、目録法上、前者を文献単位、後者を書誌的単位という。

この言を直線的に理解すると「書誌(的)単位とは図書である」となる。これでは「書誌単位とは図書単位である」という帰結となり、今日的には容認されない。なぜなら「図書」とは、即「物」であり「物理単位」のことであって、今日では物理単位は書誌単位とは系を異にする概念と理解されている。

Eva Verona が考えた次元は基本記入の標目の次元である。それに対して書

誌レベル等現在われわれが論じている次元は記述の世界であり、書誌的記録の次元であることを認識しておかねばならない。

ここにおいて、Eva Verona が著作と文献単位を結びつけた点を限定する必要がある。A. Domanovszky によると「著作」には少なくとも三種がある<sup>5)</sup>。

① 本来「図書」と呼ばれるべき資料的要素と知的要素の二面から成り立ったものを示すためのもの。

② この複合物から抜き出した、知的要素の部分（のみ）。

③ 全体と構成要素の関係の中で構成要素の部分を示すもの。

記述の単位に「著作単位」を主張する次のような議論があるが、先の「著作」の分析を伴って主張がなされる必要があるのではないか<sup>6)7)</sup>。

Eva Verona の使用したところのものは、先①～③のうちの②にあたる概念であろう。この②は、基本記入の標目の形を求める次元で関係する「著作」の唯一の側面である。同じ「著作」という表現でも①と③は標目、少なくとも基本記入の標目では扱われず、記述の次元に限って関係するものである。

Eva Verona 等における「書誌的単位」は、現代の「書誌単位」とは同名異人的なものであり、無関係である。この用語の以前の意味づけ、残像から解放されない限り、今日の書誌単位は理解できない。Eva Verona が著作（文献単位）か、その図書（書誌的単位）かを論じ、後者に重きをおいた次元は、S. Lubetzky<sup>8)</sup> など、西洋目録法の主流の考え方に対してラディカルな議論を挑んだものであった。代表的な説明では目録の機能を次のように整理している<sup>9)</sup>。

1. 特定図書の検索

2. 特定著者の著作のうちで所蔵しているものすべての検索

3. 特定著作の全版の検索

上記三つの機能は、基本記入（標目）の説明に多用されたため、Eva Verona の発言は基本記入方式を大前提としたものであることを確認しておく必要がある。Verona を我国に紹介した森耕一は、記述独立方式の基盤理論を当時既に確立、主張していた。したがって基本記入否定のための論拠を Eva Verona の

評価に求めていたと推察される。基本記入否定の次元では各種の記入と標目の相対性（基本標目の絶対性への対立）が主論点である。これと Eva Verona の主張との接点は以下にある。

記述独立方式の基盤論理，標目選定における「相対化」を一歩進めると，標目の形の相対化に進む（特に無著者名古典の場合）。次にこの相対化を所蔵資料と所蔵記録である目録の関係に据えると目録は著作の記録ではなく図書の記録という論の帰結が得られる。この目録の機能は上記三目的のうちの①である。非基本記入の目録思想ではこの機能だけを必要視する。①②の目的は，個々の館における記入の標目としては過大な期待である。非基本記入方式における処理手段の通則は，各図書上の表示への忠実さであり，これによって図書上の表示に対応した検索が可能となる。こうした意味において「書誌的単位」の尊重が日本で顕在化したのであろう。

この「書誌的単位」は，出版等公表による思想等の表出（記録現象）を「図書」と表現する。これは思想等そのものの成稿次元での「著作（上記の②）」に比して具体性を持っている。この具体性こそは図書館等，図書を所蔵する立場で行なう記録の特徴である。この具体物＝図書が，記録する単位（書誌単位）となり，図書の「図書単位」＝「書誌単位」（記録する単位）と捉えられる。

しかし当時の「書誌的単位」はそこまでで，出版など公表化された図書をもって標目議論とするにとどまっている。現代の書誌単位論は，図書を記録対象の土台とした記述論域で対象（図書を記録するレベル，内層の単位）を考究する。近・現代全般の記述議論は，抽象的な「著作」（著作記入）を避け，具体的である「図書」（図書記入）を論点とした。標目を領域とする「書誌的単位」概念を，現代の記述域である「書誌単位」と混同してはならない。現代の書誌単位論で Eva Verona の論議を借用するケースがあるが，Eva Verona の書誌的単位をもって現代の書誌単位の議論に臨むと誤解を招く可能性がある。現代の書誌単位は以下のように規定される。

書誌単位：一つの書誌レベルに属する固有のタイトルに始まる一連の書誌的事項の集合（『日本目録規則1987年版』 p.303用語解説）。

以前の「書誌的単位」(Verona)と現代の「書誌単位論」を以下に比較、整理する。

- (1) Eva Verona は、図書か著作かという区別をするが、書誌単位概念にはこうした区分法はありえない。ただし現代でもこの立場があるとする論述がある<sup>10)</sup>。
- (2) Eva Verona は、標目を対象にしているが、現代のそれは記述を対象にしている。
- (3) Eva Verona は、検索事象を意識するが、現代のそれは記録そのものを意識する。因みに、『日本目録規則本版第3次案』<sup>11)</sup>(1988年6月)には次のような規定がある。

「単行書誌単位は固有のタイトルを有する単行資料の最下位書誌階層を記述する書誌単位である」(「記述する単位」というところに留意したい)。

- (4) Eva Verona では書誌単位は図書と結びつくが、今日の書誌単位において図書(物理単位)は系を異にする概念となっている。

『日本目録規則1987年版』では次のとおりである。

#### 1.9 書誌階層(つまり書誌単位)

#### 1.10 物理単位

Eva Verona 時代の目録規則を巡る議論は、「何を基本記入(の標目)決定の根拠とするか」に集約できる。非基本記入方式における標目問題は、典拠コントロールの次元のものである。逆に「書誌単位」は標目ではなく記述を強く意識したものである。

西洋目録法における目録の目的に言及する。

第三の目的「特定著作のすべての版の検索」は、図書館目録の蔵書記録という性質からは壮大にすぎる目的ではないか。

第一の目的「特定図書の検索」は図書館にとって最も現実的な目的であり、所蔵という図書館機能と深く結びつくものであろう。森耕一はこの点に着目した多数の論著を持つ。それらは Verona を多く引用した標目論議である<sup>12) 13) 14)</sup>。

残る第二の目的「特定著者の著作のうちで所蔵しているものすべての検索」は第一の目的よりも大事とする意見がある。A. Domanovszky も同意見である。

以下は、これに依りつつ更に敷衍するものを示す<sup>15)</sup>。なお後にその訳が出された<sup>16)</sup>。

### 3-2-3 1970年代の書誌記録観

この時期(1970年代)、ISBD がそのダイナミック性を目録界に投入した。

ただし、ISBD には厳密な意味で「書誌単位」は明言されておらず、ISBD 区切り記号法もコンピュータ・タグとして作用するに過ぎない。ただ、多段階記述が若干階層性を表現し得ており、『日本目録規則1987年版』による集合レベルの記録表示上で、多段階記述の使用に結びついている(同書1.11.1)。

1970年代を代表するのは『日本目録規則新版予備版』と「図書館目録規則案」である<sup>17)</sup>。しかし、これらは書誌単位、書誌レベルの問題以前の概念で記されており、記述独立方式においても書誌階層概念は存在しない。なお和中幹雄は『日本目録規則新版予備版』に準拠する MARC に各巻書名と巻次のフィールドがあることをもって書誌階層の導入があったとしているが、シリーズのフィールドを持つことを階層装置(ファイルが複数ある)と見る意見には疑問がある<sup>18)</sup>。

### 3-2-4 1980年代、書誌階層論議はじまる

1970年代末、日本で最初の関係論文が伊藤順によって記された<sup>19)</sup>。論理性が緻密であるが、当時は難解との印象を与えた可能性があったと考える。また1980年、書誌単位を標題にした論文が永田治樹<sup>20)</sup>、松林正己<sup>21)</sup>によって発表された。これらを受け入れるだけの理解は日本の図書館界に未だなかったため、抽象論議と解されるふしがあったかと思われる。しかしこれらは「日本目録規則」への書誌単位概念導入のための先覚的論文となったことを確認しておく必要がある。

1980年代における書誌階層規定としては「日本目録規則本版」を第一に挙げなければならない。「日本目録規則本版」における関係規定の歩みを示す。

①第二次案(1985.2) 書誌階層、書誌単位、書誌レベル規定案初出

②「日本目録規則の総則案と書誌階層について」『図書館雑誌』79(8),  
1985.8

③「日本目録規則本版第三次案」日本図書館協会, 1986.

④『日本目録規則1987年版』日本図書館協会, 1987.

ここで見逃がしてならないのは、学術情報システム（以下 NACSIS）との関係である。学術情報センター（現、国立情報学研究所）は1986年、『目録システム利用マニュアル』を作成しその「データベース編」の中に「目録情報の基準」を掲げた<sup>22)</sup>。

これは1985年3月、学術情報センター刊「センターニュース」で検討案を公表したもので、この時期は上記①の時期と合致している。このように、『日本目録規則1987年版』と学術情報センターシステム NACSIS は非常によく連携している。この「基準」は書誌レベルに立った規定であり、しかも「日本目録規則」の不備な点を補っている。なお、同“基準”が和資料に関して「日本目録規則」と連携するものであることはその改訂版が明言している<sup>23)</sup>。

「日本目録規則本版案」に触発され、書誌階層、書誌単位、書誌レベル等に関心が広がった。岩下康夫を代表に、徐々に関係論文が発表された<sup>24) 25) 26) 27) 28) 29)</sup>。なお、単行書上で最初に書誌単位を扱ったのは丸山昭二郎編の図書である。同書において書誌単位関係は和中幹雄が執筆している<sup>30)</sup>。

NACSIS が一般化してきた1990年代には、書誌単位概念も一定の浸透をみたが、広く理解が行き届いていたわけではない。とくに物理単位との関係における書誌単位の相違についての不理解ぶりには極端なものがあった。書誌単位の中で物理単位をどう処理するかという問題が明確に解決されていなかった。

注)

1) 内藤街亮「書誌階層、書誌レベル、リンクなどを論じたり引用された文献の一覧」『書誌索引家協会研究大会資料』1989. 3, 5p

2) Verona, Eva. "Literary Unit versus Bibliographical Unit". *Libri*, 9(2), 1959, p. 79-104.

3) Verona, Eva 「文献単位と書誌単位」森耕一訳『JLA. Information Serv-

- ice N. S.』 1 (3/4), 1960, p.125-141
- 4) Tillett, Barbara B. "Bibliographic relationships in library catalogue". *International Cataloguing & Bibliographic Control*, January / March 1988, p.3-6.)
  - 5) Domanovszky, A. *Functions and objects of author and title cataloging : a contribution to cataloguing theory*, Munchen, Verlag Dokumentation, 1975, p.92-93.
  - 6) 大城善盛「NCRs にみる目録の記入単位」『第38回日本図書館学会研究大会要綱』日本図書館学会, 1990, p.35-36
  - 7) 大城善盛「日本目録規則における記述対象の研究」『図書館学会年報』 37 (3), 1991. p.117-124
  - 8) Lubetzky, S. *Cataloging rules and principles : a critique of the A.L.A. rules for entry and a proposed design for their revision*, Washington D. C. Library of Congress, 1953.
  - 9) International Federation of Library Associations *Statement of Principles. adopted at the International Conference on Cataloguing Principles*, Paris, October 1961.
  - 10) 谷口祥一「記述目録法のための三層構造モデル」『図書館学会年報』 36 (4).1990, p.149-166
  - 11) 『日本目録規則本版第3次案』日本図書館協会, 1986
  - 12) 森耕一「目録法における相対主義」『私立大学図書館担当者研修会報告書昭和43年度』1968, p.151-175
  - 13) 森耕一「目録記入の相対性：その発見に至るまで」『図書館学』15, 1970, p.3-5
  - 14) 森耕一「目録法における相対主義：無著者名図書（著作）を中心に」『仙田正雄教授古稀記念図書館資料論集』1970, p.70-93
  - 15) Wilson, Patrick *The second objective (The conceptual foundations of descriptive cataloging)* edited by Elaine Svenonius), Sandiego, Academic

- Press, 1989, P.5-16.
- 16) Wilson, Patric 「目録の第2番目の目的」高鷲忠美, 岩下康夫訳『整理技術研究』29, 1991, p.41-51
  - 17) 日本図書館研究会整理技術研究グループ「図書館目録規則案」『図書館界』26 (4), 1974, p.109-117
  - 18) 和中幹雄「ネットワーク時代の目録」『私立大学図書館協議会西地区部会東海地区研究会分科会例会講演記録 第1回』『館灯』29, 1990, p.1-14
  - 19) 伊藤順「書誌的単位之二重性」『図書館学会年報』25 (2), 1979, p.71-82
  - 20) 永田治樹「書誌単位と書誌レベル: 目録作業のための覚え書」『図書館学会年報』25 (2), 1980.6, p.1-9
  - 21) 松林正己「書誌記述における階層関係」『南山大学図書館紀要』2, 1984, p.67-97
  - 22) 『目録情報の基準「目録システム利用マニュアル・データベース編」抜刷り』学術情報センター, 1986.12, 104p
  - 23) 『目録情報の基準 第2版 目録システム利用マニュアル・データベース編改訂版』学術情報センター, 1990.3, p.101
  - 24) 志保田務 [ほか]「日本目録規則本版第2次案批判」『図書館界』38 (2), 1986.7, p.89-92
  - 25) 大城善盛「日本目録規則本版における書誌階層」『京都外国語大学研究論叢』27.1986.9, p.408-426
  - 26) 吉田暁史「書誌階層の研究」『帝塚山学院大学研究論集』21, 1986.12, p.160-173
  - 27) 志保田務「日本目録規則本版案における書誌階層及び書誌単位規定に対する一考察」『整理技術研究』23, 1986.12, p.45-53
  - 28) 柏田雅明 [ほか]「日本目録規則本版第3次案批判」『図書館界』39 (3), 1987.9, p.96-99

- 29) 志保田務「書誌階層関係概念理解のカテゴリーを求めて」『整理技術研究』24, 1987.10, p.49-56
- 30) 丸山昭二郎編『新・目録法と書誌情報』雄山閣, 1987, 267p

### 3-3 図書館資料は物的な単位で扱われる

図書館業務で資料はどんな単位で扱われるか。扱われる単位は、個々のモノ、出版物理単位（分冊）、純粋物理単位（複本）、所蔵物理単位（合冊製本）である。これらモノとしての出版物、情報を図書館は扱うという前提に立ってまず考える。「日本目録規則」における関係規定の流れを示す。

#### 3-3-1 物理単位を軸とした目録規則：（『日本目録規則新版予備版』）

モノを各個別に扱った場合、各モノの数に対応して目録記入を作成するのか、という問題がある。『日本目録規則新版予備版』（p.104）は出版物理単位で規定し、物的な物理単位での記録を導くものである。

図書は原則として1冊ずつ記述する。多巻ものは分割記入となるが、一括記入とすることもできる（『日本目録規則新版予備版』2.1.2.1）

日本図書館研究会整理技術研究グループ編「図書館目録規則案」に似ており、その元である記述独立方式に倣った非基本記入方式の規則である。

上述の「図書館目録規則案」<sup>1)</sup>は“図書一冊ごとに記述を作成する”と規定した。これは Verona の「文献単位と書誌単位」に依って行ったことである。それは一方では、“図書館員は図書館資料を一点ずつ扱う”という業務に根ざした発想であった。記述独立方式は目録作業の合理化を目的としており、記入の作成に困難をもたらす『日本目録規則1965年版』<sup>2)</sup>、つまり完全本記入への反発であり、完全本記入ではなく一巻一巻を記録しようとするものである。

『日本目録規則1965年版』は国際目録原則（ICCP）の原則を受容した規則であるが、記述の対象に関しても規定したもの（83条）で、当時の西洋の目録規則一般に比して実務の方に注目していたと言える。記録対象を規定したことは評価できることであろう。ただしそこに次のような規定があり、逐一記録するという手法を拒むかのように見える。

図書は完全本によって記載する。したがって、不完全な図書は完全本によって記載し、不完全な部分を注記する。

「完全本」の用語定義（『日本目録規則1965年版』p.150）を見る。

完全本：欠巻，落丁および誤脱がなく，しかも完結した図書。

この「完全」は目録に関して統制を施す感があり，またこの条文は，関係図書群に関して全部の巻が揃った完結状態にないと目録記入作成の作業を始めることができない旨を記していると解される。これは利用者へいち早く目録記入を作成・提供しようとした場合，従い難い規定であった。「目録の合理化」を望む記述独立方式支持者は，各一冊で記録する方式を求めてこの規定に反発した。各一冊で記録する場合における記述の形が問題であり，巻，号の記録位置，著者の記録位置等が検討された。その結果「記録するのは文献ではなく，図書である」と，Veronaの見解に帰結した。分冊に関する規定例を見る。

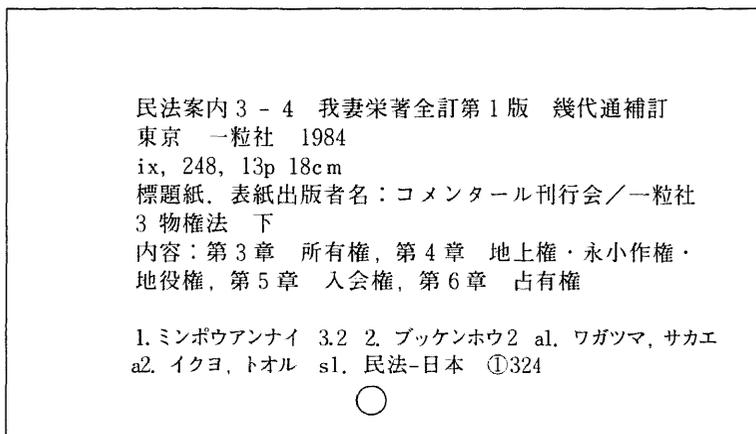
零本等はそれ自体を完全本として扱い，巻次は書名に続いて記載する。

これは記録スタイルについて一つのモデルとなった，『日本目録規則1965年版』第83条但し書きである。これも参考にしたのであろう，書名のあとに続けて巻次を書く方法を採用し，これが『日本目録規則新版予備版』規定の制定に影響したと考える。

### 3—3—2 物理単位を軸とした目録規則への批判

記録対象は「文献」ではなく「図書」である，とした結果「図書一冊」ずつで記録することになったと思われる。図書館が物理単位で資料を把握する場合の「物理」は，複本も別の一冊と数える純粹物理単位である。しかし『日本目録規則新版予備版』における物理単位とは，複本の個々を一物品と数える物理単位ではなく，例えば著作が上下巻で構成される場合にこれを二点と数えるというような，いわゆる出版物理単位である。この出版物理レベルの要素が『日本目録規則新版予備版』の記述の中核に影響してJapan/MARC（日本全国書誌，J/BISC）に採り入れられ種々の批判を受けた<sup>3) 4) 5)</sup>。以下の，『日本目録規則新版予備版』による記入例から，この規定の欠陥を具体的に見る。

図 1



(木原通夫, 志保田務『分類・目録法入門』第一法規 別冊より)

ここでの「物理単位」の記録様式の持つ問題点を見る。

[第 1 列] 民法案内 3—4 我妻栄著 全訂第 1 版 幾代通補訂

第一の問題点は、『民法案内』という本が我妻栄以外にも書かれている場合、我妻栄によるこの著作と、他者による同名の著作がタイトル、巻次の次で混乱するという点。第二点は、この『民法案内』のうち我妻栄が著わしたものは、第 3 巻—第 4 分冊だけか、または全巻か、が不明であるということ。「全訂第 1 版」という版表示も「幾代通」という補訂行為者もこの冊だけか、全体に対するものか見分けることが出来ない。

[第 2 列] 東京 一粒社 1984

問題点は出版年である。『日本目録規則新版予備版』の関係規定を以下見る。

2. 4. 3. 1 (出版年) 出版年はその図書に表示されている最新の出版年を西暦紀年で記載する。

「1984」という出版年は、第 2 刷の出版年であり、初刷の出版年は「1983 年」である。モノの記録として、書誌的には不適である。「出版年」が刷り毎で異なって安定しなければ、検索対象の正確な限定、認定、識別ができない。なお標目指示 (トレーシング) にも巻次と同様の問題がある。

こうした問題点は、『日本目録規則1987年版』においても標目の表し方に関して存在している。

『日本目録規則1987年版』 §22.3.1 (p.225) 掲載例を挙げる。

多摩の百年 上 タマ ノ ヒヤクネン 1

これは検索の流れにおける識別の論理性を破るものであるとして事例を挙げ、問題点を指摘している<sup>6)</sup>。そうした欠陥が『日本全国書誌』上に現れた例を把握する。

表7

(A)	(B)
民法 1 遠藤浩 [ほか] 編	民法 1 山田卓生 [ほか] 編
民法 2 遠藤浩 [ほか] 編	民法 2 山田卓生 [ほか] 編

上記の事例における書誌的に正しい排列順序は、(A 民法1) (A 民法2) (B 民法1) (B 民法2) の順である。しかし『日本全国書誌書名著者名索引』(国立国会図書館監修, 1987年版, 日本図書館協会, 1988, p.53)では (A 民法1) (B 民法1) (A 民法2) (B 民法2) の順に排列されている。機械処理上の、タグづけの粗略さにも原因があるが、表示性と排列性の相対化の不徹底、書名標目に続けて巻次を表示することと、配列原理を別にする切り替えの欠如によるところが大である。丸山昭二郎はここに論点をおいて論じた<sup>7)</sup>。

物理単位の日録規則に対する批判は、物理を単位とするという原理的なところにあるのではなく、記入様式、表現構造的な面の不合理さに向けられていることに留意しておきたい。

### 3-3-3 物理単位の記録は不要か 必要な場合の処理方法

図書館の資料は一冊ごとに物的単位で受入れ、管理し、貸出す。この面に対する書誌レコードは物理単位であることが絶対的に必要である。検索用の目録に物理単位はナンセンスであるとして、物理単位でない目録単位を採用すると、受入、貸出用の書誌記述と目録用の書誌記述が別の様式となり、少なくと

も二通りの記述様式を用意することになり、当をえない。それでは、Japan/MARC (J/BISC, 日本全国書誌) が固執している『日本目録規則新版予備版』のスタイルへ戻るのがよいのか。

『日本目録規則1987年版』は、§ 1.11.3に「分割記入様式」を残した。しかし、“『日本目録規則新版予備版』の方式で物理単位の記録をする”とした、次のような規定から「分割記入様式」を回避する意図と見られる。

基礎単位または集合単位を分割した形態的に独立した部分の1点ずつ  
を記述する単位を物理単位と [する] (§ 1.10.0 前段)

### 3—3—4 物理単位を書誌レベルの記録のもとに記録する

図書館は物のレベルで資料を扱う。したがって資料の運用上、目録は物のレベルで記録しなければ、目録が記録の役を果たさない。しかし、物の面を端的に示すために、同定識別に不具合が見られる『日本目録規則新版予備版』の記述スタイルに戻ることになる。このために同定識別の順にかなう書誌レベルの記録を作成し、物理的な把握を可能とする方式が、目録規則史の中で確認されている<sup>8)</sup>。

まず書誌レベルに関しては、The common communication format (CCF) に単巻レベル、多巻レベル、分析レベルといった認識がある<sup>9)</sup>。

ここでの単位の設定は、単巻、多巻、分析という名称に見られるように、一冊か、一冊以上か、一冊未満かとボリュームを意識しており物理面への傾倒がうかがえる。前章で見たISBD<sup>10)</sup>の多段階記述様式は、最後の段階で固有のタイトルを有さない上巻、下巻であっても物理的一点を明示することが可能である。例えばシリーズ表示に巻次をぶら下げていることなど、少なからず物理表現の可能性が見える。ISBDやAACR 2には記録を作成する規則(何をどのレベルから作成するか)がないが、物理レベルからの作成を原則としていないことは明白である。しかし例外規則(多段階記述)ではあるが、上位のタイトル、レベルから順次書誌階層を追って記録するスタイルを示していることは、最後に物理単位を示すに至る形であると考えられる。この点に関して、『日本目録規則1987年版』§ 1.11.1は下記のように多少明瞭である。

- ア) 集合単位の本タイトルから標準番号，入手条件に関する事項まで。  
 イ) 第2レベル以下には順次下位の書誌単位（物理単位）書誌的事項を，当該単位の巻次，回次，年次等に続けて記載する。  
 ウ) 各書誌的事項の記録順序と区切り記号の用法は1.0.5.7 による。  
 エ) 書誌単位間で重複した事項は省略できる。

このイ)に「順次下位の書誌単位（物理単位）の書誌的事項を，当該書誌単位の巻次一に続けて記録する」と断わっていることで分かりよい。しかしここでISBDと同様の混乱を避けるため，最初に記録される単位を「集合単位」とせず，「最上レベルの書誌単位」とでもしなければならぬであろう。図2に示す例は四段階になっている。

多段階記述様式は階層を形成し，最終的には各巻，出版物理レベルまであらわすことが可能である。「集合レベル」には幾つかのレベルがありうる。したがって，多段階記述においては「最上レベルの書誌レベル」というべきであろう。

タイトル『New Montgomery books』に基づく書誌記録とすべきである。つまり書き出しの基準で見れば集合書誌単位の記録であるが，この例は「第5巻」の「part 1」の「上」の記録，即ち「上」に関する記録であり，この意

図2

New Montgomery books	①
東京：篠崎書林，1980 -	
冊；19cm	
5：ストーリー・ガール/L.M.モンゴメリ作；木村	②
由利子訳：八田明代画，-1989	
part 1	③
上：190p.	④

○

味からは物理単位の記録となる。つまり同一のものが、視点によっては集合書誌レベルの記録であり、書誌単位を分割した物理レベルの記録である。

ここで留意すべきは記録の表現次元で、巻次がタイトルに伴った形ではなく、タイトルなど大勢が終わってからおもむろに現われることである。先の『日本目録規則新版予備版』による例と比較する。

民法案内3-4

『日本目録規則1987年版』における多段階記述の形はこの行き方と異なる。Montgomeryの例の如く、[集合]書誌レベルの記録を行い、その軸のもとに物理レベルの事項を記録する。このことは最上位の集合レベルに限るものでなく、下位の書誌レベル、例えば単行レベルにおいても成立する。いな極言すると多分割の単行レベル（狭義の多巻もの）で所蔵記録を示すために常用すべきものである。単行書誌のレベルでの記録において、最終的に物理単位、例えば上巻のみの所蔵を表現するには、現実に書誌ユーティリティ、NACSIS等のシステムにおける所蔵記録のリンクに常に必要な処置である。これは、NACSISというよりも一般目録論である<sup>11)</sup>。

多段階記述様式によれば、各分岐した枝の末端段階まで記述出来る。そのことと、物理単位と構成書誌単位がどこまで一致するか、どこで分岐するかはなお難問題である<sup>12)</sup>。

注)

- 1) 森耕一「標目と記述の分離＝目録作業の合理化のために」『図書館界』7 (6), 1955, p.13-9
- 2) 『日本目録規則1965年版』日本図書館協会, 1965.5
- 3) 田口瑛子「ISBDから見た日本目録規則新版予備版の問題点」『図書館界』3 (3), 1980, p.110-116
- 4) 山野美賛子「日本目録規則新版予備版解釈と実際例：日本目録規則新版予備版適用上の問題点・各論」『図書館界』33 (3), 1981, p.125-126
- 5) 志保田務「図書館目録をめぐる国内の動向：目録の機能、目録規則等についての考察」『図書館目録の現状と将来』（日本図書館学会編『論集・図

『書館学研究の歩み』7) 日外アソシエーツ, 1987, p.44

- 6) 志保田務「日本の目録規則 (NCR) における相対機能の研究」『桃山学院大学人文科学研究』25 (2), 1990, p.137-139

この例の分野「民法」は日本の大学法学部の科目一般の構成上において、「民法一」は民法総則, 「民法二」は物権関係, 民法三は「債権関係」などと括られるので, 「民法1」や「民法2」は固有の分野を表すものと見る立場があるであろうが, そうしたことはその領域における単なる慣わしである。「行政法2」などの名称の科目などもあるが, これが行政法のどの領域をカバーするものかという一般の合意はない。そこで, 本稿では「民法」をタイトルと理解した。

- 7) 丸山昭二郎「目録規則における巻次等に関する規定について」鶴見大学紀要 人文・社会・自然科学編』29, 1992.3, p.1-20
- 8) The common communication format ed. by Peter Simons and Alan Hopkinson, Paris, Unesco, 1984, p. 20-21.
- 9) 原田勝「ユネスコの共通コミュニケーションフォーマット」『ドキュメンテーション研究』34 (10), 1984, p.435-447
- 10) IFLA Working Group of the ISBD 「国際標準書誌記述単行書用」日本図書館協会目録委員会訳『現代の図書館』10 (3), 1972, p.117
- 11) 豊田邦雄「日本目録規則本版案における書誌階層と多巻もの」『図書館界』38 (1), 1986, p.26-30
- 12) 北克一「書誌ユーティリティにおける目録:NACISIS-CATを例として」『図書館界』43 (2), 1991.7, p.89-96

### 3-4 記録のレベル

#### 3-4-1 記録対象: その規定

『日本目録規則1965年版』は記述の対象を「完全本」と定めた<sup>1)</sup>。しかし, これも何をもって「完全」というのか, シリーズの側から見るのか, 単行本の側から見るのか, 何一つ決めていない。記述冒頭のタイトルとして採用するタ

イトルに関する指示はない。『日本目録規則新版予備版』の当規則関係条文(2.1.2.1)は下記である<sup>2)</sup>。

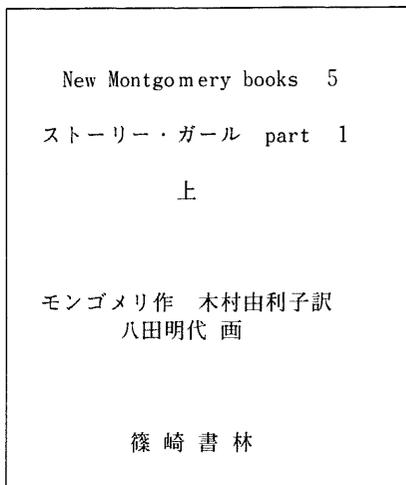
図書は原則として1冊ずつ記述する。多巻ものは分割記入となるが、一括記入とすることもできる。

図3

この規定は「1冊ずつ記録する」と物理レベルにこだわっているが「分割記入となる」「多巻もの」について規定がない。その問題を岩下康夫は批判する<sup>3)</sup>。

私はこの点につき一つの例を出して論議する。

前述の線で考えると、ここに挙げた実例の記述は何から書き始めるのだろうか。



① New Montgomery books

② ストーリー・ガール

二通りの記録形があり得て『New Montgomery books』は、「多巻もの」のタイトルか、「シリーズ」のタイトルか不明である。これは『日本目録規則新版予備版』の多巻ものについての定義が定義たり得ていないところから来ている。その規定を見る。

多巻もの 1部2冊以上からなる図書。

上下2冊で完結している図書、

全30巻の全集といったようなものもある。(同版 p.82)

結論的に言えばこの文章が災いしている。この例の場合、

① 上下2冊で完結しているもの

ストーリーガール1 (このタイトルのもとに上下巻あり)

② 全30巻の全体

New Montgomery books (このタイトルのもとに30巻あり)

つまり、記入の作成において、いずれのタイトルをもって記述を始めるかを規定していない。この条件によると、どちらのパターンをも許容していることになる。「多巻もの」の定義中に「セットもの」と「シリーズ」の両者が含まれるための混乱である。ここからはシリーズを除外すべきであろう。

標準目録規則として最初に非基本記入の方式を採用した『日本目録規則新版予備版』は、中小公共図書館などに適用しやすい規則であり、現在も Japan/MARC などわが国 MARC 全般で使われている規則だが、記録する対象が不安定で、実際的には使いにくい規則である。

『日本目録規則新版予備版』は、「多巻もの」、「セットもの」という概念を提示しているが、それらの定義の不備で混乱が生じている<sup>4)</sup>。

この問題は外国の例においても困難な現実が紹介されている。

西洋の規則は記述対象について詳細な規定をしてこなかった。これについて初めて規定したのは、AACR2である。これを“item”と称し「単行レベル」と理解された。“item”については批判もある<sup>5)6)</sup>。“item”は、一定の記述対象（レベル）を定めていると判断できないようで、その正しい唯一の解答はないものと言われている<sup>7)8)</sup>。

集合レベルから見て多巻の資料である場合にその多巻のタイトルから記録するのか、単行書のタイトルから記録するのか、AACR2においては不明である。現実的には絶対的でなく、岩下康夫によると相対的と言うべき状況である。これでは記述に安定を欠き、ロスを生じるおそれがある。そこで考え出されたのが書誌単位と言う概念である。

### 3—4—2 書誌単位に基づいて記録する

書誌単位を軸に書誌的記録を作成する、現行の「日本目録規則」の方式が編み出された。これは書誌交換、Unesco の Reference Manual や CCF に由来する。

書誌としての把握の必要からである。今日、物（例えば図書）ではなく、タイトルをアクセス・ポイントとする資料の確認方法や装置によって書誌情報の交換を可能にすることが不可欠である。

書誌単位、書誌レベルの中で、軸にする書誌レベル、書誌単位を選ぶという問題が残る。常識的には、単行レベル、単行単位が中心になるであろう。西洋の目録規則の伝統的感覚（例えば、完全本、item）にもこれに近いものがある。単行レベルを中心として見定めていこうとするのは何故か。それは求める対象の中核を成す名称であるということであろう。

これまで目録規則の中で、書誌単位は固有のタイトルによって括られるものと把握されて来た。この「固有のタイトル」を明確にできないところに難点があり、種々の議論を呼んだ。なお「固有のタイトル」は単行単位においてコアとなるのみならず、集合、構成の両単位においてもコアとなる要素である。ゆえに単行単位のタイトルを、集合、構成両単位のタイトルと区別する基準は、他に求めなければならない。そこでは、「物的に独立した単位の中で最低レベルのタイトル」という限定が加えられる必要があろう。

『日本目録規則1987年版』では標準のレベルを単行レベルとしている。しかし書誌単位を組み替えることによって、三レベルの記述表現が生じることを規定しており（階層的には三レベルをこえる多層構造もありうる）、従って単行レベルは絶対のレベルではない。レベルが異なるごとに書誌的事項を集め、それぞれ書誌単位を形成し、それぞれにファイルを持つことができるのであり、中心の単位を特定する判断は不必要である。

ただしNACSISの参加館間では、適正な単行レベルのタイトルであるか否か、厳しくチェックされる。こうした考えは非現実的と言われるおそれがある。

ここでも「固有のタイトル」という判断はつきまとして来る。巻次、回次・年次、部編等は常識的、感覚的にはタイトルにならないが、それについての説明を論理的に示す必要があるであろう<sup>9)10)</sup>。

下記注9)に記した大城善盛の文献に示されている「識別タイトル」という概念は、あるタイトルが単行レベルであるか否かの判断基準をタイトルの識別可能性に置き、識別が可能な場合に限って単行レベルのタイトルとすることを言う。例えば、「上巻」という表示のみで、その本の識別が不可能なことは自明の理である。しかし、部編、巻次的なものについては、それ自体でタイト

ルたりうるか、本タイトルの一連構造に含まれてタイトルを形成するかという二つの問題を含んでいる。

『日本目録規則1987年版』§1.1.1.1のウ)には、別個に刊行された部編や付録等のタイトルで本体をなす共通タイトルと部分や付録などの従属タイトルから成るものについての規定がある。説明に「本タイトルとするものの中には次に示すようなものもある」に続いて§1.1.1.1のウ)のような規定がある。これによって本タイトル可なり、と判断する余地を与えている。これが第二の問題である。

第一の問題は、それ自身がタイトルとならない、という点について明確な判断を示していない。§1.10.1 物理単位の書誌的事項で、巻次、回次、年次等を物理の要素としている。したがって巻次、回次、年次等は固有のタイトルではない、という間接的な判断基準になろう。これは常識的判断の域にあるものであり、判断材料としての価値をいうものではない。なお、NACSISの『目録情報の基準 第2版』(p.27-30)に、「固有のタイトルでないもの」の基準リストを示している。「日本目録規則」にはこうした規定がない。NACSISのそれはマニュアルとして有効であり、借用について考慮する必要がある<sup>11)</sup>。

注)

- 1) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則1965年版』日本図書館協会, 1965
- 2) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則新版予備版』日本図書館協会, 1977
- 3) 岩下康夫「日本目録規則(NCR)87年版への書誌単位概念の導入による書誌用語「多巻もの」「セットもの」「シリーズ」の意味の変質について」『図書館界』40(6), 1989, p.281
- 4) 岩下康夫「書誌用語“逐次刊行物”“シリーズ”“多巻もの”“合集”について」『図書館界』37(1), 1985, p.24-30
- 5) 遠山潤, 岩下康夫「J. A. シャインボーンのAACR批判に関する一考察: 1」『図書館学』39, 1981, p.21-31

- 6) Shinebourne, J. A. 「英米目録規則批判」 岩下康夫, 遠山潤訳『整理技術研究』18, 1983, p. 4-12
- 7) Hagler, Ronald & Simmons, Peter. “A structure code for machine readable library record formats” *Journal of Library Automation*, 14(2), 1981, p.112-116.
- 8) 岩下康夫 「“著作単位” “書誌単位” と “書誌階層” : 日本目録規則本版案批判試論」『図書館界』38 (3), 1986, p.150-151
- 9) 大城善盛 「日本目録規則本版における書誌階層」『京都外国語大学研究論叢』27, 1986.9, p.408-426
- 10) 吉田暁史 「書誌階層の研究」『帝塚山学院大学研究論集』21, 1986.12, p.160-173
- 11) 北克一 「書誌ユーティリティにおける目録：NACSIS-CATを例として」『図書館界』43 (2), 1991, p.89-96

### 3-5 書誌単位をめぐる諸種の単位：特に著作単位について

著作単位という「単位」は、『日本目録規則1987年版』が、その案の段階では保有していながら、「日本目録規則本版」で消去した「単位」である。「著作」という用語には幾つかの異なる意味があり、目録規則策定関係者が苦慮するところである。利用者は「著作を求めているのであって、物的な器としての図書を求めているのではない」つまり、いずれの出版であれ読みたい著作を求めるのである。したがって図書館は著作の記録を重視するべきである。目録規則が「この図書は複数の著作を含んでいる」と記す場合がある。目録においては、著作というポイントを明確に判断して書誌的記録を構築すべきであると考えられて来た。西洋を中心とする目録規則界の歴史にはさらに ICCP が加わった。先に述べたように「著作」に関する概念は少なくとも三種ある<sup>1)</sup>。

- ① 本来「図書」と呼ばれるべき資料的要素と知的要素の二面から成り立ったものを示すためのもの。
- ② この複合物から抜き出した知的要素の部分（のみ）。
- ③ 全体と構成要素の関係の中で構成要素の部分を示すもの。

Verona が使用した「著作」は上記①～③のうちの②である。

それを端的に意識すれば、著作単位は [すべて] 標目で扱う、逆にいえば著作単位は記述では扱わない、とするものといえる。このような議論は次の形をとると思われる<sup>2)</sup>。

記録の土台となる記述を転写の原則によって作成する。するとこれは転写であり「著作」という抽象面・統御面は求められない。その逆に標目フィールドには統御が中心の原理として働き、「著作」はここで把握される。

たしかに記述対象の本体はメディア上に表されたものであり、その目録記述は現物に支配されたものである。原著という次元の「著作」つまり、本来の姿（原初形）は目録記述の次元の情報源において見えない場合があり得る。こうした現象を普遍化して記述に「著作」は表われない、その裏返しとして著作は標目に表わされる、との論理が成り立つと言われることがある<sup>3)</sup>。しかし標目の性質を確認する必要があるであろう。

実際、著作は標目を通して表わすことができる。しかしそれは、その著者の著作を、その館が持っている限りで集中して検索できるという程度の働きである。しかも標目だけで著作を完全に表示するわけではない。標目によって実現される効果は、著者目録や件名目録中の一見出しの下における文献の集中である。これは著作単位の集中ではなく、その標目によって括られた、しかもその図書館等が所蔵する限りにおける文献レベルの集中に過ぎない。文献単位（コレクション）はこうした限定的な範囲内の単位であり、著作という個の単位とは異なるものである。

標目によって「著作」を集めることはできる。著作を集める第一の方策として著者（統一標目）を用いる方法がある。標目は、最初の限定力（例えば、ある特定著者の著作を集める）は持っている。それ以降の限定力（著者標目だけでその著者の一特定著作を区別する）は持っていない。標目は単なる見出し、手がかりであって「著作」を表わす力はなく、著作を集めるための表示に過ぎない。標目は、それにつながる著作に対してシンボルである。Verona は、文献単位の集中が目指すものは著作の特定であるとし、その範囲で「文献」を

「著作」と読み代えることを肯定している。しかし「文献」と「著作」は先に見たように概念上全同一ではない。

標目は単にアクセスのポイントである（例えば『日本目録規則1987年版』21.0.1）ことに留意すべきである。標目の下位を検索する場合、現実には「記述」に依るほかに手段はない。その場合、記述の中に「著作」に関する記録がなければ検索上では識別できない。つまり「知的かたまり」という抽象次元の「著作」も記述で扱う対象である。このように②の「著作」は記述で記録されることを否定することができないものと私は主張する。

- ① の「著作」は書誌という単位に一応一致する。つまり単行書誌単位との一致である。常識で「図書」という場合とほぼ同じと考えられる。残りの③は構成単位であり一書誌単位である。したがって①と③の「著作」は書誌単位にあたると言い得る。岩下康夫は②の「著作」も含めて「著作」は記述の側の概念であり、標目の側の概念ではないと理論展開する。

この考え方が『日本目録規則1987年版』の標目の部分に影響して著作単位は標目に限られ、記述から除外されたと岩下康夫は批判している。また、著作単位は記述に関する概念であり、標目には関係せずとの見解を示した。

- ② この岩下康夫の理論に反論した谷口祥一は、第38回（1990年度）日本図書館学会研究大会発表の論文（完成稿）によって1991年度の日本図書館学会奨励賞を受賞した<sup>4)</sup>。

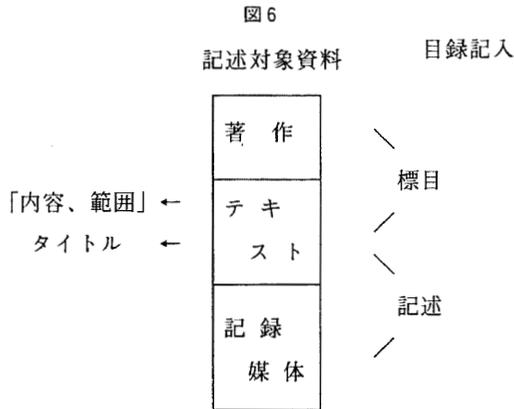
谷口祥一の主張の概要は、記述対象に関する論理の整理を意図し、従来からの「二重構造論」においては、「図書」対「著作」の対立軸を支持する。しかし、転換メディアを例に「構造論」の論理不整合を指摘し「層」との区分軸を主張し、「記述媒体」,「text」,「著作」の三層を提示する。この三つのなかで「text」を中心の単位に据える。谷口祥一は以前からこうした面の研究を重ね、「図書」か「著作」かという論理を「二側面」ととらえ、次のような形で図示している（図4）。



(2) 「著作」にはタイトルがない場合があり、タイトルを条件とする「書誌単位」と一致できない点であるが、「著作」でタイトルのない場合は稀なケースである。また書誌単位がタイトルを条件としても、現実にはタイトルのない場合もありその場合、書誌作成機関で便宜上のタイトルを与える。つまり書誌単位がタイトルを必要とすることは誤りではないが、書誌単位となるものが常にアプリオリにタイトルを有しているわけでない、この与件は著作単位と同一である。

以上の点から岩下康夫に対する谷口祥一の批判は成立し難いと思われる。しかし谷口祥一は「二重構造」を主張した「図書」と「著作」という対象の論理不整合を指摘し「記述媒体」「テキスト」「著作」という三層構造を設定した(図6)。

この「テキスト」という概念はP. Wilson から「テキスト」なる名称を借りて概念設定している。転換メディアが重要化するこの時代に記録媒体と記録内容を分離して把握したことは有益であろう。ただこの記録媒体と分離した「テ



キスト」が一般的に多数派の非転換資料(図書)において何を意味するのかは不明である。P. Wilson における「テキスト」は出版事象等の要素を包含する概念と思われるが、谷口祥一における「テキスト」はこれと同じであろうか。これに出版関係の事象を含まないとすると谷口祥一の「テキスト」は、それと

区別しようとする「著作」とどう異なるのであろうか。記述媒体（出版事象）と分離したとする「テキスト」が「知的かたまり」という次元の「著作」とどう違うのかを明示する必要がある。「テキスト」がタイトルを有することをもって、「テキスト」と「著作」を区別する、この区別原理、谷口祥一の主張は、「著作」が「タイトル」を持つ場合が非常に多いため、タイトルの有無によって両者の区別をすることは困難と思われる。また谷口祥一は「テキスト」を書誌単位と一致するものとしているが、この議論が書誌単位に関する新説になり得るかどうかが興味のあるところである。電子情報が一般化する時代に谷口祥一の言うところの「テキスト」概念は注目すべきものであるが、電子化された情報のもとにおいて「書誌単位」という概念がどのように進化するか見守る必要があるであろう。一方、岩下康夫は谷口祥一と異なって「著作」と「書誌単位」が一致するとの見解を示している<sup>6)</sup>。これについては今後の立証がまたれるところである。

注)

- 1) Domanovszky, A. Functions and objects of author and title cataloging : a contribution to cataloguing theory, München, Verlag Dokumentation, 1975 p.92-93.
- 2) 山田常雄「著者書名目録の機能と標目」『図書館界』24 (5), 1973, p.211
- 3) 吉田暁史「書誌階層の研究」『帝塚山学院大学研究論集』21, 1986.12, p.160-173
- 4) 谷口祥一「記述目録法のための三層構造モデル」『図書館学会年報』36 (4), 1990, p.149-166
- 5) 岩下康夫「“著作単位” “書誌単位” と “書誌階層” : 日本目録規則本版案批判試論」『図書館界』38 (3), 1986, p.50-151
- 6) 岩下康夫「書誌単位概念と記述対象の把握」『第34回 大学図書館司書主務者研修会報告書 平成6年度』私学研修福祉会, 1995.1, p.38-52

### 3—6 目録における相対性

まず用語「相対性」について確認しておく。この語は世界に普遍的な目録概念ではない。語としての出どころは杉原丈夫にある<sup>1)</sup>。彼は「相対性理論」を主張した。それは、検索対象に相対した標目（アクセス・ポイント）を構成・表示しようとする目録法である。

#### 3—6—1 記述独立方式論者における「相対性」

杉原丈夫の主張は「記述独立方式」の根幹を形成する非基本記入方式の原理を支持してなされた。1970年前後に発表された森耕一の三点の論文は、この杉原丈夫の発言をもとに、目録における「相対主義」「相対性」を論じた<sup>2) 3) 4)</sup>。しかし、森耕一はこれらの表現について確かな定義を与えていない。上記の四論文における「相対性」は下記の如く二分されるであろう。

- (1) 基本記入の標目が絶対的存在であることに対して非基本記入を主張し、一対象下の各種記入において各記入に冠する標目は相対的に変化するとしている。(検索対象とアクセス・ポイントの相対性)
- (2) 無著者名古典の場合、基本記入の標目は統一タイトルとして絶対的なタイトルによる西洋の主流的な用法でなく、それぞれ具体的な圖書のタイトルによる。タイトルの決定は相対主義で行なうとする主張である。  
(記録対象における表示と表示アクセス・ポイントの相対性。)

目録理論における「相対」という概念は、1970年以前において記述独立方式を主張する側で使用されたが、その使用の局面は「標目」で一致するかに見えるが、「標目の選定」と「標目の形」の両次元に別けられるべきものとする。

#### 3—6—2 著作、書誌記述に見る相対性

上記、杉原丈夫、森耕一とは異なる局面において相対性を論じ、分析したのは岩下康夫である<sup>5)</sup>。

岩下康夫によると著作とは、本来固有のタイトルの存在を条件にその最小のかたまりから最大のかたまりの間を自由に膨張したり収縮したりする性質をもつもの、すなわち相対的なものとして認識することが可能であるとする。

ここでは「絶対著作」というようなものはない、という論理から「相対」の

語が用いられている。「相対論」とは書誌階層を通して記述に存在する相対機能を捉えようとするものである<sup>6)7)</sup>。私共はこの岩下にならって1991年度日本図書館学会研究大会においては記録の「相対性」を書誌レコードの上で求めるとする発表を行った<sup>8)</sup>。

これは、検索に資するため、書誌的記録における論理性をより高めようとしたものである。1970年代までの目録規則を巡る議論内で相対性という概念は明確に限定されていなかったからである。これをアクセス・ポイントと記述の相対まで進展させることに論理上の制約があるであろうか。私共の主張は、アクセス・ポイントと記述の書誌単位を一致させることであり、コンピュータ目録における丁寧な目録表示の要求である。相対論として非常に基盤的な営為である。

### 3—6—3 1980年代の書誌単位論を振り返って

基本記入への批判、反省は日本に始まった。これに対して Michael Gorman, Elaine Svenonius 等が理解を示しはじめ<sup>9)10)</sup>、米国の雑誌に原稿を求められ高鷲忠美が出席した、米国における会議録が出ている。

但し Michael Gorman は個人編者として責任を有した AACR 2 を非基本記入方式へ変更していない。組織としての変更は容易に進まないであろう。しかし西洋人の中にも非基本記入方式に対する認識の変化が現われてきたと言えよう。次は書誌階層が海外の図書館界に影響を与えるであろう。確かに基本記入方式の解消については1986年 IFLA においてすら西洋人は消極的であった。現在、コロケーションは著者典拠ファイルで処理可能な問題と認められる。

非基本記入方式、書誌階層、と日本の目録理論は世界に対してリーダーシップを持ち得るであろう。

あるいは小田泰正のように、目録検索の単位をエレメントで総てを律していくという考え方<sup>11)</sup>が一般化し、目録規則が入力のマニュアルになる時期が到来するかも知れず、「日本目録規則」(の書誌階層規定)は21世紀初頭段階でとどまる可能性もある。しかし、検索、記録の表現などに目録法上の関心は残るであろう。それは入力問題に限らず出力でも残る。コンピュータ目録が一般化し

た段階でも「大切なのは標目」とする主張がある。記述に関しては、その形式を論議することは無意味とされた。しかしそれは標目が記述と並立した時代、記述がユニットであった時代における考え方である。コンピュータ目録について不分明なままコンピュータを過信し、伝統の目録技術を批判した言論が少なくなかった。現在はコンピュータによってアクセス・ポイントを記述の中から取得する時代であり、優れた記述は自在な出力を保障するための重要且つ不可欠のものとされている。書誌単位論も目録の有効性についての議論の中で重視される。実務は理論を導き出す原点であり、理論は実務の裏づけ、実務の展開方向を示唆するものであろう。

今後、日本の MARC 類が改変されようとも、記述ユニットという感覚から脱却する必要に迫られ、目録技術の中心はデータ群を組合せ、割り当て、表現する方法に定まるであろう。中心となる装置は書誌レベル書誌単位であると考ええる。

注)

- 1) 杉原丈夫「日本目録規則への質問：標目をめぐって」『図書館雑誌』49 (9), 1955.9, p.9
- 2) 森耕一「目録法における相対主義」『私立大学図書館担当者研修会報告書昭和43年度』1968, p.151-175
- 3) 森耕一「目録記入の相対性：その発見に至るまで」『図書館学』15, 1970, p.1-5
- 4) 森耕一「目録法における相対主義：無著者名図書（著作）を中心に」『仙田正雄教授古稀記念図書館資料論集』1970, p.70-93
- 5) 岩下康夫「“著作単位”“書誌単位”と“書誌階層”：日本目録規則本版案批判試論」『図書館界』38 (5), 1986, p.150-151
- 6) 志保田務「日本目録規則本版案における書誌階層及び書誌単位規定に対する一考察」『整理技術研究』23, 1986.12, p.52
- 7) 志保田務「日本の目録規則（NCR）における相対機能の研究」『桃山学院大学人文科学研究』25 (2), 1990, p.137-139

- 8) 志保田務, 北克一「目録における相対性: コンピュータ目録を中心に」『日本図書館学会研究大会発表要綱第39回』, 1991, p.41-45
- 9) TAKAWASHI, Tadayoshi “The Japanese no-main entry code”, *The Conceptual Foundation of Descriptive Cataloging* / edited by Elaine Svenonius, San Diego Academic Press, 1988, p. 65-72.
- 10) Gorman, Michael “Cataloging and the New Technologies”, *The Nature and Future of the Catalog* / ed. by Maurice I. Freedman & S. Michael Malinconico, Chicago, American Library Association, c 1979, p. 127-136.
- 11) 小田泰正「目録規則の運命」『図書館界』32(3), 1985, p.136-142

### 3-7 新世紀へ, 20世紀末から

1994年『日本目録規則1987年版改訂版』が出版された。それによって書誌階層(書誌単位)関係規程は再整理された。書誌階層関係の実質的に重要な変更は同版の1.0.2.2以下に現われている。旧版と比較する<sup>1)</sup>。

表 8

『日本目録規則 1987 年版改訂版』1994 年		『日本目録規則 1987 年版』	
記述対象	記録の書誌レベル	記述対象	記録の書誌レベル
単行資料	単行レベル	単行資料	単行レベル
逐次刊行物	逐次刊行レベル	逐次刊行物	逐次刊行レベル
単行資料の集合	集合レベル	セットもの	集合レベル
構成部分	構成レベル	構成部分	構成レベル

(注: 太字は, 変化部分)

まず, 概念規定に問題があった「セットもの」という対象・表現を不使用とした。この点では発展であろう。ただ留意したいのは, ここでは「逆も真なり」が成立しないということである。「単行資料の集合」が「集合レベル(の記録)」を形成するのはその通りだが, 「集合レベルの記録」が専一に「単行単位の集合」で占められるわけでない。「逐次刊行物」の集合も, 相対的なレベルとして当然集合レベルに在る。原理的には下記の一行を加え得る。

逐次刊行物の集合 集合レベル

ただし、『日本目録規則1987年改訂版』1.0.2.4の文末に「逐次刊行物は、原則として集合レベルの記録は作成しない」との規定がある。これによって上記一行が省かれたと理解する。

上に述べたような揺れは、相関関係がアプリアリには成り立たない「資料」に関する単位と「記録のレベル」に関する単位を、強引に結び付けたことから来ている。この姿勢が『日本目録規則1987年版改訂版』の時よりも更に進んだ傾向がある。『日本目録規則1987年版改訂版』1.0.2.3「単行レベルの記録」変更内容を見る。

その記録は単行単位、集合単位または逐次刊行単位、構成単位の順とする。集合単位または逐次刊行単位はシリーズに関する事項、構成単位は内容細目として記録する。いくつかの問題点がある。

1. 単行単位の上位単位として、逐次刊行単位を示したこと。
2. 書誌単位を「…に関する事項として記録する」としたこと。
3. 「逐次刊行単位はシリーズに関する事項」として記録する、というのは上記両方の意味から批判されよう。

用語定義に見るとおり、両規定とも集合（書誌）単位の内容を形成するものとして「上位の逐次刊行物」を含めている。この「上位の逐次刊行物」とは逐次刊行物の上位にある逐次刊行物または単行資料の上位にある逐次刊行物を指しているのであろう。ここで当然留意しなければならないのは、これが「集合（書誌）単位」と定義されていることである。つまり『日本目録規則1987年版改訂版』1.0.2.3で「逐次刊行単位」としたのと違って、これを「集合単位」としていることである。上記1.0.2.3（後半）を見ると『日本目録規則1987年版改訂版』は、逐次刊行物が単行資料の上位レベルにあるケースでは、それを「集合レベル」ではなく「逐次刊行レベル」にあるとしている。

その不整合は次の規定と対比すると一層明白である。（同版1.0.2.4：逐次刊行レベルの記録）

逐次刊行物を記述の対象とするときは、逐次刊行単位を記述の本体とす

る書誌的記録を作成する。その記録は逐次刊行単位、集合単位、構成単位の順とする。集合単位はシリーズに関する事項、構成単位は内容細目として記録する。

この規定はまさに正当である。正しいから、先に挙げた1.0.2.3と2.0.2.3にバランスを欠く面が判明する。この1.0.2.4を見ると、逐次刊行物が上位のレベルの書誌単位、つまりシリーズの下にある場合に言及しているが、その時の「上位」の存在は逐次刊行物以外には考えられない。『日本目録規則1987年版改訂版』1.0.2.3,2.0.2.3の流儀に従えば、実体が逐次刊行物であるがゆえに「逐次刊行単位」と策定者によって呼ばれるはずであろう。しかし現実には「集合単位」と称されている。

つまり上位の逐次刊行物に関して、

- ① 単行単位の上位である場合、「逐次刊行単位」と定義し
- ② 逐次刊行単位の上位の場合、「集合単位」と定義している。

「逐次刊行単位」が基礎書誌単位であり（『日本目録規則1987年版改訂版』0.8.2）、これの上位の逐次刊行物は、基礎書誌単位の上位にある書誌単位として『日本目録規則1987年版改訂版』1.0.2.4の規定に従って「集合書誌単位」と呼ぶのが理の帰結であり②は正しい。『日本目録規則1987年版改訂版』が、1.0.2.3と2.0.2.3で施した手直し①が不合理なのである。この改訂の推進者達は、「日本目録規則本版第3次案」に在ったそうした形を『日本目録規則1987年版改訂版』で是正した点どのように評価するのであろう。『日本目録規則1987年版改訂版』が定めた「記録のレベル」の整合性の欠如を指摘しておきたい。

- (A) 単行単位. — (集合単位または逐次刊行単位\*) . — 構成単位  
 (B) 逐次刊行単位. — (集合単位\*) . — 構成単位 (\*印は筆者)

「\*」を付したものは上位(集合レベル)書誌単位に位置する逐次刊行物であるが、(A)では「逐次刊行単位」と呼ばれ(B)では「集合単位」と呼ばれている。このうち(B)は良い(Bの方が正しい)。(A)の括弧の中は(B)と同じく「集合単位」(のみ)とし、「逐次刊行単位」という文字を除く必要がある。なお(B)の基礎単位の位置に「逐次刊行単位」があるのは『日本目録規

則1987年版』の流れに沿っており、言うまでもなく正当である。(B)が正しく(A)が誤っている。このことは、『日本目録規則1987年版改訂版』の0.8.2が証明している。引用する。

#### 0.8.2 (書誌単位) (前文略)

##### ア) 基礎書誌単位

###### (1) 単行書誌単位 (略)

###### (2) 逐次刊行書誌単位

逐次刊行書誌単位 (以下「逐次刊行単位」という) は基礎レベル (以下「逐次刊行レベル」という) の書誌単位で、逐次刊行物の固有のタイトルから始まる一連の書誌的事項の集合である。必要に応じて所蔵事項の記録を付加する。

##### イ) 集合書誌単位

集合書誌単位 (以下「集合単位」という) は集合レベル (基礎単位の上位レベル, 以下「集合レベル」という) の書誌単位で、単行資料の集合または上位レベルにある逐次刊行物のタイトルから始まる一連の書誌的事項の集合である。書誌的記録において、複数の集合単位が存在することがある。

このように逐次刊行単位は、単行単位と同世代とも言うべき立場 (基礎書誌単位) にある。こうした同世代の単位 (逐次刊行単位) を『日本目録規則1987年版改訂版』の1.0.2.3, 2.0.2.3は、上位書誌単位 (親書誌) と見据えて示している。『日本目録規則1987年版改訂版』に見る書誌レベルのバランスの欠如は、実は「日本目録規則本版第3次案」(1986.6) の、1.9.0.1に存在した。それが重ねての指摘 (柏田雅明, 志保田務, 野口恒雄, 吉田憲一, 吉田曉史, 1987.2 日本図書館研究会研究大会, 1987.9『図書館界』) があって『日本目録規則1987年版改訂版』で整合された。『日本目録規則1987年版改訂版』(1994年) は、8年前「日本目録規則本版第3次案」(1986.6) 当時の混乱に逆戻りした。

書誌レベル関係事項のうち『日本目録規則1987年版改訂版』及び『日本目録

規則1987年版改訂2版』で未解決の点を指摘したい。

. 1 「固有のタイトル」の規定を持っていないこと

学術情報センター『目録情報の基準第2版：目録システム利用マニュアル・データベース編改訂版』（1990.3 p101）を「日本目録規則」に直接導入するのがよいであろう。（同センターは国立情報学研究所と名称変更している）

. 2 「記述の基盤」の規程が、集合単位に関して規定されていないこと

「記述の基盤」について、集合単位の記述に関して規定していない。

. 3 構成書誌単位と巻次の扱いが不明確

これは、両版特有の問題ではなく、かつてより目録規則一般が明快に解決していない。これに関しては、丸山昭二郎が優れた一つの知見を示している<sup>2)</sup>。

高鷲忠美、岩下康夫も深く掘り下げた議論を行っている<sup>3)</sup>。

書誌単位に関係の規定は、今後激変するであろう。『日本目録規則1987年版改訂2版』第13章「逐次刊行物」の「継続資料」への変更が決まっているが<sup>4)</sup>、これとの関連で「逐次刊行書誌単位」の単位名称の変化が予測される。また同版は「書誌単位」そのものの再検討を示唆している<sup>5)</sup>。書誌記録を、書誌階層という単純な構造で重層化した「NCR1987年版」系統は修正を余儀なくされよう。だが書誌単位は、書誌記述をアクセス・ポイントと相対させる論理構造、その基盤機能を失うことはないと考える。

注)

1) 志保田務、北克一「<日本目録規則1987年版>以降：新原則に対する管見：「改訂版」（1994）を含んで」『TP&D フォーラム シリーズ』V, 1996.7, p.49-63

2) 丸山昭二郎「目録規則における巻次等に関する規定について」『鶴見大学紀要 人文・社会・自然科学編』29 (4), 1992.3, p.1-20

3) TAKAWASHI Tadayoshi & IWASHITA Yasuo, "The concept of a bibliographic unit introduced into the Newly Revised Edition of Nippon Cataloging Rules 1987 Edition and resultant cataloguing object" *Cataloging & Classification Quarterly*, 23(2), 1996. 6, p. 17-39.

- 4) JLA 目録委員会「日本目録規則1987年版改訂2版 第13章検討のポイント」『図書館雑誌』96 (2), 2002.2 p.132-133
- 5) 『日本目録規則1987年版改訂2版』(前掲) p.vii

#### 4 電子化時代の目録法理論：瞥見

目録規則改訂を検討するに際して最近もっとも意識されているのは「メタデータ」である。「メタデータ」とは何か<sup>1)</sup>。メタデータは図書館をはじめ、ネットワーク情報（資源）にかかわる多くのフィールドから関心が持たれている。日本においても、『情報の科学と技術』（INFOSTA 発行）は1990年代中頃からこの関係の記事を多く掲げ、1999年初頭には「特集＝メタデータ」を組んだ<sup>2)</sup>。

図書館界では、この概念とどのように取り組んできたのか。主として Sherry L. Vellucci によりつつ振り返る<sup>3)</sup>。

「メタデータ」なる語の初期の使用は1960年代において認められるが、比較的盛んに用い始められるのは1980年代であり、DBMS (Database management systems) 関係の文献においてであった。そこでの「メタデータ」はデータベース内の特性を記事とした情報を記述するために用いられた。この語は同様のタイプの情報に対する図書館界における用語“bibliographic data”や“cataloging data”と並行していた。図書館関係者はこれらの語を電子系、非電子系いずれの資源に対しても用いていた。そうした行き方は MARC 中心の時代に入っても変わらなかった。しかし目録がネットワーク系となり、MARC や AACR 2 R の改訂議論のなかでのこの語の用法が転換する。「メタデータ」は、より広いメディア、作業領域におけるデータとされるようになった。しかしこの「メタデータ」について「データのデータ」、「すべてのデータ」、「データの構成要素」といった解釈もあり、概念としての定着は今後にかかる。

「メタデータ」の記述法は多様であり、記述のコンピュータ的言語 (markup language) として XLM を使うか SGML を用いるかといったことから始まり、さらに具体化するには実際の記述方法（ラベルの決定等）が必要となる<sup>4)</sup>。図

書館の世界から出発した OCLC が提示したその方法の一つとしてダブリン・コアがある。1995年3月、米国のオハイオ州ダブリン市で開かれたワークショップで公開されたのでこの命名となった。もっとも OCLC はネットワーク情報資源の重要性を認識し、1990年代初めから研究を積んでいた。なお、メタデータ、ダブリン・コア等に関するやさしい Q&A が、日本図書館協会目録委員会が出した文献<sup>5)</sup>内に掲載されている。

日本の図書館界がメタデータに強い関心を示すようになるのは、この1995年3月のダブリン会議（ダブリン・コアの検討）以降と見て差し支えないであろう。現在日本図書館協会目録委員長である永田治樹はこの方面の論文や著作を早くから著わし、さらに「日本目録規則」への導入を図っている<sup>6)</sup>。こうした研究活動を通して、同氏は“図書館目録の将来”を語っている<sup>7)</sup>。その意見の中心は、ダブリン・コアと OPAC におけるメディア統合の目録である。その後も検討、改良が重ねられている。

2001年8月、日本図書館協会は『日本目録規則1987年版改訂2版』を発行した。マルチメディアの記録法との融合、対応を図っている。

この改訂に先立って日本図書館協会目録委員会は『図書館雑誌』や会合を用いて意見を聴取し、『電子資料の組織化：日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』を編集し、同協会から出版している。そこでは、メタデータに繋がる Dublin-core, ISBDs, Anglo-American Cataloguing Rules 2nd edition の改訂についても扱われている。また、2003年9月には、JLA 目録委員会の名で「<日本目録規則1987年版改訂2版>第2章および第3章の和古書・漢籍関係条項の改訂について」が『図書館雑誌』（2003.9, p.674-675）に掲載された。“電子図書館”時代を迎える中で、古書への顧慮が重要なこととして把握されている。「日本目録規則」は“著作単位”の時代から、“物理単位”の時代を経て、“書誌単位”の時代にあるが、この時代もやがては、次の世代に移るとの見通しが示されている。

記録の単位の考え方として、IFLA（国際図書館連盟）の Study Group による報告である FRBR（Functional Requirements for Bibliographic Records）につ

いて把握しておかなければならない<sup>8)9)</sup>。これは実体関連分析の手法を用いて利用者の観点から、利用者が発見・識別・選択・入手しようとする関心の対象となる実体 (Entity) の選択, 入手をモデル化し定義したものである。その三つの類型は, (1) 知的・芸術的活動の所産としての実体, (2) 知的・芸術的所産に責任をもつ実体, (3) 知的・芸術的所産の主題としての実体, である。AACR 2 (英米目録規則) や ISBDs (国際標準書誌記述) はこの FRBR に従った改訂に入っている。マルチメディア化のなかで目録規則も多角化する様相がある<sup>10)</sup>。そのコンセプトは“利用者志向”であり米国議会図書館 (LC) の LC ネットワーク開発・MARC Standard Office は MARC21 の書誌・所在フォーマットを FRBR の利用者行動分類型と合致するようにした<sup>11)</sup>。

注)

- 1) 海野敏, 影浦峽, 戸田慎一『学術情報と図書館』(講座図書館の理論と実際 9), 雄山閣出版, 1999, p.162-172
- 2) “特集＝メタデータ”『情報の科学と技術』49 (1), 1999
- 3) Vellucci, Sherry L. “Metadata and authority control” *Library Resources & Technical Services*, 44(1), 2000, p. 33-43.
- 4) 海野敏・影浦峽・戸田慎一, op.cit.によって「メタデータ」を確認しておく。

インターネット上の情報資源の組織化に必要な基本(コア)となる記述要素。(中略) 専門家でなくても理解, 利用できる記述様式であり, 同時に MARC のような高度の組織化方式にも適用できることを目指して13の記述要素(基本エレメント)が選ばれた。(中略) その後もワークショップが重ねて開催され, ダブリン・コアは拡張された。1996年12月以降, ダブリン・コアは次の15の要素から構成されている。

- ①タイトル (生産者または出版者が付与した名称)
- ②著者または生産者 (知的内容の生産に一番責任ある個人, 団体)
- ③主題およびキーワード (情報のトピックス)
- ④記述 (抄録など文章による内容の記述)
- ⑤発行者 (その情報を利用可能にした実体)

- ⑥他の貢献者（著者以外でその情報の生産に関与した人）
- ⑦日付（その情報が生産された，あるいは利用可能となった日付）
- ⑧資源タイプ（ホームページ，詩，テクニカルレポートなどの作品形式）
- ⑨フォーマット（必要なソフトウェアを識別するためのデータ形式）
- ⑩資源識別子（その情報を一意的に識別する URL や URN など）
- ⑪ソース（その情報のもととなった情報）
- ⑫言語（その情報で使用されている言語）
- ⑬関係（他の情報との関係）
- ⑭範囲（その情報が有効な地域，期間など）
- ⑮権利管理（著作権など）

ただしダブリン・コアで規定しているのは，単に記述の要素名とその意味（説明），メタデータとして使用する場合のラベル（</DC:title>など）である。具体的には各館の方法に任されている。各館は所定のラベルと要素に従うだけで，これを活用したデータベースとの間でデータ交換できる。

- 5) 永田治樹 “図書館目録の現状と将来：メタデータと OPAC” (特集：図書館目録に将来はあるか) 『情報の科学と技術』46 (3), 1996, p.106-113
- 6) 日本図書館協会目録委員会編『電子資料の組織化：日本目録規則 (NCR) 1987年版
- 7) 永田治樹『学術情報と図書館』丸善, 1997 <第6章：目録とメタデータ>
- 8) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records Approved by the Standing Committee of the IFLA Section on Cataloging “Functional requirements for bibliographic records : final reports” Munchen, K. G. Saur, 1998, 136 p. (UBCIM publications ; New ser., v. 19)
- 9) 書誌レコードの機能要件：IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告 (IFLA も部会常任委員会承認) / 和中幹雄, 古川肇, 永田治樹訳 日本図書館協会, 2004, 121p <上記文献8) の訳>
- 10) Tillett, Barbara B. “IFLA study on the Functional requirements of biblio-

graphic records : theoretical and practical foundations” (60th IFLA General Conference) - *Conference Proceedings*, August p. 21-27, 1994.

- 11) 橋詰秋子「米国に見る〈新しい図書館目録〉とその可能性：ペイツレポートを中心に」(特集 目録はサービスである)『現代の図書館』41(4), 2003.12, p.222

## 結 論

## 1 目録法、目録論の現在と未来

M. K. Bakland は、“目録の将来”について次のように言う<sup>1)</sup>。

ここ100年ではじめて、私達は、図書館サービスの再構築という大きくて困難な課題に直面している。

彼は結論として、これからの時代を“電子”の時代とする。William F. Bird-sall は、こうした意見を「電子図書館の神話」と批判する<sup>2)</sup>。“Web 図書館”，“バーチャルライブラリ”などへの警戒であろう。だが一方過去100年の図書館を，“場所”に囚われ，“場所の神話”によってなっていた」という。

“文献所蔵に関する情報”として場所（保管）と関係が深い「目録」と、その規則である「目録規則」の将来はどのようなのであろうか。

1994年、米国・オハイオ州で Wright State University の館長 A. Hirshon が図書館目録とその目録技術の専門性についてまったく否定的な講演を行い、近隣の図書館の専門職たちは驚いた。目録、目録規則、目録技術、目録研究などに図書館員の「将来」はないと言うべきであろうか<sup>3)</sup>。

### 1-1 目録は衰退するか：図書館員による目録作成の減少の現実

目録は個々の館ごとにオリジナルに作成した時代から、集中・共同目録の時代に入っている。書誌ユーティリティの利用は一層進み、世界的なレベルでは、OCLC があり<sup>4)</sup>、わが国では NACSIS (1986年4月設立) の利用が中心である。目録作成に関するものとしては NACSIS-CAT があり、共同目録・総合目録の役目を果たしている。また NACSIS は、NACSIS-ILL、目次速報など多様なサービスを行ってきたが、Webcat (2000年1月) を期して、国立情報学研究所 (NII) へ改組され (2000年4月)、開所以来発行されていた『学術情報センターニュース』は50号 (2000年3月) で最終号となった。

わが国の大学図書館におけるデータベース作成方法としては NACSIS-CAT の利用が最も多く75%、公共図書館では民間マーク (TRC マーク等) を利用

しているものが、約50%である。しかし自館作成（複数回答）をすることがあるとする答えの割合が65%内外である。図書館員を目録作成と無関係と見る A. Hirshon のような考え方をとれないことが明らかである。

公共図書館の目録ネットワーク化は、設置者単位から、都道府県単位、全国単位へと広がりを見せる<sup>5)</sup>。これは資源共有（共同利用）を図ろうとするものであるが、目録の有用性を現しており、目録無用論とは全く逆のことを確認させるものである。

かつて、目録自体の衰退を予言した人もいた。『日本件名標目表』（NSH, 1930）の開発者である加藤宗厚の論文「件名目録の運命」がそれである<sup>6)</sup>。これに対して『基本件名標目表』（BSH）の初版（1956）、改訂版（1971）の委員長・山下築は「件名目録開運論」によって反論した<sup>7)</sup>。目録の消滅は、件名目録一種に限っても無論ありえない。調べ学習が重視される学校教育が展開するなかで、件名目録の働きはより重要化するものと考えらるべきである。

## 1—2 目録規則の衰退論とその超克

小田泰正は1985年「目録規則の運命」との論文を発表している<sup>8)</sup>。これは目録規則の消滅を予言するもので、『日本目録規則新版予備版』（1977年）の準備をしたJLA目録委員長（1970—1971末）、国立国会図書館の機械化室長をもつとめJapan/MARCとも関係の篤い小田泰正によって記されたところに深刻さがある。同氏はマルチメディア時代の情報資源などに対処するなかで、マニュアル系の目録規則の限界を指摘したのである。

原田勝は小田泰正に反論し、コンピュータ目録の時代においても目録規則の役割を一定認める<sup>9)</sup>。各館の目録に関して、国際的・全国的な書誌情報システムに属することを予定しつつもコンピュータ容量の限界を踏まえて、書誌要素を繋ぎ合わせる小田泰正のような形ではなく、書誌記録単位の入力方式が続くとする。その意味で目録規則は生き継ぐと見ている。筆者もこの立場にあり、書誌単位理論の再確認の必要を主張する<sup>10)</sup>。

### 1—3 目録研究の衰退論とそれに対する反論

“衰退論”にはもう一種、「目録研究」自体を無意味とするものがある<sup>11)</sup>。目録研究は書誌作成機関（書誌ユーティリティ等）がすべきことであり、在野の学者等のなすことではないという、上述の A. Hirshon（前出）の言に存する目録研究否定論である<sup>12)</sup>。しかし、目録規則など図書館一般で使用されるマニュアルは、公開の場で議論されるべきである。また「研究」は誰も阻止できるものではない。

古川肇は、電子資料に関する『英米目録規則』の動向を追究するなかで、次のように述べている<sup>13)</sup>。

かくて、さしも堅固に見えた1978年以來のいわば AACR 2 体制も漸く大きく揺れ動こうとしている。まことに目録法の道に果てはない、との感慨を深くさせられる昨今である。

目録法研究の必要性は、絶えることはあるまい。“件名目録の開運”（引用6）を主張した山下栄は、分類目録に視野を広げ「分類目録の件名索引」（チェーンインデックス）の案を残した<sup>14)</sup>。ただしこれに後続する研究の展開を日本国内においては未だ見ていない。そうした中でシソーラス手法を加えた『基本件名標目表第4版』（1999年）の策定は成果の一つである<sup>15)</sup>。ただしシソーラスについての研究は館界には少ない。形は違うが、コロケーションについても、研究件数は少ない<sup>16)</sup>。

注)

- 1) Backland, Michael K., *Redesigning library service*, Chicago, American Library Association, 1992, p. 76. (『図書館サービスの再構築』高山正也, 桂啓壮訳, 勁草書房, 1994, p. 114)
- 2) Birdsall, William F. *The myth of electronic library : librarianship and social change in America* (Contribution in librarianship and information science ; no.82), London, Greenwood Press, 1994, p. 152-153. (『電子図書館の神話』根本彰 [ほか] 訳, 勁草書房, 1996, p. 214)
- 3) 志保田務 “集中・分担目録時代の整理業務の位相”『図書館界』47 (3),

- 1995, p.112-121.
- 4) 上田修一『書誌ユーティリティ：新たな情報センターの誕生』（図書館員選書 18）日本図書館協会，1991
  - 5) 日本図書館協会目録委員会編『目録利用と作成に関する調査報告書』，日本図書館協会 2000, p.52  
原田勝，田屋裕之編『電子図書館』，勁草書房，1999, p.113-140
  - 6) 加藤宗厚“件名目録の運命”『図書館界』19 (6)，1968, p.218-228
  - 7) 山下榮“件名目録開運論”『図書館界』23 (4)，1971, p.131-143
  - 8) 小田泰正“目録規則の運命：研究ノート”『図書館界』37 (2)，1985, p.66-70
  - 9) 原田勝“書誌システムの標準化”『図書館学会年報』35 (3)，1989, p.107-115
  - 10) 志保田務“書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義”『TP&D フォーラム シリーズ』I, 1992, p4-27
  - 11) Ohio Valley Group of Technical Service Librarians ; newsletter, vol.7, 1994, 1-2.
  - 12) 志保田務“集中目録・分担目録時代の整理業務の位相”『図書館界』47 (3)，1995, p.112-121
  - 13) 古川肇“『英米目録規則』に関する改訂の動向— 一つの展望”『資料組織化研究』（「整理技術研究」改題）no.43, 2000, p.15
  - 14) 山下榮“分類目録の件名索引法”『図書館界』30 (2)，(5)，1978-1979 (I部, II部)
  - 15) 日本図書館協会件名標目委員会編『基本件名標目表』第4版，日本図書館協会，1999, 2冊。(本体：音順標目表。\*分類記号順標目表・階層構造標目表) \*初刷では『分類体系順標目表・階層構造標目表』と誤記されている。
  - 16) 岩淵康郎編著『資料組織概説』（新・現代図書館学講座10）東京書籍，1998, p.110-310：石井啓豊，鮎澤修，千賀正之執筆

## 2 将来の目録・目録規則：目録研究の方向性の確認

カード目録から MARC に、次いで UNIMARC (1977年初版) に至ったこと、書誌ユーティリティに拠り共同目録作業が始まったことなどは、時代の流れである。目録規則が「図書館」を超える状況を、国際図書館連盟 (IFLA) が作り出したのが、国際標準書誌記述 (ISBD (M) 1971年一) であったが、これは、多メディア対応化の現実でもあった (ISBDs)。図書館外との交流は、索引世界との繋がりとして、CCF (Common Communication Format, 1984年) や UNISIST-RM (UNISIST Reference Manual, 1974年) 等に見られる。世界書誌調整は現実に進行している。デジタル化した資料世界と繋がりが生じ<sup>1)</sup>、共棲の上でメタデータによる目録の表出が課題となっている<sup>2)</sup>。電子図書館システムなど、一次情報の提供自体が既存の図書館により実現され<sup>3)</sup>、その情報内容が目録情報ともなり、二次情報、なにかんづく書誌、目録とのマージナルな領域が生まれ、目録と著作権との関係も生じた<sup>4)</sup>。

図書館界では、このような中 IFLA が ISBD (ER) を出し、AACR 2 R, 『日本目録規則1987年版改訂2版』もそれに続いた。電子資料は全く新しい次元に立った。

図書館及び目録の将来は、電子化・電子的共存の輪 (Web など) によって<sup>5)</sup>、書誌コントロールの一端に築かれるであろう<sup>6)</sup>。それはネットワークであり、インターネット、有料データベースの利用等さまざまな形で図書館書誌情報サービスが拡大するであろう。方法的には、いわゆる“電子図書館”に拠った全文データベース、まずはテキストベースによる目次情報等の階層化を図り、より詳細な検索へと進むであろう。“目次”は対象情報内の情報であるが、これを検索行程上にもおくことで分析的な目録情報が生まれる。

こうした目次情報研究の中心の一人、谷口敏夫は1998年に「三十年後の電子図書館」を想定する<sup>7)</sup>。それは、彼の依拠した長尾真・原田勝・石川徹也などによる「アリアドネ」と同方向にある<sup>8)</sup>。

少なくともデジタル情報が世界規模のネットワーク内にあふれることを予測できる。(中略)三十年後の電子図書館は、現在と近未来の技術の粋をこらし、人々が違和感なく情報にアクセスできるだけの完成度を持つであろう。

Walt Crawford と Michael Gorman は、1995年、「未来の図書館：壁の彼方に」と題して次のように記している<sup>9)</sup>。

近未来において Z39.50 を使用することで、図書館利用者はオンライン目録検索を二次的情報として、更に総合目録や国内のデータベースまでにのぼすことができるだろう。

しかし谷口敏夫は次のように、留意を促している<sup>10)</sup>。

インターネット仮想空間は、整備された恒常制を持ち中立的な運営がなされる現代とは異なり、猥雑であり中途半端であり、いつサービスが中断されるかもしれないし、責任の所在がない。すなわちそれは現実の世界とよく似た混沌、カオスそのものである。仮想であるからして、それは、現世現実の影絵の世界ともいえよう。まずもって、世界中のどこに何があるかが把握しきれない。

このように述べ谷口敏夫は、21世紀に“コンピュータユートピア”を夢見ることには疑問があるとする。また、夢（バーチャル）の中でつかむ情報のカオスではなく、現実の確かな情報の入手、その保障としての書誌・目録の働きが、図書館の存続とともに、その活用としてより進むであろうとする。本論者においても全く同様に思考する。こうした論説は『電子図書館の神話』を著した F. Birdsall においても明記されている。同書の結論「新世紀に向けて」において次のように言った<sup>11)</sup>。

ライブラリアンシップの理論的基礎としては、場所としての図書館によって代表される物質的なネットワークを超えたところにみられる、電子図書館によって代表されるとの抽象的理想的概念を持つべきではない。

このように F. Birdsall は、資料、情報の利用が、今後も図書館という施設(場所)を離れて行われるのではなく、図書館という情報組織化機能をとおし

で行われることを論述している。将来の情報利用と、目録、目録利用について E. J. Hunter は1985年当時、次のように予測、論述している<sup>12)</sup>。

人は自宅の炉辺にくつろいで図書館目録にアクセスできるようになるであろう。そのようなアクセスはノンストップ24時間アクセス、一週間休みなしにでき、ローカル・ライブラリーの目録だけでなく、他の情報コレクションの索引と情報そのものにも近づける。情報転送過程の主要な問題は次の三つである。

- 1 どんな情報があるかを見つけること
- 2 この情報はどこで得られるかを見つけること
- 3 情報を手に入れること

そしてこうした機能を保障するためには、図書館と図書館に備えられる情報、資料の検索システムが不可欠であるとする。

本論筆者も、E. J. Hunter が言うこうした保障、図書館による書誌的サービスの存続が不可欠と考える。こうしたサービスを支えるのが、書誌情報の作成、検索システムであり、その根底にあるのが目録法、目録規則であると考え。それぞれの時代において、情報の形、その伝達アイテムは変わり、進化するであろう。しかしいかなる変化を経ようとも、情報サービスの提供者、今日までの表現によれば司書、特にカタログラーに求められる基本的ポイントは、書誌的センスである。情報をできるだけ使用しやすい形に備える、技術的センスである。しかしこうした領域は、“情報化”の流れの下で、激しく劣化に向かっていると言える<sup>13) 14)</sup>。

ここに、図書館本来の働き、つまりその図書館を利用する人々へ、図書を中心とした資料、情報を提供し図書館利用者の権利を保障する、そのことが各図書館における書誌コントロールの第一の目的であることへの強い留意が必要である。目録およびその編成システム、目録規則は歴史的事実として、また将来的展望において、図書館の根幹を支える、レーゾンデートルというべき存在と考える。

## 注)

- 1) 田窪直規 “メディア概念から文書館情報システムを解説する” 『人文科学と情報処理』 No.22, 1999, p.58-63
- 2) 杉本重雄 “メタデータについて — Dublin core を中心に (特集=メタデータ)” 『情報の科学と技術』 49 (1), 1999, p.3-10
- 3) 田屋裕之 『電子メディアと図書館』 勁草書房, 1989  
長尾真 『電子図書館』 (岩波科学ライブラリー 15), 岩波書店, 1994  
谷口敏夫 『電子図書館の諸相』 白地社, 1998  
原田勝, 田屋裕之編 『電子図書館』 東京, 勁草書房, 1999, p.39
- 4) 山本順一 “電子出版と電子図書館における著作権” 『情報管理』 1997, p.702-713  
日本図書館協会著作権問題委員会編 『図書館サービスと著作権』 (図書館員選書 10), 日本図書館協会, 1994
- 5) 永田治樹 “図書館目録の現状と将来:メタデータと OPAC” 『情報の科学と技術』 46 (3), 1996, p.106-113
- 6) 原田勝 『図書館/情報ネットワーク論』 勁草書房, 1990  
長尾真ほか著 『研究情報ネットワーク論』 勁草書房, 1994
- 7) 谷口敏夫 op cit., p.210-211
- 8) 長尾真 [ほか] 『電子図書館の未来像』, 電子(化)図書館研究会1992.
- 9) Crawford, Walt & Gorman, Michael *Future libraries ; dreams, madness, and reality*, Chicago, American Library Association, 1995.
- 10) 谷口敏夫 『電子図書館の諸相』 白地社, 1998, p.121
- 11) Birdsall, William F. *The myth of electronic library : librarianship and social change in America* (Contribution in librarianship and information science ; no.82), London, Greenwood Press, 1994, p.152-153.
- 12) Hunter, Eric J., *Computerized cataloging*, London, C. Bingley, 1988, p.218.
- 13) 日本図書館協会目録委員会 『日本目録規則1987年版改訂2版』 日本図

書館協会, 2001, p.iii

- 14) 日本図書館協会目録委員会『目録の利用と作成に関する調査 報告書』日本図書館協会, 1998, 104p

### 3 まとめ

#### 3-1 本論文における発見について

本項目においては、当論文が果たした発見について、ここに記録しておく。

序説、これにおいては次のことが本論文上の発見である。そのように認識する。

- ①近代図書館の一定レベルの活動を展開するためには標準的な目録を具備することが肝要であったが、目録編成上には目録規則の整備が不可欠であり、そのことから標準目録規則の策定は、近代初期、一国の図書館政策における大きな要素の一つであったことを指摘した。
- ②上記と関係するが、図書館の協会、日本文庫協会設立(1892年)の最大の目的は目録規則策定にあったことを指摘した。
- ③標準目録規則の要件(下記に記す)を明示したこと。
  - (1)その国に伝統的な書誌記録法の存在すること
  - (2)国際的な目録規則モデルが存在し、それを参照できること
  - (3)近代的な意味での国立図書館またはリーダー的図書館が存すること
  - (4)上記、(3)の図書館における一館目録規則(内規を含む)があり、刊行されていること

次に、標準目録規則策定に進むための基地的存在があることを明らかにした。

主要な論点は下記の諸点である。

- (1)国の図書館協会などによる目録規則の策定行動

- 1) 図書館協会の設立
  - 2) 同協会目録委員会による目録規則案の策定（標準目録規則内的成立）
  - 3) 同目録規則案に対する会員等による議論の場の設定，公開
  - 4) 同協会の目録規則としての正式決定（理事会決定）
- (2) 同協会機関誌などへの目録規則の公表
- (3) 一般図書館（群）におけるその目録規則の受容，実用化

第一部 日本における標準目録規則の沿革，これにおいては次の発見を記した。

1 標準目録規則成立の前提では，日本における標準目録規則成立の前提，先行の部“序説”における③「標準目録規則の要件」を当てはめ日本の目録規則の各々における標準目録規則としての要件充足の如何について把握した。

2 標準目録規則の策定では，日本図書館界各期の標準目録規則について考察した。各目録規則のうち，2-1 和漢図書目録編纂規則について，主として日本図書館協会刊「図書館ハンドブック」諸版の比較を中心にその名称の不安定さを指摘した。またこの目録規則が標準目録規則としての要件を欠いていることを示した。2-3 和漢図書目録法に関してはそれが“目録規則”としても不成立であることを指摘した。2-7 『日本目録規則新版予備版』に関してはその名称に「予備版」という形ではあるが，新方向で改訂された標準目録規則であることを証明した。

3 日本の標準目録規則に対する総合的検討では2-1から2-10で把握した十種の日本近代の目録規則が次のように区分されることを分析，把握した。

①書名基本記入方式の目録規則

- 2-1 「和漢図書目録編纂規則」（日本文庫協会編 1893年），
- 2-2 「和漢図書目録編纂概則」（日本図書館協会編 1910年），
- 2-3 「和漢図書目録法」（日本図書館協会編 1932年）

②著者基本記入方式の目録規則

2-4『日本目録規則1942年版』（青年図書館員連盟編 1943年）、

2-5『日本目録規則1952年版』（日本図書館協会編 1953年）、

2-6『日本目録規則1965年版』（日本図書館協会編 1965年）

③非基本記入方式の目録規則

物理単位で記録する方式

2-7『日本目録規則新版予備版』（日本図書館協会編 1977年）

書誌単位で記録する方式

2-8『日本目録規則1987年版』（日本図書館協会編 1987年）、

2-9『日本目録規則1987年版改訂版』（日本図書館協会編 1994年）、

2-10『日本目録規則1987年版改訂2版』（日本図書館協会編 2001年）

第二部 目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に、では下記を“発見”とする。

1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版においては、「和漢図書目録法」[委員会案]に関する論争について考察し、標準目録策定におけるデモクラティックな合意の必要性の確認と、「和漢図書目録法」が正当に成立していないことを指摘。筆者は、この“論争”において著者主記入論側が一方的に“勝利”を宣言したことがのち、1970年代において議論逆転の因をなしたことを発見した。またこの章では“「日本目録規則」諸版を分析し、それらに見る2パターン”を認識した。

1942年版 国際的標準化重視 標目規定に重厚性を盛る。

1952年版 国内事情を優先 記述規定を独自の章に。簡略性もあり。

1965年版 国際的標準化重視 標目規定に重厚性を盛る。

新版予備版 [1977年版] 国内事情を優先 記述規定詳細。簡略性あり。

1987年版 国際的標準化重視 記述規定に精粗、標準の三水準を持つ。

これらに国内事情重視、国際的標準化重視が交互に現れたことを把握した。

2 記述独立方式と森耕一では、『日本目録規則新版予備版』（1977年）が採用した非基本記入方式に基盤的理論を提供したと見られる「記述独立方式」とこの方式の命名者である森耕一について検討した。この項における筆者の発見は、森耕一が自身この目録思考の「発見者」と称していることに対して、十分にはその「発見者」にあたらぬことを証明したことである。森耕一は記述独立方式に関して最大の貢献者であるが、「発見者」ではないと見る。非基本記入方式は、今後の目録法、目録規則上も重要概念であると見る。

3 書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義においては、『日本目録規則1987年版』が採用したこれらの概念について総括した。ここにおいては論者としての“発見”にあたるものはないが、関係議論を徹底して集約し分析したことは意義のあることと主張した。

結論においては下記を考究し、自己における発見とする。

目録法、目録論の現在と未来について特に「目録の衰退」、「目録規則の衰退」、「目録研究の衰退」に関する議論をとりあげ、そうした“衰退”論が有効でないことを論証した。またそれらの論述の上に2 将来の目録・目録規則：目録研究の方向性の確認を、先行論文を総合して実行した。

### 3-2 結語

21世紀初めの今日、目録基準は国際図書館連盟（IFLA）の Functional Requirements for Bibliographic Records（FRBR）中心に進んでいる<sup>1)</sup>。この目録基準は、利用者の観点から目録など書誌レコードが果たす機能を叙述し、目録の機能要件のモデル化を図ったものである。こうした“要件”に在る「利用者

の観点」は、利用者志向を見定めた点で、新鮮なものである。

こうした利用者志向は、これまでの目録規則では十分には明記されてこなかった。日本における目録規則の標準化の試みは、その近代図書館の設立とともに開始された。しかし和書に関する目録規則は伝統等に拘泥し、日本の図書館協会は書名基本記入の目録方式を持続したまま明治、大正時代を過ごした。昭和時代となると、上述のような日本図書館協会の立場に対して、基本記入の標目に著者を採用することを主張する人たちによって、“主記入論争”が起こった。青年図書館員連盟を中心にしたこの議論への参加が標準目録規則成立のための最高の手段であったと考える。目録規則策定におけるデモクラシーと表現できよう。これは、現代における「利用者の観点の重視」と根底において繋がるものとする。

第二次世界大戦敗戦後、米国図書館使節の勧告を受けて日本図書館協会が著者基本記入目録規則を策定した。1960年代前半、世界の図書館界は国際原則の成立に至り、『日本目録規則1965年版』もこれに同調した。これらにおいて日本の目録規則が国際レベルの標準目録規則となったと見ることができる。しかし、一方では、日本の図書館事情に合わせて目録方式を考えるべきことが、同時代において強く主張され始めた。

1960年代後から1970年代にかけて経済復興、新設図書館の増加、新たな図書館サービス観、などに発する整理業務に対する見直し、労力の軽減が求められた。この時期に、目録作成の合理化、簡易化の主張が高まり、和書を対象に非基本記入の目録方式が導入され『日本目録規則新版予備版』が成立した。目録（規則）議論の公開、それへの策定者外からの民主的参加がここに顕著に見られた。利用者の求めるものが、確実に把握され、目録規則の大転回が起こった。1977年末のことである。

この非基本記入方式を維持しつつ書誌単位概念を加えた『日本目録規則1987年版』は、21世紀に入った現在もその形での改訂が施され、『日本目録規則1987年版改訂2版』として、マルチメディア化の目録規則への進展を見せている。

1940年代から1980年代の「日本目録規則」は和書中心（簡易、国内事情重視）

と洋書にも対応（重厚，国際化重視）という二つの型を交互に現出せしめた。この現象の発生には，開かれた目録（規則）議論への一般図書館員，目録研究者たちの参加が影響している。策定者（日本図書館協会目録委員会）がそれらの意見を十分に採り入れようとした結果と考える。機械可読目録の普及で『日本目録規則1987年版改訂版』（1994年）以降こうした現象は停止したと見る。だが現実の図書館サービスのために目録規則を巡る議論におけるデモクラティクな議論は，今後も不可欠と思考する。

非基本記入方式，書誌単位概念に通底する目録法上の概念構造を，筆者は相對目録法と規定し，評価する。またこの概念が更に多様化する電子資源の目録記録法上に活かされるものと主張する。またこの議論はアルファベット以外の文字を常用する国の目録，目録規則に影響をもつと考える。目録データの国際交換という観点から，問題の多い基本記入に基づいて作成した書誌レコードよりも非基本記入方式が効率がよいと考える<sup>2)</sup>。書誌要素が比較的簡単に同定できるからである。これに関して論者らは1980年代末に共同で世界に向けて発信した<sup>3)</sup>。AACR 2の別法に Alternative Headingsを規定する中心となった M. Gorman は「進んだ機械化システムにおいて基本記入は存在せず，将来の機械化志向の目録規則にも残存し得ないだろう」と発言している<sup>4)</sup>。目録規則の歴史を検証した Ruth F. Strout が言うように，目録規則はその時代の用法の肯定にとどまるものではなく，未来の進歩を見据えて成していくものである<sup>5)</sup>。このことを，「日本目録規則」が到達した非基本記入方式に当てはめて考えるものである。

注)

- 1) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records Approved by the Standing Committee of the IFLA Section on Cataloguing “Functional requirements for bibliographic records : final report”, München, K. G. Saur, 1998, 136 p. (UBCIM publications ; New ser., v. 19)
- 2) 高鷲忠美，志保田務，大城善盛「非基本記入方式の目録規則—日本目録規則新版予備版の歴史的背景（IFLA 東京大会1986年書誌調整部会目録分

科会における発表)』『整理技術研究』23, 1986. 10, p. 58

- 3) Tadayoshi Takawashi, Tsutomu Shihota, Zensei Oshiro. "The no-main entry principle : The Historical Background of the Nippon Cataloging Rules" *Cataloging & Classification Quaterly*, 9(4), 1989, p. 67-77.
- 4) Gorman, Michael "The Anglo-American Cataloging Rules, Second Edition", *Library Resources & Technical Services*, 22(3), 1978, p.209-226.
- 5) Strout, Ruth French "The development of the catalog and cataloging codes", *Toward a better cataloging code*, Chicago, University of Chicago Graduate Library School, 1957, p. 4-25.

<初出記録>

本論文を記すにあたって、自己の著作を次のように活用した。

全体を、主として下記の自著に依拠して記した。

- ①志保田務著「図書館と目録，その関係：この一世紀」『21世紀の図書館と図書館員』（論集・図書館情報学研究の歩み／日本図書館情報学会研究委員会編；第20集日本図書館情報学会，2001.1，p.113-141

「序説」においては①のほか次の自著を活用した。

- ②志保田務著「集中・分担目録時代の整理業務の位相」〈特集「変革」に立ち向かう図書館〉『図書館界』47(3)，1995.3，p.112-121

第一部 「日本における標準目録規則の沿革」では、下記を活用した。

- ③志保田務著「近代初期における図書館目録規則の標準化過程に関する一考察」『国際文化論集』桃山学院大学総合研究所，no.29，2004.1，p.215-236
- ④志保田務著「図書館目録をめぐる国内の動向；目録の機能，目録規則等についての考察（図書館目録の現状と将来）」『論集・図書館学研究の歩み／日本図書館学会研究委員会編；第7集』日本図書館学会，1987.10，p.33-54
- ⑤志保田務「日本の目録規則（NCR）における相対機能研究」『人文科学研究』25(2)，桃山学院大学総合研究所，1990.1，p.125-144
- ⑥志保田務著「Cataloging Rules in Japan and Anglo-American Cataloguing Rules : in the Past Century and Present.」『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』，3号，2002.3，p.3-26
- ⑦志保田務，北克一著「戦前期における大学等の総合目録・目録規則策定に関する史的考察」『資料組織化研究』48，2003.11，p.23-29
- ⑧志保田務，北克一，杉本節子著「ダウズ勧告における『目録法』関係事項と，その受容・展開に関する一考察」『資料組織化研究』47 2003.2，

p. 25-28

- ⑨志保田務著「記述独立方式の時代：S40年代後半のJLAの方向転換」（昭和40年代における図書館・図書館学の進歩；IV：図書館資料「目録法の進歩」：II）『図書館界』28（2-3），1976.9，p.322-239
- ⑩志保田務著「日本目録規則（NCR）新版予備版の規則構造に関する研究（稿）：NCR新版予備版適用上の問題点・総論」『図書館界』33（3），1981.9，p.119-124
- ⑪志保田務，北克一著『日本目録規則1987年版』以降—新原則に対する管見：改訂版（1994）以降を含んで』『TP&D フォーラム シリーズ』V，1995.7，p.49-64

第二部 「目録規則を巡る議論の進展：日本を中心に」では下記を活用した。

1 主記入論争と「日本目録規則」の諸版

- ⑫志保田務著「日本における書誌基準実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』54(2)，2002.7，p.116-121

2 「記述独立方式と森耕一」

- ⑬志保田務著「〈記述独立方式〉と森耕一：非基本記入方式の成立」『図書館文化史研究』no.19，2002.9，p.133-148
- ⑭志保田務著「記述独立方式の時代：S40年代後半のJLAの方向転換」（昭和40年代における図書館・図書館学の進歩；IV：図書館資料「目録法の進歩」：II）『図書館界』23（2-3），1976.9，p.322-239（前出）

3 「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」

- ⑮志保田務著「NCR本版案における書誌階層及び書誌単位規定に対する一考察」『整理技術研究』23，1986.12，p.45-53
- ⑯志保田務著「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義（整理技術・情報管理等研究論集）」『TP&D フォーラム シリーズ』I 日本図書館研究会整理技術研究グループ，1992.6，p.4-27
- ⑰志保田務，北克一著『日本目録規則1987年版』以降：新原則に対する管

見：改訂版（1994）以降を含んで』『TP&D フォーラム シリーズ』  
V.1995.7, p.49-64（前出）

⑱志保田務「日本の目録規則（NCR）における相対機能の研究」『人文科学  
研究』25(2), 桃山学院大学総合研究所, 1990.1, p.125-144（前出）

⑲志保田務, 北克一著「目録における〈相対性〉の考察稿」『資料組織化研  
究』44, 2001.7, p.11-22

## 5 結論

⑳志保田務著「図書館と目録, その関係：この一世紀」『21世紀の図書館と  
図書館員』（論集・図書館情報学研究の歩み／日本図書館情報学会研究委  
員会編；第20集）日本図書館情報学会, 2001.1, p.113-141（前出）

**A study of the standardization of cataloging and cataloging rules, and the development of cataloging theories in Japan** : abstract

Regardless of the kinds of libraries, a library catalog helps administer library materials and have its firm *raison d'etre* as part of indirect services such as helping library users to make use of and search for materials in the library. In order to organize and compile a catalog, cataloging and cataloging rules are indispensable. By being standardized, cataloging rules help various libraries to cooperate with each other, leading to an effective bibliographic control for all kinds of literatures. This thesis presents historical research on the standardization of cataloging and cataloging rules in Japan and studies the development of cataloging theories in this country. In the cataloging rules in modern Japan, there were conflicts between the traditional bibliographic recording rules and the dominant western recording standard. The first conflict was the one over the main entry system in the 1930 s. The second one was on the application of the no-main entry principle to the Nippon Cataloging Rules above the main entry principle, which had been dominant in Western cataloging rules, after a series of discussions from the middle of the 1950 s to the 1970 s. The third one was one that the Nippon Cataloging Rules have adopted the bibliographic unit as a unit for catalog description since the 1980 s. Summarizing the first three conflicts, what can be pointed out are certain alternating phenomena observed in the editions of the Nippon Cataloging Rules for the period from the 1940 s to the 1980 s. Defining these by studying various cataloging rules and theories is the first step in the study of catalog rules and catalog theories.

Here is the definition of the kinds of catalogs studied in this thesis. "Catalog" includes thematic catalogs and descriptive catalogs. In the history of catalogs, the mainstream has been the classified catalog, or thematic catalog. Also in

the tradition of bibliographies in Japan and catalogs at the beginning of the modern period, the bibliographic recording rules using classified catalogs were the mainstream. However, in Japanese libraries in recent times, the open access system became common and so did the title catalog, whereas in the West, the author catalog became the mainstream. Descriptive catalogs and cataloging rules based on the title catalog and author catalog, which became the mainstream in the period of modern library constructions, are historically studied in this thesis. This thesis consists of four sections : “**Preface**”, “**Introduction**”, “**Text**”, and “**Conclusion**”.

In the Preface, the meaning and the background of this study are studied and its uniqueness stressed. The following parts are the titles of each chapter and item.

#### **The results of my studies and its practical use**

Stated in this chapter are the results of my studies under guidance in the doctor’s course of the University of Tsukuba School of Library and Information Science, starting in April 2001. In this period, I published 16 books and papers including joint works.

In addition to the above, I also include in this thesis the results of my papers in the past years.

#### **Significance of this thesis**

The purpose of thesis is to make a historical study of cataloging rules in Japan by studying the series of arguments over library catalogs and cataloging rules which the library world in modern Japan has repeated. They were the arguments about whether to apply Western policy (that had been using the author main entry system) or Japanese policy (that had been using the title-main entry system) to catalogs and cataloging rules for Japanese and Chinese books. At first, the Japan Library Association adopted the title-main entry system in consideration of

the traditional writing style in Japanese bibliographies. After much disputing, in the middle of the 20th century, The Association adopted the author main entry principle. But a problem that the heading of each entry given in kanji and kana must be written above the heading to provide for filing in sequence, remained. In other words, both kanji and kana must be used in a double-decker form. Thus double-decker style seemed curious for some Japanese librarians. So they proposed a non-main entry system for cataloging. This no-main entry principle has been applied in the entry style in the Nippon Cataloging Rules since December of 1977. This cataloging style was used in this era of Japan/MARC. This thesis searching for a way to make use of these cataloging rules in the increasingly diversifying electronic resources, by investigating the possibility of applying this example to the cataloging rules of a country where non-alphabetical characters are in use.

In the introduction, conditions for establishing the standardized cataloging rules are studied. The process of establishing cataloging rules in Japan clarified and discussed from new points of view. Regulations as standard cataloging rules in each catalog are concisely explained. And with the above, the purpose of producing this thesis is stated.

In the first section, in order to discuss the theories of the cataloging rules mentioned in the first chapter, several outstanding arguments are studied, focusing on more concrete examples from the past studies. The goal and the future prospect of catalog theories is outlined, and demonstrated through research on the process of standardization of cataloging rules in Japan.

In the second section, the following points are studied, discussed and criticized. In the cataloging rules in modern Japan, there were conflicts between traditional bibliographic recording rules and Western cataloging standards, which eventually led to the introduction of the no-main entry system to the Nippon Cataloging Rules after intensive main entry arguments. Since the 1980 s, the bib-

liographic unit has been adopted in the Nippon Cataloging Rules as a unit for catalog description. Certain alternations were observed in the series of editions of the Nippon Cataloging Rules in the period from the 1940 s to the 1980 s. Analyzing those arguments is one purpose of this study.

### **Background of this study**

Stated in this chapter is the background leading to this study, believing this study explains the historical development of this field.

### **Preceding studies' bibliographies**

Stating in this chapter are the summaries of bibliographies preceding this thesis with the purpose of defining this study. This is to provide evidence that the field this thesis is dealing with has been left untouched in the academic field.

In the **Introduction**, the development of library services and the functions of catalog and bibliographic control and conditions for establishing standard cataloging rules are stated.

## **1 My aim in studying cataloging rules in Japan**

Japan adopted the no-main entry principle, taking into consideration that both kana and kanji characters are used in its writing, in the era of unit-card system. This no-main entry principle was applied in the entry style of the bibliographic unit. This thesis investigates ways to make use of these cataloging rules with electronic resources. This is to investigate the possibility of applying this example to the cataloging rules of other countries where non-alphabetical characters are in use.

## **2 Development of library services and functions of catalog : and cataloging rules**

Relations between libraries and catalogs, and cataloging and standardization of cataloging rules in the modern libraries are presented as the introduction to the development of this thesis. Terms, such as “standardization of cataloging

rules” will be those of the standard cataloging rules in Japan, at the “Nippon Cataloging Rules 2 nd Revised Edition of the 1987 Edition” (Japan Library Association 2001). It says, a certain catalog, some cataloging rules are needed. However, it’ s impossible for library users to make use of material as long as the catalog follows its own cataloging rules. In order to solve this problem, it is essential to establish universal cataloging rules and thoroughly standardize those rules. There had been more and more of this tendency since the compilation of a union catalog was proposed. The same regulations can be found in the former editions, Nippon Cataloging Rules 1987 Edition and Nippon Cataloging Rules Revised Edition (1994). The statement is based on the above-mentioned recognition in the introduction.

**3 Bibliographic control and catalogs ; functions of the catalog as a technique, bibliographic control in modern libraries** are considered in the aspect of “cataloging rules”. The development of library cataloging rules are measured based on the degree of standardization of cataloging rules.

**4 The evolution of catalog media and development of cataloging rules**, catalogs classified by style (book catalog, card catalog, MARC) and catalogs classified by function (thematic catalog, descriptive catalog) are defined for further discussion of cataloging rules in modern libraries in Japan.

**5 Conditions for establishing the standard cataloging rules**, where the conditions for establishing standard cataloging rules are studied. The ‘conditions’ stated here used in the 1<sup>st</sup> chapter to assess the degree of standardization of the cataloging rules. Also, these ‘conditions’ will be used in the “Conclusion” to confirm that the cataloging rules have been thoroughly standardized in Japan.

**Text**, The main part of this thesis consists of two chapters, and a conclusion.

## **Section I : Historical study of standard cataloging rules**

In this section, the history of establishment of the standard cataloging rules in Japan will be traced. In **1 The precondition on establishing standard cataloging rules** : Late in the 19<sup>th</sup> century in libraries in the West, standard cataloging rules were established. In that century, each country started to establish its own national cataloging rules and eventually collaborated in establishing the international cataloging principle and bibliographic description. In Japan also, a project to establish the standard cataloging rules was launched upon the establishment of the Library Association (Nippon Library Association). **2 Compiling of the standard cataloging rules** : The Library Book Association (the later Japan Library Association) thereafter established and published several cataloging rules. In the 1<sup>st</sup> chapter, as those cataloging rules in Japan are historically outlined, the procedure of standardization is discussed and the substance of respective cataloging rules is criticized. Also, arguments in the library world made on those cataloging rules are studied. The following is the list of cataloging rules studied in this thesis.

In traditional bibliographies, the classification catalog was adopted for recording. In those bibliographies, a title was put at the top of each entry. At the beginning of modern times, libraries in Japan adopted a book catalog and organized a classification catalog following the traditional bibliographies, and most libraries arranged entries according to the Japanese syllabic order (iroha) of the title. But before long, they became aware that syllabic order cataloging is more useful for library users. Thereafter book catalogs became the mainstream, partly because titles had been put at the top of each entry in the traditional classification catalog. Whereas for western books, they adopted cataloging rules based on the author main entry principle, influenced by works such as *The American Condensed Rules for Author and Title Entry* (1893).

## 1 The precondition on establishing standard cataloging rules

### -1 Cataloging rules for Chinese and Japanese books(Wakantoshō)

**mokuroku hensan kisoku by Nihon Bunko Kyokai : Japan Library Association, 1893)**

These cataloging rules are considered to be the first standard cataloging rules in Japan, for Chinese and Japanese books, on the title main entry principle. However, I question about the validity of this statement, because those rules formally appeared in the appendix to the second volume of “Method of Library Management” (*Toshokan kanriho*).

**-2 Cataloging rules for Chinese and Japanese books (Wakantoshomokuroku hensan gaisoku by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 1910)**

Revised in 1910, these rules were more sophisticated than those of the 1893 edition. These cataloging rules were published in *Library Journal (Toshokan-Zasshi)* no.8 (1910) and became widely recognized as standard cataloging rules for Chinese and Japanese books in Japan. It is an essential element for being standardized to made wide known among the public.

**-3 Cataloging rules for Japanese and Chinese books (Wakanshomokurokuho By Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 1932)**

The Japan Library Association tried to compile the third edition of the Cataloging Rules in 1932, when there was a strong movement on foot to establish a standard cataloging code applicable to both Japanese and Western books, which had then adopted the author main entry principle. But this new edition compiled by The Japan Library Association, adopted the title main entry principle together with the author main entry principle, which led to the “main entry dispute” in the library world in Japan.

**-4 Nippon Catalog Rules 1942 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1942 nenban by Seinen Toshokanin Renmei : League of Young Librarians, 1943) and other cataloging rules**

The League of Young Librarians (Seinen Toshokanin Renmei), which was established in 1927, spent years of labor compiling cataloging rules based on the author main entry principle which can be applicable for both Oriental and Western books. The League published Nippon Catalog Rules 1942 edition in 1943, which became the base code for cataloging rules in Japan after World War II.

-5 **Nippon Cataloging Rules 1952 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1952 nenban by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 1953)**

The first Nippon Cataloging Rules (NCR) was compiled by Japan Library Association. It replaced the Nippon Catalog Rules 1942 Edition, and the compilation of these rules was made following the advice of R.B.Downs, missionary from SCAP of the United States. These cataloging rules were mainly applied to Chinese and Japanese books, since R.B.Downs strongly recommended the application of the American Library Association's Cataloging Rules for Author and Title Entries and the Library of Congress Rules of Descriptive Cataloging to Western books.

-6 **Nippon Cataloging Rules 1965 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1965 nen ban by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 1965)**

This edition was compiled in accordance with the International Cataloging Principles that were adopted at the International Conference on Cataloging Principles (ICCP) of the International Federation of Library Associations, 1961 in Paris. This edition of NCR is applicable for both Western and Japanese materials.

In the days of NCR 1952, quite a few librarians questioned the merit of the main entry principle and advocated an alternative method, which came to be known as the Description-Independent System, Kijutsu Dokuritsu Hoshiki. The leading advocator of this method was Koichi Mori. He challenged the main entry principle in his paper, "Separation of Headings and Description" in 1955, and

asserted the no-main entry principle. The Cataloging Committee of the Japan Library Association adopted the no-main entry principle in the new edition of the Nippon Cataloging Rules.

**-7 Nippon Cataloging Rules Preliminary Edition for the new edition  
(Nihon mokuroku kisoku shinpan yobiban by Nihon Toshokan  
Kyokai : Japan Library Association, 1977)**

In December 1977, the Cataloging Committee of Japan Library Association published a new edition of "Nippon Cataloging Rules". The no-main entry principle adopted in this edition was merely called the "Description Unit-Card System" (DUCS), and the main entry principle became merely an alternative system in "Nippon Cataloging Rules". NCR 1977 was firmly established as a standard cataloging code in Japan after having been used for both Japan/MARC and the Japanese National Bibliography, in spite of its title as a "Preliminary Edition". It was applied only to Japanese books published after the Meiji Era, stipulating that one catalog card should carry only one material for recording as a physical unit. With these problems, NCR1977 did not become a national standard.

**-8 Nippon Cataloging Rules 1987 Edition (Nihon mokuroku kisoku  
1987 nenban by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association,  
1987)**

The Cataloging Committee of the Japan Library Association started to revise the preliminary edition in order to compile a standard edition, and published it in 1987 as the "Nippon Cataloging Rules, 1987 Edition", which stipulated the rules for both book and non-book materials, being compatible also with MARC. Accordingly, the name of its entry method was changed to "Description Unit System", maintaining the no-main entry discipline. It considers one material for recording as one bibliographic unit. These were the improvements made on the preliminary edition. Also, the members were aiming at compiling rules which were compatible with the ISBDs, and "ISBD punctuation" was used, though the

edition left four chapters untouched.

-9 **Nippon Cataloging Rules Revised Edition of the 1987 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1987 nenban kaitei ban by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 1994)**

This edition regulated the four untouched chapters of the previous edition. Also, several titles were modified and the order of chapters was altered in accordance with ISBD and the “Anglo-American Cataloguing Rules (AACR) 2<sup>nd</sup> Edition”.

-10 **Nippon Cataloging Rules 2<sup>nd</sup> Revised Edition of the 1987 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1987 nen ban kaitei daini han by Nihon Toshokan Kyokai : Japan Library Association, 2001)**

The Cataloging Committee of the Japan Library Association changed the title of the 9<sup>th</sup> Chapter of the previous edition “Computer File” to “Electronic Material” in accordance with ISBD (ER) in order to cope with non-package style electronic material. This edition is called Nippon Cataloging Rules 2<sup>nd</sup> Revised Edition of the 1987 Edition.

The Cataloging Committee of the Japan Library Association changed the title of the 9<sup>th</sup> Chapter of the previous edition “Computer File” to “Electronic Material” in accordance with ISBD (ER) in order to cope with non-package style electronic material. This edition is called Nippon Cataloging Rules 2<sup>nd</sup> Revised Edition of the 1987 Edition.

### 3 **Analysis of the standard cataloging rules in Japan**

I analyzed the standard cataloging rules in Japan into three types.

① Cataloging rules based on title main entry principle : : 2-1 Cataloging rules for Chinese and Japanese books (Wakantoshō mokuroku hensan kisoku by Nihon Bunko Kyokai, 1893), 2-2 Cataloging rules for Chinese and Japanese books (Wakantoshō mokuroku hensan gaisoku by Nihon Toshokan Kyokai, 1910) 2-3 Cataloging rules for Japanese and Chinese books (Wakansho

mokurokuho by Nihon Toshokan Kyokai, 1932).

② Cataloging rules based on author main entry principle : : 2-4 Nippon Catalog Rules 1942 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1942 nen ban by Seinen Tosyokanin Renmei : League of Young Librarians, 1943) and other cataloging rules. 2-5 Nippon Cataloging Rules 1952 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1952 nen ban by Nihon Toshokan Kyokai, 1953), 2-6 Nippon Cataloging Rules 1965 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1965 nen ban by Nihon Toshokan Kyokai, 1965).

③ Cataloging rules based on no-main entry discipline : 2-7 Nippon Cataloging Rules Preliminary Edition for the new edition (Nihon mokuroku kisoku shinpan-yobiban by Nihon Toshokan Kyokai, 1977) is cataloging rules based on the physical unit system. 2-8 Nippon Cataloging Rules 1987 Edition (Nihon mokuroku kisoku 1987 nen ban by Nihon Toshokan Kyokai, 1987), 2-9 Nippon Cataloging Rules Revised Edition of the 1987 Edition (1987), 2-10 Nippon Cataloging Rules 2nd Revised Edition of the 1987 Edition (2001) are Cataloging rules based on the bibliographic unit system.

## **Section II : Evolution of the catalog disputes : in Japan**

In this section, I pointed out that several important disputes were taken up and studied in Japan. These numerous disputes in the standardizing the cataloging rules, led to further standardization of cataloging rules.

1 **Disputes over main entry** is also called “main entry dispute”. This dispute started because the “Draft” cataloging rules for Chinese and Japanese books (Japan Library Association, 1932) were the interim Cataloging Rules stipulating both the title main entry and the author main entry. This was one example of a very intensive dispute in Japan. Conflicts between the advocators of the traditional title main entry system and those of the author main entry system studied in this section. The changing viewpoints about cataloging rules, and the establishment of cataloging rules in the library world in Japan are examined by

studying the alternate changes of material for recording (Western and Japanese), alternate changes in simplicity, and the number of stipulations in the five editions from the “Nippon Cataloging Rules 1942 Edition” to the “Nippon Cataloging Rules Preliminary Edition for the new edition”.

## 2 Koichi Mori and the “Description-Independent System”

In this chapter, the “Description-Independent System” and Koichi Mori, who was the leading advocator of this system, are studied. This system is considered to be the original form of the “Descriptive Unit System” which is applied to the current cataloging rules. Owing to the above-mentioned “main entry disputes”, the main entry principle became merely an alternative system in the “Nippon Cataloging Rules”. Those changes and their meanings are historically studied in this section.

## 3 Units of bibliographic record / bibliographic level : accumulation of arguments and their significance

In this chapter, the accumulation of arguments are studied. Those are the disputes over the bibliographic unit, bibliographic level and bibliographic hierarchy centering around the bibliographic unit applied in the “Nippon Cataloging Rules 1987 Edition”. The importance of these concepts and the meaning of establishing the concepts are discussed and studied.

The theory of Relative Cataloging is originally the name of the concept given to the theory of the no-main entry system, which forms the basis of the “Description-Independent system”. This is the method of making a heading for an access point. Also, this cataloging is related to the theory of bibliographic unit and bibliographic level.

### Conclusion (final section)

In 1 : **The present and the future of the cataloging rules**, the uniqueness of cataloging rules and cataloging theory in Japan and the sufficiency of conditions for standardizing the cataloging rules are stated.

In 2 : **The present and the future of the cataloging rules**, I acknowledge the uniqueness of cataloging rules and cataloging theory in Japan, discuss the “deterioration view” given by some and discuss the future of cataloging.

In 3 : **The outcome, 3-1 : Summary of my findings**, I stated my findings as follows. In “introduction”, followings are my findings.

- ① The relations between libraries and catalogs and cataloging and standardization of cataloging rules in the modern libraries are presented as an introduction to the development of this thesis.
- ② Providing a standardized cataloging rules was essential in an early stage of the development of modern libraries and establishing a standard cataloging rules was the most critical issue in the development of catalog.
- ③ The Library Book Association was established in 1892 aimed to compile the standard cataloging rules for Chinese and Japanese books.
- ④ I stated the conditions for establishing the universal cataloging rules.

In “Section I”, I assessed the degree of standardization of the cataloging rules, and confirmed that these ‘conditions’ for standardization were fully satisfied in the cataloging rules in Japan. In 11, I analysed the standard cataloging rules in Japan into three types.

- ① Cataloging rules based on title main entry principle.
- ② Cataloging rules based on author main entry principle.
- ③ Cataloging rules based on no-main entry discipline. Also, this type is divided in two patterns. The one is the cataloging rules based on the physical unit system, and the other is the cataloging rules based on the bibliographic unit system.

In “Section II”, important disputes in the history of cataloging are taken up and studied, out of numerous catalog disputes in the course of standardizing the cataloging rules. They led to the further standardization

of cataloging rules. Those important disputes include those over main entry, alternating phenomena observed in “Nippon Cataloging Rules”, Koichi Mori and the “Description-Independent system”, Relative Cataloging, and Units of bibliographic record / bibliographic level. Accumulation of arguments and their significance, and the background of those disputes and the leading characters involved are also studied.

The changing viewpoints about cataloging rules and the establishment of cataloging rules in the library world in Japan are examined by studying the alternate changes of material for recording (Western and Japanese), alternate changes in simplicity, and the number of stipulations in the five editions from the “Nippon Cataloging Rules 1942 Edition” to the “Nippon Cataloging Rules Preliminary Edition for the new edition”.

In “Conclusion”, “1”, Uniqueness of cataloging rules and cataloging theory in Japan and the sufficiency of conditions for standardizing the cataloging rules are stated. In “2”, I acknowledge the uniqueness of cataloging rules and cataloging theory in Japan and discuss the “deterioration view” given by some and the future of cataloging.

In “3”, : The outcome, 3-1 : Summary of findings in my thesis (above mentioned). In 3-2 : final chapter, I lay out the conditions for standardization of cataloging.

### **Acknowledgements.**

**Supplement** : A chronicle on the standardizaion of cataloging rules in Modern Era : standing chiefly in the Japanese library administration.

附・近代図書館における標準目録規則年表

近代日本における図書館目録規則標準化に関する史的考察—年表：付・国際関係（英米中心に）

西暦年	日 目録基準	本 刊行目録	図書館界の動向	目録基準	国際関係（英米中心に） 図書館界（目録域中心）の動向
1815					Library of Congress (LC)；冊子体目録刊行
1839					
1852					パニツタイ91カ条目録規則
1854					C.C.ジエット：39カ条目録規則
1871 明治			東郷義塾；図書館規則確定 文部省設置 集書会社（京都）、集書局（大阪） 文部省「書籍館」設立 書籍館、正院博覧会事務局と合併		スワンプシ統合目録計画（C.C.ジエット） L.S.ワグネル・ユングマンでヘッド目録採用
1872					
1873					
1875			東京書籍館（創立；尾崎）←書籍館 文部大輔・田中不二孫呂委託；図書館技術に接し、大政府書籍館		
1876		『東京書籍館書目 内国新刊和漢書之前』	東京府書籍館←東京書籍館 東大設置（法理文学部図書館） 田中不二孫呂「公立書籍館の設立を要す」を『文部省年報』に発表 頭山、鶴岡、佐藤各県書籍館設置 新潟、高知、秋田各県書籍館設置 東京府書籍館（7月）←東京府書籍館		ALA (American Library Assn.) 設立 LA (Library Association) 設立
1877					
1878					
1879					
1880		『東京府書籍館新刊書籍目録第1輯』（5月）	東大、附風図書館を設置 東京専門学校（早大）図書館設置 田中樞城東大図書館庶務		LA目録規則
1881					
1882					
1883		東京図書館『和漢書分類目録』『和漢書仮名目録』	文部省「書籍館図書目録編製差出」（分類目録）を附録に添送 東京図書館、東京教育博物館が合併（上野）、西村竹園が参入 帝國大学←東京大学、田中樞城同大大学助教授、東京図書館誌兼田中樞城英米留学者へ 東京図書館官制公布、東京教育博物館を分館 田中樞城東京図書館長、帝大教授 田中樞城図書館管理、和田萬吉同館へ		ALA Condensed Rules for an Author and Title Catalog
1884					
1885					
1886					
1888					
1889					
1890					
1891					

西暦年	日 目録基準(案を含む)	本 刊行目録	図書館界の動向	国際関係(英米中心に) 目録基準	図書館界(自領域中心)の動向
1892	西村竹間『目録編纂法』(図書館管理法)田中樞成序(金港堂)カード目録(初版あり)		日本図書館協会(文庫協会)設立。発起人、田中樞成は『和漢書目録編纂規則取調の要』を頒布。田中樞成東京図書館長に専念し和田眞吉帝大図書館管理心得に	(1883 ALA, Condensed Rules for an Author and Title Cataloging, Library Journal) LA, English Catalogue Rules	
1893	日本文庫協会『和漢図書目録編纂規則』(図書館管理法)文部省著(金港堂 1900付録)	『帝國議會図書館和漢図書目録』			
1894					
1895					
1897	東京帝國大学附属図書館『洋書著者書名目録編纂規則』(ALA)1893(中華館)	『東京帝國大学附属図書館洋書目録』(下巻;分類体) 『帝國議會図書館和漢圖書名目録』、『東京帝國大学附属図書館和漢書目録』	帝國図書館→東京図書館、田中樞成館長兼務。東京帝國大学←帝國大学。京都帝國大学設置。 京都府立図書館設置 秋田県立図書館(佐野友三郎)発起 文庫協会会長制;初代会長に田中樞成(帝國図書館長)、東樺』を創刊(初の図書館関係誌)		LC 本館完成 同館内に著作権局新設
1899					
1900	日本文庫協会『和漢図書目録編纂規則』(文庫)金港堂(付録)				British Museum 蔵書目録の補遺刊行(1905完結)
1901					LC 印刷カード編を開始
1903					
1904					
1905					
1906					
1907					
1908					
1909					
1910	日本図書館協会(JLA)『和漢図書目録編纂規則』(図録8号J)、著者注記入方式				
1911					

西暦年	日録基準 目録基準	本 刊行目録	図書館系の動向	国際関係(英米中心に) 図書館界(自領域中心)の動向
1912 明46= 大正1		『衆議院図書館増加調査目録』 『大正図書館総目録』大洋堂	JLA「図書館職員養成所設置建議」を文部省へ提出(和田茂吉筆) 文部省「図書館管理法」改訂版(JLA 1和漢図書目録編纂規則) (1910)を附録	
1913		『帝國図書館和漢図書書名目録』第3編	今井真一「目録法研一」を提議	
1915			JLA「図書館小識」 植松安「教育と図書館」	
1917			田中敬「図書館教育」	
1918			佐野友三郎「米國図書館事情」	
1920			JLA会表に今年號佈(東京市立) 帝國図書館法に松本晋一 文部省・図書館員養成所設置 和田茂吉「図書館管理法大綱」	
1921			和田萬吉東京帝大を退職	
1922			帝國大学附属図書館協賛会発足	
1923			全国専門学校図書館協議会、 帝國大学附属図書館協賛会発足	
1924			和田萬吉東京帝大を退職	
1926 大15= 昭和1	聯合太郎、中島清治郎編『目録編成法』(図書館研究叢書第4編・問答商店) 全国専門 高等学校図書館協議会と表示あり		青年図書館員講習(精図録) 田中敬、聯合・中島編『目録編成 法』を社刊、伊木武雄「和漢書目 録法の研究」(図録)21-10 JLA理事表刊出；松本晋一就任 「圖研究」発刊、加藤宗厚「帝國 圖治法、目録及び分類概説」(圖 研究)12 帝國大学附属図書館協議会「第一 目録法」協議開始、田中敬、植松安 JLAがJFLAに加盟	国際図書館協会連盟(IFLA)結成
1927			加藤宗厚「日本件名標目表」 JLA目録法調査委員会発足(委員 長；今井真一、委員、田中敬ほか 田中敬「目録法故一への希望」 (「図録」21-11)を發表 華僑目録法制定委員会設置；伊 木、加藤宗厚、聯合・中島ほか 主記入編手、加藤宗厚「著者主記 入編」(「図録」26-9)。「主記入 編」は終結した(「圖研究」5-3)	
1928				
1929				
1930				
1931				ヴァチカン図書館目録規則
1932	JLA「和漢圖書目録法・案」(「図録」26-4)			

西暦年	日 目録基準	本 刊行目録	国際界の動向	基準 目録基準 (英米中心に) 図書館界 (目録域中心) の動向
1933	堀口貞子「日本図書館目録法案」『園研究』6-1		図書館令改: 中央図書館制。 青島編目録委改: 大野敏太郎ほか 堀口貞子「日本図書館目録法研究」 『園研究』6-4 JFLA 会議(7'9)に JLA 出席 青島編目録委改: 落合重信ほか 田中敬『和漢書目録法』 青島編目録委: 落合重信(9月) 青島編目録委: 落合重信(9月) 同志社大文学図書館学級学生会 JLA 事務部長に中田邦造 落合重信「書名主記入論」(図書館 雑誌、1) JLA	前巻海「和漢書目録法に掲げる 書名主記入と著者主記入: 両者 の得失に関する私見」(図録)27-5 JFLA「目録規則世界統一の委員会」 第2次世界大戦のため英米の目録委 員会の協議が中断された
1935				
1937				
1939	青島編「日本図書館目録規則案」(『園研究』 12-2: 7月): 1936年試案(同誌9-2) 立脚			
1941				
1942	帝国大学附属図書館協議会「和漢書目録規 則」発表(『図録』37-2)			
1943	青島編『日本目録規則 1942年版』(Nippon Catalog Rules・N.C.R.)			
1944			大日本図書館協会(文部省直轄)← JLA、『図録』休刊。青島編解散 JLA(財団)←大日本図書館協会 『図録』復刊	
1946			JLA 社団法人復脚(民主的組織 に): 理事長・高藤利夫	
1947			国立図書館←帝国図書館 国立国会図書館(NDL)←国立図 書館。JLA 会長に金森部次郎、事 務局長に有山峯	
1948	「ダウンス報告」			
1949			JLA 理事長に中井正一 (NDL); 以下、JLA の役員に関する表示を 省略	ALA: Cataloging Rules for Author and Title Entries. 2 ed. LC: Descriptive Cataloging Rules (續国会館記述目録規 則)
1950		国立国会図書館 (NDL) 印 刷カード頒布開始	図書館法公布	「British National Bibliography」 (BNB)
1953	JLA「日本目録規則 (以下、NCR) 1952年 版」(Nippon Cataloging Rules, 1952ed.)			JFLA 目録委員会に目録規則調査7 -キング・グループ設置
1954				
1955	記述立方式の提案(森村一)			JFLA 目録法原則会議の予備会議
1956	『基本件名目録 初版』(BSH)			Lubetzky: Code of cataloging rules
1959				国際目録原則会議 (ICCP) 於パリ
1960				
1961				
1963			JLA「中小都市における公共図書 館の運営」	ICCP(パリ)原則

西暦年	日 目 録 基 準	本 刊 行 目 録	図 書 館 界 の 動 向	国 際 関 係 (英米中心に) 目 録 基 準	図 書 館 界 (目録域中心) の 動 向
1964	『国立国会図書館存続目録』初版		JLA『整理技術テキスト』初版		LCMARC (I) NPAC(取書整理全国計画 シェアード・カタロギング) 開始 MARC pilot の実験開始 西ドイツ全国書籍の機械編纂開始
1966				英米目録規則: Anglo-American Cataloguing Rules (AACR (I)) ALA Filing Catalog Cards 2. ed.	
1967					
1968					LCMARC 2(USMARC)サービス
1969			JLA『整理技術テキスト: 簡素化のてびき』改訂版		LCMARC 2 テープの頒布開始 世界目録専門家会議 ユーロペイ ISBD ワーキング・グループ発足 IFLA 目録規則委員会 M. Gorman 原案の SBD (Standard Bibliographic Description) 協議 CIP 事業開始 エネスコ UNISIST OCLC オンライン・サービス開始 BNB 機械編纂開始
1970	JLA『標日本記載ユニットカード方式』(第1回整理技術全国会議にて提案)		JLA『市民の図書館』	ISBD(M)案	
1971				ISBN の ISO 規格制定 SIST の作成開始	
1972				UBC (Universal Bibliographic Control) IFLA で提案 ISDS (International Serials Data System) 活動開始 ISBD (M)2 ed.) AACR (I) 第 6 次改訂 AACR2 改訂作業開始 UNISIST Reference Manual	UTILAS, DILOG, SDC オンライン・サービス開始
1973				ISSN の ISO 規格制定 UKMARC フォーマット制定	
1974	日本図書館研究会・整理技術研究グループ『図書館目録規則案』		書誌計画審議会「機械編纂による今後の全国書誌のあり方」について討議へ答申 JAPANIMARC 検討開始。民智印刷カード配布開始。東京大学情報図書館学研究所が発足	UAP(Universal Availability of Publications) IFLA で提案 MAB1 フォーマット (西独) ISBDS(G)(CM)(NBM)(S) UNIMARC, MEKOP2 フォーマット制定 AACR2 ISBD(M)	UNIMARC 第 1 版 WLN オンライン・サービス開始 Computer Catalog Center 開設 RLIN がスタンフォード大学の BALLOTS システム引き継ぐ
1975					
1976					
1977	『N.C.R. 新版予備版』		NDL が和国図書館データベースの入力開始		
1978			日本全国書誌の機械編纂 JAPANIMARC 審議会を設置 日版マーク取扱い開始。図書館流通センター (TRC) 設立。NDL が和国書誌及入力を開始		
1979	NDL『著者名典拠録 (初版)』				

西暦年	日 目録基準	本 刊行目録	図書世界の動向	国際関係(本米中心に) 図書世界(目録域中心)の動向
1980		『附本週報』終刊(『日本全国書誌選刊版』と改題)	NDL印刷カード頒布方法改革	ISBD(A)(PM) UNIMARC 2 ed. ALA・LC差別規則
1981	『JAPAN/MARCマニュアル(初版)』刊行	『日本全国書誌選刊版』 JAPAN/MARC磁気テープ版 日本図書コード本格実施	JAPAN/MARCの磁気テープ頒布開始 TRCマーク提出開始 東京大学文政情報センター東京大学情報図書館学研究センター NACSIS CATサービス開始	LCMARC → USMARC LCがカード目録凍結
1982				
1983				
1984				RLINのCJKシステム稼働
1985	JAPAN/MARCマニュアル第2版	『帝国図書館和古書目録』 『国立国会図書館蔵書目録』	NDLカード目録凍結	The Common Communication Format (CCF)
1986	NACSIS「目録情報の基準」		学術情報センター(NACSIS)・東京大学文献情報センター	
1987	『NCR1987年版』	『国立国会図書館蔵書目録』 『新改訂書誌総合目録』終刊	『標準MARC』の実現を目的に書誌データベース構築	SINET, ISBD(C/M), ISBD(M), ISBD(NR/M)の改訂版
1988	JAPAN/MARCマニュアル(逐次刊行物編)	J-BISC, JAPAN/MARC(S)	J-BISC, JAPAN/MARC(S)頒布開始	AACR2R ISBD(S)の改訂版
1989 (平成元年)		『博士論文目録』(1984～) 『古典籍総合目録』(岩波書店)	『印刷カード通信』終刊(『全国書誌通信』と改題続刊)	
1990				
1991	『国立国会図書館件名標目録』第5版 『国立国会図書館種書名典目録』第2版		NACSIS IR サービス開始	UNIMARC/Authorities
1992	JAPAN/MARCマニュアル(図書編)			
1994	『NCR1987年版改訂版』	『国立国会図書館所蔵蔵書目録明治期』 NDL(CD-ROM Line 蔵書目録明治期)		OCC委員会設置 UBCIM 5カ年計画
1995		NDL, 和図書館起情報の一冊をインターネットで提供		UNIMARC/Authorities(日本語版) 附行 OCLC/NCSA Metadata WS プリン・コア
1996				
1997				
1998				
1999				
2000	『基本件名標目録』第4版	NDL印刷カード頒布停止	NACSIS ELS サービス開始	ISBD(ER) IFLAがFRBRを決定・刊行 ISOC W3C
2001	『NCR1987年版改訂版』第9章改訂		国立情報学研究所←学術情報センター	AACR2R第9章改訂
2002	『NCR1987年版改訂版』第2版		国立国会図書館関西館開館	AACR2 2002 改訂版

## 和 文 索 引

## — あ —

アイテム 162  
 浅草文庫 57  
 アメリカ. . . → 米国. . .  
 アリアドネ 191  
 医学館 55  
 いろは順 69  
 インターネット 191  
 インターネット仮想空間 192  
 英国図書館協会 56  
 「英米合同目録規則」(1908年) 77, 130,  
 181, 189  
 エレメント 172  
 大阪府立大学図書館 24, 28  
 大阪屋 (OPL) 117  
 オンライン総合目録 110  
 オンライン目録 112

## — か —

カード目録 48, 191  
 開成所 55  
 学術情報システム 108, 117, 150, 159, 187  
 学術情報センター (国立情報学研究所 参照)  
 150, 178  
 完全本記入 153  
 機械可読目録 49, 112, 191, 200  
 記述 148  
 記述対象 174  
 記述媒体 167, 169, 170  
 記述ユニット・カード方式 100, 129, 137  
 記述ユニット方式 107, 110, 129, 141  
 記述独立方式 26, 42, 98, 102, 132, 137, 139,  
 146, 153, 171  
 基礎書誌単位 108, 131, 176  
 基本記入 146  
 基本記入方式 29, 130  
 基本記入論 (争) 23, 42, 127, 128, 144, 199  
 「基本件名標目表」 132, 188  
 共同目録作業 187, 188, 191  
 記録の基盤 178  
 記録の (書誌) レベル 170, 174, 175

検索システム 193  
 件名目録 129  
 「件名目録の運命」 188  
 「件名目録の開運」 189  
 構成 (書誌) 単位 159, 175  
 構成 (書誌) レベル 174  
 国際図書館連盟 27, 47, 116, 142, 180, 191,  
 198  
 「国際標準書誌記述」(ISBD 参照) 103,  
 104, 107, 149, 157, 158, 119, 181, 191  
 国際目録原則 25, 96, 130, 139, 153  
 国際目録原則会議 96, 134  
 国立国会図書館 93  
 国立国会図書館印刷カード 94, 95  
 『国立国会図書館三十年史』 89, 91, 93  
 国立情報学研究所 108, 150, 187  
 国立図書館 57, 58  
 五十音順 74  
 個別目録 131  
 「小松原訓令」(1910年) 76  
 固有のタイトル 163, 171, 178  
 コロケーション 129, 172  
 コンピュータ言語 179  
 コンピュータファイル 117  
 コンピュータ目録 49  
 コンピュータユートピア 192

## — さ —

冊子目録 48  
 「三十年後の電子図書館」 191  
 三層構造論 167  
 識別 155  
 識別タイトル 163  
 資源共有 45, 188  
 辞書体目録 130  
 シソーラス 189  
 集合 (書誌) 単位 158, 176, 178  
 集合 (書誌) レベル 142, 143, 149, 158, 174  
 主記入論争 → 基本記入論争  
 主題目録第二次排列基準 129  
 出版物理単位 153, 154, 159  
 純粋物理単位 153, 154  
 昌平坂学問所 55

【情報の科学と技術】 179  
 情報組織化機能 192  
 書誌階層 29, 106, 107, 142, 143, 148, 149,  
 150, 157, 172, 174  
 書誌構造 144  
 書誌コントロール 42, 45, 46, 47, 50, 76, 95,  
 98, 191, 193  
 書誌情報の作成 193  
 書誌単位 (書誌の単位 参照) 29, 31, 107,  
 119, 131, 140, 142, 143, 145, 146, 147, 148,  
 149, 150, 163, 170, 174, 200  
 書誌単位論 42, 108, 147  
 書誌調整 47  
 書誌調整を考える全国集会 111, 115  
 書誌のサービス 193  
 書誌の事項 147  
 書誌のセンス 193  
 書誌の単位 (書誌単位 参照) 145, 146  
 書誌ユーティリティ 45, 108, 159, 187, 191  
 書誌レコード 198  
 書誌レベル 29, 107, 142, 143, 144, 149, 150,  
 157, 163  
 書籍館 55  
 所蔵物理単位 153, 159  
 書名記入 78  
 書名基本記入方式 (書名主記入方式) 78,  
 80, 81, 129, 132, 137, 199  
 『書名主記入論』 102, 136  
 書名書目 78  
 シリーズ 162  
 『新・図書館学ハンドブック』(雄山閣 1984)  
 58  
 字書体目録 69  
 「辞書体目録規則」 44  
 青年図書館員連盟 78, 81, 83, 85, 127, 128,  
 130  
 整理技術委員会 (JLA) 135  
 整理技術研究グループ 25, 134, 135, 136,  
 139, 149  
 『整理技術テキスト』(JLA 1964年) 26,  
 98, 139  
 『整理技術テキスト: 簡素化の手引き』(JLA  
 1969年) 135  
 整理技術全国会議 (JLA) 27, 26, 104, 134,  
 136  
 整理技術全国会議議事録 106  
 世界書誌調整 45, 47, 191  
 セットもの 162, 174  
 全文データベース 191

全国大学図書館協議会 88  
 全国専門高等学校図書館協議会 77, 85  
 相対目録論 31, 42, 133, 139, 171, 172, 187,  
 200

## — た —

タイトル記入 → 書名記入  
 ダウンス勧告 (ダウンス報告書) 89, 91,  
 93, 127  
 多巻もの 159, 161, 162  
 多巻レベル 157  
 多段階記述 (様式) 149, 157, 158, 159  
 「単一記入制目録のための標目選定表」  
 102  
 単巻レベル 142, 157, 162, 163, 174  
 単行 (書誌) 単位 148, 163, 176  
 単行 (書誌) レベル 143, 159  
 単行資料 174  
 ダブリン・コア 45, 49, 116, 180  
 チェイン・インデックス 189  
 逐次刊行 (書誌) 単位 108, 175, 176, 177  
 逐次刊行物 174  
 逐次刊行物の集合 175  
 逐次刊行 (書誌) レベル 174  
 『中小都市における公共図書館の運営』(中小  
 レポート) 24, 26, 98, 134  
 著作 145, 146, 147, 165, 166, 167, 168, 169,  
 170  
 著作権 191  
 「著作権法」 168  
 著作単位 140, 146, 165, 166  
 著者記入 78  
 著者基本記入 129, 132, 136, 137, 199  
 著者基本記入方式 (著者主記入方式) 78,  
 80, 81, 91, 127, 128, 129, 138  
 著者主記入論 80, 129, 136  
 著者典拠ファイル 172  
 著者目録 129  
 帝国大学図書館協議会 61  
 『帝国大学図書館和漢書分類目録』 59  
 『帝国大学図書館和漢書目録 (仮字別)』  
 59  
 帝国大学附属図書館協議会 77, 80, 81, 83, 92  
 帝国大学附属図書館協議会「和漢書目録規則」  
 88, 91  
 帝国図書館 58, 59, 60  
 データベース 187  
 テキスト 169, 170

テキストベース 191  
 典拠コントロール 148  
 電子資料 180, 191, 200  
 『電子資料の組織化：日本目録規則 (NCR) 1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』  
 119  
 『電子図書館の神話』 187, 192  
 東京書籍館 57, 58  
 『東京書籍館書目内国新刊和漢書之部』 59  
 『東京大学法学部・理学部・文学部図書館和漢  
 図書目録』 59  
 『東京帝国大学附属図書館洋著者書名目録編  
 纂概則』(1893年) 77  
 『東京帝国大学附属図書館和漢書書名目録増加  
 第一』(明治21-31年) 59  
 図書 145, 147, 148, 169  
 『図書館管理法』(金港堂書籍 1892年)  
 69  
 『図書館管理法』(金港堂書籍 1900年)  
 65, 69  
 『図書館管理法』(金港堂書籍 1912年)  
 75, 76  
 『図書館教育』(田中敬 同文館) 77  
 『圏研究』 85  
 『図書館研究叢書』 85  
 『図書館雑誌』 75, 78, 85, 105, 111, 117  
 『図書館書籍標準目録』 75  
 『図書館ハンドブック』(日本図書館協会刊)  
 67  
 『図書館目録規則案』(日本図書館研究会・整  
 理技術研究グループ) 27, 149, 153  
 図書館流通センター (TRC) 117  
 図書単位 140, 147  
 『図書の整理に関する調査』(JLA) 117  
 トレーシング 155  
 — な —  
 内容細目 175  
 二次(的)情報 191, 192  
 二重構造(モデル) 168, 169  
 ニッパン 117  
 『日本全国書誌』 101, 154, 156  
 日本図書館協会 60, 72, 78, 127, 128, 130, 180  
 日本図書館協会整理技術委員会 135  
 『日本図書館協会目録委員会案』 82  
 日本図書館協会和漢書目録法調査委員会 78  
 『日本図書館研究会 50年史』 26  
 日本図書館研究会整理技術研究グループ →

整理技術研究グループ  
 日本文庫協会(日本図書館協会 参照)  
 60, 67, 70  
 『日本文庫協会規則』 60  
 日本目録規則 23, 89, 130  
 『日本目録規則1942年版』(青年図書館員連盟)  
 78, 83, 85, 88, 89, 91, 122, 127, 130  
 『日本目録規則1952年版』(JLA 1953年)  
 93, 94, 122, 127, 130, 133  
 『日本目録規則1965年版』(JLA 1965年)  
 96, 102, 122, 130, 134, 153, 154  
 『日本目録規則1965年版追加規則および修正・  
 増補事項 1969』(JLA) 135  
 『日本目録規則1987年版』(日本図書館協会  
 1987年) 105, 123, 131, 141, 143, 147, 148,  
 149, 150, 156, 157, 159, 163, 174  
 『日本目録規則1987年版改訂版』(JLA1994年)  
 110, 131, 141, 175, 176, 177, 200  
 『日本目録規則1987年版改訂2版』(日本図書  
 館協会 2001年) 116, 123, 141, 180, 191  
 『日本目録規則解説』 95  
 『日本目録規則新版予備版』(JLA 1977年)  
 100, 103, 127, 128, 131, 132, 136, 140, 149,  
 153, 154, 159, 162, 188, 199  
 『日本目録規則新版予備版 追録及び修正』  
 104  
 『日本目録規則本版』 149, 150, 177  
 ネットワーク 191

## — は —

場所としての図書館 192  
 「バリ原則」→ 国際目録原則  
 非基本記入方式 29, 101, 132, 136, 140, 148,  
 153, 162, 172, 200  
 非基本記入論 142  
 標準のレベル 163  
 標準目録規則 21, 22, 42, 50, 55, 59, 95, 98,  
 127, 128, 199  
 標目 129, 146, 148  
 標目と記述の分離論(記述独立方式 参照)  
 98  
 標目の形 171  
 標目の選定 171  
 標目指示 155  
 標目未記載ユニット・カード(方式) 100,  
 134, 136  
 ビブリオグラフィック・コントロール → 書  
 誌コントロール

物理単位 29, 101, 131, 141, 145, 148, 148,  
150, 153, 154, 156, 157, 159, 164  
物理レベル 158  
「プロシヤ図書館アルファベット順目録規則」  
(1899年) 77  
「プロシヤ図書館アルファベット順目録規則  
第2版」(1908年) 77  
分割記入 161  
分割記入様式 157  
文献集中 → コロケーション  
文献単位 140, 145, 146, 166  
分析レベル 142, 157  
分類目録 129  
「分類目録の件名索引」 189  
米国議会図書館(LC)記述目録規則 91  
「米国図書館協会(ALA)著者書名目録規則  
1949年版」 91  
「米国図書館協会目録規則 [初版]」(1883  
年) 60  
米国図書館使節 199  
「本朝書籍目録」 55

## — ま —

マルチメディアの目録 180  
民間 MARC 117  
メタデータ 45, 49, 116, 119, 179, 180, 182  
目次情報 191  
目次速報 187  
目録(規則)議論の公開 199  
「目録と分類の理論」 137  
目録の将来 187, 191  
目録の目的 148  
「目録の利用と作成に関する調査報告書」  
117  
目録規則 44, 188, 191, 193  
「目録規則の成立と展開」 140  
目録研究 189  
目録作成の合理化 199  
「目録システム利用マニュアル」 150  
「目録情報の基準」 108, 150  
「目録情報の基準 第2版」(目録システム利

用マニュアル・データベース編 改訂版)  
108, 164, 178  
「目録編纂規則例解」 65  
『目録編纂法』(問宮商店 1926年) 78  
『目録編成規則』(日本図書館研究会) 132  
目録(法)研究 41, 132  
「目録無用論」 188  
目録利用 193  
目録論研究 23

## — や —

有料データベース 191  
ユニット・カード 101

## — ら —

利用者志向 181  
利用者の観点 198  
零本 154

## — わ —

「和漢書籍目録凡例十三案条」(東京書籍館  
内規) 59  
「和漢書目録規則 第一編」 61, 83  
「和漢書目録編纂規則」(「和漢図書目録編纂規  
則」参照) 66  
『和漢書目録法』(JLA 1939年) 81  
「和漢図書編纂概則」(「和漢図書目録編纂規則  
参照」) 69, 75  
和漢図書目録規則案 136  
「和漢図書目録編纂概則」(日本図書館協会編  
1910年) 72, 79, 127  
「和漢図書目録編纂規則」(日本文庫協会編  
1893年) 64, 68, 127  
和漢図書目録編纂規則取調事項 64  
「和漢図書目録法」(日本図書館協会編 1932  
年) 77, 78, 81, 82, 86, 127, 128  
和学講談所 55  
和古書・漢籍 180  
和資料 150

## 欧 文 索 引

- A —
- AACR 2 157, 162, 181, 189, 200  
 AACR 2 R 191  
 「ALA 著者書名目録規則」第2版 130  
 Alternative Headings 200  
 Anglo-American Cataloguing Rules 2nd Edition  
 119
- B —
- Bibliographic Unit → 書誌単位  
 Bibliographical Unit → 書誌的単位  
 BSH → 「基本件名標目表」
- C —
- CCF 49, 157, 162, 191  
 collocation → 文献単位の集中  
 Common Communication Format → CCF
- D —
- DBMS 179
- E —
- Entity 181
- F —
- FRBR (Functional Requirements for Bibliographic Records) 180, 198
- I —
- ICCP → 国際目録原則, 国際目録原則会議  
 IFLA → 国際図書館連盟  
 IFLA 大会 (第52回, 東京) 29  
 IFLA Study Group 180  
 International Conference on Cataloging Principles → 国際目録原則会議  
 International Standard Bibliographic Description
- J —
- J/BISC 50, 154  
 Japan/MARC 49, 103, 123, 154, 162
- L —
- LC 181  
 LC ネットワーク開発・MARC Standard Office  
 181  
 「LC 記述目録規則1949」 130
- M —
- MARC → 機械可読目録  
 MARC21 181  
 MARC・FORMAT 142  
 MARC レコード 115  
 markup language 179
- N —
- NACSIS → 学術情報システム  
 NACSIS-CAT 187  
 NACSIS-ILL 187  
 NCR → 「日本目録規則1942年版」  
 NII 187  
 Nippon Catalog Rules → 「日本目録規則  
 1942年版」  
 Nippon Cataloging Rules → 「日本目録規  
 則」
- 国際標準書誌記述 —
- 「国際標準書誌記述」  
 ISBD → 「国際標準書誌記述」  
 ISBD (CF) 106, 117  
 ISBD (ER) 117, 191  
 ISBD (G) 106  
 ISBD 区切り記号 (法) 107, 108, 149  
 ISBD (M) 27, 106  
 ISBD (NBM) 106  
 ISBD (S) 106  
 ISBDs 49, 119, 181, 191  
 ISO 規格 49  
 item 162

## — O —

OCLC 180, 187  
 OPAC 112

## — R —

Reference Manual (Unesco) 142, 162, 191

## — S —

SGML 179  
 Study Group on the Functional Requirements  
 for Bibliographic Records (IFLA) 116

## — T —

text 167  
 The common communication format (CCF)  
 157  
 TRC マーク 187

## — U —

UNESCO 49, 162  
 UNIMARC 49, 191  
 UNISIST. Reference manual for machine 142,  
 162, 191  
 UNISIST Reference Manual 49

## — W —

Webcat 187

## — X —

XLM 179

## 人名索引

- A —
- 天野敬太郎 133  
鮎沢修 35
- B —
- Bakland, M. K. 187  
Besterman, T. 46  
Birdsall, William F. 187, 192  
Bookstein, A. 46  
Butler, P. 45
- C —
- Crawford, W. 192  
Cutter, Charles Ammi 41, 44
- D —
- Domanovszky, A. 146, 149  
Downs, Rebert B. 89  
Dunkin, S. P. 41, 140
- E —
- Egan, M. E. 46  
遠藤英三 137, 140
- F —
- 藤田善一 134  
藤沢徳男 25  
古川肇 189
- G —
- Gorman, M. 172, 192, 200  
後藤純郎 34  
Grose, M. R. 41, 49
- H —
- 原田勝 115, 188, 191  
服部金太郎 33  
林末葵夫 78  
樋口竜太郎 66  
Hirshon, A. 189  
Hunter, E. J. 49, 193
- I —
- 今井貫一 75, 77, 78, 79, 85  
井上裕雄 138, 140  
石川徹也 191  
石山洋 103, 136  
石塚栄二 26, 134, 140  
岩下康夫 150, 162, 167, 168, 171
- K —
- 影浦峽 181  
加藤宗厚 32, 33, 81, 85, 103, 136, 188  
河井弘志 41  
Keeney, Philip O. 56  
鞠谷安太郎 78, 85, 87  
北克一 137  
小林花子 33, 59  
光齋重治 140  
黒木努 34
- L —
- Lancaster, F. W. 49  
Line, M. B. 41, 49  
Lubetzky, S. 146
- M —
- 前畑典弘 134, 140  
間宮不二雄 78, 85  
丸山悦三郎 139  
丸山昭二郎 103, 105, 144, 150, 156, 178  
松林正己 149

南論造 34  
 森耕一 26, 98, 132, 136, 139, 140, 146, 171  
 森清 135

## — N —

長尾真 191  
 永田治樹 107, 116, 149, 180  
 中島猶治郎 78, 85, 87  
 根本彰 46  
 西村竹間 59, 69  
 野村文保 110

## — O —

落合重信 129, 136  
 小田泰正 103, 172, 188  
 岡田温 93  
 大城戸宗重 59  
 大城善盛 29, 163  
 太田為三郎 64, 69

## — P —

Panizzi, Antonio 44  
 Pungitore, V. L. 47

## — R —

Ranganathan, S. R. 134

## — S —

坂本四方太 72  
 佐野友三郎 56, 75  
 関直 59  
 仙田正雄 139  
 Sevenonius, E. 46  
 Shera, J. H. 46  
 洪川雅俊 41, 46  
 志村尚夫 34, 35, 74  
 Strout, Ruth F. 200

杉原丈夫 133, 139, 171  
 Svenonius, E. 172

## — T —

高木八尺 91  
 高橋泰四郎 32, 95, 103  
 高鷲忠美 29, 140, 172  
 武田虎之助 133, 135  
 田辺広 103  
 田中鉄三 85  
 田中不二麿 56  
 田中稲城 56, 59, 60, 69, 75  
 田中敬 69, 77, 79, 80, 81, 88  
 谷口祥一 167, 168, 169  
 谷口敏夫 191, 192  
 Texa グループ 25  
 戸田慎一 181

## — U —

植松安 77  
 海野敏 181

## — V —

Vellucci, Sherry L. 179  
 Verona, Eva 25, 134, 140, 146, 147, 153, 166,  
 167

## — W —

和田万吉 56  
 和中幹雄 149  
 渡辺又次郎 72  
 Wilson, P. 169

## — Y —

横井時重 26, 137, 140  
 湯浅吉郎 75

## 著者略歴

志保田務（桃山学院大学経営学部教授）：図書館情報学

- 1963年 関西大学法学部卒業，その後，文学部教育学科にて天野敬太郎講師などから，図書館学を学ぶ。
- 1965年 大阪府立大学図書館勤務（現在，学術情報センター）
- 1978年 桃山学院大学社会学部助教授（1986年・同教授）
- 1990年 桃山学院大学文学部教授
- 1991年 桃山学院大学社会教育センター（現・エクスセンター）長
- 1994—1995年 米国アリゾナ大学 ビジティング・フェロー
- 1998年 桃山学院大学計算機センター（現・情報センター）長
- 2000年 図書館情報学大学院情報メディア学専攻後期課程国内留学
- 2002年 桃山学院大学経営学部教授（現在に至る）
- 2004年 博士号（学位）（図書館情報学）を取得  
桃山学院大学総合研究所所長（現在に至る）

## 著作（単行本に限る）

- 1978年『戦後英米作家研究図書：書誌と所在』山田忠彦〔ほか〕と共著 日外アソシエーツ
- 1980年『資料組織法』（初版）木原通夫，高鷲忠美と共著 第一法規
- 1985年『資料組織法演習問題集』（初版）木原通夫，高鷲忠美と共編著 第一法規（のち，「赤版」，「青版」，「マルチメディア版」）
- 1986年『NDC 変換便覧 新訂7-8 版本表対照・相互索引，新訂6A-8 版相互索引』野口恒雄と共編 日外アソシエーツ
- 1987年『分類・目録法入門』（初版）木原通夫と共著 第一法規  
2005年 新改訂4 版（同2 版以後，副書名「メディアの構成」付加）
- 1990年『永井荷風の読書遍歴』赤瀬雅子と共著 荒竹出版
- 1993年『目録と分類の理論：森耕一と整理技術論の発展』日本図書館研究会（編集担当及び論文，解説，聞き書き等）  
『日本図書館研究会・整理技術研究グループ史：戦後整理技術研究の一断面』（編著）日本図書館研究会・整理技術研究グループ
- 1996年『コンサイス AACR 2』M. ゴーマン著，岩下康夫と共訳 日本図書館協会
- 1998年『コンサイス AACR 2 R：プログラム式演習』E.J. ハンター著，岩下康夫と共

訳 日本図書館研究会

『図書館概論』（新・図書館学シリーズ；1）前島重方と共編著 樹村房

『情報サービス：概説と情報サービス演習』平井尊士と共編著 学芸図書  
（2005年第2版）

『資料組織論』（放送大学教材）高鷲忠美一と共著 送大学教育振興会

1999年『図書館と情報機器・特論 情報メディアの活用12章』平井尊士と共編著 第一法規

2000年『情報活用術』平井尊士，中崎修一と〔共編著〕 学芸図書

『学校図書館メディアの構成』（放送大学教材）高鷲忠美，北克一と共著 放送大学教育振興会

『NCR プログラム式演習と基本概念の分析』岩下康夫，遠山潤と共著 学芸図書

2001年「図書館と目録の関係：この1世紀」『21世紀の図書館と図書館員』（論集・図書館情報学研究の歩み／日本図書館情報学会研究委員会：20集）日外アソシエーツ p.114-141

『資料・メディア総論：図書館資料論・専門資料論・資料特論の統合化』山本順一と監修著 学芸図書

2003年『芥川龍之介の読書遍歴：壮烈な読書のクロノロジー』赤瀬雅子，山田忠彦と共著 学芸図書

#### その他の教育活動

放送大学客員教授，京都大学教育学部兼任講師（以上，現在に至る）。元，愛知学院大学，大阪教育大学，大阪女子大学，帝塚山学院大学，武庫川女子大学非常勤講師。桃山学院大学生生活共同組合理事長（現在）。大阪府美原町図書館協議会会長（2005年1月の同町堺市合併まで）

#### 所属学会

日本図書館情報学会（理事），日本図書館研究会（理事），情報メディア学会，日本比較文学会，図書館文化史研究会，資料組織化研究会，情報科学技術協会，日本図書館協会など。

#### 受賞

第4回 物集索引賞（1990年）

本書は、2005年度の桃山学院大学学術出版助成を受けて  
刊行されたものである。

## 日本における図書館目録法の標準化と 目録理論の発展に関する研究

---

2005年 5月31日 発行

著者 志保田 務◎

発行者 学芸図書株式会社

代表者 市川武史

---

発行所 学芸図書株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1 木村ビル2F  
TEL 03-3291-3023 FAX 03-3219-6112